

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年1月31日

【発行者名】 HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド
(HSBC Management (Guernsey) Limited)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター ポール・レンチ
(Paul Wrench)

【本店の所在の場所】 チャネル諸島, GY1 3NF, ガーンジー、
セント・ピーター・ポート、
セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス
(Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port,
Guernsey GY1 3NF, Channel Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽
弁護士 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽
弁護士 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 HSBC ユニ・フォリオ
(HSBC Uni-Folio)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】

- () HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国ドル(約390億6,500万円)を上限額とする。
- () HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国ドル(約390億6,500万円)を上限額とする。
- () HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド
米ドル・クラス受益証券について、5億アメリカ合衆国ドル(約390億6,500万円)を上限額とする。
ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約520億8,000万円)を上限額とする。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびユーロの円換算額は、平成23年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1米ドル=78.13円および1ユーロ=104.16円)による。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

HSBC ユニ・フォリオ(HSBC Uni-Folio)

(以下「ユニ・フォリオ」という。)

(注1) ユニ・フォリオは、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド、HSBCリアル・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(以下、それぞれを「ファンド」という。)の4本のサブ・ファンドを有するアンブレラ型ファンドである。

なお、からを総称して「アドバンテージ・ファンズ」ということがある。

日本においては、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドが募集されており、HSBC リアル・アドバンテージ・ファンドについては、平成24年2月1日以降、募集を停止している。

(注2) HSBC ジャパン・アドバンテージ・ファンド、HSBC US アドバンテージ・ファンド、HSBC アルファ・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC レバレッジド・アルファ・アドバンテージ・ファンドは平成21年7月31日付、HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドは平成23年6月30日付で償還した。

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券である。(以下「受益証券」または「ファンド証券」という。)

受益証券は追加型である。

管理会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(注) 上記の4本のファンドのうち、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券の2種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券のみが募集される。HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券の2種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券のみが募集される。HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては、米ドル・クラス受益証券、スターリング・クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、スイスフラン・クラス受益証券、インスティテューショナル(円)クラス受益証券およびインスティテューショナル(スイスフラン)クラス受益証券の6種類が発行され、日本国内においては、米ドル・クラス受益証券とユーロ・クラス受益証券のみが募集される。なお、各クラスの受益証券を「クラス証券」ということがある。

(3)【発行(売出)価額の総額】

()HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約390億6,500万円)を上限額とする。

()HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約390億6,500万円)を上限額とする。

()HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス受益証券について、5億米ドル(約390億6,500万円)を上限額とする。

ユーロ・クラス受益証券について、5億ユーロ(約520億8,000万円)を上限額とする。

(注1) 米ドルおよびユーロの円換算額は、平成23年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=78.13円および1ユーロ=104.16円)による。以下同じ。

(注2) ユニ・フォリオは、ガーンジーの法律に基づいて設立されているが、受益証券は、米ドル建て、ユーロ建てまたは円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨、ユーロ貨または円貨をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入または切り捨てしてある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4)【発行(売出)価格】

毎月の最終営業日の午後5時(ガーンジー時間)の評価時点において計算されるファンドの受益証券一口当たりの純資産価格

(注)「営業日」とは、ガーンジーにおいてもしくはファンドの投資資産もしくは提案された投資資産の管理または運用に関連する主要金融センターにおいて通常営業日とみなされる日、または管理会社がある裁量で決定するその他の日をいう。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に以下の料率を乗じて得た額とする。

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150%(税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625%(税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100%(税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575%(税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050%(税抜き1.0%)

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150%(税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625%(税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100%(税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575%(税抜き1.5%)
5,000,000ユーロ以上		1.050%(税抜き1.0%)

(6)【申込単位】

()HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

25,000米ドル以上 1米セント単位

()HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

25,000米ドル以上 1米セント単位

()HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド

米ドル・クラス 25,000米ドル以上 1米セント単位

ユーロ・クラス 25,000ユーロ以上 1ユーロ・セント単位

(7)【申込期間】

平成24年2月1日(水)から平成25年1月31日(木)まで

ただし、原則として、毎月末最終営業日の5営業日前の営業日に申込みの取扱いが行われる。

その他、代行協会が必要と認める場合、日本において申込みの取扱いを行わないことがある。

(8)【申込取扱場所】

HSBC証券会社 東京支店

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

(以下「HSBC証券」という。)

香港上海銀行 東京支店

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

(以下「香港上海銀行」といい、HSBC証券と併せて「日本における販売会社」という。)

(9)【払込期日】

申込金額等の支払は日本において受益証券の申込書を日本における販売会社に提出すると同時に行われる。

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社によって、日本において受益証券の申込書が受領され、または受領されたとみなされる暦月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座に各ファンドの各クラス証券の通貨により払い込まれる。

(10)【払込取扱場所】

HSBC証券会社 東京支店

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

香港上海銀行 東京支店

東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング

各申込日の申込金額の総額は、日本における販売会社によって、管理会社が管理する顧客口座に各ファンドの各クラス証券の通貨により払い込まれる。

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12)【その他】

申込証拠金はない。ただし、継続申込期間中に顧客により払い込まれた申込金額の総額は、日本における約定日(日本における販売会社が申込みの注文の成立を確認した日)後、日本において受益証券の受渡が行われるまで、日本における販売会社が開設する取引口座に保管される。顧客は日本における販売会社から取引報告書を受領し、日本における販売会社は、取引口座から当該申込金額の総額を受領する。

引受等の概要

(イ) HSBC証券および香港上海銀行はそれぞれ、HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド(以下「管理会社」という。)との間の、平成18年4月12日付および平成21年1月9日付の日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、受益証券の募集を行う。

(ロ) 管理会社は、HSBC証券会社をユニ・フォリオに関して日本における代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、一口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出または送付する等の業務を行う協会員をいう。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額等は各クラス証券の通貨によるものとする。

申込みをした者は、前記「(9) 払込期日」記載の日までに日本における販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとする。

日本における販売会社を受領した申込金額は、管理会社の管理する顧客口座に各クラス証券の通貨で払い込まれる。

日本以外の地域における発行

各ファンドについて、毎暦月最終営業日にそれぞれの一口当たり純資産価格で、海外において販売される。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの形態

各ファンドは、アンブレラ・ファンドであるHSBC ユニ・フォリオ(以下「ユニ・フォリオ」という。)のサブ・ファンドである。現在、4本のファンドが、ユニ・フォリオのサブ・ファンドとして存在する。

ユニ・フォリオは、平成11年7月23日付信託証書(補遺にて改訂済)により組成されたアンブレラ・ファンドとして設定されたガーンジーのユニット・トラスト・スキームである。

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッドがユニ・フォリオの管理会社であり、またHSBC プライベート・バンク(C.I.)リミテッドが平成11年7月23日からユニ・フォリオの受託会社である。ユニ・フォリオは、特に同ファンドに関係する管理会社および受託会社の義務に関しクラスB規則(下記に定義される。)に服する。

ユニ・フォリオは、上場および非上場の株式、債券、オプション、ワラントおよびデリバティブを含むその他の投資証券への広範な投資を認められている4本のファンドで構成されている。HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドについては2種類の受益証券が発行され、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドについては6種類の受益証券が発行される。各ファンドの投資目的およびリスクの詳細については、各ファンドの別紙を参照のこと。

管理会社は、その他のファンドを信託証書により追加設定することができる。

ファンドの受益証券は、需要に応じて、いつでも、その時の純資産価格で販売され、また受益者の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で買い戻すという仕組みになっている。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができる。

ファンドの目的および基本的性格

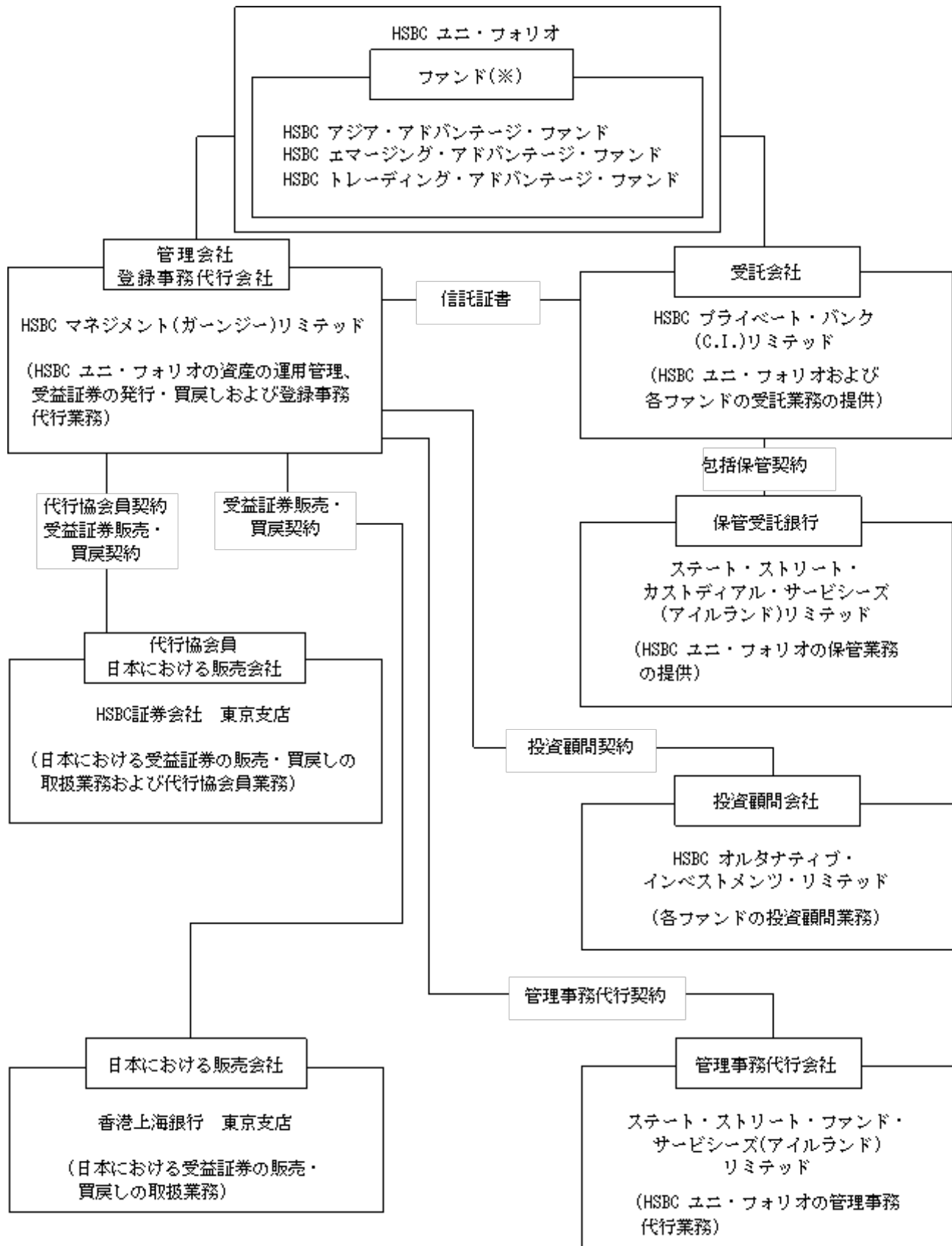
各ファンドについての別紙を参照のこと。

(2)【ファンドの沿革】

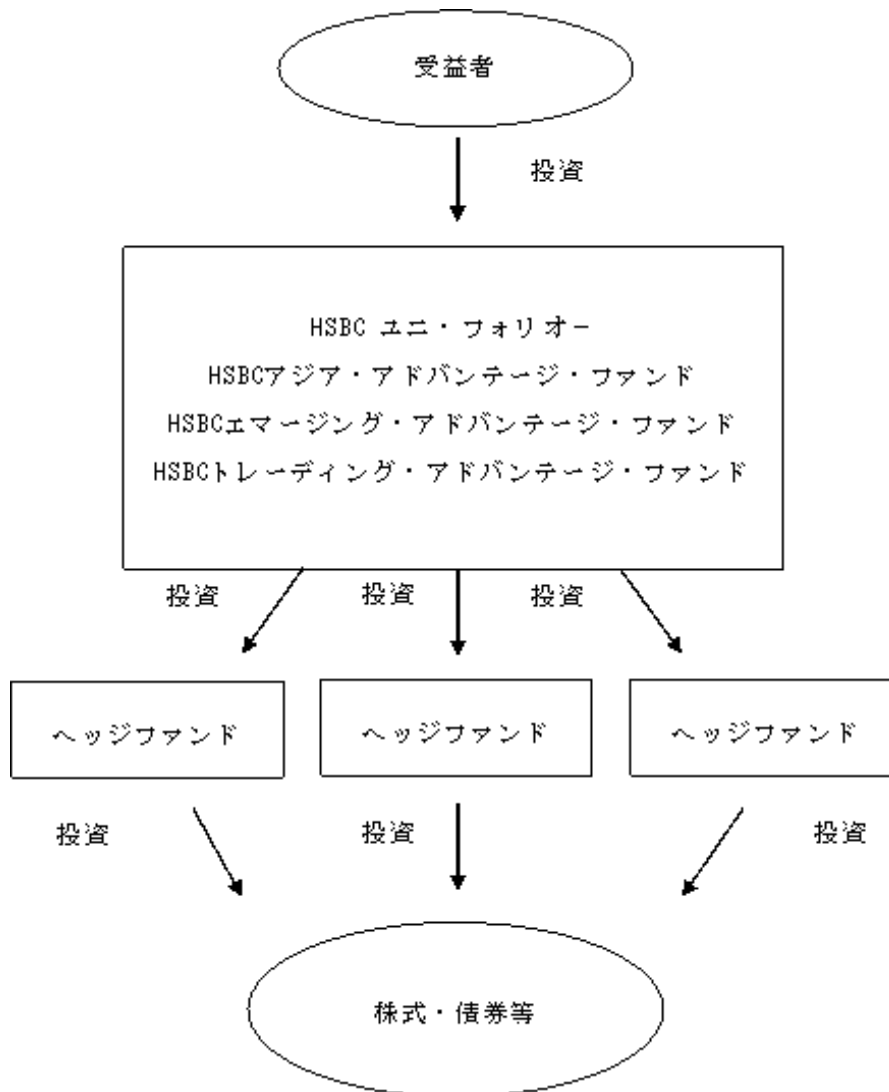
昭和61年9月25日	管理会社設立
平成9年4月1日	HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド(平成16年2月27日付で旧名称であるリパブリック・エマージング・マーケット・ヘッジ・ファンドより名称変更) 米ドル・クラスの運用開始
平成11年7月23日	信託証書締結
平成14年1月31日	補遺証書締結
平成14年6月28日	HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド(平成16年3月26日付で旧名称であるHSBC リパブリック・アジア・アドバンテージ・ファンドより名称変更) 米ドル・クラスの運用開始
平成15年4月30日	HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンド(平成16年3月26日付で旧名称であるHSBC リパブリック・ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドより名称変更) ユーロ・クラスの運用開始
平成15年6月16日	補遺証書締結
平成16年1月22日	補遺証書締結
平成17年10月31日	HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラスの運用開始
平成18年3月31日	HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラスの運用開始
平成20年10月31日	HSBC リアル・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラスおよびユーロ・クラスの運用開始
平成21年7月31日	HSBC ジャパン・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC US アドバンテージ・ファンドの償還
平成23年6月30日	HSBC ヨーロッパ・アドバンテージ・ファンドの償還

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	トラスト運営上の役割	契約等の概要
HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド (HSBC Management(Guernsey) Limited)	管理会社 登録事務代行会社	平成11年7月23日付信託証書(随時補遺により改訂済)を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよび終了について規定している。
HSBC プライベート・バンク(C.I.)リミテッド (HSBC Private Bank(C.I.) Limited)	受託会社	受託会社の退任および選任についての証書により、平成11年7月23日付で信託証書の当事者に就任。信託証書では、ユニ・フォリオおよび各ファンドの資産の保管業務および管理事務代行業務について規定している。
ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド (State Street Custodial Services(Ireland) Limited)	保管受託銀行	受託会社とインベスターズ・トラスト・アンド・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッドとの間で平成13年1月12日付包括保管契約(注1)を締結(平成21年2月1日付の同契約にかかる更改契約に基づき、ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッドが契約上の地位を承継。)。ファンドの資産の保管業務について規定している。
HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド (HSBC Alternative Investments Limited)	投資顧問会社	平成16年4月30日付投資顧問契約(注2)を管理会社との間で締結。ファンドの投資顧問業務について規定している。
ステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド (State Street Fund Services(Ireland) Limited)	管理事務代行会社	管理会社とインベスターズ・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドとの間で平成13年1月12日付管理事務代行契約(注3)を締結(平成21年2月1日付の同契約にかかる更改契約に基づき、ステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドが契約上の地位を承継。)。ファンドの管理事務代行業務について規定している。
HSBC証券会社 東京支店	代行協会員 日本における販売会社	平成18年4月12日付代行協会員契約(注4)を管理会社との間で締結。代行協会員業務について規定している。 平成18年4月12日付および平成21年1月9日付受益証券販売・買戻契約(注5)を管理会社との間で締結。ファンドの受益証券の販売・買戻しの取扱業務について規定している。

名称	トラスト運営上の役割	契約等の概要
香港上海銀行 東京支店	日本における販売会社	平成18年4月12日付および平成21年1月9日付受益証券販売・買戻契約(注5)を管理会社との間で締結。ファンドの受益証券の販売・買戻しの取扱業務について規定している。

(注1) 包括保管契約とは、受託会社によって任命された保管受託銀行が、ファンドの資産の保管業務を提供することを約する契約である。

(注2) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、本契約の規定に基づき、当該ファンドの投資目的を達成するために資産の投資および再投資に関する一任勘定による運用を引き受けることを約する契約である。

(注3) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドの純資産価格および受益証券の一口当たり純資産価格の計算および公表、ファンドに係る報酬、費用等の計算、帳簿、記録および会計書類の作成等の管理事務を行うことを約する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、受益証券に関する目論見書の配布、受益証券一口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則及び目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概要

()設立準拠法

管理会社は、ガーンジーの法律に基づき昭和61年9月25日に設立された。

()会社の目的

会社の目的は、投資信託の管理運営を行うことである。

()資本金の額

平成23年11月末日現在、100,000スターリング・ポンド(約1,219万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成23年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=121.92円)による。

()会社の沿革

昭和61年9月25日設立。

()大株主の状況

(平成23年11月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
HSBC インベストメント・ホールディングス (ガーンジー)リミテッド (HSBC Investment Holdings(Guernsey) Limited)	ガーンジー, GY1 1EE, セント・ピーター・ポート, パーク・ストリート, パーク・プレイス	99,999株	約100%

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

ユニ・フォリオは、1987年ガーンジー投資者保護法(改訂済)(以下「1987年法」という。)第8条の規定に従い、クラスBの集団投資スキームとしてガーンジー金融サービス委員会(以下「委員会」という。)により認可され、1987年法により付与された権限に基づき委員会により制定された1990年集団投資スキーム(クラスB)規則(以下「クラスB規則」という。)のすべての規定に従っている。管理会社および受託銀行の両社とも、1987年法第3条により委員会からユニ・フォリオに関し管理会社および受託銀行として行為することを認可され、1988年集団投資スキーム(指定業者)規則(以下「指定業者規則」という。)および1998年免許業者(財源、通知、業務運営およびコンプライアンス)規則(以下「FNCC規則」という。)に基づく監督に両規制の廃止まで服していたが、現在、2010年1月1日に施行された2009年免許業者(業務運営)規則(以下「業務運営規則」という。)および2010年4月16日に施行された2010年免許業者(資本適性度)規則(以下「資本適性度規則」という。)に基づく監督に服している。

(5)【開示制度の概要】

ガーンジーにおける開示

(イ)金融庁に対する開示

認可された投資スキームの管理会社は、各会計年度および各半期に関する報告書および会計書類を作成し、公表された時に金融サービス委員会へ英語版の各報告書の写しを送付することを要求されている。認可された投資スキームの管理会社はまた、ファンドの投資方針およびファンドの運用方法に関する詳細な情報を記載した投資スキーム説明書を作成し、12か月毎に少なくとも1回かかる投資スキーム説明書を検討することを要求されている。管理会社は、投資スキーム説明書を委員会へ送付しない限り、投資スキームの受益証券を販売する権利を付与されない。指定管理会社、主要管理会社または指定受託銀行(以下「関係者」または「免許業者」という。)の業務の内規が関係する範囲において、関係者は、財源要件または流動性要件を規定する投資信託規則に違反すると判断される事由を有する場合、または1か月以内に関係者の財源要件に違反することが予想される場合、委員会に直ちに届け出なければならない。通知には、違反の治癒のため関係者がとる予定のまたはとった、書面により承認されなければならない措置を明記しなければならない。関係者は、ガーンジーにおいてコンプライアンスを担当するコンプライアンス・オフィサー(以下「コンプライアンス・オフィサー」という。)を任命し、不在になった場合かかる地位を埋める後任者を任命しなければならない。

さらに、関係者は、(a)業務運営規則の要件を遵守することまたは遵守して販売することができない場合、(b)取締役または従業員がガーンジーにおいて投資業務を行う免許業者または関係者に関連して詐欺またはその他の不正行為にかかわる業務に従事している場合、(c)関係者の監査人が会計報告に限定意見を付す意図がある場合または(d)関係者の子会社の負債がその資産を超える場合または(e)認可を受けた会社の親会社の負債が親会社の資産を超える場合、に該当すると想定される事由がある場合、委員会に対し、事前に、書面による通知および詳細を提出しなければならない。

関係者は、その所有権、登記上の住所または営業所、名称の予定される変更または1987年法の要件に従い提供されるべき書類の通知の送達住所の変更について委員会に対し書面により届け出なければならない。

関係者はまた、(a)関係者の登記上のまたはそれに相当する名称、(b)関係者がガーンジーにおいて監督を受ける投資業務を行う商号、(c)関係者の本店または主要な営業所の住所、(d)関係者の登記上の事務所の住所、および(e)1987年法第3条(1)(e)に従って提供される通知または書類の送達住所の変更について直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。

関係者は、主要な従業員が(a)関係者がガーンジーにおいて監督を受ける投資業務に関係する管理会社、(b)ガーンジーの会社の場合、関係者の秘書、または(c)業務運営規則第3.2条に基づくガーンジーにおけるコンプライアンス・オフィサーに就任したかまたはかかる地位を退任した事実および日付も委員会に対し書面により届け出なければならない。

関係者は、業務運営規則第12.3.1条に該当する個人に関連して、(a)氏名の変更、(b)業務運営規則に定義される金融業に関連する法律に基づく免許、認可もしくは登録の申込みの拒絶、撤回または停止、(c)規制当局(自主規制機関(業務運営規則に定義される。))を含む。)または個人の専門活動または事業活動に関連する専門団体による懲戒措置または処分、および(d)かかる個人から会社の取締役を務めるかまたは会社の運営に関与する資格を剥奪する裁判所による命令を認識した場合、直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。

関係者は、従業員に関連して、(a)詐欺またはその他の不正行為にかかわる違法行為に対する有罪判決、(b)金融業に関連する法律に基づく違法行為に対する有罪判決、および(c)差押え、破綻、破産、仮差押え、またはこれらに類似する手続の発生を認識した場合、直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。関係者は、試用期間中の従業員を含むガーンジーにおける従業員の即時解雇およびその解雇の理由を直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。(a)従業員の懲戒理由となった違法行為、(b)従業員を懲戒するために講じられた措置の詳細を含む、1987年法もしくは1987年法に基づく規則の違反または関係者の監督を受ける投資業務の遂行に影響を及ぼすと合理的に予想できる行為に関連して関係者が懲戒した従業員の氏名の記録は維持される。かかる詳細は、従業員が懲戒されてから7日以内に委員会に対して提出されなければならない。記録は、懲戒措置が講じられた日から6年間保管される。

関係者は、(a)関係者、または関係者が会社である場合にはその子会社もしくは持株会社に対する解散の申請または保全管理命令、(b)関係者の管財人、管理事務代理人、資産管財人または受託者の任命、(c)関係者の債権者との和解協定または任意協定の締結、(d)ガーンジー等における金融業に関連する法律に基づく金融業を行うための免許、認可または登録の申請の許諾、取下げまたは拒絶もしくはかかる免許、認可または登録の取消、(e)法定当局もしくはその他の規制当局(自主規制機関を含む。)または公認専門団体による関係者の業務を調査するための調査官の任命、(f)規制当局(自主規制機関を含む。)または公認専門団体による金融業に関連する関係者またはその取締役に対する懲戒措置または懲戒処分、(g)金融業に関連して、免許業者またはその取締役に対する免許業者が当事者である重大な訴訟、法的手続または仲裁の申立て、および(h)金融業、会社または破産に関連する法律に基づく違法行為または詐欺またはその他の不正行為にかかわる違法行為の関係者に対する有罪判決が生じた場合、直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。

関係者は、他の会社または事業体の子会社になった場合または子会社でなくなった場合、直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。通知には、持株会社の名称、主要事業、取締役の氏名および登記上の事務所の住所を明記しなければならない。関係者は、子会社の設立、取得、売却または解散を直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。かかる通知には子会社の名称および主要事業(もしあれば)を明記しなければならない。関係者は、免許の変更を要するか否かにかかわらず、事業計画の重大な変更を直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。

(ロ) 受益者に対する開示

受益証券価格の公告

各ファンドの受益証券の価格は、いつでも管理会社から入手可能であり、またザ・ウォールストリート・ジャーナル、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン(欧州版)、その他管理会社が随時決定する新聞でも公告され、かかるすべての発生コストは当該ファンドが負担する。管理会社は、新聞紙上で公告される受益証券価格が正確であることを確実にすべく努力するが、管理会社は、起こりうる誤りについて責任を負わない。管理会社は、受益証券がある証券取引所に上場または売買されることを予定していない。

報告書および計算書

あるファンドの会計期間に関する監査済み財務諸表は、その基準通貨で作成され、当該ファンドの全受益者は、当該会計基準日から6か月以内にこれを入手することができる。管理会社は、未監査の中間報告書も受益者に対し提供するものと予想している。各ファンドの年次報告書は管理会社の各事務所において閲覧することができ、写しはかかる事務所から得ることができる。

受益者への通知

特定ファンドの受益者に対し送付もしくは送達を要求される通知またはその他書面は、郵送される場合、当該ファンドの受益者名簿に記載される住所宛で送付された場合に適に行われたものとみなされ、また郵送される場合、投函後5日目に送達または受領されたものとみなされる。共同受益者の場合は、かかる通知または書面は最初の記名者の住所宛で送付される。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の修正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する

電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ユニ・フォリオに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

()投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後修正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、ユニ・フォリオにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ユニ・フォリオの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ユニ・フォリオの資産について、ユニ・フォリオの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(口)日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で日本における販売会社を通じて投資を行った日本の受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のユニ・フォリオの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

(6)【監督官庁の概要】

ガンジー金融サービス委員会は、「1987年ガンジー金融サービス委員会法」と称するガンジーの法案を批准する領域議会の命令により設立された。「1987年ガンジー金融サービス委員会法」は、1987年ガンジー金融サービス委員会法1988年施行規則により1988年2月1日に施行された。

委員会により行使される監督の概要

(イ) 集団投資スキームが、クラスBスキームとして委員会により認可されるためには、投資スキームが1987年法付則第3部の要件を遵守していること、すなわち、投資スキームが、認可宣言済の投資スキームに適用される1987年法に基づくすべての規則を遵守しなければならないこと、投資スキームの名称が望ましくないものまたは紛らわしいものでないこと、投資スキームの目的が合理的に考えて実行可能なものであること、および投資者が裏付となる受益証券一口当たり純資産価格を反映した価格で受益証券を買い戻す権利を付与されていることまたはその受益証券を公認の取引所で裏付となる受益証券一口当たり純資産価格と重大な差異のない価格で売却することができること、という要件に適合していることを、委員会が確認しなければならない。一般原則として、委員会は、プロモーターが設定された投資信託のプロモーションにおいて論証可能な実績を残していることが確認された場合にのみ認可する。他の管轄区域における規制当局によるプロモーターの認可は、通常必要とされない。さらに委員会は、投資スキームが会社型の場合、投資スキームの取締役ならびに管理会社および保管受託銀行または受託会社の取締役が経験ある誠実な人物であることを確認しなければならない。委員会は、投資スキームの運用の方法、または免許業者がその業務を行う方法について満足できない場合、投資スキームの認可または免許業者の免許を取り下げる権限を有している。

(ロ) すべての認可された投資スキームは、独立の監査人により監査されなければならない。クラスBスキームについては、半期および年次会計書類の写しを委員会に預託しなければならない。

(ハ) 1987年法第8条に基づき委員会により発せられた認可は、中心となる管理会社の監督の下で投資スキームの運用に関する実務に主として携わる投資スキームの指定管理会社(ユニ・フォリオについては、HSBC マネジメント(ガンジー)リミテッドが指定管理会社として指定されており、別個の中心となる管理会社は存在しない。)の名称および指定受託会社または指定保管受託会社の名称を同時に記載すること

を要求されている。クラスB規則は、認可された投資スキームの指定管理会社および指定受託会社が、(a)異なる法人であり、互いに独立して行為し、(b)各々ガーンジーにおいて、設立され、管理され、営業所を有しており、(c)互いに他社の子会社ではなく、かつ(d)共通のエグゼクティブ・ディレクターまたはオフィサーを有していない旨規定している。

- (二) 業務運営規則には、とりわけコーポレート・ガバナンスおよび上級管理職の責任、コンプライアンス協定、会計記録および財務書類、事業運営、記録保管、顧客分類、苦情、顧客資産、契約報告書、利益相反、即時の通知および年次通知についての詳細な規則を含む指定管理会社、指定保管会社および指定受託会社が服さなければならない多くの重要な規則が含まれている。関係者または免許業者は(資本適性度規則に定義される。)、いつでも適切な財源要件を遵守し、いつでも10,000スターリング・ポンドまたは監査済年次経費(資本適性度規則に定義される。)の10%のうちいずれか高い金額の流動性要件を維持する。財源要件に関して特に留意すべき点は以下の通りである。
- (a) オープン・エンド型の集団投資スキームの指定受託会社または指定保管受託会社に純資産額400万スターリング・ポンド以上の財源を保有することを義務づける同規則第2.2.1条。
 - (b) 集団投資スキームの指定管理会社に10万スターリング・ポンドまたは委員会に提出された直近の年次財務諸表に記載された経費ベース要件に相当する純資産額のうちいずれか高い金額以上の財源を保有することを義務づける同規則第2.2.2条。
 - (c) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条が最低専門職業賠償責任保険範囲の30万スターリング・ポンドまたは総収入の3倍のうちいずれか高い金額を適用する免許業者に関して、その超過分は総保険金額の20%を超えてはならない。
 - (d) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条に該当せず、ガーンジーに物理的な所在(社員および敷地)がない免許業者の場合、10,000スターリング・ポンド、または純資産額および取締役の判断で約定額を充足するため、かつ、事業がさらされるリスクに耐えるために十分であると判断される専門職業賠償責任保険範囲のうちいずれか高い金額が適用される。
 - (e) 取締役会に対して1987年法、業務行為規則および1987年法に基づく規則または指導を遵守するために有効な責任、取決めおよび手続を有することを要求する詳細な規定を含む業務行為規則3。遵守手続に関して詳細に書かれた文書は、書面に記載されなければならない。その写しは免許業者の事務所に保管され、委員会の要求により入手可能となる。委員会は、免許業者が遵守する取決めの変更を要求することができる。業務行為規則に記載されるとおり、免許業者の取締役会は、ガーンジーにおいてコンプライアンスを担当するコンプライアンス・オフィサーを任命し、コンプライアンス監視体制を確立し(任命および体制確立に関しては業務行為規則に詳細に記載される。)、委員会に年次コンプライアンス報告書を提出しなければならない。
- (ホ) 認可されたクラスBスキームの受益証券または株式は、投資スキーム説明書が委員会により作成され承認されない限り、販売することができない。投資スキーム説明書の写しを無料で提供しない限り、管理会社は(相手が既に保有している場合を除き)受益証券の販売を行えない旨規定する規則第10.02条の要件を遵守するため、合理的に十分な数の投資スキーム説明書を含む書面の印刷をしなければならない。投資スキーム説明書は常にアップ・デートされねばならず、委員会は、投資スキームの受益証券を買い付けたかもしくは買い付けることに合意した人々で、目論見書の一部または全部を構成する投資スキーム説明書に記載されている誤った情報もしくは誤解を招く情報により損害を被った人々に対して補償金を支払うことを命ずることができる。

補償制度の概要

クラスBスキームへの投資者は、クラスAスキームにのみ適用される正式な補償制度の利益を享受することができない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

別紙を参照のこと。

投資戦略

投資顧問会社は、各ファンドの別紙に記載される投資制限に従い、各ファンドの資産を複数の他の投資信託（以下「投資先ファンド」という。）に（後記「デュー・デリジェンス」の項に記載される方法で）配分する。選定プロセスでは、定性的判断および定量的手法が考慮される。投資顧問会社は、投資対象を定期的に見直し、必要な場合には配分を調整する。投資顧問会社は、新たな投資可能性を常に検討しつつ、選定した投資先ファンドの持続的な監視を行う。

各ファンドは、投資顧問会社により選定された投資先ファンドにその資産を配分することによりその投資目的を追求する。

直接投資と比較したファンド・オブ・ファンズ構造の主なメリットには、以下が含まれる。

各ファンド・マネジャーが異なる戦略を用いる複数の投資先ファンドに分散されたポートフォリオにより、個々の戦略から発生する特有のリスクを抑制する。

各ファンド・マネジャーが同一の戦略を用いる複数の投資先ファンドに分散されたポートフォリオにより、特定のファンド・マネジャーに伴う特有のリスクを抑制する。

集団投資手段により、投資者は、高額な必要最低投資額のために通常アクセスすることのできない投資先ファンドに投資することが可能となる。主なデメリットは、以下のとおりである。

各投資先ファンドは、ファンド自体の費用の追加を要する独自の費用体系を有している。

分散投資による特有リスクの希薄化は、ファンドの最良投資によるパフォーマンスの希薄化を伴う。

デュー・デリジェンス

投資顧問会社は、(i)市場リスクまたは市場外リスクに対する体系的および持続的なエクスポージャーならびに(ii)リスクに対し高いパフォーマンスを提供する能力を評価する目的で、ファンド・マネジャーを特定し、調査し、監視する。かかる情報に基づき、投資顧問会社は、各ファンドの目的に対応する投資先ファンドで主に構成されるポートフォリオを構築し、維持する。かかる目的および投資方針により課される制限ならびに各ファンドの制限に従い、投資顧問会社は、様々な投資先ファンドへの資産の配分ならびに種々のファンド・マネジャー、戦略および投資モデルの利用を通じて各ファンドにつきバランスの取れたポートフォリオを構築するよう努める

投資顧問会社は、特定の投資対象に伴う全体的な投資リスクを管理し、かつ、特定の戦略に伴うリスクに対する利回りを最適化するため、種々のリスクカテゴリーにファンドのリスクを分散させるべくあらゆる努力を行う。原則的に、各ファンドは、リスクおよび利回りにつき種々のパラメーターを有する。投資顧問会社は、規制により課されかつ自らが課す分散要件に従いファンドの投資目的および投資方針に最適であると自らが判断する資産配分戦略を構築するため、各ファンドにつき定性的評価および定量的評価の両方を用いる。かかる監視は、市況および/またはファンド・マネジャーに関する動向を考慮してファンドの資産の再配分を必要とすることがある。

投資顧問会社は、中期的に予想される一般的な金融市場の状況を考慮して魅力的な利回りを提供する可能性の高い戦略およびマネジャーを模索し、これらに配分を行う。投資顧問会社はまた、かかる命題への各コミットメントを考慮すべく、多くの投資先ファンドおよびファンド・マネジャーにファンドの資産を配分する予定である。

ファンド・マネジャーの評価

ファンド・マネジャーおよび/またはその投資先ファンドの評価において、投資顧問会社は、以下の要因を判断するよう努める。即ち、ファンド・マネジャーの適性および整合性、投資の適時性、ファンド・マネジャーの戦略の潜在的なパフォーマンスおよびファンド・マネジャーの投資スタイルである。かかる評価は、主に、ファンド・マネジャーの戦略、経験、用いられるリスク管理手法、報告の質、競合ポジション、他のファンド・マネジャーと比較した分散投資のメリットおよび組織構造に関する。定性的手法および定量的手法を用いたファンド・マネジャーの投資スタイルおよび戦略の分析は、その持続性に影響を及ぼす可能性の高い体系的または持続的な弱点を明らかにする。投資顧問会社は、投資リスクを最小限に抑え、ファンドの分散投資を高めるためにさらなるデュー・デリジェンスが必要となるか否かを判断する。

リスク管理および投資の監視

投資顧問会社は、各ファンドに関する各ファンド・マネジャーの適性、当該時点の市況と関係するファンドの戦略および各ファンドの投資目的との適合性ならびに投資戦略またはファンド・マネジャーの組織戦略に影響を及ぼすような変更が生じた場合におけるアセット・アロケーションの変更の必要性を判断するため、ファンド・マネジャーおよびファンドの資産が投資される投資先ファンドが活動する市場を調査する一方で、かかるファンド・マネジャーおよび投資先ファンドを積極的に監視するよう努める。

投資先ファンド

ファンドの資産は、一切の法域の法律に基づき設立され組織された共同株式会社、有限責任会社、信託、契約上の集団投資ピークルまたはその他の法主体の形態による投資信託に投資される。投資顧問会社による投資先ファンド(固定資本を有するか変動資本を有するかを問わない。)の評価においては、以下の2つの要因が決め手となる。即ち、(i)ファンドの全体的なポートフォリオとの関係を勘案して投資先ファンドの持分を売却、譲渡、または処分するファンドの能力、および(ii)ファンドの流動性特性により必要となることに従い、投資先ファンドにおける持分を定期的に評価することのできる可能性である。投資顧問会社は、直前の投資額を超えるコミットメントにファンドをさらすような投資を行わない。ファンドが投資することができる譲渡性のある証券および譲渡性のある商品には、株式、債券、ジャンク債、先物契約およびオプション、OTC通貨契約、様々な金融商品および証券、スワップ、債務証券、不動産投資、住宅ローン、新興市場債、スポット取引されている民間投資証券および伝統的または基本的なコモディティ、ターム、先物、オプションまたはスワップ市場が含まれるが、これらに限られない。ファンド・マネジャーは、上記の証券および商品への投資においてレバレッジを用いることができ、また特定のリスクをカバーし、または利回りを高めるためにデリバティブを用いることができる(後記「3 投資リスク」の項を参照のこと。)

オルタナティブ投資

伝統的な運用と比較したオルタナティブ投資運用

効率市場仮説および過度の資本リスクを負わない限り長期にわたり市場に勝つことは不可能であるとの考えに基づく伝統的な資産運用に比して、オルタナティブ資産運用戦略は、むしろ市場効率など存在しないとの原則に始まり、これに基づきより良いパフォーマンスの機会を提供する。オルタナティブ運用戦略の最近の特徴は、以下の通りである。

伝統的な運用は、主に株式および債券のロング・ポジションをとるポートフォリオの構築に重点を置くが、オルタナティブ運用は、ロング・ポジションおよびショート・ポジションの両方を用いる。また、オルタナティブ運用戦略では、ポジションをヘッジする目的か投機的な目的かを問わず、デリバティブ商品の利用は制限されない。

伝統的な資産運用では、レバレッジの利用はある程度までしか認められない。これに対し、オルタナティブな運用戦略では、かなり高度なレバレッジを行うことができる。

伝統的な運用方針で運用されるポートフォリオは、特定のベンチマーク(投資手法(指数連動型および/または安定運用)により指数または業界平均となる。)を上回ることを目的とする。したがって、パフォーマンスは、相対的なベースに基づき評価される。また、オルタナティブ運用は、市場が上昇しているか、安定しているか、または下降しているかを問わず、ダイナミックな投資手法を用いて常に利益を最大にすることを追求する。

伝統的な運用戦略は、オルタナティブ戦略と比べ、主要市場の指数とより密接に相関した利回りを生み出す傾向がある。

オルタナティブ投資手法は、他の資産クラスならびに投資対象、金融市場および経済情勢との相関性を低く維持することを目的とする。以下に、ファンドが投資する可能性の高いファンドにより用いられるオルタナティブ戦略の様々な投資スタイルを説明する。ただし、かかる説明は限定的ではなく、網羅的または完全となることが意図されるものではない。

投資顧問会社は、必要に応じて、ロングのみの投資戦略に追随するファンドに投資することを選択することがある。原則的に、投資顧問会社は、投資環境により正当化されると判断するのではない限り、多額の現金ポジションを保有することはない。

ジェネラル・アービトラージ

ジェネラル・アービトラージには、資本を自らの裁量により様々なアービトラージ戦略に配分する投資信託が含まれる。アービトラージ戦略は、関連商品または類似商品の間の価格差における変動またはアノマリーから利益を得ることを目的とする。アービトラージ取引の背後にある論理は、時価と認知された理論上のポジションまたは平衡ポジションの最終的な収束にある。特定の取引資産および種々の価格決定方法は、適用される方法が取引資産により大幅に異なることを意味する。転換社債、株式または債券等の証券は、かかる方法において最も良く取り扱われる資産である。リターンは価格差を部分的または完全に排除することにより得られ、また、債券取引から利益を得ることも同様に可能である。通常の取引は、僅かな価格差および僅かな利回りを伴い、多くの場合、特に価格の下落リスクが比較的低い場合に魅力的なリターン水準を達成することを目的としたレバレッジの利用を通じて拡大される。多くの投資信託が借入れに依拠することを考慮すると、確実な資金源および多額の信用枠は、この方法を用いるには必要不可欠となる。

転換社債アービトラージ

本戦略は、理論上の価格に関し適正に値付けされていないと判断される転換社債への投資を伴う。本戦略には、転換社債の購入（または空売り）およびその転換社債が転換される資産の空売り（または購入）を同時に行う取引が含まれる。かかる取引は、証券固有のリスクをカバーすることを目的とする。残される金利リスクはカバーされることもあり、カバーされないこともある。本戦略には、過小評価されたワラントの購入およびワラント発行体の適切数の株式の空売りも含まれることがある。

デリバティブ・アービトラージ

原則的に、デリバティブ・アービトラージには、通貨のロング・ポジション、ショート・ポジションまたはデリバティブ商品OTCポジションならびに関係するデリバティブ契約の原証券のロング・ポジションまたはショート・ポジションが含まれる。

株式アービトラージ

株式アービトラージには、通常、株式または株式デリバティブ商品のロング・ポジションおよびショート・ポジションが含まれる。ポジション全体的に市場変動に対し保護されることを目的とし、利回りは株式または株式デリバティブ商品から生み出される。

イベント・ドリブン戦略

本戦略は、当該時点または将来の合併、会社再編または倒産等の事由の発生に集中される。かかる投資に関する成功のカギは、かかる事由の発生可能性およびその実現時期を認知する能力である。伝統的な市場との相関性は、通常、極めて高くなることはない。伝統的な戦略には、通常、合併アービトラージ、ディストレスト証券および「スペシャル・シチュエーション（特別な状況）」に基づく戦略が含まれる。

債券アービトラージ

債券アービトラージは、類似の利付証券間の価格差から利益を得ようとする。大部分のファンド・マネジャーは、定期的かつ安定的な利回りの達成を目的としてグローバルな投資環境で運営する。本カテゴリーには、金利スワップ、米国短期国債および米国非政府債のアービトラージ、国債先物のイールド・カーブのアービトラージならびに住宅ローン金利アービトラージが含まれる。住宅ローン債券市場は、主に米国における特に複雑な自由市場である。

合併アービトラージ

「リスク・アービトラージ」としても知られる本戦略には、レバレッジド・バイアウト、合併または敵対的株式公開買付等の企業間の取引中において発生する機会を掴むことが含まれる。ファンド・マネジャーは、入札の対象となっている発行体から株式を購入し、入札者の株式を空売りする。

統計アービトラージ

株価の変動は統計的にシミュレートできるとの考えに基づき、ファンド・マネジャーは、殆どリスクを伴わず、かつ、市場との相関性を有さない分析戦略を用いる。本手法は、検討中の株価の瞬間的な価格差から利益を得ることを可能とする。本戦略は、リスクを最小限に抑えつつ不適切な価格付けを利用することにより利益を得ることを目的とする。

ディストレスト証券アービトラージ

本戦略は、財政難にある企業の株式、著しく割安となっている債券または社債の購入に基づく。多くの場合、かかる企業は破産手続を開始しており、その買掛金およびその他の債務は破産機関の管理下にある。破産手続が一旦終了すると、投資先ファンドは、再編会社の株式を保有することができる。予想される利益

は、割安となっている証券の本質的価値についての市場の無理解および大部分の機関投資家が投機的(投資不適格)級に格下げされた証券の保有ができないという事実により左右される。

ロング/ショート株式

本戦略は、一般的な市場リスクをカバーするため、過小評価されている株式の購入および過大評価されている株式の売却に関する一般的な取引条件で構成される。売買する株式の選定は、通常、定量的モデルおよび/または特定の証券に基づき行われる。ファンド・マネジャーは、市場リスクを排除する目的で、採用するロングおよびショートポジションの水準ならびにかかるポジションの管理方法につき各種の手法を用いることがある。

グローバル・マクロ

本戦略は、政府の金利政策が変更された場合に典型的に起こる世界経済の変動が、通貨市場、株式市場および債券市場に影響を与えることから、かかる変動から利益を得ることを目的とする。これらの投資先ファンドは、あらゆる主要市場、金融商品、通貨およびコモディティに投資することができる(必ずしもすべてをカバーするわけではない)。レバレッジおよびデリバティブの利用は、時価変動の効果を高める目的で許可される。これらは実際にはヘッジ目的で利用されるものの、本質的にはレバレッジ効果に対し行われる賭けであり、パフォーマンスに最も影響を与える場合が多い。

コモディティ取引アドバイザー - CTA

この種類の戦略の基本原則には、コモディティ取引アドバイザー(CTA)が残りの資本を現金で維持する一方で、資本の一部(10%~30%)をコモディティのデリバティブ(ロングおよびショート)に投資することが含まれる。各CTAは、独自のリスク管理戦略を有する。

(2)【投資対象】

別紙を参照のこと。

(3)【運用体制】

投資顧問会社は、ファンドを含むファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの構築を専門としている。かかるファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの構築に際して、投資顧問会社は、投資先ヘッジ・ファンド・マネジャーに対する広範囲なリサーチおよびデュー・デリジェンスを実施し、年間約400のヘッジ・ファンド・マネジャーを訪問している。

投資顧問会社は、ロンドン、ニューヨーク、ジュネーブ、チューリッヒ、香港およびシドニーに拠点を置き、適切に分散化されたファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの構築、ヘッジ・ファンド・マネジャーのデュー・デリジェンスの実施ならびに投資顧問会社のポートフォリオのためになされるヘッジ・ファンド・マネジャーの選別および定期的な監視に専従するオルタナティブ投資の専門家約41名から構成されるチームを活用する。

投資アプローチ

資産の種類および市場

投資顧問会社は、幅広い様々な種類の資産、市場および地域に及び広範な各種オルタナティブ投資戦略に投資する。かかる戦略の多くはその投資プロセスの一貫としてデリバティブ商品を利用するが、このことが往々にして全体的マーケット・エクスポージャーを縮小することになる。流動性等の付随的リスクまたはその他リスクは、デュー・デリジェンス・プロセス上の不可分な一部である。

基本理念

投資顧問会社の中心的な基本理念は、市場が完全に効率的なものではなく、十分な知識をもって執行され、積極的に運用される投資戦略が絶対リターンを生み出す上で非常にうまく成果を上げることができるの前提に基づいている。市場には非効率性と投資機会があると考える一方、これらは経験豊かな特別の専門的ファンド・マネジャーによって最高の活用が行われると考えている。従って、投資顧問会社の役割は、許容し得る短期的なボラティリティ水準で、長期的に満足のゆく絶対的リターン予想に合理性があると考えられる投資戦略を見極めることである。かかるタイプの戦略内で、投資顧問会社は、戦略を実施する最良のファンド・マネジャーを見極めることに努める。

オルタナティブ投資戦略の価値ある性質として、構成によって市場指数に対して相関性が低いことが予想でき、また一連の各種市場環境を通じて運用されることがある。別の性質として、個々のオルタナティブ投資戦略が相互に低い相関性を示し、各種市場環境で好調にも、不調にも推移したりすることがある。従って、かかる性質は、それらを組み合わせる際に重要な勘案事項となる。直近において保有分が低い相関性を示してきたことに依拠するよりも、投資戦略を詳細に調査し、理解することの方がより重要であると投資顧問会社は考えている。

投資プロセス

投資プロセスは、一部利用可能な各種オルタナティブ投資戦略およびこれら戦略がボラティリティを軽減し、より堅調なリターンをもたらすために慎重な分散投資によりいかに混成できるかに関する徹底的調査を行う投資顧問会社に一部依拠している。各戦略毎に最良のファンド・マネジャーを選定でき、かつかかる選定を常時見直すことができることにも依拠しており、これにより、ファンド・マネジャーが予想されるリターンまたはその投資手法から逸脱する場合、またはより良いファンド・マネジャーが見出される場合、関係ポートフォリオ内で適切な変更を行うことができる。

投資顧問会社は、資産のリスク管理において高度な専門性を有している。投資顧問会社は、結束力のあるチームにより効率的に活動している業績良好なITメディアに投資を行ってきた。かかるチームは、明確に定められた目標を有し、迅速に決定し、迅速に行為することのできる堅実なグループである。これらの質は、急速に変化し、厳格な構造が決定プロセスを妨げる金融市場界においては貴重である。豊富なリスク管理経験を伴う資産運用におけるかかる専門技術は、マルチ・マネジャー・ポートフォリオの積極的な取扱いにおいて競争優位となる。

前記「2 投資方針 (1) 投資方針 デュー・デリジェンス」の項に記載されるとおり、投資運用会社は、ファンド・マネジャーの定期的なデュー・デリジェンス調査を担当している。

投資顧問会社によるファンドの運用は、ティム・ガスコイン氏を始めとするオルタナティブ投資の専門家のグループにより行われる。

ティム・ガスコイン氏（公認金融アナリスト）は、投資顧問会社においてポートフォリオ管理につき責任を有している。同氏は、HSBCグループのために一任運用ヘッジ・ファンドの欧州における調査を手配する。同氏は、平成18年2月28日現在で20億米ドル超を有していたHSBCグループのファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの投資決定を監視するオルタナティブ投資方針委員会のメンバーでもある。

ウィリアム・ベンジャミン（公認金融アナリスト）は、投資顧問会社において、ヨーロッパのリサーチを担当している。同氏は、平成13年に投資顧問会社に入社するまでは、アーガイル・インベストメント・マネジメントにおいて、ヘッジファンドのヨーロッパ・ファンド担当のポートフォリオ・マネジャーであった。アーガイルの前には、アメリカ合衆国ボストンにあるデヴィッド・L・パブソンに、アメリカの小型株を中心とするエクイティ・アナリストとして勤めていた。同氏は、ロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジで経済学の優等学位を取得し、平成16年から公認金融アナリストの資格を有している。

投資機会の見極め

HSBC グループは、330億米ドル以上のオルタナティブ投資対象に投資された顧客資産を保有している。即ち、投資顧問会社が投資顧問業の顧客その他投資家によってもたらされた委託および投資構想へのアクセスを提供するため、投資顧問会社の業務が相当に促進されている。このセクターにおける大口投資者であることも、投資顧問会社がプライム・ブローカー、管理事務代行者およびデータの売り手のほか、第三者であるマーケット・メイカーおよびブローカーともかなりの接触を維持できることを確保している。最後に、投資顧問会社は、HSBC ネットワーク内外のその他のヘッジ・ファンド投資家からの委託によっても恩恵を受けている。

ポートフォリオ構成

マルチ・マネジャーのポートフォリオは、最初に、当該ポートフォリオの投資目的に関して構成され、かかる目的は通常、目標リターンおよび期待されるボラティリティの範囲として簡潔に記載されている。これらが、社内的なリスク管理、例えば流動性、いずれか一マネジャーへの最大投資比率、いずれか一戦略への最大投資比率、レバレッジ制限等の構成に繋がる。

次の段階は、当該ポートフォリオに含まれる一連の適切な戦略を決定することである。これら戦略は、第一段階で設定された達成目標を充足する分散化されたポートフォリオ内で貢献できる能力に基づいて選定される。選定された戦略は、実際の採用戦略およびリターン目標とリスク許容度の両面で適切であることを要する。総合的な適正保有高に係るパフォーマンス上の特徴および期待はこれらに沿ったものであることを要する。

長期的な期待リターン、ボラティリティおよび異なるファンド間の相関性に基づき、投資顧問会社は、当該ポートフォリオの戦略配分を策定する。かかる配分は、特定の種類の戦略が中期的に好成績を上げると投資顧問会社が考える場合、両市場の観点により加重され、また当該ポートフォリオ内における実質的な分散を確実にするための分析によっても加重される。

特定ポートフォリオのために選定された各戦略内で、投資顧問会社は、ファンド・マネジャーの探索を行い、予定される運用配分を決定する。投資機会の内容も戦略配分に大きく影響する。投資顧問会社が特定の戦略を好む場合でも、投資顧問会社の好むファンド・マネジャーが全くの新規ファンド・マネジャーであるか、またはその他の問題を抱えている場合、投資顧問会社は当該戦略に対する配分を小さくしておくよう決定することができる。

ヘッジ・ファンド・マネジャーのデュー・デリジェンスは、定量的および定性的な審査を伴って続けられる継続的なプロセスであり、毎月更新され、投資目的に合致するヘッジ・ファンドの能力の査定のため毎年訪問を行う。

デュー・デリジェンスは多様な分野を網羅するが、キー・ポイントは以下のとおりである。

投資哲学および投資プロセスの理解および評価

プロセスおよび戦略に伴うリスクの認識ならびにこれらがインパクトをもたらす時点の理解

ファンドの所有者、その組織的/法的ストラクチャーおよびヘッジ・ファンド・マネジャーによる共同投資の程度

ヘッジ・ファンド会社のビジネス・モデルの理解。たとえば、投資顧問会社は、かかるモデルにより運用およびインフラストラクチャーの下で資産の成長が達成できるかを見る。

ファンドをサポートするインフラストラクチャー。たとえば、投資顧問会社は、ファンドのバック・オフィスおよびリスク管理体制のみならずプライム・ブローカー、監査人およびその他の重要な外部当事者も審査する。

ファンドの他の受益者の理解

デュー・デリジェンスの訪問とは別個に、ヘッジ・ファンド・マネジャーもまた、法的文書、販売用資料および私募目論見書の詳細かつ厳格な精査および分析のために相当な机上での分析を受けることとなる。選別に先立ち、投資顧問会社もまた、ヘッジ・ファンド・マネジャーに経歴審査を求め、ヘッジ・ファンド業界から情報を入手する。

投資顧問会社ならびにニューヨークおよびジュネーブのHSBCのオフィスのシニアなメンバーから構成されるオルタナティブ投資方針委員会は、投資およびポートフォリオ配分モデルの承認につき責任を負う。

管理会社の内部管理、ファンドに係る意思決定を監督する組織、ファンドの関係法人に対する管理体制等

HSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッドは、ユニ・フォリオの管理会社としての業務を行い、投資顧問契約に基づき、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資顧問業務を委託している。

管理会社は運用、コンプライアンス、監督の各業務を担当する約13名の従業員を有している。管理会社は、管理会社のマネージング・ディレクターに対し報告を行う2名のコンプライアンス・オフィサーを有している。

ユニ・フォリオの投資戦略は、ユニ・フォリオの投資顧問会社により監督されている。ユニ・フォリオの投資戦略の実施は、子会社監査委員会およびグループ監査委員会の内部監査およびコンプライアンス機能を通じて監督されている。グループ監査委員会は、内部統制システムの効率性を精査し、HSBCホールディングスの取締役会に定期的な報告を行う。投資顧問会社はまた、コンプライアンス・マネジャーを雇用している。さらに投資顧問会社は、HSBCプライベート・バンクならびにHSBCグローバル・ネットワークにおけるコンプライアンス情報を利用することができる。

英文目論見書には、管理会社はステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドとの間で管理事務代行契約を締結し、管理事務代行会社に一定の管理業務を委託している旨が記載されている。

最終的な責任は管理会社にあり、管理会社は外部に委託した業務に関して責任を負う。受託会社はステート・ストリート・カストディアル・サービシズ(アイルランド)リミテッドを保管受託銀行に任命しており、資産および評価の会計システムを実質的に一つのプラットフォーム上で保有している。管理会社は保管受託銀行に対し定期的審査を行う。

(4) 【分配方針】

各ファンドの分配日は、ファンド証書に記載される通りとする。

管理会社は、受託会社への事前の通知により、いずれかのファンドの分配日を変更し、またはある会計期間中の分配の回数および中間会計期間の回数を増やすことができる。

発行済の累積型受益証券のみを有するファンドでは、管理会社は、投資に充当可能な全資金がまず当該ファンドによって全株所有される投資会社に対し貸し付けられるように当該ファンドの業務を取り決めることができる。かかる取決めは、特定の受益者に対する租税特典を備えていたり、いなかたりすることがあり、かかるファンドの累積型受益証券の取得を考えるすべての投資者は、当該累積型受益証券の取得、保有および処分により生じる同人の租税義務(もしあれば)に関し適切な税務アドバイスを求めるよう勧められる。

かかる利益分配方針が適用するファンドは、「ファンド内で再投資」されると別紙に表示されている。

平準化

あるファンドの受益証券の異なる時期の発行または買戻しの結果による未分配純利益の変動を回避するため、かかる受益証券の価格には、評価時点に発行済の当該各受益証券に帰属する利益額に相当する平準化額が含まれることがあり、従って、各評価時点はかかる目的上個別の区分期間とみなされる。平準化による支払額は、通常、関係受益証券の発行後支払われる最初の分配金と併せて分配受益証券の所有者に払い戻されるか、または当該受益証券の買戻時もしくは償還において依然未決済の場合、発生利益支払額として当該手取金に含まれる。

(5) 【投資制限】

各別紙を参照のこと。

各別紙に記載されている借入制限は、各評価時点のファンドの純資産価格を基準にして計算される。同様に、投資制限は、各評価時点のファンドの純資産価格を基準にして計算される。

下記の投資制限が日本証券業協会の規定する選別基準に基づいて追加的に課される。

空売りの制限

空売りされる有価証券の時価総額は、各ファンドの純資産総額を超えてはならない。

借入れの制限

借入残高の総額が各ファンドの純資産総額の10%を超えることとなる借入れを行ってはならない。ただし、合併等により一時的に10%を超える場合はこの限りではない。

同一法人の株式の取得制限

管理会社により運用されているすべての投資信託の全体においていずれか一発行会社の発行済株式総数の50%またはいずれか一発行会社の議決権の総数の50%を超えて当該会社の株式を取得することはできない。

(注) 上記の料率の計算は、買付時点基準、または市場価格基準のいずれでもよいこととなる。

流動性に欠ける組入資産への投資制限

各ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等の流動性に欠ける資産に投資することができない。

不適切取引の禁止

管理会社が、管理会社または各ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、各ファンドの受益者の利益の保護に欠け、または各ファンド資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

マネージド・アカウントを通じた投資

アドバンテージ・ファンドの資産は、マネージド・アカウントに投資されることがある。ただし、かかる投資がアドバンテージ・ファンドの完全所有子会社(以下「投資対象保有会社」という。)のみを通じて運用される場合に限られる。投資対象保有会社の取締役の過半数は管理会社の取締役でなくてはならない。一または複数の

ポートフォリオ・マネジャーが、かかる投資対象保有会社の資産について投資一任権限を有するものとして任命される。かかるポートフォリオ・マネジャーの氏名は、ユニ・フォリオが随時公表する定期報告書において開示され、株主はいつでも管理会社の登記上の事務所において情報を照会することができる。ポートフォリオ・マネジャーは、通常、固定運用報酬と変動成功報酬を受領する権利を有する。投資顧問会社は、例えば、ユニ・フォリオの資産を投資対象保有会社の債権者から隔離するため、またはユニ・フォリオには適用されない税制優遇策を受けるため、新規に募集を行っていないか、または関連するアドバンテージ・ファンドの投資対象・投資方針に合致しない投資方針を持つヘッジ・ファンドのマネジャーに資産を割り当てるために、有限責任会社として設立された投資対象保有会社を利用することができる。各投資対象保有会社は、関連するアドバンテージ・ファンドの投資制限および投資目的に従って投資を行わなくてはならない。アドバンテージ・ファンドが—または複数の投資対象保有会社を通じて投資運用の一部を行う場合、その資産にはかかる投資対象保有会社を通じて直接的および間接的に保有される証券や金融商品が含まれる。ユニ・フォリオは、投資対象保有会社が発行する全株式または受益証券をユニ・フォリオに代わり取得するために、アドバンテージ・ファンドの利用可能資産の一部を利用する。—または複数の投資対象保有会社により発行され、アドバンテージ・ファンドにより保有される証券は、投資制限規制上はアドバンテージ・ファンドの投資とはみなされない。従って、ユニ・フォリオの監査済年次報告書および未監査半期報告書を作成する場合は、各投資対象保有会社の財務実績は、ユニ・フォリオの監査人により監査される関連するアドバンテージ・ファンドの財務実績に連結される。投資対象保有会社の活動は上記の方法により資産を保有することに限定される。さらに、受託会社は、その法律上の義務を果たすためあらゆる方策を講じることを確保する。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

投資者による各ファンドに対するエクスポージャーは、投資者の投資全体の小さな割合に留めるべきであり、また、かかる投資者は、投資分全額の喪失に十分耐えることができるものでなければならない。

以下に概述されるリスク警告は、ユニ・フォリオを構成する特定ファンドに該当することもあるが、該当しないこともある。リスク警告が特定ファンドに該当するかどうかは、各ファンドの別紙の「リスク要因とその開示」の項を参照のこと。

市場リスク

一般情報

いかなる市場への投資も、広範な直接的、間接的要因により大きく乱高下したり、様々な度合いの突発的変動を被ったりする。かかる要因には、本国政府や外国政府による国内取引への介入や干渉、財政金融政策、為替管理規制の賦課、国際的政治事件、金利の変動、現在の指標に対するトレーダー独自の信頼や将来への見通しが含まれるがこれらに限定されない。これらすべての変動要因は、時には価格や金利の変動を予測または予想することがほとんど不可能になる程の乱高下や心理的要因を市場に落とし込む。かかる側面は、当該市場に曝された者にかかなりの損失を被らせることになる。

個々のファンドに複数の投資顧問会社がある場合、ポートフォリオは市場において、同等または反対のポジションをもつことが可能となるが、かかる事態は、明らかに望ましくないものの、避けられないことがある。

株式投資

株式投資の保有に伴う市場リスクは、固有リスク、業種リスク、およびシステムまたはインデックスのリスクという3つのカテゴリーに分類できる。

固有リスクは、市場の他の領域ではなく、当該証券の発行会社のみに影響する要因から生じる。かかる要因には、例えば、発行会社の経営陣の異動や新たな競争相手または訴訟を理由とするマーケットシェアの喪失がある。

業種リスクは、類似する複数の発行会社を含む業種グループ(食品小売業グループ等)が、例えば経済状況の変化または政府規制の変更に対し他のグループとは異なる形で対応する場合に生じる。

システムまたはインデックスのリスクは、外部要因が個別企業または同種の企業グループよりも市場全体に影響する場合に生じる。かかる要因には財政金融政策、政治的事件、金利の変動が含まれる。

最悪の場合には株式価格はゼロにまで下落することがある。従って、これらリスクはそれぞれ、当該商品を保有する者にかかなりの損失をもたらすことがある。

債券および債務証券

債券や債務証券への投資価値は、実勢市場金利の変動の結果相当な損失を被ることがある。具体的には、金利が上昇する場合、概ね債券の価格または価値に悪影響を及ぼす。従って、かかる証券を保有する者にはかなりの損失が生じることがある。

通貨エクスポージャー

投資対象の基準通貨で測定された投資価値は、為替相場の変動により生じる利益および/または損失を被ることがある。かかる変動は、通貨市場にエクスポージャーを持つ者にかかなりの喪失を被らせることになる。

デリバティブ商品

デリバティブ商品への投資価値は相当な変動を被る。これら商品の性質から見て、最悪の場合にはその価値はゼロにまで下落することがある。従って、かかる商品にエクスポージャーを持つ者にはかなりの損失を被るリスクが存在する。

ファンド・オブ・ファンズ

ファンド・オブ・ファンズであるファンドは、当該ファンドの投資対象自体の評価方法に起因する評価リスクを被ることがある。これらの投資先ファンドの一部は、ファンド・マネジャーと関係のあるファンドの管理事務代行者またはファンド・マネジャー自身によって評価されることがあり、その結果、かかる評価について、独立した第三者による定期的または適時の確認が行われないこととなる。したがって、当該ファンドの評価には、特定の評価時点の当該投資先ファンドの真の価格を反映しないことがあるというリスクが存在し、そのことが当該ファンドに大きな損失をもたらすことがある。

信用リスク

債券

債券の保有には、発行体が当該証券の支払義務を履行できないというリスクが伴う。直接的または(集団投資スキームで保有されるものとして)間接的に保有される債券に関する債務不履行がファンドに対し損失をもたらすことがある。

債券と債券デリバティブ商品、為替商品と関連デリバティブ商品、株式と株式デリバティブ商品

債券、通貨関連商品と関連デリバティブ商品および株式と株式関連デリバティブ商品の取引は、必ずしも一定の政府の規制または管理の対象となっていない。かかる市場を利用する者は、取引相手方が契約上の債務に関し不履行になるというリスクに曝される。かかる債務不履行に曝された者にはかなりの損失を生じることがある。

保管、決済、取引相手方のリスク

資産は保管受託銀行によって保管されることがある。決済リスクは、取引が当事者間で適式に合意されたとおり完遂されない時に発生する。かかるリスクは、必要な決済、清算もしくは登録処理上の瑕疵もしくは不履行によるか、または当該取引の一方当事者の信用性の欠如に起因することがある。

取引相手方リスクは、契約当事者が当該契約に基づく義務を履行しない時に発生する。かかるリスクの当事者である場合のファンドは、かなりの損失を被ることがある。

プライム・ブローカー

ファンドの資産はプライム・ブローカーによって保管されることがある。プライム・ブローカーがファンドの資産を適切に分別していなかったり、信用力のないことまたは誤りもしくは不作為に責任があることが判明したりするリスクが存在し、このことがファンドにとって相当の損失をもたらすことがある。

流動性リスク

一般情報

投資制限には一般に、投資目的上ある程度の流動性が維持されることが定められている。ただし、十分な現金を換金する際に課される制限に起因して、買戻代金を予定時間枠内に通常の方法で支払うことができない場合がファンド内で生じることがある。結果的に、受益証券に対する買戻代金を支払う能力が制限されることになる。

債券と債券デリバティブ商品、為替商品と関連デリバティブ商品、株式と株式デリバティブ商品

債券と債券デリバティブ商品、通貨に関わる商品と関連デリバティブ商品および株式と株式関連デリバティブ商品は、必ずしも一定の政府の規制または管理の対象となっていない。取引相手方は、随時、特定の契約または商品のマーケット・メイクを控えることがあり、その場合、かかる契約または商品を既に保有する者はそのエクスポージャーを清算することができないことになる。かかる特質は、当該商品を保有する者にかなりの損失を生じさせることがある。

ファンド・オブ・ファンズ

ファンド・オブ・ファンズであるファンドが短い予告通知でその資産のすべてを換金することを強制された場合、一部の資産について即時に換金することができず、管理会社は、その裁量により、かかる資産を受益者に対し比例按分して分配し、全受益者を同等に扱うことがある。

対象会計期間の監査済会計書類が完成するまで、投資先ファンドは一定の割合の買戻代金を保有しておくことがある。このため、受益者の買戻代金全額を受領遅延を招くことがある。

さらに、ファンドがファンド・オブ・ファンズである場合、投資先ファンドがあらゆる流動性のない投資対象を保有するため別勘定(サイドポケット)を活用することに起因するリスクを被ることがある。投資先ファンドにより別勘定が活用される場合、その投資資金が当該別勘定から分離されるまで、ファンドまたは受益者が全面的に買戻しを制限されることがある。したがって、ファンドは、投資先ファンドが期限を定めない投資を行う場合には、当該投資対象が清算されるまで、投資先ファンドの投資実績の影響を受けることがある。

集中リスク

一般情報

価値が下落するか、市場の不利な反動を発生させることなく清算できないか、またはその他の市場条件もしくは市況の変化により悪影響を受ける特定の投資対象または同様な投資対象グループへの大きなポジショ

ンが維持された場合、多大の損失が生じることがある。

ファンド・オブ・ファンズ

かかるファンドは、その純資産総額の20%までをいずれか一つの投資対象に投資することができる。かかる数値は高いように思えるが、当該ファンドは目標市場で多数の投資対象に投資することに留意すべきである。通常、多くの投資対象は特定市場への集中が軽減されるように維持され、二つの投資対象が同一市場に集中する場合、それらは当該市場へのエクスポージャーが「均衡される」ように異なる取引形態を採用する。しかし、これらにかかわらず、「市場リスク」において述べたとおり、時には世界の全市場にマイナスの影響を及ぼすような事態が発生し、その結果市場価格および金利への打撃が当該ファンドの受益証券の価格に反映されることになる。

投資運用ポートフォリオが随時同一市場で等価の相反するポジションを保有することも起こりうる。

レバレッジ・リスク

ファンドがレバレッジを容認する場合、基本的なファンドのボラティリティはレバレッジが容認されなかった場合よりも遙かに大きなものになる。このことは、より大きなエクスポージャーに伴うより高いリターンに参加する可能性をファンドに与える一方、市場全般および特定のファンドが価格の下落を被る資産に投資する場合、ファンドに損失の増加をもたらすことにもなる。

ショートセリング・リスク

ショートセリングはマージン取引を含み、したがってレバレッジのかけられたロング・ポジションに基づく投資よりもより大きなリスクを伴う。証券の空売りは、証券の市場価格の理論上制限のない値上がりを含み、ショート・ポジションのカバーができないことや理論上制限のない損失を招くことがある。ショート・ポジションをカバーするのに必要な証券が購入可能であるという絶対的な保証はない。

新興市場リスク

新興市場への投資特有のリスクは、主要証券市場で投資が行われる場合に遭遇するものよりも遙かに大きい。かかるリスクには以下が含まれる。

通貨リスク 投資対象の指定通貨が不安定であったり、大幅な値下がりや被ったり、また自由に交換できないことがある。

カントリー・リスク ファンドの資産価値が新興市場内の政治、法制、経済、財政の不安定による影響を受けることがある。現行法令が一貫して適用されないことがある。

市場の特質 新興市場は、概ね、より確立した市場よりも少ない取引量、低い流動性、より大きなボラティリティという特徴があり、また厳しい規制が存在しない。取引の決済は、遅滞や事務処理上の不確実さを被ることがある。

保管リスク 保管受託銀行は、より発展した市場では通例である保管サービス、決済および証券の管理事務を提供することができず、ファンドの代理として副保管受託銀行により保有される有価証券の所有者としてファンドが認められないというリスクが存在する。

立法上のリスク

ファンドの投資先投資対象の投資戦略は、政府や規制当局の行為により影響を受けることがある。法令が遡及的に適用される可能性があり、または一般には知ることができない内部規則の様式で施行されることがある。投資先投資対象が投資戦略を遂行することを禁止するか、または現在の戦略の期待されている収益性を低下させる法律または規則が導入されることがある。かかる行為は、例えば、機関の国有化もしくは特定の市場セクターにおける投資戦略の制限（例えば、金融セクターの空売り制限）または要求事項の変更（例えば、市場への開示事項の増加）および規制当局からの事前通知のない要求事項の適用といったあらゆる形式をとることがある。

HSBCグループ開示

ファンドにより保有される現金は、HSBCグループの一部、子会社または関連会社である銀行に保管され、預託されることがある。借り入れできるユニ・フォリオの下のあるあらゆるファンドは、ファンドがその借入制限または限度に違反していない限り、HSBCまたはその他から借り入れることができる。

HSBCは、その主要業務が商業・プライベート銀行業務であることにより、ファンドの投資活動に対するまたは関係する直接もしくは間接の重要な（または非重要な）利害を随時有することがあるが、ファンドへの投資者またはユニ・フォリオに対しかかる利害についていかなる責任も、またその勘定についての説明義務も負

うことはない。

投資顧問会社および投資制限

管理会社は、各ファンドの投資顧問会社を指名し、各ファンド内で各々の場合潜在的に異なる、それらの投資信託説明書に記載されたところによる投資制限および指針が実施されるように当該投資顧問会社と契約を締結する。あらゆる場合、これらの投資信託説明書に記載される投資制限は制限および限度との関係上「最低限の共通指標」とされ、投資顧問会社は全般に、かかる制限に概述されるよりもさらに大きな制限を受けることが予想される。投資制限および限度に係る各投資顧問会社の契約上の特定義務についての詳細は、関係ファンドの受益証券所有者による書面での請求に応じ管理会社により提供される。

管理会社は、各投資顧問会社の業績を検討、監視し、また管理会社はその単独裁量で決定することがあるファンドに提供された投資アドバイス構成の変更を行う。あるファンドの投資顧問会社の変更については当該ファンドの受益証券所有者に対し通知されるが、かかる所有者は当該変更に関し議決権を付与されることはない。

スイスで登録されたファンドに適用されるリスク警告

上記の他、投資者は、下記の「さらなるリスク要因」に留意する必要がある。また、投資者は、各ファンドが通常高度な投資リスクを伴い、かつ、豊富な知識を有する投資者向けに限定されていることに留意されたい。投資者は、その資産の大部分を各ファンドに投資することは避けるべきである。

リング・フェンシング

ユニ・フォリオの約款に従い、各ファンドの資産は、「制限」または「留保」されている。これは、ユニ・フォリオに属する他のファンドの債務をカバーする目的でかかる資産を利用することができないことを意味する。

英国ヴァージン諸島に所在する企業の利用

各ファンドは、英国ヴァージン諸島で登録された全額出資子会社を通じて投資を行う。ファンドのために行われるあらゆる投資の投資対象は、かかる子会社により保有される。

さらなるリスク要因

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドはスイスで認可されているため、これらのファンドの投資者は、以下のさらなるリスク要因に留意されたい。

一般的リスク

投資を行おうとする者は、ユニ・フォリオへの投資には、投資全額を喪失するリスクを含む高度なリスクが伴うことに留意されたい。各ファンドは、証券、金融先物およびデリバティブ商品のボラティリティ、為替リスクおよび金利リスク、かかる市場および商品におけるトレーディングのレバレッジ効果ならびに相手方の不履行に起因する損失に対する潜在的エクスポージャー等のリスクを含む高度なリスクを伴う商品に投資し、これらを取引する可能性がある。投資プログラムが良好に達成されるとの保証はなく、投資目的が達成されるとの保証もない。ファンドの受益証券の価格および価額は変動し、受益証券の価額は当初の投資額を下回ることがある。

ファンドが投資する投資信託の選定および監視の際に厳格なデュー・デリジェンスが行われるものの、かかる投資先ファンドの従前のパフォーマンスは、いかなる方法によってもその将来のパフォーマンス（収益性の観点からか相関性の観点からかを問わない。）を保証するものであると解釈されるものではない。受益証券の買戻し時またはファンドが解散した場合、投資者は、投資全額を回収できなくなることがある。

各ファンドは、投機的な投資方針を追求する投資信託に投資することを目的とする。かかる投資先ファンドは、通常、「ヘッジ・ファンド」または「オルタナティブ投資」として知られるカテゴリーに属する。同様に、一連の投資対象には、コモディティの先物契約およびオプションならびに通貨または関係する金融商品の先物契約に投資する投資信託が含まれることがある。かかる投資先ファンドは、オプション権、先物契約または証券の空売り等の特殊な投資手法または取引技法を用いる可能性がある。各ファンドは、複数のファンド・マネジャーにより複数の投資スタイルで管理されている投資先ファンドを選定することにより、または複数のセクターに投資することにより、リスクを分散させるよう努める。

管理機関の不存在

各ファンドは、管理機関が投資先ファンドを全くまたは殆ど監視しない法域で設立された投資信託に投資する権限を授与されている。かかる場合、各ファンドは受益者の利益を保護するために他の保証が行われることを確保するものの、かかる保護は管理機関による監視と比べると効果が低くなる可能性がある。また、かかる監視または保護は、投資先ファンドに適用される投資リスクおよびリスク分散に関する指示の明確性に欠け、または投資方針の柔軟性に欠ける可能性がある。かかるリスクを最小限に抑えるため、投資先ファンドの選定基準に関するデュー・デリジェンス手続が確立されている（前記「2 投資方針（1）投資方針 デュー・デリジェンス」の項参照）。

投資先ファンドの現金不足

投資顧問会社は合理的な期間内における投資証券または受益証券の買戻しを可能とする投資先ファンドを選定すべくあらゆる努力を行うものの、投資先ファンドによる投資が十分な流動性を有さず、買戻しが請求された場合に当該請求に迅速に応じられない可能性がある。現金不足は、ファンドの受益証券の流動性およびその投資対象の価額に影響を及ぼすことがある。

このため、買戻し請求の取扱いは、流動性の不足によりファンドにより保有される資産の純資産価額の算定が困難となる場合を含む例外的状況において繰り越され、その後これに起因して受益証券の発行および買戻しが停止されることがある（後記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等」および「2 買戻し手続等」の項参照）。

成功報酬

管理会社に対し支払われる報酬の一部は、ファンドのパフォーマンスに基づく。管理会社は、ファンドの価額が上昇した場合、キャピタルゲイン（実現・未実現を問わない。）を計上する。また、ファンドが投資する可能性のある投資先ファンドの特別の性質のため、多くの投資先ファンド（大部分でないとしても）は、そのファンド・マネジャーに対し成功報酬を支払う。かかる取決めの一部として、ファンド・マネジャーは、保有資産の価額が上昇した場合、損失が実現されまたはかかる資産の価額が下落したとしても不利益を被らずに、キャピタルゲイン（実現・未実現を問わない。）から利益を得ることができる。

報酬体系

各ファンドは、自らの管理費用、管理会社、投資顧問会社および受託会社に対し支払われる報酬ならびにファンドが投資した投資先ファンドからファンド・マネジャーその他の業務提供者に対し支払われる報酬の比例按分額を負担する。このため、ファンドの運営費用は、他の投資プランと比べて純資産価額に対しより高い割合を表章することがある。また、投資先ファンドにより用いられる戦略の中には、ポジションの頻繁な変更およびポートフォリオの過当取引を要求するものもある。これは、同様の規模の他の投資プランと比べてはるかに高額なブローカー報酬を発生させることがある。

投資を行おうとする者は、管理会社、投資顧問会社および受託会社に対し支払われる報酬の他、投資先ファンドからファンド・マネジャーに対し支払われる報酬もあるため、二重の報酬となることに留意されたい。

ファンドがHSBCグループにより運用される投資先ファンドに投資した場合には、かかる二重の報酬はない。

レバレッジ効果

ファンドが投資する投資先ファンドの中には、高度なレバレッジを用い、借入能力またはマージン・コミットメントの水準を制限されていないものもある。かかる投資信託により保有されるポジションの総額は、その純資産価額を超えることがある。かかるレバレッジは極めて高い全体的リターンを達成する可能性を提供するものの、同時にファンドのボラティリティを増加させ、投資全額を喪失するリスクを伴う。

空売り

ファンドは、証券の空売りを行い、このため証券が理論上到達することのできる最大価格に上限がないため、投資資産を無限のリスクにさらす投資信託に投資を行うことがある。ファンドが投資先ファンドを通じて空売りを利用する場合、ファンド自体の損失は、当該投資先ファンドへの投資額に限定される。

保管銀行の不存在

ファンドの資産が投資される投資先ファンドの中には、銀行に代えてブローカーを利用するものもある。かかるブローカーは、銀行の信用力と同一の概念を有していない可能性がある。また、規制された環境で運

営される保管銀行とは異なり、ブローカーは、法的監視要件には従わず預託者としてのみ行為する。

利益相反

ファンドとファンドの運用におけるアドバイザーとして関与する個人もしくは会社および/またはファンドにより利用される投資先ファンドのファンド・マネジャーとの間で、利益相反が生じることがある。投資先ファンドのファンド・マネジャーは、通常、ファンドが投資した投資信託により行われる投資と同様の投資を行う他の顧客の資産も運用する。したがって、かかる顧客は、同一の契約または投資につき競合する可能性があり、各顧客に関する投資または利用可能な機会は通常公平に配分されるものの、かかる配分手法の中には、売買される投資対象に関する支払価格もしくは取得価格または売買される持分高に悪影響を及ぼすものもある可能性がある。

また、ファンドの取締役、他の顧客およびファンドが投資する多くの投資先ファンドに対し助言、保管およびその他の業務を提供する権限が授与されているHSBCグループにより提供される他の業務は、それ自体が利益相反の原因となることがある。

同様に、ファンド・マネジャーの中には、自らの投資先ファンドの資本を保有するものもある。このため、投資先ファンドにおける利益相反を排除することができない。

ファンドによる投資の性質

投資顧問会社が投資対象およびファンドが資産を配分した投資先ファンドの取引活動を管理する試みを行うものの、投資判断は、通常、投資先ファンドにより独自に行われる。したがって、ファンド・マネジャーは、同一業界もしくは同一国における同一の証券もしくは銘柄においてまたは同一の通貨もしくはコモディティにおいて同時にポジションをとる可能性がある。したがって、ある投資先ファンドは、他の投資先ファンドがある商品の売却を決定した時期と殆ど同時期に当該商品の購入を決定する可能性もある。ファンド・マネジャーの選定が運用手法の実際の分散または投資先ファンドにより取られるポジションの体系的な処理をもたらすとの保証はない。

ファンドの資産は、当初の投資戦略にコモディティの先物契約および/または金融先物もしくは通貨の投機を含む投資先ファンドに分配される可能性もある。コモディティおよび通貨の先物契約の価格は、要求されるマージンレベルが低いいため極めて変動的となる可能性がある。先物契約の会計には、通常、極めて高度なレバレッジが含まれる。このため、先物契約における比較的小さい価格変動が投資者にとり多大な損失または利益をもたらす可能性がある。同様に、投資先ファンドの中には、その資産の大部分をオプション権およびその他のレバレッジ商品に投資するものもあり、この場合、株式または投資先コモディティにおける比較的小さい変動が多大な損失または利益をもたらす可能性がある。

投資先ファンドのファンド・マネジャーが用いることのできる戦略および技法は殆ど制限されない。

ファンドは、その分散された投資対象のため、他の通貨で保有する資産に伴う為替リスク、他の法域において投資した資産に伴う会計リスク、ファンドが投資し、かつ、経済上もしくは政治上の困難または社会問題が生じやすい国において保有される投資信託の資産に影響を及ぼす政治上、社会上および経済上のリスクを含むその他のリスクを負う可能性がある。上記のリスク要因のリストは、発生しうるリスクの包括的なリストとなることが意図されるものではない。投資を行おうとする者は、ファンドに投資するか否かを決定する前に本書全体を一読し、自らが必要と判断する他の情報を十分に検討されたい。投資を行おうとする者は、自らが本書の内容を十分に理解することを確保しなければならない。

ユニ・フォリオの受益証券への投資は、上記の手法によりもたらされるリスクおよび利益を受け入れる用意のある投資者に対してのみ適切となる。

子会社の利用（特定目的ビークル）

ファンドの資産は、ファンドが100%の持分を有し、かつ、その運用がポートフォリオ・ファンド・マネジャーにより保証されている個別の法主体（子会社）において保有されることがある。かかる子会社は、通常、海外の法域（例えば英国ヴァージン諸島（BVI））で設立される。かかる法域において適用される法律は、子会社による第三者へのコミットメントに関する当該子会社とその株主との間の完全な法的分離の原則を認める。ただし、例外的に、子会社により行われたコミットメントにつきファンドが責任を負うというリスクが存在する。管理会社は、ポートフォリオ・ファンド・マネジャーとの間で締結する契約に特定の契約規定を含めることによりかかる内在リスクを最小限に抑えるあらゆる努力を行う。

(2) リスクに対する管理体制

リスクは複合的な側面を有していることから、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(ユニ・フォリオの4サブ・ファンドの投資顧問会社)は、全体的なアプローチによるリスク管理を行っている。ポートフォリオの損失は、投資先ファンドおよびポートフォリオのレベルにおける、または予想外の世界的な事象による、相互依存的な一連の要因から生じる可能性がある。投資顧問会社は、戦略的投資配分、投資先ファンドの取捨選択およびポートフォリオ構築の過程において、投資顧問会社の投資運用チームによる積極的なリスク管理を通じて、かかるリスクの管理に努める。さらに、潜在的な利害関係の対立を排除するために、業務管理責任者への報告義務があるミドル・オフィスにより、運用チームから独立して、ポートフォリオに関する正規のガイドラインおよび制限の遵守が検証される。投資顧問会社のリスク管理プロセスは、ヘッジファンドへの豊富な投資経験、十分に設備の整ったグローバル・リサーチ・プラットフォーム、ならびに包括的な一連の固有リスク管理とポートフォリオ構築の手段によってサポートされている。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

別紙を参照のこと。

管理会社は、あるファンドの受益証券の発行に応じ、各ファンドの別紙に記載されるとおりの買付金に対する一定料率の当初申込手数料を買付代金から控除することができる。特定のファンドの現行当初申込手数料料率の引上げについては最初にすべての新規申込者または申込予定者(影響を受ける場合)に通知され、新規の料率を記載した新しい投資信託説明書が発行される。

日本国内における申込手数料

申込手数料は、申込金額に以下の料率を乗じた額である。

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

申込金額		申込手数料
25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050% (税抜き1.0%)

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150% (税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625% (税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100% (税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575% (税抜き1.5%)
5,000,000ユーロ以上		1.050% (税抜き1.0%)

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

別紙を参照のこと。

管理会社は、あるファンドの受益証券の買戻しに応じ、各ファンドの別紙に記載されるとおりの買戻代金に対する一定料率の買戻手数料を買戻代金から控除することができる。特定のファンドの現行買戻手数料料率の引上げについては最初にすべての受益者に通知され、新規の料率を記載した新しい投資信託説明書が発行される。

日本国内における買戻し手数料

日本において、買戻手数料は課せられない。

(3)【管理報酬等】

管理報酬および投資顧問会社の報酬

管理会社は、各ファンドの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。管理報酬は、各評価時点に計算、計上され、これに関する計算は、365日で除した最終評価時点以降の経過日数で乗じた管理報酬料率と純資産価格とを乗じたものとする。各ファンドの現行の管理報酬料率は、別紙記載のとおりである。管理会社は、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに対し、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドの投資顧問報酬を管理会社の報酬から支払う。

平成23年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの管理報酬は、それぞれ809,000米ドル、536,000米ドルおよび5,128,000米ドルであった。

管理会社は、その絶対的裁量により、信託財産から支払われる管理報酬に関連して当該管理報酬の全額または一部を受益証券所有者または仲介者に対し割り戻すことができる。あるファンドが別のファンドまたは複数ファンドに投資する場合、管理会社は、管理報酬の二重請求が発生しないように当該取得持分に関し管理会社に生じるすべての報酬が払い戻されるよう確保する。

平成23年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの投資顧問報酬は上記の管理報酬から支払われ、それぞれ277,371米ドル、183,771米ドルおよび1,841,816米ドルであった。

呼値スプレッド

受益証券一口当たりの発行価格の計算において、管理会社は、受益証券一口当たり純資産価格に呼値スプレッド(もしあれば)を加算することができ、かかるスプレッドは、管理会社が決定し、当該ファンドの別紙「ファンド概要」に明示される受益証券一口当たり純資産価格に対する料率とする。呼値スプレッド(もしあれば)を加算した一口当たり純資産価格が発行価格となる。

成功報酬

ファンド証書により容認される場合、管理会社は、現行実績期間開始時の受益証券一口当たり純資産価格と比較した当該評価時点の受益証券一口当たり純資産価格の増加率(「増加額」)が当該インデックスの計算リターン(「インデックス・リターン」)を超え、かつ実績期間開始時の受益証券一口当たり純資産価格がそれ以前の実績期間末現在の受益証券一口当たり純資産価格をも下回らない場合、各評価時点に成功報酬(「成功報酬」)を計上することができる。インデックス・リターンは、該当する場合適切な複合要素を含む当該実績期間中のインデックスへの投資の増加率として計算される。なお、かかるインデックスは、3月、6月、9月および12月の最終評価時点現在の実勢市場金利に沿って更新される。

成功報酬はハイ・ウォーターマーク・ベースで計算される。

ある評価時点の増加額が当該日のインデックス・リターンを超える場合、管理会社は、当該評価時点に発行済の受益証券口数を乗じた超過分に対し成功報酬料率を適用して計算された報酬を計上することができる。各ファンドの成功報酬料率については各ファンド証書に詳述されている。実績期間は、当初申込期間の終了時に開始し、当初申込期間の終了後少なくとも6か月経た12月31日に終了し、その後は各暦年に終了する。

毎年12月31日現在計上されている成功報酬は、当該ファンドの信託財産から管理会社に支払われ、一度支払われた成功報酬に払戻しの義務はない。

管理会社は、その裁量により成功報酬に対する管理会社の権利を全面的または部分的に放棄することができる。管理会社は、その絶対的裁量により、信託財産から支払われるいかなる費用に関しても、当該費用の全部または一部について割り戻しを行うことができる。成功報酬の取決めは、かかる報酬取決めがない場合よりもさらに投機的な投資またはさらに損失リスクの大きな投資を管理会社が行うインセンティブとなることがある。

成功報酬の計算は一部未実現の利益(また未実現の損失)に基づいており、かかる未実現の利益が当該ファンドにより全く実現されないことがあることを投資者は留意すべきである。

成功報酬の金額を含む(ただし、それに限られない。)本報酬に関し疑義のある場合、当該事項は監査人に委ねられ、その決定は最終的なものとされる。

平成23年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの成功報酬は、それぞれ0米ドル、0米ドルおよび132,000米ドルであった。

受託報酬

受託会社は、各ファンドの資産から支払われる受託報酬を受領することができる。受託会社の報酬は、管理報酬と同じ基準で計算され、計上される。

各ファンドに対する受託会社の報酬の現行料率は、別紙「ファンド概要」に記載されるとおりである。

平成23年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの受託報酬は、それぞれ49,000米ドル、32,000米ドルおよび324,000米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

営業費用

法的費用、監査報酬、受益証券価格の各種新聞紙上での公告、仲介手数料、印刷、税金（法人税、源泉徴収税等）、登録手数料、ファンドの信託財産の全部または一部を保管するためにファンドが全額出資投資会社を維持するコスト（適用ある場合）、管理会社、受託会社および投資顧問会社の他の一定の管理コストと諸費用を含むが、それらに限定されないその他一切の手数料および費用は、信託財産から原価で支払われる。特定ファンドに帰属していないと管理会社がみなす負債の場合、管理会社は、受託会社との協議の上、ファンド間に当該負債が割り当られまたは割当変更される基準を決定する裁量権を有する。

設立費用

ユニ・フォリオの設立と各ファンドおよび受益証券クラスの設定において管理会社が負担した当初設立費用は、まず管理会社が支払い、その後、一ファンドまたは受益証券クラスに割り当てられる最大額が25,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないように各ファンドまたは受益証券クラス間に割り当てられる。あるファンドまたは受益証券クラスへの割当額は当該ファンドまたは受益証券クラスに対し請求され、その資産から支払われ、その後当該ファンドまたは受益証券クラス内の会計処理を目的とし、5年を超えない期間にわたり償却される。

上記に代えて、管理会社は、当該費用を引き続き負担し、5年を超えない期間にわたり按分して当該ファンドまたは受益証券クラスに対し負担額を課すことができる。ただし、各ファンドまたは受益証券クラス当たりの年次負担額は年間当たり5,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないものとする。随時、(a)管理会社の意見によれば、長期の継続的利益を有するかおよび/または一もしくは複数のファンドまたは受益証券クラスに関する特別の性質の追加費用が発生することがあり、(b)新ファンドまたは受益証券クラスが設定され、それにより現在の設立費用が分担されることになり、また(c)既存ファンドまたは受益証券クラスが終了し、これに関し既に賦課済みの費用がまだ償却されていないことがある。かかるすべての場合、管理会社は、受託会社の事前の承認を得て、償却額を調整し、償却期間を5年以下に短縮することができる。ただし、いかなるファンドまたは受益証券クラスにおいても償却されるべき費用の期限前支払総額は、いずれの時点にても25,000米ドルまたは他の通貨相当額を超えないものとする。

上記の および の費用の額は、投資者が間接的に負担することになるが、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができない。また、上記の手数料・報酬等の合計額については、投資者がファンドの受益証券を保有する期間等に応じて異なるため、表示することができない。

平成23年7月31日に終了した会計年度の、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドのその他の費用は、それぞれ38,000米ドル、44,000米ドルおよび120,000米ドルであった。

（５）【課税上の取扱い】

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(イ)ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。

(ロ)日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となる。）。この場合支払調書は提出されない。

(ハ)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(ニ)受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ガーンジーに住所または登記上の営業所もしくはは

恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しガーンジー税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (イ) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができる。
- (ロ) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成25年1月1日以後は10.147%(所得税7.147%、住民税3%)、平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座(特定口座)へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (ニ) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる(平成25年1月1日以後は7.147%、平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、10%(所得税7%、住民税3%)の税率となる(平成25年1月1日以後は10.147%(所得税7.147%、住民税3%)、平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合は申告分離課税の対象となり、源泉徴収選択口座(特定口座)の場合で、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座(特定口座)に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (ヘ) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。
- (ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ガーンジーに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しガーンジー税務当局により課税されることは一切ない。ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。なお、税制等の変更により上記 ないし 記載の取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ガーンジー

ファンド

課税を回避しうるか、回避が望ましい場合、ユニ・フォリオまたはいずれかのファンドが、収益の受領またはキャピタル・ゲインもしくは取引益に関し、いずれかの国で租税義務を意図的に負うことになることは予想されていない。さらに、管理会社は、総合的な収益(課税控除を計算に入れた後)が依然として魅力ある投資となる場合を除き、いずれかのファンドがある投資対象に対する利益の支払について源泉徴収税の課税対象となる場合、当該投資対象を取得することを予定していない。ファンドが税金を負担する場合、管理会社は、かかる税金を、潜在する税金の影響を勘案して当該投資決定がなされた上での税金であるとみなすことができる。

投資を行おうとする者には、自国でまたはファンド受益証券の取得、保有もしくは処分との関連する現在もしくは過

去の関係国で(当該国での保管会社またはノミニーの利用を含む。)自己に適用される税金の影響に関し助言を求めることが強く勧められる。

管理会社または受託会社は、概ね、その目的のために設立された投資対象保有会社を通してファンドの資産を保有する。かかる会社は、英領ヴァージン諸島または利用可能な当該二重課税条約を勧案して管理会社または受託会社が適当とみなす他の地域において設立されることがある。

ガーンジーの所得税に関わる管理事務代行会社は、その意見によれば、ユニ・フォリオが1989年の所得税(免税機関)令に基づきガーンジーにおける所得税免除の適格性を有していることを確認している。ユニ・フォリオは現在ガーンジーの所得税を免除されており、引き続きかかる免除を申請し取得する予定であり、またかかる免除を維持するために、各ファンドは、ユニ・フォリオによって支払われる年間報酬コスト(現在年間当たり600スターリング・ポンド)を分担することになる。管理会社は、年次毎に認められるかかる免税上の地位をユニ・フォリオが維持するようにユニ・フォリオと各ファンドの業務を遂行する予定である。

ガーンジーは、資産の相続、証券のキャピタル・ゲイン、贈与、売却または出来高に対し課税せず、また財産税は存在しない。受益証券の発行、譲渡、転換または買戻しに関してはガーンジーでは印紙税は課されない。

受益証券所有者

あるファンドの受益証券に関わるすべての利益分配は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、かかる受益証券の所有者は、ガーンジーの所得税法上ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者とはみなされず、また居住者とみなされる他の者のノミニーとして行為していないことが必要である。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住するいかなる受益者も、ファンドが支払う分配金についてファンドによる税金控除の適用を受けないが、管理会社は、かかる受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる管理事務代行会社に提出する。

投資を行おうとする者には、ファンドの受益証券の取得、保有または処分に関連して自国で自己に適用される税金の影響に関し助言を得ることが強く勧められる。

5【運用状況】

運用実績は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

(1)【投資状況】

()HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド

(平成23年10月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	39,260,079.13	100.92
	英領ヴァージン諸島	3,486,708.33	8.96
	小計	42,746,787.46	109.89
現金その他の資産(負債控除後)		-3,845,702.97	-9.89
合 計(純資産総額)		38,901,084.49 (約3,039百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

()HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド

(平成23年10月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	21,007,816.54	84.75
	英領ヴァージン諸島	4,830,820.16	19.49
	小計	25,838,636.70	104.24
現金その他の資産(負債控除後)		-1,050,101.44	-4.24
合 計(純資産総額)		24,788,535.26 (約1,937百万円)	100.00

()HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(平成23年10月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	146,575,186.44	40.97
	英領ヴァージン諸島	138,175,557.05	38.63
	バーミューダ	65,607,441.05	18.34
	ルクセンブルグ	37,000,537.77	10.34
	小計	387,358,722.31	108.28
現金その他の資産(負債控除後)		-29,623,734.67	-8.28
合 計(純資産総額)		357,734,987.64 (約27,950百万円)	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

() HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド

(平成23年10月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	保有口数 / 株数	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	SR Global Fund Asia Portfolio - Class B Series 1 2010	ケイマン諸島	投資信託	8,858.16	607.60	5,382,195.08	628.35	5,566,015.96	14.31
2	OZ Asia Overseas Fund, Ltd. - Class F Prime Series 7	ケイマン諸島	投資信託	3,866.08	1,017.11	3,932,226.03	1,429.94	5,528,258.81	14.21
3	Nezu Cyclical Fund, Ltd. - Class A	ケイマン諸島	投資信託	29,570.94	133.64	3,951,864.30	155.44	4,596,493.86	11.82
4	Pinpoint China Fund Class A Series 7	ケイマン諸島	投資信託	6,999.47	714.34	5,000,000.00	650.35	4,552,074.96	11.70
5	Chilton China Opportunities Fund (BVI) Ltd - Class D Series 01/11	英領ヴァージン諸島	投資信託	426.35	10,000.00	4,263,448.00	8,178.14	3,486,708.33	8.96
6	CQS Asia Feeder Fund Limited - Class B1 USD	ケイマン諸島	投資信託	2,731.39	1,081.39	2,953,698.42	1,163.65	3,178,384.65	8.17
7	Macquarie Asian Alpha Fund Class A	ケイマン諸島	投資信託	1,879.39	1,596.27	3,000,000.00	1,613.41	3,032,218.02	7.79
8	Senrigan Fund Limited - Series B Restricted - Initial	ケイマン諸島	投資信託	2,854.85	1,071.39	3,058,655.29	982.61	2,805,199.71	7.21
9	Dymon Asia Macro Fund	ケイマン諸島	投資信託	2,000.00	1,000.00	2,000,000.00	972.64	1,945,280.00	5.00
10	Amason Market Neutral Fund Class A	ケイマン諸島	投資信託	5,646.53	354.20	2,000,000.00	341.11	1,926,063.72	4.95
11	Henderson Japan Absolute Return Fund Limited - USD Class A Voting	ケイマン諸島	投資信託	8,390.28	227.61	1,909,718.18	222.78	1,869,186.57	4.80
12	Brevan Howard Asia Fund Limited - USD Class	ケイマン諸島	投資信託	8,708.37	132.76	1,156,108.45	196.71	1,713,022.91	4.40
13	PMA Credit Opportunities Feeder Fund - Series 0804 - Leaving Class	ケイマン諸島	投資信託	1,387.50	1,018.97	1,413,816.88	804.64	1,116,434.37	2.87
14	Brevan Howard Asia Fund Limited - USD Class	ケイマン諸島	投資信託	4,193.50	178.89	750,162.89	196.71	824,903.44	2.12
15	SR Global Fund Inc - Class B USD Series 1	ケイマン諸島	投資信託	762.90	546.48	416,905.51	628.35	479,364.28	1.23
16	HB Asia Holdings, Ltd. - Class B - Series 1	ケイマン諸島	投資信託	9.50	8,311.35	78,924.62	11,336.47	107,651.10	0.28
17	Amazon Market Neutral Fund	ケイマン諸島	投資信託	1.00	-	-	18,351.21	18,351.21	0.05
18	Macquarie Asian Alpha Fund Class A - Equalisation	ケイマン諸島	投資信託	1.00	-	-	1,175.56	1,175.56	0.00

() HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド

(平成23年10月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	保有口数 /株数	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	SR Global Fund Emerging Markets Portfolio - Class G USD Series 1	ケイマン諸島	投資信託	3,201.72	1,024.11	3,278,917.38	1,147.71	3,674,640.87	14.82
2	EMSO Ltd. - Class A Restricted Series 2	ケイマン諸島	投資信託	320.81	10,818.88	3,470,752.07	11,109.06	3,563,841.48	14.38
3	Artha Emerging Markets Fund, Ltd.	英領ヴァージン諸島	投資信託	1,780.37	1,825.24	3,249,606.19	1,723.09	3,067,745.22	12.38
4	Discovery Global Opportunity Fund Ltd. - Class B Sub-Class 2	ケイマン諸島	投資信託	23,333.36	107.14	2,500,000.00	111.96	2,612,354.00	10.54
5	Brevar Howard Emerging Markets Strategies Fund Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	18,754.51	103.98	1,950,168.87	135.18	2,535,235.22	10.23
6	Pinpoint China Fund - Class A Shares Series 1(b)	ケイマン諸島	投資信託	3,121.63	624.71	1,950,115.98	650.35	2,030,141.71	8.19
7	Adelphi Emerging Europe Fund USD A Class	ケイマン諸島	投資信託	13,477.62	133.55	1,800,000.00	140.14	1,888,784.28	7.62
8	Tree Line Asia Fund	ケイマン諸島	投資信託	14,365.47	114.25	1,641,319.99	127.76	1,835,379.58	7.40
9	Chilton China Opportunities Fund BVI Ltd. - Class D Series 01/11	英領ヴァージン諸島	投資信託	215.58	9,999.99	2,155,838.00	8,178.13	1,763,074.94	7.11
10	Moneda Absolute Return Fund Ltd. - Class B SC 1	ケイマン諸島	投資信託	1,000.00	1,000.00	1,000,000.00	891.11	891,107.40	3.59
11	Thames River Hillside Apex II Fund Ltd. (SPV)	ケイマン諸島	投資信託	308.02	2,445.39	753,227.65	2,205.17	679,236.46	2.74
12	GLG Emerging Markets Growth Fund - Class A	ケイマン諸島	投資信託	4,530.36	100.00	453,036.43	100.00	453,036.40	1.83
13	Moneda Absolute Return Fund Ltd. - Class B Sub May 2011	ケイマン諸島	投資信託	350.00	1,000.00	350,000.00	881.93	308,677.04	1.25
14	Pinpoint China Fund - Class A Shares Series 5	ケイマン諸島	投資信託	351.96	710.31	250,000.00	650.35	228,895.07	0.92
15	Marathon Overseas Liquidating Fund - Series 30 June 2009 Class A	ケイマン諸島	投資信託	472.00	414.71	195,744.99	344.63	162,663.06	0.66
16	Marathon Overseas Liquidating Fund - Series 31 March 2009 Class B	ケイマン諸島	投資信託	539.00	-	-	214.63	115,688.06	0.47
17	Pinpoint China Fund - Class A Shares Series 1(a)	ケイマン諸島	投資信託	43.26	624.71	27,026.83	650.35	28,135.91	0.11

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(平成23年10月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	保有口数 / 株数	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	Discus Feeder Ltd. - B USD Standard Leverage	英領ヴァージン諸島	投資信託	57,046.80	1,129.29	64,422,443.99	1,293.33	73,780,335.25	20.62
2	Winton Futures Fund Ltd. - Class B	英領ヴァージン諸島	投資信託	77,673.51	691.96	53,747,340.37	829.05	64,395,221.80	18.00
3	Blue Trend Fund Ltd. - Class B	ケイマン諸島	投資信託	180,465.81	157.65	28,450,347.12	279.37	50,415,972.10	14.09
4	Boronia Diversified Fund Ltd.	ケイマン諸島	投資信託	26,489.43	1,775.23	47,024,749.57	1,745.26	46,230,947.83	12.92
5	Transtrend Fund Alliance - Omnitrend Plus (USD)	ルクセンブルグ	投資信託	14,977.87	3,004.43	45,000,000.00	2,470.35	37,000,537.77	10.34
6	Tewksbury Investments Fund	バーミューダ	投資信託	2,428.65	13,576.14	32,971,710.40	15,154.05	36,803,916.05	10.29
7	Ortus Fund (Cayman) Ltd. - Series 71	ケイマン諸島	投資信託	38,656.31	517.38	20,000,000.00	517.05	19,987,243.01	5.59
8	Keynes Leveraged Quantitative Strategies Fund Ltd. - Class USD B	ケイマン諸島	投資信託	192,400.89	103.95	20,000,000.00	103.71	19,954,473.50	5.58
9	Edgestream Nias Fund Ltd. - Class A Series 6 (June 2011)	バーミューダ	投資信託	10,000.00	1,000.00	10,000,000.00	970.14	9,701,440.00	2.71
10	Edgestream Nias Fund Ltd. - Class A Series 6 (Sept 2011)	バーミューダ	投資信託	10,000.00	1,000.00	10,000,000.00	943.84	9,438,380.00	2.64
11	Blue Trend Fund Ltd. - Class A Gsy	ケイマン諸島	投資信託	18,373.77	233.93	4,298,152.70	295.98	5,438,267.22	1.52
12	Edgestream Nias Fund Ltd. - Class A Series 7 (July 2011)	バーミューダ	投資信託	5,000.00	1,000.00	5,000,000.00	970.36	4,851,820.00	1.36
13	Edgestream Nias Fund Ltd. - Class A Series 7 (August 2011)	バーミューダ	投資信託	5,000.00	1,000.00	5,000,000.00	962.38	4,811,885.00	1.35
14	Blue Trend Fund Ltd. - Class B Gsy	ケイマン諸島	投資信託	14,934.97	223.19	3,333,332.43	279.37	4,172,318.06	1.17
15	GSA Capital Futures Fund Ltd. - Class L	ケイマン諸島	投資信託	5,472.10	100.10	547,755.84	68.71	375,964.72	0.11
16	Discus Non US Side Holdings Ltd. - Class S	英領ヴァージン諸島	投資信託	11,075.83	206.04	2,282,029.07	-	-	0.00

【投資不動産物件】

平成23年10月末日現在、該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

平成23年10月末日現在、該当事項なし。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および平成23年10月末日までの前一年間における各月末のファンドの純資産の推移は、次の通りである。

()HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド

	純資産総額		一口当たり純資産価格		
	千米ドル	百万円	クラス	米ドル	円
第五会計年度末 (平成14年7月末日)					
第六会計年度末 (平成15年7月末日)	22,098	1,727	USD	103.07	8,053
第七会計年度末 (平成16年7月末日)	50,366	3,935	USD	121.65	9,505
第八会計年度末 (平成17年7月末日)	59,565	4,654	USD	141.69	11,070
第九会計年度末 (平成18年7月末日)	83,394	6,516	USD	157.79	12,328
第十会計年度末 (平成19年7月末日)	106,089	8,289	USD	200.42	15,659
第十一会計年度末 (平成20年7月末日)	122,907	9,603	USD	190.37	14,874
第十二会計年度末 (平成21年7月末日)	47,009	3,673	USD	180.33	14,089
第十三会計年度末 (平成22年7月末日)	45,597	3,562	USD	177.87	13,897
第十四会計年度末 (平成23年7月末日)	44,720	3,494	USD	186.92	14,604
平成22年11月末日	53,095	4,148	USD	185.29	14,477
12月末日	53,273	4,162	USD	187.59	14,656
平成23年1月末日	48,619	3,799	USD	186.47	14,569
2月末日	46,270	3,615	USD	186.16	14,545
3月末日	46,742	3,652	USD	188.11	14,697
4月末日	46,912	3,665	USD	191.08	14,929
5月末日	45,446	3,551	USD	188.49	14,727
6月末日	44,992	3,515	USD	186.58	14,577
7月末日	44,720	3,494	USD	186.92	14,604
8月末日	42,580	3,327	USD	180.60	14,110
9月末日	40,009	3,126	USD	170.71	13,338
10月末日	38,901	3,039	USD	171.22	13,377

(注1) HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドの運用は、平成14年6月28日に開始された。

(注2) 「クラス」欄の「USD」とは、米ドル・クラス受益証券のことをいう。

(注3) 上記の純資産総額は、千米ドル未満を四捨五入して作成されており、千米ドル未満を切り捨てて作成されている財務書類の数値とは異なる場合がある。

() HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド

	純資産総額		一口当たり純資産価格		
	千米ドル	百万円	クラス	米ドル	円
第五会計年度末 (平成14年7月末日)	4,057	317	USD	91.41	7,142
第六会計年度末 (平成15年7月末日)	5,352	418	USD	100.84	7,879
第七会計年度末 (平成16年7月末日)	15,013	1,173	USD	109.28	8,538
第八会計年度末 (平成17年7月末日)	15,522	1,213	USD	129.84	10,144
第九会計年度末 (平成18年7月末日)	38,270	2,990	USD	153.66	12,005
第十会計年度末 (平成19年7月末日)	39,929	3,120	USD	193.47	15,116
第十一会計年度末 (平成20年7月末日)	59,170	4,623	USD	182.94	14,293
第十二会計年度末 (平成21年7月末日)	26,834	2,097	USD	160.94	12,574
第十三会計年度末 (平成22年7月末日)	38,900	3,039	USD	163.74	12,793
第十四会計年度末 (平成23年7月末日)	27,952	2,184	USD	169.08	13,210
平成22年11月末日	36,330	2,838	USD	168.55	13,169
12月末日	36,041	2,816	USD	170.05	13,286
平成23年1月末日	33,677	2,631	USD	164.42	12,846
2月末日	32,507	2,540	USD	163.10	12,743
3月末日	28,816	2,251	USD	166.54	13,012
4月末日	28,955	2,262	USD	170.29	13,305
5月末日	28,029	2,190	USD	168.10	13,134
6月末日	28,795	2,250	USD	167.08	13,054
7月末日	27,952	2,184	USD	169.08	13,210
8月末日	26,878	2,100	USD	163.55	12,778
9月末日	24,458	1,911	USD	154.89	12,102
10月末日	24,789	1,937	USD	157.58	12,312

(注1) HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドの運用は、平成9年4月1日に開始された。

(注2) 「クラス」欄の「USD」とは、米ドル・クラス受益証券のことをいう。

(注3) 上記の純資産総額は、千米ドル未満を四捨五入して作成されており、千米ドル未満を切り捨てて作成されている財務書類の数値とは異なる場合がある。

()HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

	純資産総額		一口当たり純資産価格		
	千米ドル	百万円	クラス	米ドル/ユーロ	円
第五会計年度末 (平成14年7月末日)					
第六会計年度末 (平成15年7月末日)					
第七会計年度末 (平成16年7月末日)					
第八会計年度末 (平成17年7月末日)					
第九会計年度末 (平成18年7月末日)	80,420	6,283	USD	102.35	7,997
			EUR	95.47	9,944
第十会計年度末 (平成19年7月末日)	108,755	8,497	USD	122.29	9,555
			EUR	112.12	11,678
第十一会計年度末 (平成20年7月末日)	290,886	22,727	USD	145.19	11,344
			EUR	131.69	13,717
第十二会計年度末 (平成21年7月末日)	292,062	22,819	USD	144.34	11,277
			EUR	131.30	13,676
第十三会計年度末 (平成22年7月末日)	274,430	21,441	USD	142.06	11,099
			EUR	128.70	13,405
第十四会計年度末 (平成23年7月末日)	381,012	29,768	USD	154.66	12,084
			EUR	139.75	14,556
平成22年11月末日	284,800	22,251	USD	147.50	11,524
			EUR	132.90	13,843
12月末日	313,856	24,522	USD	152.65	11,927
			EUR	137.50	14,322
平成23年1月末日	326,396	25,501	USD	151.93	11,870
			EUR	136.75	14,244
2月末日	336,765	26,311	USD	154.71	12,087
			EUR	139.30	14,509
3月末日	345,410	26,987	USD	152.91	11,947
			EUR	137.70	14,343
4月末日	372,420	29,097	USD	158.88	12,413
			EUR	142.95	14,890
5月末日	361,607	28,252	USD	153.96	12,029
			EUR	138.81	14,458
6月末日	351,912	27,495	USD	149.44	11,676
			EUR	134.92	14,053
7月末日	381,012	29,768	USD	154.66	12,084
			EUR	139.75	14,556
8月末日	376,401	29,408	USD	154.49	12,070
			EUR	139.66	14,547
9月末日	362,470	28,320	USD	154.77	12,092
			EUR	140.01	14,583
10月末日	357,735	27,950	USD	148.65	11,614
			EUR	134.64	14,024

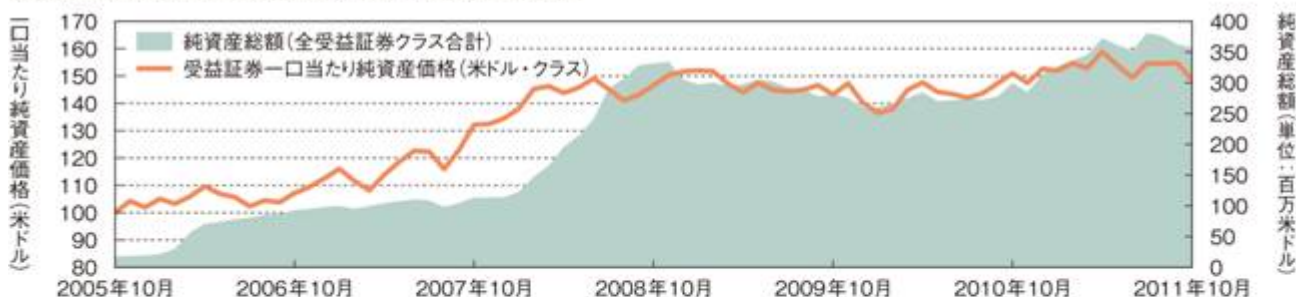
(注1) HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの米ドル・クラスの運用は、平成17年10月31日に、ユーロ・クラスの運用は、平成18年3月31日に開始された。

(注2) 「クラス」欄の「USD」とは、米ドル・クラス受益証券、「EUR」とは、ユーロ・クラス受益証券のことをいう。

(注3) 上記の純資産総額は、千米ドル未満を四捨五入して作成されており、千米ドル未満を切り捨てて作成されている財務書類の数値とは異なる場合がある。

< 参考情報 >

■純資産総額および受益証券一口当たり純資産価格の推移

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)
(2002年6月28日から2011年10月31日まで)HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)
(1997年4月1日から2011年10月31日まで)HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)
(2005年10月31日から2011年10月31日まで)HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)
(2006年3月31日から2011年10月31日まで)

【分配の推移】

HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドおよびHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドは、いずれも分配金相当額を再投資する累積型であり、分配の推移について該当事項はない。別紙を参照のこと。

【収益率の推移】

() HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)

会計年度	前会計年度末の一口当たり 純資産価格(米ドル)	会計年度末の一口当たり 純資産価格(米ドル)	収益率(%)
第五会計年度			
第六会計年度	100.00	103.07	3.07
第七会計年度	103.07	121.65	18.03
第八会計年度	121.65	141.69	16.47
第九会計年度	141.69	157.79	11.36
第十会計年度	157.79	200.42	27.02
第十一会計年度	200.42	190.37	-5.01
第十二会計年度	190.37	180.33	-5.27
第十三会計年度	180.33	177.87	-1.36
第十四会計年度	177.87	186.92	5.09

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の一口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たり純資産価格(分配落の額)。ただし、最初の会計年度については、当初募集時における一口当たり純資産価格とする。

以下同じ。

() HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)

会計年度	前会計年度末の一口当たり 純資産価格(米ドル)	会計年度末の一口当たり 純資産価格(米ドル)	収益率(%)
第五会計年度	84.38	91.41	8.33
第六会計年度	91.41	100.84	10.32
第七会計年度	100.84	109.28	8.37
第八会計年度	109.28	129.84	18.81
第九会計年度	129.84	153.66	18.35
第十会計年度	153.66	193.47	25.91
第十一会計年度	193.47	182.94	-5.44
第十二会計年度	182.94	160.94	-12.03
第十三会計年度	160.94	163.74	1.74
第十四会計年度	163.74	169.08	3.26

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド
(米ドル・クラス)

会計年度	前会計年度末の一口当たり 純資産価格(米ドル)	会計年度末の一口当たり 純資産価格(米ドル)	収益率(%)
第五会計年度			
第六会計年度			
第七会計年度			
第八会計年度			
第九会計年度	100.00	102.35	2.35
第十会計年度	102.35	122.29	19.48
第十一会計年度	122.29	145.19	18.73
第十二会計年度	145.19	144.34	-0.59
第十三会計年度	144.34	142.06	-1.58
第十四会計年度	142.06	154.66	8.87

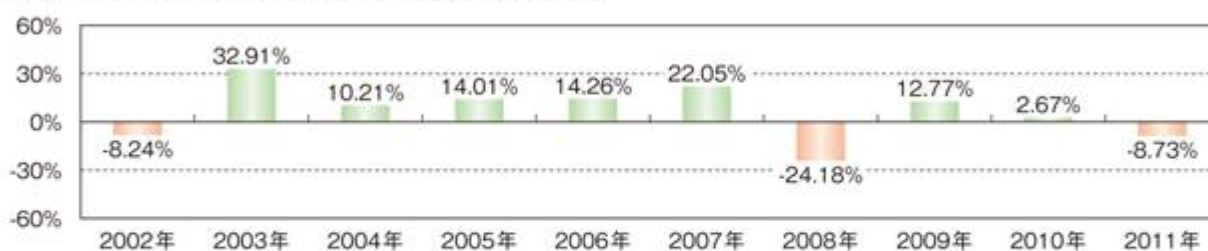
(ユーロ・クラス)

会計年度	前会計年度末の一口当たり 純資産価格(ユーロ)	会計年度末の一口当たり 純資産価格(ユーロ)	収益率(%)
第五会計年度			
第六会計年度			
第七会計年度			
第八会計年度			
第九会計年度	100.00	95.47	-4.53
第十会計年度	95.47	112.12	17.44
第十一会計年度	112.12	131.69	17.45
第十二会計年度	131.69	131.30	-0.30
第十三会計年度	131.30	128.70	-1.98
第十四会計年度	128.70	139.75	8.59

< 参考情報 >

■ 年間収益率の推移

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)／b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2011年については、2011年10月末日の受益証券一口当たり純資産価格

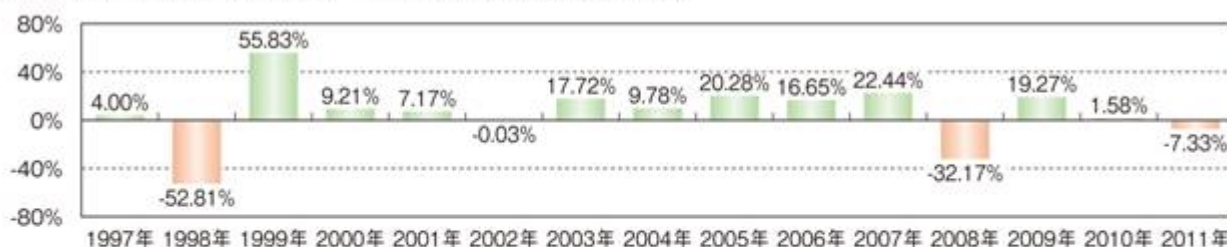
b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、2002年については、当初申込期間の申込価格(100米ドル)

(注2) 2002年については、運用開始日(2002年6月28日)から2002年12月31日までの収益率。

2011年については、2011年1月1日から2011年10月末日までの収益率。

HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)／b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2011年については、2011年10月末日の受益証券一口当たり純資産価格

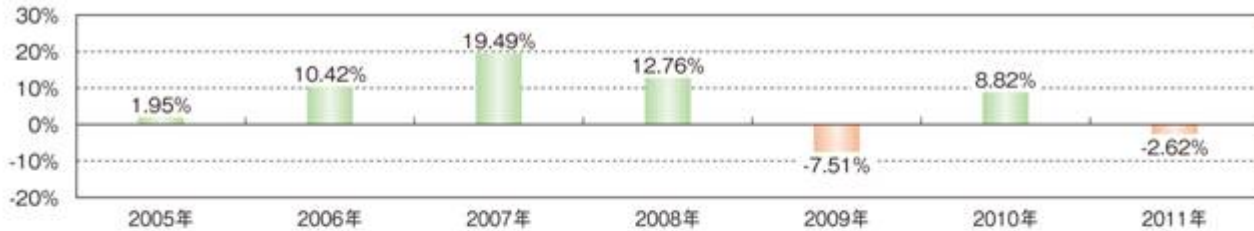
b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、1997年については、当初申込期間の申込価格(100米ドル)

(注2) 1997年については、運用開始日(1997年4月1日)から1997年12月31日までの収益率。

2011年については、2011年1月1日から2011年10月末日までの収益率。

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2011年については、2011年10月末日の受益証券一口当たり純資産価格

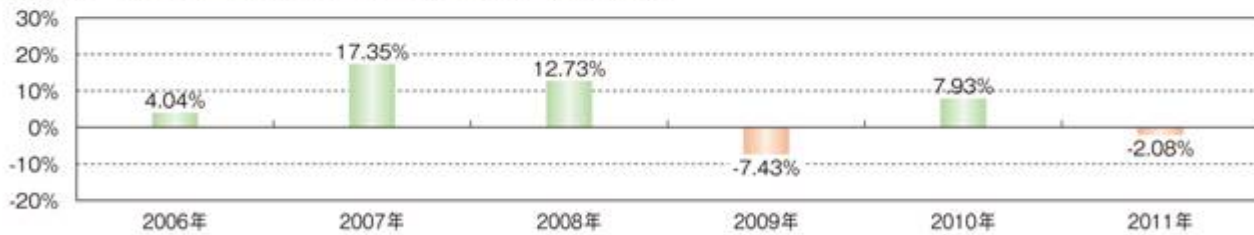
b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格(分配額の額)

ただし、2005年については、当初申込期間の申込価格(100米ドル)

(注2) 2005年については、運用開始日(2005年10月31日)から2005年12月31日までの収益率。

2011年については、2011年1月1日から2011年10月末日までの収益率。

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格

ただし、2011年については、2011年10月末日の受益証券一口当たり純資産価格

b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格(分配額の額)

ただし、2006年については、当初申込期間の申込価格(100ユーロ)

(注2) 2006年については、運用開始日(2006年3月31日)から2006年12月31日までの収益率。

2011年については、2011年1月1日から2011年10月末日までの収益率。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における各ファンドの販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末における発行済口数は、次の通りである。

() HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド (米ドル・クラス)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第六会計年度	253,013.55 (0)	38,599.14 (0)	214,414.41 (0)
第七会計年度	234,313.14 (0)	34,685.33 (0)	414,042.22 (0)
第八会計年度	84,393.91 (0)	78,041.00 (0)	420,395.13 (0)
第九会計年度	235,669.11 (472.74)	127,530.62 (0)	528,533.62 (472.74)
第十会計年度	119,222.21 (8,861.67)	180,568.73 (0)	467,187.10 (9,334.41)
第十一会計年度	195,868.43 (0)	133,101.51 (0)	529,954.02 (9,334.41)
第十二会計年度	38,898.33 (0)	315,709.75 (7,874.04)	253,142.60 (1,460.37)
第十三会計年度	40,017.86 (1,119.75)	44,455.59 (0)	248,704.87 (2,580.12)
第十四会計年度	57,818.99 (0)	74,612.16 (0)	231,911.70 (2,580.12)

(注) ()の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

() HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第四会計年度	878.40 (0)	21,907.71 (0)	37,486.28 (0)
第五会計年度	3,024.65 (0)	8,185.44 (0)	32,325.49 (0)
第六会計年度	19,178.24 (0)	2,308.55 (0)	49,195.18 (0)
第七会計年度	103,230.79 (0)	15,032.88 (0)	137,393.09 (0)
第八会計年度	13,465.90 (0)	31,309.07 (0)	119,549.92 (0)
第九会計年度	159,625.78 (220.43)	30,111.86 (0)	249,063.84 (220.43)
第十会計年度	54,557.58 (0)	107,778.38 (0)	195,843.04 (220.43)
第十一会計年度	101,120.35 (0)	39,520.58 (0)	257,442.81 (220.43)
第十二会計年度	32,227.32 (0)	157,653.01 (0)	132,017.12 (220.43)
第十三会計年度	92,552.65 (0)	29,730.01 (0)	194,839.76 (220.43)
第十四会計年度	18,929.70 (0)	80,250.84 (0)	133,518.62 (220.43)

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(米ドル・クラス)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第九会計年度	520,895.17 (2,731.17)	9,338.17 (0)	511,557.00 (2,731.17)
第十会計年度	150,368.36 (9,597.41)	135,955.78 (0)	525,969.58 (12,328.58)
第十一会計年度	876,074.09 (132,376.69)	125,566.69 (0)	1,276,476.98 (144,705.27)
第十二会計年度	633,900.69 (259,532.34)	627,124.23 (23,314.56)	1,283,253.44 (380,923.05)
第十三会計年度	182,438.24 (9,692.39)	372,180.57 (28,253.61)	1,093,511.11 (362,361.83)
第十四会計年度	763,465.87 (13,537.55)	321,531.61 (72,765.29)	1,535,445.37 (303,134.09)

(注) 第12会計年度の本邦内における販売口数には、HSBC 香港からの移管による増加分が含まれる。

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(ユーロ・クラス)

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第九会計年度	17,122.84 (0)	0 (0)	17,122.84 (0)
第十会計年度	6,248.67 (0)	4,370.65 (0)	19,000.86 (0)
第十一会計年度	219,939.39 (0)	13,498.54 (0)	225,441.71 (0)
第十二会計年度	179,745.99 (1,283.61)	158,221.72 (0)	246,965.98 (1,283.61)
第十三会計年度	53,942.34 (973.77)	158,189.88 (0)	142,718.44 (2,257.38)
第十四会計年度	96,438.10 (0)	49,247.79 (0)	189,908.75 (2,257.38)

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

適格投資家

ファンドの受益証券の申込みを行う者は、適格投資家でなければならない。適格投資家とは、()18歳以上であり、()本書に定義された米国人ではなく、()同人に影響する各国または政府機関のすべての法律、財務要件、為替管理規制に従って当該ファンドの受益者である資格があり、()同人が受益者となることによって、ユニ・フォリオ、いずれかのファンド、もしくは他の受益者が租税義務を負うことにならず、または本来負担もしくはは被り得ないその他金銭上、財務上、規制上等の不利益を被ることにならず、また()ユニ・フォリオまたはいずれかのファンドが1940年米国投資会社法(改正済)に基づき登録を要求されることにならない者と定義される。

受益証券を取得し、保有することは、当該投資家が適格投資家であることを継続的に表明し、保証することになる。適格投資家でなくなったことを認識した受益者はその所有受益証券を適格投資家に譲渡するか、または当該受益証券の買戻しを請求しなければならない。管理会社の意見により適格投資家ではない者により保有されていることが判明した受益証券は、強制的に買い戻されることがある。「強制買戻し」の項の以下の情報をご参照下さい。

さらに、管理会社は、米国人が株主となっているファンドによる受益証券の申込みを拒絶する権利を留保している。

マネー・ロンダリング規制

管理会社は、受益証券申込みの受付および資金の受領に応じ適切な注意義務をもって適用される国内外の反マネー・ロンダリングおよびテロリズム資金供与防止規制(2007年ガーンジー刑事罰(犯罪収益)(金融サービス業)規則を含むが、これに限られない。)および金融犯罪およびテロリスト資金供与防止に関するGFSCハンドブックに服する。かかる規制により、管理会社は、国内外で調査を行い、その承知する調査結果および状況を報告することを要求されている。

管理会社は、受益証券の申込みを行う個人や法人の詳細な身元証明を要求することができる。例えば、個人は、正式に認証されたパスポート、身分証明書または運転免許証の写しを、住所、生年月日・出生地および詳細な連絡先の証明書類とともに管理会社へ提出することを要求されることがある。法人が申込みを行う際は、全ての取締役および受益株主に関する同様の情報を、会社の設立証明書、基本定款および通常定款(または同等物)、最新の報告書および会計書類、署名権限者リストおよび適切な取締役会決議とともに管理会社へ提出することを要求されることがある。申込人は個人でも法人でも、銀行紹介状の提出を要求されることがある。

上記の項目は単に例として挙げられたものである。管理会社は、申込人の身元確認のために必要な情報を要求する権利を留保している。身元確認の目的で要求された情報の提出に遅滞・不履行がある場合には、管理会社は申込みや申込金の受理を拒否することができ、また、申込後に要求された情報については、情報が提出されるまで買戻代金の支払を拒否することができる。

「顧客を知る」の規制

HSBCグループは、厳格に「顧客を知る」という方針で営業しており、管理会社および受託会社は、ユニ・フォリオに提供する役務に関しかかる方針に従う。

契約証書

契約証書は、取引成立後2営業日以内に発行される。純資産価格が公表されるまで取引は成立しない。詳細な情報については、後記「4 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」を参照。販売会社は、場合に応じ当該ファンドの受益証券の口数と種類、価格、支払われるべき対価総額または買戻金額、取引日の期日、賦課される当初手数料額、受益者名簿に記入される登録細目を記載した契約証書を、受益証券申込者または受益証券を買い戻す所有者に対し送付する。

受益証券の申込み

取引日にファンドの受益証券が発行される前に、販売会社は、当該取引日の午後5時(ガーンジー時間)(ファンド概要に規定された通知期間に従う。)までに申込書を受領することを要する。

ファンドの受益証券の当初買付申込みについて、管理会社はその絶対的裁量により低価額の受諾に同意する場合を除き、別紙「ファンド概要」に記載されるファンドの最低保有額を下回らない価額でなければならない。ファンドの基準通貨以外の通貨で受領した申込金は、管理会社によって必要通貨に換算される。受益証券は記名式であるため、受益証券の所有に係る券面は発行されない。端数の受益証券は小数第二位まで発行される。買付金から当初手数料(もしあれば)の控除後、管理会社は、得られた金額を当該受益証券の発行価格で除して発行される受益証券口数を決定する。

情報保護

投資者は、ファンドへの投資に合意することにより、管理会社が2001年ガーンジー情報保護法(以下「情報保護法」という。)および関連する会社法令に従いファンドに対する投資者の権利を適正に記録し、現在価値およびファンド書類の変更を含むファンドへの投資に関する事項について受益者に助言するため個人情報保有し処理できること、ならびに管理会社はその義務を履行し規制上の要件を遵守するため以下の事項を行うことができることを了解し、受諾する。

- (a) 投資者に関する信用およびマナー・ロンダリングの確認のため個人情報を処理することを含む、ファンドへの投資により義務付けられまたはこれに関連する投資者個人情報(機微な個人情報を含む。)を処理すること
- (b) 投資者に関連しておよび一般的にファンドへの投資に関して必要な場合、投資者と連絡を取ること。
- (c) 投資者に関連しておよび一般的にファンドへの投資に関して必要と管理会社が判断する第三者またはガーンジーもしくは欧州経済地域外の第三者を含む情報保護法により必要な第三者に個人情報を提供すること
- (d) 当該者がガーンジーまたは欧州経済地域外の者である場合にもかかわらず、処理のため受託会社および登録機関に制限なく当該個人情報を提供すること
- (e) 管理会社および/または投資顧問会社(ガーンジーまたは欧州経済地域外のこれらの会社を含む。)と同じグループに属し、自社のサービスを投資者に販売する営業目的で当該情報の利用を希望する他の会社に電子通信の方法等で個人情報を移転すること
- (f) 管理会社の内部管理事務のため投資者の個人情報を処理すること

(2) 日本における販売手続等

日本においては申込期間中の各ファンド証券の申込みの取扱いが行われる日に、各ファンド証券の申込みの取扱いが行われる。

日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。日本における申込の取扱時間は、原則として午後2時(東京時間)までとする。販売の最低単位は、各ファンド別紙に記載されている。

ファンド証券一口当たりの発行価格は、原則として、評価時点(毎暦月最終営業日の午後5時(ガーンジー時間))の一口当たり純資産価格である。

日本の投資家による申込金額の支払は、日本において受益証券の申込書を日本における販売会社に提出すると同時にされる。各申込日の発行価格の総額は、日本における販売会社によって、日本において受益証券の申込書が受領されまたは受領されたとみなされる暦月の最終営業日までに、管理会社が管理する顧客口座に各ファンドのクラス証券の通貨により払い込まれる。ただし、顧客により払い込まれた発行価格の総額は、日本における約定日(日本における販売会社が申込みの注文の成立を確認した日)後、日本において受益証券の受渡が行われる日まで、日本における販売会社が開設する取引口座に保管される。

日本における販売会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託し口座約款を締結した投資者に対し、日本における約定日後すみやかに取引報告書を交付する。申込金額の支払は、原則としてファンドのクラス証券の通貨によるものとする。

各ファンドの申込手数料は、発行価格に以下の料率を乗じて得た額とする。

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド

HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド 米ドル・クラス

申込金額

申込手数料

25,000米ドル以上	500,000米ドル未満	3.150%(税抜き3.0%)
500,000米ドル以上	1,000,000米ドル未満	2.625%(税抜き2.5%)
1,000,000米ドル以上	3,000,000米ドル未満	2.100%(税抜き2.0%)
3,000,000米ドル以上	5,000,000米ドル未満	1.575%(税抜き1.5%)
5,000,000米ドル以上		1.050%(税抜き1.0%)

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド ユーロ・クラス

申込金額		申込手数料
25,000ユーロ以上	500,000ユーロ未満	3.150%(税抜き3.0%)
500,000ユーロ以上	1,000,000ユーロ未満	2.625%(税抜き2.5%)
1,000,000ユーロ以上	3,000,000ユーロ未満	2.100%(税抜き2.0%)
3,000,000ユーロ以上	5,000,000ユーロ未満	1.575%(税抜き1.5%)
5,000,000ユーロ以上		1.050%(税抜き1.0%)

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ユニ・フォリオの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

上記(1)「海外における販売手続等」の記載は、必要な限度で日本においても適用される。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

取引日における受益証券の買戻し請求は、(ファンド概要に規定されている通知期間に基づき)当該取引日の午後5時(ガーンジー時間)までに販売会社が受領していなければならない。

いかなる買戻し請求の価値も、管理会社はその絶対的裁量でより低価額の受付に同意する場合を除き、ファンド・セクションに記載されている各ファンドの最低取引単位を下回らないものでなければならない。残りの保有受益証券数が関連する最低投資単位を下回ることになるような、保有受益証券の一部の買戻し請求が受領された場合、管理会社は、その絶対的裁量で全保有受益証券数に対する申込みとみなすことができる。

買戻し請求は販売会社へのファクシミリ、電子方式または書面による請求で行うことができる。買戻し代金が事前に指定された銀行口座に払い込まれる場合、共同受益者のいずれか一人が買戻しを請求することができる。

管理会社、販売会社および受託会社は、買戻し請求に応じたが、その後偽りであることが判明した場合、受益者が被った損失について責任を免除される。

取引日に買い戻された受益証券に関し、買戻し代金は、受益証券の価格の決定から3営業日以内に販売会社への当該受益者の指示に従い支払われる。かかるすべての支払は、受益者が別途指示する場合を除き、各ファンドのクラス証券の通貨で行われ、その際、管理会社またはその代行者は、当該受益者の代理人として、その適正とみなす為替レートおよび条件により外国通貨の換算を行う。

一口当たり買戻し価格は、信託証書に従い(特定のファンドに関しては当該ファンド証書に従い)決定された一口当たり純資産価格とされる。

ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間には買戻し代金の支払は行われない。

締切時間以後に受領した申込みまたは買戻し請求の受理

各ファンドについて、別紙のファンド概要に記載されているとおり、管理会社はその絶対的な裁量により、締切時間以後に受領した申込みまたは買戻し請求を受理できるものとする。ただし、当該取引日の評価時点以前に受領されたものに限る。

買戻し代金支払に関する必要な指示

全受益者は、買戻し代金の払込先の銀行口座を指定するよう勧められ、これを行う機能が申込書に記載されている。買戻し代金の払込先の銀行口座を変更する管理会社への指示またはその他何らかの方法で支払を行うようにとの管理会社への別途の指示は、共同受益者の場合は全受益者が署名した書面により受領するべきとする。ファクシミリまたはテレックスによる指示では不十分である。管理会社が買戻し代金の支払場所または方法に関して指示を受け取っていない場合、管理会社は、当該受益者を受取人とする小切手または銀行為替手形により当該代

金を支払うこととし、当該受益者のリスク負担为名簿上の当該所有者の住所宛に普通郵便で送付する。共同受益者の場合は、かかる小切手は全受益者に対して支払われ、全受益者中の最初の記名者の住所宛で送付される。

取引日に買い戻されるファンドの受益証券数の制限

管理会社は、取引日に買い戻される一つのファンドの受益証券口数を、当該期日の直前に発行済の受益証券総口数に対して、各ファンドのファンド・セクションに規定された料率以下に制限することができる。管理会社によるかかる裁量の行使により買い戻されない受益証券は、翌取引日に繰り越され、買戻通知が事後に受領された他の受益証券に優先して比例按分して買い戻される。

強制買戻し

後記「4 資産管理等の概要 (5)その他 ファンドの解散」に記載のとおりファンドが終了される場合、受益証券は管理会社によって強制的に買い戻される。

ある受益者が適格投資家ではないことを管理会社が知るに至った場合、管理会社は、翌取引日に当該者の保有する受益証券の買戻しを、当該日について決定された買戻価格で行い、当該代金を当該者に送金することができる。そのほか、管理会社は、当該買戻しがユニ・フォリオ、ファンドまたは保有者等の最善の利益になると管理会社または受託会社はその絶対的裁量により判断した場合も、いかなる者の保有する受益証券も強制的に買い戻すことができ、かかる判断により、管理会社および受託会社のいずれも、当該受益者を含む何人にも当該判断の理由を開示することを要しない。

(2) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、各取引日でありかつ日本における販売会社の営業日において、日本における販売会社を通じて管理会社に対して受益証券の買戻しを請求することができる。

買戻請求書には、買い戻されるべき受益証券の口数を明記しなければならない。買戻単位は、HSBC アジア・アドバンテージ・ファンドについては、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンドについては、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドの米ドル・クラス受益証券については、25,000米ドルを下回らない金額による受益証券の口数、HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドのユーロ・クラス受益証券については、25,000ユーロを下回らない金額による受益証券の口数とする。買戻請求により投資家が保有する受益証券の残高が当該ファンドの最低保有額を下回ることとなる場合、当該買戻請求は、その保有するすべての受益証券の買戻請求として取り扱われることがある。

代行協会員が必要と認める場合、日本において買戻請求を取り扱わないことがある。日本における買戻請求の取扱時間は、原則として午後2時(東京時間)までとする。各ファンドの日本における買戻請求の取扱日に関する照会先は、日本における販売会社である。

買戻代金の支払は、原則として各ファンドのクラス証券の通貨によるものとする。買戻代金に利息は発生しない。

日本における買戻代金の支払は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目に行われる。

上記(1)「海外における買戻し手続等」の記載は、必要な限度で日本においても適用される。

3【転換】

(1) 海外における転換手続等

あるファンドまたはクラス証券(「旧ファンド」)の受益証券の所有者は、当該受益証券の全保有分または一部保有分を、別のファンドまたはクラス証券(「新ファンド」)の受益証券に転換するよう管理会社に請求することができる。かかる請求は、(新ファンドのファンド概要に規定されている発行のための通知期間に基づき)当該請求の実行日である取引日のガーンジー時間午後5時までに管理会社が受領していなければならない。受益証券の保有者は、かかるクラス証券が同一ファンド内のものである場合、異なる通貨のクラス証券への転換のみ請求できる。かかる請求の結果、当該所有者が最低保有限度以下の受益証券所有者となる場合、管理会社は、その単独裁量により、当該請求の拒絶または容認を選択することができる。管理会社がかかる受益証券の転換請求を実施する以前に、当該保有者は、新ファンドに関しても適格投資家として資格を有していることを要し、管理会社または受託会社が要求する追加情報を管理会社に提供することを要求されることがある。

かかる転換については、当該ファンドの分配口座に振り替えられる未分配の金員に対する調整を条件として、転換される受益証券口数を関係取引日に適用される買戻価格で乗じて計算され、また得られた金額が新ファン

ドの基準通貨以外の通貨である場合、管理会社は、新ファンドの受益証券申込みについて前述したものと同様な条件で当該通貨を必要通貨に転換する。必要とされる通貨の転換を条件として、管理会社は、次に、得られた金額を、新ファンドの受益証券の発行価格で除す。ただし、旧ファンドと新ファンドが同日の取引日ではない場合、当該発行価格は、新ファンドの直後の取引日現在で計算される価格とする。上記の発生しうる転換費用以外には、転換について管理会社により課される費用はない。

(2) 日本における転換手続等

各ファンドについて、日本において転換は取り扱われない。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の決定

ファンドの純資産価格

各ファンドの取引日は、別紙「ファンド概要」に提示されている。管理会社は、その裁量により、管理会社が決定する目的のために、別紙「ファンド概要」に明示される取引日に加えて他の日を取引日として指定することができる。

ファンドの純資産価格は、取引日毎に、評価時点におけるファンドの資産総額から負債総額を差し引いて決定される。資産総額は、現金、経過利息、評価時点現在ファンドが受領できる分配金およびすべての長期保有投資対象の(以下の通り評価される)価値の合計額である。負債総額にはすべての発生負債(管理会社および受託会社の報酬を含む。)およびすべての短期保有投資対象の(以下の通り評価される)価値が含まれる。

証券市場で定期的に相場付けされ、売買される投資対象は、当該評価日の最終取引価格、または、当該日に取引が行われなかった場合には、

ファンドによる長期保有投資対象の場合は当該評価日の最終買呼値

ファンドによる短期保有投資対象の場合は当該評価日の最終売呼値の終値

で評価される。当該価格もしくは相場が入手できない場合または管理会社の意見によれば適正市場価格を反映していない場合、投資対象は、管理会社が適正価格とみなす価格で評価されることになり、かかる価格は、評価時に適正な売却において入手し得たであろう価格を基準にして管理会社が適切な注意義務をもって決定する。その他の投資対象は、場合に応じ信託証書または当該ファンド証書の規定に応じて評価される。管理会社が異なる時期に相場付けもしくは入手される価格または金利を使用して一定の種類の投資対象の評価を決定する場合、管理会社は、当該方法が当該ファンドに関しある評価時点から次の評価時点まで一定のままである場合にはそのまま当該方法によることができる。管理会社は、資産および負債に帰属する価格の決定においてその合理的判断を行使することができ、また当該ファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならない。

買戻請求および買付申込みに適用される受益証券一口当たり純資産価格は、投資先投資対象の運用者またはアドバイザーが提供する評価の推定値(「推定価格」)を基準とする。管理会社は、推定価格の決定においてその合理的判断を行使することができ、また当該ファンド全体の利益のために誠実に行為する場合、かかる評価は現在または過去のファンドの受益者による異議申立を受けることにはならず、それら受益証券に関しては管理会社によるさらなる支払/調整は行われない。かかる価格設定方針の合理的根拠は、管理会社が投資家の要求に応じるべく価格設定上十分な正確性を維持しつつ毎月の取引価格を提示するというプロセスを迅速化することである。ただし、推定価格の設定の採用にも関わらず、評価時点とファンドの受益証券一口当たり純資産価格の決定との間には最大17日の遅れが生じることになることに投資家は注意すべきである。これは、ファンドを買い付ける投資家にとり、割り当てられる受益証券口数の最終的確認の遅延を意味し、また買い戻す投資家にとっては、買戻代金の計算の遅延を意味することになる。契約証書は、受益証券一口当たり純資産価格が決定されてから2営業日以内に発行される。

受益証券一口当たり純資産価格

受益証券一口当たり純資産価格は、ファンドの純資産価格を入手して、当該取引日直前のファンドの受益証券発行済口数で除して(小数第二位未満四捨五入)計算される。

純資産価格の決定の停止

管理会社は、下記の期間の全期間または一部期間、ファンドの純資産価格および評価の決定を停止することがある。

(イ)ファンドの投資対象の大部分が通常取引される市場において取引が停止または制限される期間、

(ロ)管理会社の意見によればファンドの資産の評価が実行不能となる状況の存続期間、

- (ハ) 受益者からの受益証券の買戻しが、管理会社の意見によれば適用法の違反となる期間。
- (ニ) 管理会社の意見によれば、ファンドの投資対象の大部分を換金すること、不当に遅滞することなくもしくは該当する場合通常の為替レートでかかる換金を行うこと、またはその他当該換金に係る現金による手取金を受領することが不可能になるような状況が存在する期間。
- (ホ) 当該ファンドが投資する他のファンドの受益証券の取引の停止期間または純資産価格の計算の停止期間。

かかる停止が5営業日以上存続することが予想される場合、当該ファンドの全受益者は、書面による通知により当該停止および当該停止の終了について通知を受け、また可能な場合、かかる通知は当該受益証券の価格が通常公告されるガーンジーの官報やその他の刊行物に掲載される。

ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間中、受益証券の発行または買戻しは行われぬ。

管理会社は、買付申込みの受諾が停止され、受益証券の発行が行われぬ旨をいつでも決定することができる。

(2) 【保管】

日本の投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、管理事務代行会社は、日本における販売会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。

(3) 【信託期間】

ユニ・フォリオおよび各ファンドは2099年またはこれ以前に終了する。

(4) 【計算期間】

各ファンドの会計年度(「会計期間」)は、別紙「ファンド概要」に記載される各ファンドの各暦月の最終評価時点である会計基準日に終了する。ファンドの最初の会計期間は6か月を下回らないものとし、当該ファンドの受益証券が最初に発行される期日に開始する。

(5) 【その他】

ファンドの解散

ファンドの一部または全部は、()管理会社が清算(受託会社が事前に承認した任意清算を除く。)を開始するか、管理会社の資産に対し管財人が任命された場合、もしくは管理会社が営業を停止する場合、()管理会社がその義務の履行不能となるか、その義務を十分に履行しない場合、またはユニ・フォリオもしくはファンドに悪評をもたらすか、受益者の利益を害するとみなされることを行った場合、または()受託会社が退任を希望し、管理会社が受託会社の希望の通知を受けてから6か月以内に新任の受託会社が指名されていない場合、受託会社により終了させることができる。

ファンドは、当該ファンドの存続が違法となるか、実行不能となるか、または望ましくなくなる場合、管理会社により終了することができる。

ファンドは、()ファンドの受益者集会があった場合、または()委員会による認可が取り消された場合、クラスB規則に従い、当該ファンドが終了することがある。ユニ・フォリオは全ファンドが終了されるまでは終了することができない。

ファンドの終了後、管理会社は、受託会社のためにすべての投資対象を換金し、すべての残存借入金を返済し、受益者に対し分配可能な当該ファンドの受益証券一口当たり金額を決定する旨信託証書に規定されている。受託会社は、その後可能な限り速やかに受益者に対し、当該ファンドの受益証券に対する各々の持分に比例按分して当該純受取代金を分配するものとし、またその後6年間受益者による請求のない金員は放棄されたものとみなされ、管理会社に対しその自己の勘定で支払われる。ファンドの終了後、管理会社および受託会社は、全受益者への最終分配が行われる前に、当該ファンドに係る既存のまたは偶発債務を充足するための引当金として受託会社が留保すべき金額(もしあれば)を確定する旨信託証書に定められている。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、その適切とみなす方法および範囲で信託証書およびファンド証書の規定を捺印証書により修正、変更または追記することができる。ただし、受託会社の意見によれば、当該修正、変更または追記が受益者の利益全般または特定ファンドの利益を大きく損なわず、受託会社または受託会社もしくは管理会社の代表に対し受益者に対する責任を大幅に免じるように運用されないことを受託会社が書面で証明しない限り、かかる修正、変更または追記は、当該ファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)の受益者集会の特別決議の裁可なしには実施されないものとする。かかる修正、変更または追記は、受益証券に関し追加の支払を行う義務または受益証券に関し追加

責任を負う義務を受益者に対し課すものではない。

関係法人との契約の更改等に関する手続

投資顧問契約

投資顧問契約は、当事者が書面にて合意した場合に限り修正することができる。同契約は、一方当事者が他方当事者に対し、1か月前に書面による通知をすることにより終了させることができる。また、同契約に指定された事項が発生する場合、直ちに書面により通知することにより、投資顧問会社または管理会社により終了させることができる。同契約は、ガーンジー法に準拠し、同法に従って解釈される。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、管理事務代行会社および管理会社との書面合意により変更することができる。同契約は、契約期間または更新された期間の終了の90日前に更新をしない旨の通知を送付する場合を除いて、当初の契約期間について自動的に更新される。同契約の各当事者は、同契約に指定された事項が発生する場合、直ちに他方当事者に対して書面により通知することにより、同契約を終了させることができる。同契約は、また、契約上の問題について60日以内に管理事務代行会社により解決されない場合、90日前の通知により、管理会社により終了することができる。同契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

包括保管契約

包括保管契約は、保管受託会社および管理会社との書面合意により変更することができる。同契約は、契約期間または更新された期間の終了の90日前に更新をしない旨の通知を送付する場合を除いて、当初の契約期間について自動的に更新される。同契約の各当事者は、同契約に指定された事項が発生する場合、直ちに他方当事者に対して書面により通知することにより、同契約を終了させることができる。同契約は、また、契約上の問題について60日以内に総保管受託銀行により解決されない場合、90日前の通知により、管理会社により終了することができる。同契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売買戻契約

受益証券販売買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていないなければならない。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を、日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

()買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

() 残余財産分配請求権

トラストが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

() 議決権

受託会社または管理会社は、各ファンドの受益者集会、または該当する場合ユニ・フォリオの集会としての全ファンドの全受益者の集会をいつでも招集することができる。受益者集会は、ガーンジーで開催される予定であり、受益者への14日以上前の通知により招集される。受益者集会は連合王国内では開催されない。受託会社は、以下の()から()に記載される事項に関し特別決議による受益者の承認を得るため、または招集請求の管理会社への交付日に発行済とみなされるファンドまたはユニ・フォリオ全体のすべての受益証券に係る全議決権の少なくとも10%以上を合計で有する少なくとも5人の受益者の書面による請求に応じ、信託証書の規定によりその旨義務付けられる場合かかる受益者集会を招集する。かかる受益者集会における定足数は本人または代理人により出席する受益者とする。適式に招集され、開催される各ファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)の受益者集会は、特別決議により、()信託証書の規定またはファンドの修正、変更または追加を裁可し、()ファンドの解散について受託会社に対し権限を付与したまたは指示を行い、()別の機関または投資スキーム(当該投資スキームが集団投資スキームであるか否かは問わない。)とファンドとの事業再編または統合のための取決めを承認し、()管理会社を解任し、()ファンドの投資目的、投資制限および借入限度の変更を承認する資格を有するものとする。

かかる受益者集会では議長または本人もしくは代理人により出席する受益者は秘密投票を要求することができる。挙手の際には、本人もしくは代理人により出席する各受益者または法人の場合は役員もしくは代理人により出席する各受益者は一議決権を有する。投票の際には、本人または代理人により出席する各受益者は、その受益証券保有分により表象されるファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)のスキーム財産に対する非分割の受益証券口数と同数の議決権を有する。

一ファンド(「投資側ファンド」)が別のファンド(「投資対象ファンド」)の受益証券に投資する場合、投資側ファンドは当該投資対象ファンドに関する議決権を放棄するものとする。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ガーンジーにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはユニ・フォリオに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野 春 芽

同 十 枝 美 紀 子

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【 裁判管轄等 】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

【(i)HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ガンジーにおける法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッド（チャンネル諸島、ガンジー GY1 4AN、セント・ピーター・ポート、ニューストリート20番）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。なお、ケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッドは、受託会社の承認を得て、管理会社により任命され、解任される。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、便宜上、平成23年11月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=78.13円）が使用されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド

貸借対照表
2011年7月31日現在

	注	2011年7月31日		2010年7月31日	
		千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
組入投資有価証券		48,379	3,780	45,615	3,564
流動資産:					
債権	6	2,005	157	16,165	1,263
現金および預金残高	7	338	26	89	7
		<u>2,343</u>	<u>183</u>	<u>16,254</u>	<u>1,270</u>
控除:					
債務:一年以内に期限の到来する金額	8	<u>(6,002)</u>	<u>(469)</u>	<u>(16,272)</u>	<u>(1,271)</u>
純流動負債		<u>(3,659)</u>	<u>(286)</u>	<u>(18)</u>	<u>(1)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		<u>44,720</u>	<u>3,494</u>	<u>45,597</u>	<u>3,562</u>

本財務書類は、2011年11月8日付で管理会社であるHSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッドにより承認され、代表して以下により署名された。

[署名]
取締役

[署名]
取締役

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(2) 【損益計算書】

HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド

総収益計算書

2011年7月31日終了年度

	注	2011年7月31日終了年度		2010年7月31日終了年度	
		千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
純キャピタルゲイン	3	3,751	293	130	10
財務費用：支払利息	11	(62)	(5)	(25)	(2)
運用費用	4	(896)	(70)	(881)	(69)
純費用		(958)	(75)	(906)	(71)
投資活動による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の純増(減)		2,793	218	(776)	(61)

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2011年7月31日終了年度

	2011年7月31日終了年度		2010年7月31日終了年度	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	45,597	3,562	47,009	3,673
買戻可能参加受益証券の発行および買戻しによる変動：				
発行受領額/未収額	10,841	847	7,702	602
控除：買戻支払額/未払額	(14,511)	(1,134)	(8,338)	(651)
	(3,670)	(287)	(636)	(50)
投資活動による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の純増(減)	2,793	218	(776)	(61)
期末現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	44,720	3,494	45,597	3,562

ファンドは、上記以外に認識されるその他の損益を有していない。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2011年7月31日終了年度

	注	2011年7月31日終了年度		2010年7月31日終了年度	
		千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
運用活動					
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動		2,793	218	(776)	(61)
調整:					
デリバティブ以外の有価証券に係る純キャピタルゲイン	3	(3,633)	(284)	(279)	(22)
運用資産および負債の変動:					
前払設立費用の減少		4	0	6	0
未払費用の増(減)		(9)	(1)	20	2
先渡為替契約に係る未実現損失		21	2	-	-
運用活動からの現金		(824)	(64)	(1,029)	(80)
投資活動					
投資有価証券の購入		(22,809)	(1,782)	(22,853)	(1,786)
投資有価証券の売却		37,829	2,956	10,216	798
投資活動からの現金		15,020	1,174	(12,637)	(987)
財務活動					
借入金の返済 / 借入金の受領		(1,707)	(133)	7,088	554
買戻可能受益証券の発行手取額		2,271	177	14,909	1,165
買戻可能受益証券の買戻支払額		(14,511)	(1,134)	(8,338)	(651)
財務活動からの現金		(13,947)	(1,090)	13,659	1,067
当期現金の増(減)		249	19	(7)	(1)
期首現在の現金		89	7	96	8
期末現在の現金		338	26	89	7
債務純額の変動とキャッシュ・フロー純額の調整					
当期現金の増減		249	19	(7)	(1)
債務の変動からのキャッシュ・フロー		1,707	133	(7,088)	(554)
当期債務純額の変動		1,956	153	(7,095)	(554)
期首現在の債務純額		(7,511)	(587)	(416)	(33)
期末現在の債務純額	14	(5,555)	(434)	(7,511)	(587)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド

財務書類に対する注記

1 ファンドの構造

HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド(以下「ファンド」という。)は、1990年集団投資スキーム(クラスB)規則に基づくクラスB集団投資スキームとして認可されているガーンジーのユニット・トラストであるHSBCユニ・フォリオのサブ・ファンドである。

ファンドは、英領ヴァージン諸島において登録済の会社であるHSBCリパブリック・アジア・アドバンテージ・インベストメンツ・リミテッド(以下「投資対象保有会社」という。)の株式の100%を保有している。ファンドはまた、その投資活動につき資金提供するため投資対象保有会社に資金を貸し付けた。

投資対象保有会社は、投資有価証券明細表に記載された投資有価証券を保有している。投資対象保有会社が投資有価証券を保有する目的は、当該投資有価証券からの分配金に係る源泉税が還付されることを確実にするためである。

本財務書類は、ファンドおよび投資対象保有会社のすべての資産および負債を含んでいる。

2 主要な会計方針

以下の会計方針が、ファンドの財務書類に関して重要と考えられる項目の取扱いについて継続して適用されている。

会計の基礎

財務書類は、投資有価証券および先渡為替契約の再評価により調整された取得原価主義に基づき、適用される英国会計基準および2010年10月に投資管理協会が発行した認可を受けたファンドに対する会計実務勧告書(以下「SORP」という。)に従い作成されている。改訂されたSORPは、2010年1月1日以降に開始する会計期間について効力を有する。SORPの変更による主な影響は、FRS(財務報告基準書)第25号「金融商品：開示および表示」の修正である。しかし、当該変更は当ファンドに影響を及ぼさなかった。

機能通貨および表示通貨

機能通貨および表示通貨は米ドルであり、これは米ドルがファンドが運用を行う主たる経済環境における通貨であることによる。

新たな会計基準

ファンドは、2010年1月1日以降に開始する会計期間について効力を有するFRS第25号の修正を採用した。当該修正基準は、金融商品が一定の特徴を有し特定の条件を満たす場合には、清算時にのみ事業体の純資産を比例割合に応じて他の当事者に引き渡す義務を事業体に課す可能な金融商品または金融商品の一部分を、資本として分類することを事業体に要求している。ファンドの受益証券は、かかる特定の条件を満たしていないため、負債から資本への再分類は行われなかった。

投資有価証券

投資ファンドへの投資は、ファンドが保有する投資対象の貸借対照表日付午後5時(ガーンジー時間)における一口当たり最終純資産価格で評価されている。投資有価証券に係る実現損益および未実現損益は、総収益計算書に含まれている。投資有価証券の購入および売却は、取引日プラス1日基準で計上されている。

収益

投資収益および預金利息は、発生基準で計上されている。クラスに固有でないすべての収益は、当期中の発行済買戻可能参加受益証券口数に比例して各受益証券クラスに割り当てられる。クラスに固有のすべての収益は、関連する受益証券クラスに割り当てられる。

費用

費用は、発生基準で計上されている。クラスに固有でないすべての費用は、当期中の発行済買戻可能参加受益証券口数に比例して各受益証券クラスに割り当てられる。クラスに固有のすべての費用は、関連する受益証券クラスに割り当てられる。

見積および判断の使用

英国会計基準の認識および測定原則に従って財務書類を作成するために、経営陣は、方針の適用、資産および負債の報告額、本財務書類の日付現在の偶発資産および負債の開示ならびに当期中の収益および費用の報告額に

影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを要求される。

見積および関連する仮定は、過去の経験および現在の状況下で合理的であると思料される様々なその他の要因に基づいており、これにより、他の情報源からは直ちに明らかではない資産および負債の簿価について判断するための基礎が形成される。実際の結果は、これらの見積と異なることがある。

外貨取引

外貨取引は、取引日現在の実勢為替レートで記帳される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートの終値で米ドルに換算される。ファンドは、総収益計算書上に米ドル以外の通貨建て投資有価証券に係る実現為替差損益および未実現為替評価損益を計上する。米ドル以外の通貨建て未払金および未収金ならびに外貨取引から生じる実現為替差損益および未実現為替評価損益は、総収益計算書に反映される。

先渡為替契約

未決済の先渡為替契約に係る未実現評価損益は、契約レートと契約終了レートの差額に基づき計算される。未実現評価益は資産として、未実現評価損は負債として貸借対照表に報告される。先渡為替契約に係るすべての純利益または純損失は、総収益計算書に計上される。

現金

現金は、銀行に保有する当座預金で構成される。

借入費用

借入費用は、ファンドが有している借入枠から発生する。かかる費用は、総収益計算書に発生基準で認識される。

設立費用

ファンドの英文目論見書に従って、設立費用は、5年を超えない期間またはより短い管理会社が決定する期間にわたり償却される。かかる処理は、英文目論見書に従っているが、英国会計基準に従っていない。この英国会計基準からの逸脱は、財務書類に報告される損益に重大な影響を及ぼさない。

発行済受益証券

買戻可能参加受益証券は、買戻可能参加受益証券保有者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。

金融資産および金融負債の公正価額

ファンドの組入投資有価証券は公正価額で計上される。

売買目的で保有または発行される金融資産および金融負債に係る損益

金融資産および金融負債に係る純損益は、総収益計算書に開示される。有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて決定される。

3 純キャピタルゲイン

	2011年7月31日	2010年7月31日
	終了年度	終了年度
	千米ドル	千米ドル
デリバティブ以外の投資対象に係る純キャピタルゲイン	3,633	279
デリバティブ投資対象に係る純キャピタルゲイン / (ロ ス)	118	(149)
純キャピタルゲイン合計	3,751	130

4 運用費用

	2011年7月31日	2010年7月31日
	終了年度	終了年度
	千米ドル	千米ドル
管理会社およびその関連会社への未払金：		
管理報酬	(809)	(777)
	(809)	(777)
受託会社およびその関連会社への未払金：		
受託報酬	(49)	(47)

その他の費用：

監査報酬	(14)	(12)
設立費用	(4)	(6)
その他諸費用	(20)	(39)
	<hr/>	<hr/>
	(38)	(57)
	<hr/>	<hr/>
運用費用合計	(896)	(881)
	<hr/>	<hr/>

5 管理契約、受託契約および投資顧問契約

1999年7月23日付信託証書の条項に基づき、リパブリック・マネジメント(ガーンジー)リミテッドが、管理事務業務を行うファンドの管理会社に任命された。2000年3月31日付で、管理会社は、その名称をHSBCリパブリック・マネジメント(ガーンジー)リミテッドに変更した。2004年1月1日付で、管理会社は、その名称をHSBCマネジメント(ガーンジー)リミテッドに変更した。管理会社は、純資産価額の年率1.65%の管理報酬を受領する。期末現在未払いの報酬は、58,520米ドル(2010年:61,388米ドル)であった。

1999年7月23日付信託証書の条項に基づき、リパブリック・ナショナル・バンク・オブ・ニューヨーク(ガーンジー)リミテッドが、受託会社に任命された。2000年1月14日付で、受託会社は、その名称をHSBCリパブリック・バンク(ガーンジー)リミテッドに変更した。2004年1月1日付で、受託会社は、その名称をHSBCプライベート・バンク(ガーンジー)リミテッドに変更した。2008年5月31日付で、受託会社は、その名称をHSBCプライベート・バンク(C.I.)リミテッドに変更した。受託会社は、純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する。期末現在未払いの報酬は、3,547米ドル(2010年:3,720米ドル)であった。

2004年4月30日付の契約の条項に従い、管理会社は、HSBCリパブリック・インベストメンツ・リミテッドをファンドの投資顧問会社に任命した。2007年1月1日付で、投資顧問会社は、その名称をHSBCオルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに変更した。管理会社は、すべての受益証券クラスについて、当該クラスに関するインデックス(詳細は2頁^(訳注)を参照のこと。)を超える新規超過額の10%の成功報酬を受領する権利を有する。期末現在未払いの成功報酬はなかった(2010年:0米ドル)。

(訳注)原文2頁によれば、ファンドの各クラスに関するベンチマークは以下のとおりである。

米ドル・クラス - 米ドル3か月物LIBORプラス3.5%(年率)
ユーロ・クラス - ユーロ3か月物LIBORプラス3.5%(年率)

6 債権

	2011年7月31日	2010年7月31日
	現在	現在
	千米ドル	千米ドル
購入有価証券前払金	2,000	9,000
売却有価証券に係る未収金	-	7,151
先渡契約に係る未実現利益(注12)	-	5
前払設立費用	5	9
	<u>2,005</u>	<u>16,165</u>

7 現金および預金残高

	2011年7月31日	2010年7月31日
	現在	現在
	千米ドル	千米ドル
現金および預金残高	<u>338</u>	<u>89</u>

現金残高は、ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド(以下「保管受託銀行」という。)に保有される。保管受託銀行の親会社であるステート・ストリート・コーポレーションの信用格付は、2011年7月31日現在、A+であった(2010年:A+)。

8 債務:一年以内に期限の到来する金額

	2011年7月31日	2010年7月31日
	現在	現在
	千米ドル	千米ドル
受益証券発行前受金	-	(8,570)
借入未払金(注11)	(5,893)	(7,600)
先渡契約に係る未実現損失(注12)	(16)	-
未払管理報酬(注5)	(59)	(61)
未払受託報酬(注5)	(4)	(4)
その他の未払費用	(30)	(37)

(6,002)	(16,272)
---------	----------

9 税 制

アンブレラ型ファンドであるHSBC ユニ・フォリオは、1989年ガーンジー所得税（免除機関）令に基づきガーンジーの所得税を免除されており、年次免除料として600英ポンド（2010年：600英ポンド）を課せられている。

10 発行済買戻可能参加受益証券口数

	口数 米ドル・クラス	口数 ユーロ・クラス	口数 合計
2010年8月1日現在発行済買戻可能参加 受益証券	248,704.87	10,768.91	259,473.78
発行	57,818.99	3,374.17	61,193.16
買戻し	(74,612.16)	(4,678.77)	(79,290.93)
2011年7月31日現在発行済買戻可能参加 受益証券	231,911.70	9,464.31	241,376.01
	口数	口数	口数
	米ドル・クラス	ユーロ・クラス	合計
2009年8月1日現在発行済買戻可能参加 受益証券	253,142.60	9,824.13	262,966.73
発行	40,017.86	3,352.30	43,370.16
買戻し	(44,455.59)	(2,407.52)	(46,863.11)
2010年7月31日現在発行済買戻可能参加 受益証券	248,704.87	10,768.91	259,473.78

11 関係会社取引

HSBCプライベート・バンク（C.I.）リミテッドは、ファンドの受託会社として役務を提供する。

ファンドはまた、期中を通して定期的に受託会社に預託金を置く。受領する金利は、通常の商業預金で受領する金利と一致している。

ファンドは、売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために1か月までの期間、および買戻資金調達のために3か月までの期間、11,500,000米ドルまたはその純資産価額の25%のいずれか少ない額までの借入れを行うことができる。また、投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産価額の最大15%までを条件に借入れを行うことができる。

HSBCプライベート・バンク（C.I.）リミテッドは、当期中、ファンドに借入枠を提供した。期末現在、利息を含む5,893,168米ドル（2010年：7,600,243米ドル）が未払いであった。利息は、年率1.07%（2010年：1.11%）の平均変動金利で課された。61,626米ドル（2010年：24,510米ドル）の利息が当期中に課された。

12 先渡為替契約

資産は、各受益証券クラスの機能通貨以外の通貨建てであることがあり、一定の通貨エクスポージャーは関連する受益証券クラスの通貨にヘッジされている。この目的による通貨ヘッジのため、先渡為替契約もしくは当該契約に係るオプション、または利用可能で同等もしくは類似の効果があるその他のデリバティブ商品が利用されることがある。ファンドは、投機目的によるデリバティブ商品への投資を行わない。投資顧問会社は、その絶対的な裁量で通貨ヘッジに関する方針を変更する権利を留保する。かかるヘッジのすべての費用は、関連する受益証券クラスの保有者のみが負担する。

2011年7月31日現在、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド - ユーロ・クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価損 千米ドル
2011年8月31日	956,000ユーロ	1,380,129米ドル	State Street London	(16)
				<u>(16)</u>

2010年7月31日現在、HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド - ユーロ・クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価益 千米ドル
2010年8月31日	1,036,000ユーロ	1,347,287米ドル	State Street London	5
				<u>5</u>

13 金融商品

ファンドの金融商品から生じる主なリスクは、市場価格リスク、外貨リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。

(a) 市場リスク

市場リスクは主に保有する金融商品の将来価格の不安定性から生じる。それは、価格変動に直面する市場持高を保有することによりファンドが被ることがある潜在的損失を表している。投資顧問会社は、ファンドの投資方針に従いつつ、特定の国または産業分野に関連するリスクを最小限にするために組入有価証券の資産配分を検討する。

市場リスクは、損失および利益の両方の可能性を表し、通貨リスク、金利リスクおよび価格リスクを含んでいる。ファンドの投資プログラムの収益性は、かなりの割合で、有価証券、株式およびその他投資対象の将来の価格変動の方向性についての正確な評価にかかっている。管理会社がかかる価格変動を正確に予測することができるという保証はない。証券市場は、近年、非常に不安定で予測ができないという特徴を有している。投資顧問会社がファンドの資産を投資する投資戦略に関しては、常にある程度の、時には重大な市場リスクが存在する。

貸借対照表日付現在のファンドの組入投資有価証券の詳細は、後述の投資有価証券明細表に開示されている。

(b) その他の価格リスク

価格リスクは、個々の投資対象もしくはその発行体に固有の要因によるかまたは市場で取引されるすべての投資有価証券に影響を及ぼす全要因により引き起こされるかどうかにかかわらず、市場価格の変動（金利リスクまたは通貨リスクから生じるものを除く。）の結果として投資有価証券の価額が変動するリスクである。

ファンドは、英文目論見書に定義されている標準投資および借入制限に従うことが要求される。ファンドの投資制限は、ファンドの受託会社により定期的に監視され、管理会社により見直される。違反および持高が制限レベルに近づいた状況の監視および報告のために定められた特別な指針がある。

(c) 外貨リスク

ファンドは、その機能通貨以外の通貨建ての金融商品に投資し、かかる取引を行うことができる。このため、ファンドは、他の外国通貨に対するその通貨の為替レートが、米ドル以外の通貨建てのファンド資産または負債の該当部分の価額に悪影響を及ぼす方向に変動するリスクにさらされる。

ファンドの通貨リスクは、所定の方針および手続に従って投資顧問会社により毎月管理されている。ポートフォリオ・レベルのすべての通貨エクスポージャーは、標準的な月次の先物を使用して毎月関連する受益証券クラスの通貨にヘッジされる。ファンドの全体的な通貨持高およびエクスポージャーは、管理会社の取締役会により監視される。

ファンドはまた、ファンドを外貨リスクにさらすユーロ建ての買戻可能参加受益証券を販売している。当該リスクは、ファンドがこの注記に詳述されている為替予約契約を締結することにより軽減される。以下の表は、2011年7月31日現在のファンドの外貨リスクに対するエクスポージャー合計および外貨に対するエクスポージャー純額を表している。

	合計	先渡為替合計	純額
通貨	千米ドル	千米ドル	千米ドル
ユーロ	-	1,364	1,364
米ドル	44,736	(1,380)	43,356
	<u>44,736</u>	<u>(16)</u>	<u>44,720</u>

以下の表は、2010年7月31日現在のファンドの外貨リスクに対するエクスポージャー合計および外貨に対するエクスポージャー純額を表している。

	合計	先渡為替合計	純額
通貨	千米ドル	千米ドル	千米ドル
ユーロ	-	1,352	1,352
米ドル	45,592	(1,347)	44,245
	<u>45,592</u>	<u>5</u>	<u>45,597</u>

(d) 金利リスク

ファンドの金融資産の大部分は、利息支払も満期日もない投資である。ファンドが投資する投資対象ファンドは、金利リスクにさらされる。しかし、ファンドはその投資を分散することにより当該リスクを軽減する。ファンドは期末現在、1.03% (2010年 : 1.15%) で利息が発生する5,893,168米ドル (2010年 : 7,600,243米ドル) を借り入れていた。金利リスクを最少化するため、ファンドは変動金利ローン契約を締結している。

(e) 流動性リスク

ファンドの主な負債は、投資者が売却することを希望する受益証券の買戻しである。リスクは、受益者が要求する金額を払い戻すためにファンドが投資持高を換金できないかもしれないことである。

ファンドの流動性リスクは、所定の方針および手続に従って投資顧問会社により継続的に管理される。投資信託、リミテッド・パートナーシップまたはその他の流動性のないビークルに直接投資することは、ファンドの通常の方針ではない。ファンドの全体的な流動性リスクは、管理会社の取締役会により四半期ベースで監視される。

英文目論見書に定義されているファンドの投資制限 (そのうちのいくつかは流動性リスクおよびその集中に関するものである。) は、ファンドの受託会社により月次ベースで監視される。違反および持高が制限レベルに近づいた状況の監視および報告のために定められた特別な指針がある。

管理会社は、取引日に買い戻せるファンドの受益証券口数を制限することができる。

期末現在、以下の投資先ファンドが、ファンドによる投資持高の買戻しを限定する制限を設定していた。

2011年7月31日

現在の時価

千米ドル

HB Asia Holdings, Ltd. - Class B - Series 1	112
	<u>112</u>

2010年7月31日現在、以下の投資先ファンドが、ファンドによる投資持高の買戻しを限定する制限を設定していた。

2010年7月31日

現在の時価

千米ドル

HB Asia Holdings, Ltd. - Class B - Series 1	285
PMA Credit Opportunities Feeder Fund - Series 0804 - Leaving Class	2,642
	<u>2,927</u>

金融負債の契約上の満期日までの残存期間

以下の表は、2011年7月31日現在のファンドの金融負債を満期毎に要約したものである。

	1年未満 千米ドル	1-5年 千米ドル	5年超 千米ドル	合計 千米ドル
負債				
借入未払金	(5,893)	-	-	(5,893)
先渡契約に係る未実現損失	(16)	-	-	(16)
未払費用	(93)	-	-	(93)
合計	<u>(6,002)</u>	-	-	<u>(6,002)</u>

以下の表は、2010年7月31日現在のファンドの金融負債を満期毎に要約したものである。

	1年未満 千米ドル	1-5年 千米ドル	5年超 千米ドル	合計 千米ドル
負債				
受益証券発行前受金	(8,570)	-	-	(8,570)
借入未払金	(7,600)	-	-	(7,600)
未払費用	(102)	-	-	(102)
合計	<u>(16,272)</u>	-	-	<u>(16,272)</u>

(f) 信用リスク

信用リスクは、金融商品の取引相手方が債務またはファンドとの間で締結した契約を履行できないリスクである。

ファンドは取引を行う相手方との信用リスクにさらされ、決済不履行のリスクも負う。ファンドは、公認の評価の高い取引所において多くの顧客および取引相手と取引を行うことにより信用リスクの集中を最小化する。

実質的に、ファンドのすべての資産および現金は、保管受託銀行に保有されている。保管受託銀行の破産または支払不能により、保管受託銀行に保有される有価証券に関するファンドの権利行使が遅延するかまたは制限されることがある。投資対象保有会社は、ファンドの保管受託銀行の信用度を監視することによりそのリスクを監視する。保管受託銀行の親会社であるステート・ストリート・コーポレーションの信用格付は、2011年7月31日現在、A+であった（2010年：A+）。

14 債務純額の変動分析

	2011年7月31日現在	キャッシュ・ フロー	2010年7月31日現在
	千米ドル	千米ドル	千米ドル
現金および預金残高	338	249	89
借入未払金	(5,893)	1,707	(7,600)
債務純額	(5,555)	1,956	(7,511)

15 分配方針

管理会社は、分配金の支払を推奨していない。すべての収益は「再投資」され、したがって、収益は分配されずにファンドに留保され、受益証券一口当たり純資産価格に反映される。

16 期中の重要な事象

期中に重要な事象はなかった。

17 後発事象

期末以降に、本財務書類に修正または開示を要するような、ファンドに影響を及ぼす重要な事象はなかった。

(3)【投資有価証券明細表等】

HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド
投資有価証券明細表
2011年7月31日現在(未監査)

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率
ミューチュアル・ファンド			
米ドル(2010年:100.04%)			
Brevan Howard Asia Fund Limited - USD Class	5,591	1,063	2.38%
Brevan Howard Asia Fund Limited - USD Class	20,047	3,810	8.52%
Chilton China Opportunities Fund (BVI) Ltd - Class D Series 01/11	426	4,190	9.37%
CQS Asia Feeder Fund Limited - Class B1 USD	3,608	4,355	9.74%
HB Asia Holdings, Ltd. - Class B - Series 1	10	112	0.25%
Henderson Japan Absolute Return Fund Limited - USD Class A Voting	17,574	3,989	8.92%
Macquarie Asian Alpha Fund Class A - Equalisation	1	49	0.11%
Macquarie Asian Alpha Fund Class A	1,848	3,042	6.80%
Nezu Cyclical Fund, Ltd. - Class A	29,571	4,924	11.00%
OZ Asia Overseas Fund, Ltd. - Class F Prime Series 7	3,866	5,741	12.84%
Pinpoint China Fund Class A Series 7	5,000,000	5,074	11.35%
PMA Credit Opportunities Feeder Fund - Series 0804 - Leaving Class	2,187	1,823	4.08%
Senrigan Fund Limited - Series B Restricted - Initial	2,855	3,077	6.88%
SR Global Fund Inc - Class B USD Series 1	763	565	1.26%
SR Global Fund Asia Portfolio - Class B Series 1 2010	8,858	6,565	14.68%
組入投資有価証券		48,379	108.18%
純流動負債		(3,659)	(8.18%)
純資産総額		44,720	100.00%
	2011年7月31日	2010年7月31日	
発行済買戻可能参加受益証券口数			
米ドル・クラス	231,911.70口	248,704.87口	
ユーロ・クラス	9,464.31口	10,768.91口	
一口当たり純資産価格			
米ドル・クラス	186.92米ドル	177.87米ドル	
ユーロ・クラス	101.61ユーロ	96.82ユーロ	
純資産総額			
米ドル・クラス(千米ドル)	43,347	44,237	
ユーロ・クラス(千ユーロ)	962	1,043	
ポートフォリオの分類		ポートフォリオ における比率	
公認の証券取引所に上場されている有価証券		42.06%	
未上場有価証券		57.94%	
		100.00%	

HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド
重要なポートフォリオの変動の概要^{*}
2011年7月31日現在 (未監査)

購入

銘柄	額面保有高	取得原価 千米ドル
SR Global Fund Inc Class B USD Series 1	7,198	5,392
Pinpoint China Fund Class A	5,000,000	5,000
Chilton China Opportunities Fund (BVI) Ltd - Class D Series 01/11	426	4,263
Senrigan Fund Limited - Series B Restricted - Initial	2,855	3,059
CQS Asia Feeder Fund Limited - Class B1 USD	2,655	3,000
SR Global Fund Asia Portfolio - Class B Series 1 2010	4,414	3,000
Senrigan Fund Limited - Series B Restricted - Initial	3,000	3,000
Macquarie Asian Alpha Fund Class A	1,848	3,000
AB2 Fund Class L	6,180	95
購入合計		29,809

売却

銘柄	額面保有高	手取額 千米ドル
CQS Asia Feeder Fund Limited - Class B1 USD	5,322	6,500
Brevan Howard Fund Ltd - USD Class	25,307	4,669
Chilton China Opportunities Fund (BVI) Ltd - Class D Series 01/11	400	4,263
SR Global Fund Inc Class B USD Series 1	5,313	4,000
SR Global Fund Asia Portfolio - Class B Series 1 2010	4,414	3,285
Senrigan Fund Limited - Series B Restricted - Initial	3,000	3,059
SR Global Fund Asia Portfolio	2,812	2,106
AB2 Fund	111,302	1,557
PMA Credit Opportunities USD Series 080	938	781
AB2 Fund Class L	6,180	284
HB Asia Holding, Ltd - Class B - Series 1	15	174
売却合計		30,678

^{*} 重要なポートフォリオの変動は、期首現在のファンド純資産額の2%を超える有価証券の購入額または売却額と定義されている。いかなる場合も、少なくとも購入および売却の上位20銘柄が表示されなければならない。

HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド
運用成績情報
2011年7月31日終了年度 (未監査)

運用成績の概要

終了年度	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年
HSBCアジア・アドバンテージ - 米ドル・クラス	5.09%	-1.36%	-5.27%	-5.01%	27.02%
米ドル3か月物LIBORプラス3.5%	3.94%	3.95%	5.89%	8.14%	9.31%
HSBCアジア・アドバンテージ - ユーロ・クラス	4.95%	-1.59%	-7.51%	-5.25%	該当なし
ユーロ3か月物LIBORプラス3.5%	4.61%	4.34%	7.11%	8.56%	7.43%

[次へ](#)

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

BALANCE SHEET AS AT 31 JULY 2011

	Note	As at 31 July 2011 US\$'000	As at 31 July 2010 US\$'000
Portfolio of investments		48,379	45,615
Current assets:			
Debtors	6	2,005	16,165
Cash and bank balances	7	<u>338</u>	<u>89</u>
		<u>2,343</u>	<u>16,254</u>
Less:			
Creditors: amounts falling due within one year	8	<u>(6,002)</u>	<u>(16,272)</u>
Net current liabilities		<u>(3,659)</u>	<u>(18)</u>
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares		<u>44,720</u>	<u>45,597</u>

The financial statements on pages 7 to 18 were approved by the Manager, HSBC Management (Guernsey) Limited, on 8 November 2011 and were signed on its behalf by:

Director

Director

The notes on pages 10 to 18 form an integral part of these financial statements.

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

STATEMENT OF TOTAL RETURN FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2011

	Note	Year ended 31 July 2011		Year ended 31 July 2010	
		US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Net capital gains	3		3,751		130
Finance costs: interest	11	(62)		(25)	
Operating expenses	4	<u>(896)</u>		<u>(881)</u>	
Net expenses			<u>(958)</u>		<u>(906)</u>
Net increase/(decrease) in net assets attributable to the holders of redeemable participating shares from investment activities			<u>2,793</u>		<u>(776)</u>

STATEMENT OF MOVEMENT IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO THE HOLDERS OF REDEEMABLE PARTICIPATING SHARES FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2011

	Year ended 31 July 2011		Year ended 31 July 2010	
	US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares at the start of the year		45,597		47,009
Movement due to issue and redemption of redeemable participating shares:				
Amounts received/receivable on issues	10,841		7,702	
Less: amounts paid/payable on redemptions	<u>(14,511)</u>		<u>(8,338)</u>	
		(3,670)		(636)
Net increase/(decrease) in net assets attributable to the holders of redeemable participating shares from investment activities		<u>2,793</u>		<u>(776)</u>
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares at the end of the year		<u>44,720</u>		<u>45,597</u>

The Fund has no other recognised gains and losses other than those noted above.

The notes on pages 10 to 18 form an integral part of these financial statements.

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

CASH FLOW STATEMENT FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2011

	Note	Year ended 31 July 2011 US\$'000	Year ended 31 July 2010 US\$'000
Operating activities			
Changes in net assets attributable to the holders of redeemable participating shares		2,793	(776)
Adjustment for:			
Net capital gains on non-derivative securities	3	(3,633)	(279)
Changes in operating assets and liabilities:			
Decrease in prepaid formation expense		4	6
(Decrease)/increase in accrued expenses		(9)	20
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts		21	-
Cash flow from operating activities		(824)	(1,029)
Investing activities			
Purchase of investments		(22,809)	(22,853)
Sale of investments		37,829	10,216
Cash flow from investing activities		15,020	(12,637)
Financing activities			
(Repayment)/receipt of loan		(1,707)	7,088
Proceeds from issue of redeemable shares		2,271	14,909
Payments on redemptions of redeemable shares		(14,511)	(8,338)
Cash flow from financing activities		(13,947)	13,659
Increase/(decrease) in cash for the year		249	(7)
Cash at the beginning of the year		89	96
Cash at the end of the year		<u>338</u>	<u>89</u>
Reconciliation of net cash flow to movement in net debt			
Increase/(decrease) in cash for the year		249	(7)
Cash flow from changes in debt		1,707	(7,088)
Movement in net debt in the year		<u>1,956</u>	<u>(7,095)</u>
Net debt at start of the year		<u>(7,511)</u>	<u>(416)</u>
Net debt at end of the year	14	<u>(5,555)</u>	<u>(7,511)</u>

The notes on pages 10 to 18 form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1 STRUCTURE OF THE FUND

HSBC Asian AdvantEdge Fund (the "Fund") is a sub-fund of HSBC Uni-Folio, a Guernsey unit trust which is authorised as a Class B Scheme under the Collective Investment Schemes (Class B) Rules, 1990.

The Fund owns 100% of the shares in HSBC Republic Asian AdvantEdge Investments Limited ('the Company'), a BVI registered company. The Fund also loaned monies to the Company to fund its investing activities.

The Company owns the investments listed in the Portfolio Statement. The purpose of a Company holding the investments is to ensure that any withholding tax on distributions from such investments may be reclaimed.

These financial statements include all the assets and liabilities of the Fund and the Company.

2 PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The following accounting policies have been applied consistently in dealing with items which are considered material in relation to the Fund's financial statements:

Basis of accounting

The financial statements have been prepared under the historical cost convention as adjusted by the revaluation of investments and forward foreign exchange contracts, and in accordance with applicable UK Accounting Standards and the Statement of Recommended Practice for Authorised Funds (the "SORP") issued by Investment Management Association in October 2010. The revised SORP is effective for accounting periods beginning on or after 1 January 2010. The main impact of the change in the SORP is the amendment of FRS 25 "Financial Instruments: Disclosure and Presentation". However, this did not impact this Fund.

Functional and Presentation Currency

The functional and presentation currency is US Dollar, because that is the currency of the primary economic environment in which the Fund operates.

New Accounting Standards

The Fund has adopted the amendment to FRS 25, effective for accounting periods beginning on or after 1 January 2010. The amended standard requires entities to classify puttable financial instruments, or components of instruments that impose on the entity an obligation to deliver to another party a pro rata share of the net assets of the entity only on liquidation, as equity, provided the financial instruments have particular features and meet specific conditions. As the Shares of the Fund do not meet these specific conditions they have not been reclassified from liabilities to equity.

Investments

Investments in investment funds are valued at the closing net asset value per share for the underlying investments that the Fund holds, as at 5 pm (Guernsey time) on the Balance Sheet date. Realised and unrealised surpluses and deficits on investments are included in the Statement of Total Return. Purchases and sales of the investments are accounted for on a trade date plus one basis.

Revenue

Investment income and deposit interest are included on an accruals basis. All non-class specific income is allocated to each share class in proportion to the number of redeemable participating shares in issue during the year. All class specific income is allocated to the share class to which it relates.

Expenses

Expenses are included on an accruals basis. All non-class specific expenses are allocated to each share class in proportion to the number of redeemable participating shares in issue during the year. All

class specific expenses are allocated to the share class to which they relate.

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

2 PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Use of estimates and judgements

The preparation of financial statements in accordance with the recognition and measurement principles of UK Accounting Standards requires Management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expenses during the year.

The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis for making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results could differ from those estimates.

Foreign currency transactions

Foreign currency transactions are recorded at the rate of exchange ruling at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to US Dollars at the foreign currency closing exchange rate ruling at the Balance Sheet date. The Fund reports the realised exchange gain or loss as well as the unrealised exchange appreciation or depreciation on non-US Dollar denominated investments in the Statement of Total Return. Any realised exchange gains or losses as well as unrealised appreciation or depreciation arising from non-US Dollar denominated payables and receivables and on foreign currency transactions are reflected in the Statement of Total Return.

Forward foreign exchange contracts

The unrealised appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated by reference to the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. Unrealised appreciation is reported as an asset and unrealised depreciation is reported as a liability in the Balance Sheet. All net gains or losses on forward foreign exchange contracts are recorded in the Statement of Total Return.

Cash

Cash comprises current deposits with banks.

Borrowing costs

Borrowing costs arise from credit facilities held by the Fund. These costs are recognised in the Statement of Total Return on an accruals basis.

Formation expense

In accordance with the Fund's Prospectus the formation costs will be amortised over a period not exceeding five years or such shorter period as the Manager may determine. This treatment is in line with the Prospectus but not in line with UK Accounting Standards. This departure from UK Accounting Standards does not have a material impact on the results reported in the financial statements.

Shares in issue

Redeemable Participating shares are redeemable at the option of the holder of Redeemable Participating shares and will be classified as financial liabilities.

Fair values of financial assets and financial liabilities

The Fund's investment portfolio is carried at fair value.

Gains and losses on financial assets and financial liabilities held or issued for trading

The net gains/(losses) on financial assets and liabilities are disclosed in the Statement of Total Return. Realised gains and losses on the sale of securities are determined using the average cost method.

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

3 NET CAPITAL GAINS	Year ended 31 July 2011 US\$'000	Year ended 31 July 2010 US\$'000
Net capital gains on non-derivative investments	3,633	279
Net capital gains/(losses) on derivative investments	118	(149)
Total net capital gains	<u>3,751</u>	<u>130</u>
4 OPERATING EXPENSES	Year ended 31 July 2011 US\$'000	Year ended 31 July 2010 US\$'000
Payable to the Manager and its associates: Management fee	<u>(809)</u>	<u>(777)</u>
	(809)	(777)
Payable to the Trustee and its associates: Trustee fees	<u>(49)</u>	<u>(47)</u>
Other expenses:		
Audit fees	(14)	(12)
Formation expenses	(4)	(6)
Other sundry expenses	<u>(20)</u>	<u>(39)</u>
	(38)	(57)
Total operating expenses	<u>(896)</u>	<u>(881)</u>

5 MANAGEMENT, TRUSTEE AND INVESTMENT ADVISOR AGREEMENTS

Under the terms of a Trust Deed dated 23 July 1999, Republic Management (Guernsey) Limited was appointed Manager of the Fund, dealing with its administrative affairs. With effect from 31 March 2000, the Manager changed its name to HSBC Republic Management (Guernsey) Limited. With effect from 1 January 2004, the Manager changed its name to HSBC Management (Guernsey) Limited. The Manager receives a management fee of 1.65% of the net asset value per annum. The fee outstanding at the year end was US\$58,520 (2010: US\$61,388).

Under the terms of a Trust Deed dated 23 July 1999, Republic National Bank of New York (Guernsey) Limited was appointed the Trustee. With effect from 14 January 2000, the Trustee changed its name to HSBC Republic Bank (Guernsey) Limited. With effect from 1 January 2004, the Trustee changed its name to HSBC Private Bank (Guernsey) Limited. With effect 31 May 2008, the Trustee changed its name to HSBC Private Bank (C.I.) Limited. The Trustee receives a fee of 0.10% of the net asset value per annum. The fee outstanding at the year end was US\$3,547 (2010: US\$3,720).

Under the terms of an agreement dated 30 April 2004, the Manager appointed HSBC Republic Investments Limited as the Investment Advisors of the Fund. With the effect 1 January 2007 the Investment Advisor changed its name to HSBC Alternative Investments Limited. The Manager is entitled to a performance incentive fee of 10% of new "excess" value over the Index for the applicable class, see page 2 for details, for all share classes. The performance fee outstanding at the year end was US\$Nil (2010: US\$Nil).

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

6 DEBTORS	As at 31 July 2011 US\$'000	As at 31 July 2010 US\$'000
Amounts paid in advance of securities purchased	2,000	9,000
Amounts receivable on securities sold	-	7,151
Unrealised gain on forward contracts (note 12)	-	5
Prepaid formation expense	5	9
	<u>2,005</u>	<u>16,165</u>

7 CASH AND BANK BALANCES	As at 31 July 2011 US\$'000	As at 31 July 2010 US\$'000
Cash and bank balances	<u>338</u>	<u>89</u>

Cash balances are held by State Street Custodial Services (Ireland) Limited (the 'Custodian'). The credit rating of State Street Corporation, the parent company of the Custodian, at 31 July 2011 was A+ (2010: A+)

CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE

8 YEAR	As at 31 July 2011 US\$'000	As at 31 July 2010 US\$'000
Amount received in advance of issuing shares	-	(8,570)
Loans payable (note 11)	(5,893)	(7,600)
Unrealised loss on forward contracts (note 12)	(16)	-
Accrued management expenses (note 5)	(59)	(61)
Accrued trustee fees (note 5)	(4)	(4)
Other accrued expenses	(30)	(37)
	<u>(6,002)</u>	<u>(16,272)</u>

9 TAXATION STATUS

The umbrella fund, HSBC Uni-Folio Fund, is exempt from Guernsey income tax under the Income Tax (Exempt Bodies) (Guernsey) Ordinance 1989 and is charged an annual exemption fee of GBP 600 (2010: GBP 600).

10 REDEEMABLE PARTICIPATING SHARES IN ISSUE

	Number US Dollar Class	Number Euro Class	Number Total
Redeemable participating shares in issue at 1 August 2010	248,704.87	10,768.91	259,473.78
Issued on subscriptions	57,818.99	3,374.17	61,193.16
Redemptions	(74,612.16)	(4,678.77)	(79,290.93)
Redeemable participating shares in issue at 31 July 2011	<u>231,911.70</u>	<u>9,464.31</u>	<u>241,376.01</u>

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

10 REDEEMABLE PARTICIPATING SHARES IN ISSUE (CONTINUED)

	Number US Dollar Class	Number Euro Class	Number Total
Redeemable participating shares in issue at 1 August 2009	253,142.60	9,824.13	262,966.73
Issued on subscriptions	40,017.86	3,352.30	43,370.16
Redemptions	(44,455.59)	(2,407.52)	(46,863.11)
Redeemable participating shares in issue at 31 July 2010	<u>248,704.87</u>	<u>10,768.91</u>	<u>259,473.78</u>

11 RELATED PARTY TRANSACTIONS

HSBC Private Bank (C.I.) Limited acts as Trustee to the Fund.

The Fund also places money on deposit with the Trustee on a regular basis throughout the year. The interest rate received is consistent with that received on normal commercial deposits.

The Fund may borrow up to the lesser of US\$11,500,000 or 25% of its Net Asset Value for a period of up to one month to cover a cash shortfall caused by mismatched settlement dates on purchase and sale transactions and for a period of up to three months, to finance redemptions; and for investment purposes, subject to a maximum of 15% of the Fund's Net Asset Value, to facilitate additional investment in Investment Funds.

HSBC Private Bank (C.I.) provided credit facilities to the Fund during the year. At the year end US\$5,893,168 (2010: US\$7,600,243) inclusive of interest was outstanding. Interest was charged at an average floating rate of 1.07% (2010: 1.11%) per annum. US\$61,626 (2010: US\$24,510) interest was charged for the year.

12 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Assets may be denominated in currencies other than the functional currency of each share class and certain currency exposure will be hedged back to the relevant share class currency. Hedging for this purpose may be by means of forward foreign exchange contracts or options on such contracts or by using such other derivative instruments as may be available and having the same or similar effect. The Fund shall not invest in derivative instruments for speculative purposes. The Investment Advisor retains the right to vary the policy on currency hedging at its absolute discretion. All costs of such hedging will be met by the Holders of the relevant share class only.

The following forward foreign exchange contract was outstanding at 31 July 2011 in respect of hedging of the HSBC Asian AdvantEdge Fund – Euro Class:

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Loss US\$'000
31-Aug-11	EUR956,000	USD1,380,129	State Street London	(16)
				<u>(16)</u>

The following forward foreign exchange contract was outstanding at 31 July 2010 in respect of hedging of the HSBC Asian AdvantEdge Fund – Euro Class:

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Gain US\$'000
31-Aug-10	EUR1,036,000	USD1,347,287	State Street London	5
				<u>5</u>

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

13 FINANCIAL INSTRUMENTS

The main risks arising from the Fund's financial instruments are market price, foreign currency, liquidity and credit risks.

(a) Market risk

Market risk arises mainly from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. The Investment Advisor considers the asset allocation of the portfolio in order to minimise the risk associated with particular countries or industry sectors whilst continuing to follow the Fund's investment objective.

Market risk embodies the potential for both losses and gains and includes currency risk, interest rate risk and price risk. The profitability of the Fund's investment programme depends to a great extent on correct assessments of the future course of price movements of securities and equities and other investments. There can be no assurance that the Manager will be able to accurately predict these price movements. The securities markets have in recent years been characterised by great volatility and unpredictability. With respect to the investment strategy into which the Investment Advisor has invested the Fund's assets, there is always some, and from time to time a significant, degree of market risk.

Details of the Fund's investment portfolio at the Balance Sheet date are disclosed in the Portfolio Statement included on page 19.

(b) Other price risk

Price risk is the risk that the value of the investments will fluctuate as a result of changes in market prices (other than those arising from interest rate risk or currency risk), whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or all factors affecting all investments traded in the market.

The Fund is required to comply with the standard investment and borrowing restrictions as defined in the Prospectus. The Fund's investment restrictions are monitored on a regular basis by the Trustee of the Fund and reviewed by the Manager. There are specific guidelines in place for monitoring and reporting breaches, and situations where holdings come close to restriction levels.

(c) Foreign currency risk

The Fund may invest in financial instruments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently the Fund is exposed to risks that the exchange rate of its currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse affect on the value of that portion of the Funds assets or liabilities denominated in currencies other than US Dollars.

The Fund's currency risk is managed on a monthly basis by the Investment Advisor in accordance with policies and procedures in place. All currency exposure at the portfolio level is hedged into the currency of the relevant share class on a monthly basis, using standard monthly forwards. The Fund's overall currency positions and exposures are monitored by the Board of Directors of the Manager.

The Fund also offers redeemable participating shares denominated in Euro exposing the Fund to foreign currency risk. This risk is mitigated by the Fund entering into foreign exchange contracts as described further in this note.

The following table sets out the Fund's total exposure to foreign currency risk and the net exposure to the foreign currencies at 31 July 2011.

Currency	Total US\$'000	Total Forward FX US\$'000	Net US\$'000
Euro	-	1,364	1,364
US Dollar	44,736	(1,380)	43,356
	<u>44,736</u>	<u>(16)</u>	<u>44,720</u>

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

13 FINANCIAL INSTRUMENTS (CONTINUED)

(c) Foreign currency risk (continued)

The following table sets out the Fund's total exposure to foreign currency risk and the net exposure to the foreign currencies at 31 July 2010

Currency	Total US\$'000	Total Forward FX US\$'000	Net US\$'000
Euro	-	1,352	1,352
US Dollar	45,592	(1,347)	44,245
	<u>45,592</u>	<u>5</u>	<u>45,597</u>

(d) Interest rate risk

The majority of the Fund's financial assets are in investments which neither pay interest nor have a maturity date. The underlying funds the Fund invests in are exposed to interest rate risk; however the Fund mitigates the risk by diversifying its investments.

The Fund has borrowed US\$5,893,168 (2010: US\$7,600,243) at year end which bears interest at 1.03% (2010: 1.15%). To minimise interest rate risk the Fund enters into floating rate loan agreements.

(e) Liquidity risk

The main liability of the Fund is the redemption of any shares that investors wish to sell. The risk is that the Fund might not be able to liquidate investment positions in order to repay amounts demanded by its shareholders.

The Fund's liquidity risk is managed on an ongoing basis by the Investment Advisor in accordance with policies and procedures in place. It is not the normal policy of the Fund to invest directly in funds, limited partnerships or other vehicles that have no liquidity. The Fund's overall liquidity risks are monitored on a quarterly basis by the Board of Directors of the Manager.

The Fund's investment restrictions, as defined in the Prospectus, some of which pertain to the management of liquidity risk and concentrations thereof are monitored on a monthly basis by the Trustee of the Fund. There are specific guidelines in place for monitoring and reporting breaches, and situations where holdings come close to restriction levels.

The Manager may limit the number of shares in the Fund which may be redeemed on any dealing day.

At year end the following investee funds had put in place restrictions which limit the Fund's ability to redeem its investment holdings:

	Market Value at 31 July 2011 US\$'000
HB Asia Holdings, Ltd. - Class B - Series 1	112
	<u>112</u>

At 31 July 2010 the following investee funds had put in place restrictions which limit the Fund's ability to redeem its investment holdings:

	Market Value at 31 July 2010 US\$'000
HB Asia Holdings, Ltd. - Class B - Series 1	285
PMA Credit Opportunities Feeder Fund - Series 0804 - Leaving Class	2,642
	<u>2,927</u>

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

13 FINANCIAL INSTRUMENTS (CONTINUED)

(e) Liquidity risk (continued)

Residual Contractual maturities of financial liabilities

The table below summaries the maturity profile of the Fund's financial liabilities at 31 July 2011:

	Less than 1 year US\$'000	1 to 5 years US\$'000	Greater than 5 years US\$'000	Total US\$'000
Liabilities				
Loans payable	(5,893)	-	-	(5,893)
Unrealised loss on forward contracts	(16)	-	-	(16)
Accrued expenses	(93)	-	-	(93)
Total	(6,002)	-	-	(6,002)

The table below summaries the maturity profile of the Fund's financial liabilities at 31 July 2010:

	Less than 1 year US\$'000	1 to 5 years US\$'000	Greater than 5 years US\$'000	Total US\$'000
Liabilities				
Amount received in advance of issuing shares	(8,570)	-	-	(8,570)
Loans payable	(7,600)	-	-	(7,600)
Accrued expenses	(102)	-	-	(102)
Total	(16,272)	-	-	(16,272)

(f) Credit risk

Credit risk is the risk that a Counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Fund.

The Fund will be exposed to a credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Fund minimises concentrations of credit risk by undertaking transactions with a large number of customers and counterparties on recognised and reputable exchanges.

Substantially all of the assets and cash of the Fund are held by the Custodian. Bankruptcy or insolvency of the Custodian may cause the Fund's rights with respect to securities held by the Custodian to be delayed or limited. The Company monitors its risk by monitoring the credit quality of the Custodian of the Fund. The credit rating of State Street Corporation, the parent company of the Custodian at 31 July 2011 was A+ (2010: A+)

14 ANALYSIS OF CHANGE IN NET DEBT

	At 31 July 2011 US\$ '000	Cash flow US\$ '000	At 31 July 2010 US\$ '000
Cash and bank balances	338	249	89
Loans payable	(5,893)	1,707	(7,600)
Net Debt	(5,555)	1,956	(7,511)

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

15 DISTRIBUTION POLICY

The Manager does not recommend the payment of a dividend. All income will be “rolled-up”, whereby income will not be distributed but will be retained in the Fund and reflected in the net asset value per share.

16 SIGNIFICANT EVENTS DURING THE YEAR

There were no significant events during the year.

17 SUBSEQUENT EVENTS

There have been no significant events affecting the Fund since year end that require amendment to or disclosure in the financial statements.

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

PORTFOLIO STATEMENT AS AT 31 JULY 2011 (UNAUDITED)

Security Description	Holding	Market value USD\$'000	% of total net assets
Mutual Funds			
US Dollar (2010: 100.04%)			
Brevan Howard Asia Fund Limited - USD Class	5,591	1,063	2.38%
Brevan Howard Asia Fund Limited - USD Class	20,047	3,810	8.52%
Chilton China Opportunities Fund (BVI) Ltd - Class D Series 01/11	426	4,190	9.37%
CQS Asia Feeder Fund Limited - Class B1 USD	3,608	4,355	9.74%
HB Asia Holdings, Ltd. - Class B - Series 1	10	112	0.25%
Henderson Japan Absolute Return Fund Limited - USD Class A Voting	17,574	3,989	8.92%
Macquarie Asian Alpha Fund Class A - Equalisation	1	49	0.11%
Macquarie Asian Alpha Fund Class A	1,848	3,042	6.80%
Nezu Cyclical Fund, Ltd. - Class A	29,571	4,924	11.00%
OZ Asia Overseas Fund, Ltd. - Class F Prime Series 7	3,866	5,741	12.84%
Pinpoint China Fund Class A Series 7	5,000,000	5,074	11.35%
PMA Credit Opportunities Feeder Fund - Series 0804 - Leaving Class	2,187	1,823	4.08%
Senrigan Fund Limited - Series B Restricted - Initial	2,855	3,077	6.88%
SR Global Fund Inc - Class B USD Series 1	763	565	1.26%
SR Global Fund Asia Portfolio - Class B Series 1 2010	8,858	6,565	14.68%
Portfolio of Investments		48,379	108.18%
Net current liabilities		(3,659)	(8.18%)
Total net assets		44,720	100.00%

	31 July 2011	31 July 2010
--	--------------	-----------------

Redeemable participating shares in issue		
US Dollar Class	231,911.70	248,704.87
Euro Class	9,464.31	10,768.91
Net asset value per share		
US Dollar Class	US\$186.92	US\$177.87
Euro Class	EUR101.61	EUR96.82
Total Net Asset Value		
US Dollar Class (US\$'000)	43,347	44,237
Euro Class (EUR'000)	962	1,043

Portfolio Classification	% of Portfolio
Securities with an official stock exchange listing	42.06%
Unlisted securities	57.94%
	<u>100.00%</u>

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

SUMMARY OF SIGNIFICANT PORTFOLIO CHANGES FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2011*
(UNAUDITED)**Purchases**

Description	Nominal	Cost US\$'000
SR Global Fund Inc Class B USD Series 1	7,198	5,392
Pinpoint China Fund Class A	5,000,000	5,000
Chilton China Opportunities Fund (BVI) Ltd - Class D Series 01/11	426	4,263
Senrigan Fund Limited - Series B Restricted - Initial	2,855	3,059
CQS Asia Feeder Fund Limited - Class B1 USD	2,655	3,000
SR Global Fund Asia Portfolio - Class B Series 1 2010	4,414	3,000
Senrigan Fund Limited - Series B Restricted - Initial	3,000	3,000
Macquarie Asian Alpha Fund Class A	1,848	3,000
AB2 Fund Class L	6,180	95
Total Purchases		29,809

Sales

Description	Nominal	Proceeds US\$'000
CQS Asia Feeder Fund Limited - Class B1 USD	5,322	6,500
Brevan Howard Fund Ltd - USD Class	25,307	4,669
Chilton China Opportunities Fund (BVI) Ltd - Class D Series 01/11	400	4,263
SR Global Fund Inc Class B USD Series 1	5,313	4,000
SR Global Fund Asia Portfolio - Class B Series 1 2010	4,414	3,285
Senrigan Fund Limited - Series B Restricted - Initial	3,000	3,059
SR Global Fund Asia Portfolio	2,812	2,106
AB2 Fund	111,302	1,557
PMA Credit Opportunities USD Series 080	938	781
AB2 Fund Class L	6,180	284
HB Asia Holding, Ltd - Class B - Series 1	15	174
Total Sales		30,678

* Significant portfolio changes are defined as the value of purchases or sales of a security exceeding 2% of the net assets of the Fund at the start of the period. In any event, at a minimum, the 20 largest purchases and 20 largest sales must be shown.

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

PERFORMANCE INFORMATION FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2011 (UNAUDITED)

Performance Overview

<u>Year ended</u>	<u>2011</u>	<u>2010</u>	<u>2009</u>	<u>2008</u>	<u>2007</u>
HSBC Asian AdvantEdge - US Dollar Class	5.09%	-1.36%	-5.27%	-5.01%	27.02%
3M USD LIBOR+3.5%	3.94%	3.95%	5.89%	8.14%	9.31%
HSBC Asian AdvantEdge - Euro Class	4.95%	-1.59%	-7.51%	-5.25%	N/A
3M EUR LIBOR+3.5%	4.61%	4.34%	7.11%	8.56%	7.43%

【()HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ガーンジーにおける法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッド(チャンネル諸島、ガーンジー GY1 4AN、セント・ピーター・ポート、ニューストリート20番)から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。なお、ケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッドは、受託会社の承認を得て、管理会社により任命され、解任される。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、便宜上、平成23年11月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=78.13円)が使用されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド

貸借対照表
2011年7月31日現在

	注	2011年7月31日		2010年7月31日	
		千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
組入投資有価証券		31,237	2,441	35,847	2,801
流動資産：					
債権	6	5	0	32	3
現金および預金残高	7	101	8	4,152	324
		<u>106</u>	<u>8</u>	<u>4,184</u>	<u>327</u>
控除：					
債務：一年以内に期限の到来する金額	8	(3,391)	(265)	(1,131)	(88)
純流動(負債) / 資産		<u>(3,285)</u>	<u>(257)</u>	<u>3,053</u>	<u>239</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産		<u>27,952</u>	<u>2,184</u>	<u>38,900</u>	<u>3,039</u>

本財務書類は、2011年11月8日付で管理会社であるHSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッドにより承認され、代表して以下により署名された。

[署名]
取締役

[署名]
取締役

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(2)【損益計算書】

HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド

総収益計算書

2011年7月31日終了年度

	注	2011年7月31日終了年度		2010年7月31日終了年度	
		千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
純キャピタルゲイン	3	2,200	172	792	62
財務費用：支払利息	11	(26)	(2)	(15)	(1)
運用費用	4	(612)	(48)	(622)	(49)
純費用		<u>(638)</u>	<u>(50)</u>	<u>(637)</u>	<u>(50)</u>
投資活動による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の純増加		<u>1,562</u>	<u>122</u>	<u>155</u>	<u>12</u>

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2011年7月31日終了年度

	2011年7月31日終了年度		2010年7月31日終了年度	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	38,900	3,039	26,834	2,097
買戻可能参加受益証券の発行および買戻しによる変動：				
発行受領額/未収額	5,780	452	19,455	1,520
控除：買戻支払額/未払額	<u>(18,290)</u>	<u>(1,429)</u>	<u>(7,544)</u>	<u>(589)</u>
	(12,510)	(977)	11,911	931
投資活動による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の純増加	<u>1,562</u>	<u>122</u>	<u>155</u>	<u>12</u>
期末現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	<u>27,952</u>	<u>2,184</u>	<u>38,900</u>	<u>3,039</u>

ファンドは、上記以外に認識されるその他の損益を有していない。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2011年7月31日終了年度

	注	2011年7月31日終了年度		2010年7月31日終了年度	
		千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
運用活動					
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動		1,562	122	155	12
調整:					
デリバティブ以外の投資対象に係る純キャピタルゲイン	3	(1,597)	(125)	(1,156)	(90)
運用資産および負債の変動:					
前払費用の減少		4	0	6	0
未払費用の増(減)		(20)	(2)	1	0
先渡為替契約に係る未実現損(益)		91	7	(1)	(0)
運用活動からの現金		40	3	(995)	(78)
投資活動					
投資有価証券の購入		(17,327)	(1,354)	(22,518)	(1,759)
投資有価証券の売却		23,534	1,839	17,111	1,337
投資活動からの現金		6,207	485	(5,407)	(422)
財務活動					
借入金の受領/(返済)		2,825	221	(280)	(22)
買戻可能受益証券の発行手取額		5,167	404	18,260	1,427
買戻可能受益証券の買戻支払額		(18,290)	(1,429)	(7,544)	(589)
財務活動からの現金		(10,298)	(805)	10,436	815
当期現金の増(減)		(4,051)	(317)	4,034	315
期首現在の現金		4,152	324	118	9
期末現在の現金		101	8	4,152	324
資金/(債務)純額の変動とキャッシュ・フロー純額の調整					
当期現金の増(減)		(4,051)	(317)	4,034	315
資金の変動からのキャッシュ・フロー		(2,825)	(221)	280	22
当期資金純額の変動		(6,876)	(537)	4,314	337
期首現在の資金/(債務)純額		4,152	324	(162)	(13)
期末現在の(債務)/資金純額	14	(2,724)	(213)	4,152	324

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド

財務書類に対する注記

1 ファンドの構造

HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、1990年集団投資スキーム（クラスB）規則に基づくクラスB集団投資スキームとして認可されているガーンジーのユニット・トラストであるHSBC ユニ・フォリオのサブ・ファンドである。

ファンドは、英領ヴァージン諸島において登録済の会社であるHSBCリパブリック・エマージング・マーケット・ヘッジ・インベストメンツ・リミテッド（以下「投資対象保有会社」という。）の株式の100%を保有している。ファンドはまた、その投資活動につき資金提供するため投資対象保有会社に資金を貸し付けた。

投資対象保有会社は、投資有価証券明細表に記載された投資有価証券を保有している。投資対象保有会社が投資有価証券を保有する目的は、当該投資有価証券からの分配金に係る源泉税が還付されることを確実にするためである。

本財務書類は、ファンドおよび投資対象保有会社のすべての資産および負債を含んでいる。

2 主要な会計方針

以下の会計方針が、ファンドの財務書類に関して重要と考えられる項目の取扱いについて継続して適用されている。

会計の基礎

財務書類は、投資有価証券および為替先渡契約の再評価により調整された取得原価主義に基づき、適用される英国会計基準および2010年10月に投資管理協会が発行した認可を受けたファンドに対する会計実務勧告書（以下「SORP」という。）に従い作成されている。改訂されたSORPは、2010年1月1日以降に開始する会計期間について効力を有する。SORPの変更による主な影響は、FRS（財務報告基準書）第25号「金融商品：開示および表示」の修正である。しかし、当該変更は当ファンドに影響を及ぼさなかった。

機能通貨および表示通貨

機能通貨および表示通貨は米ドルであり、これは米ドルがファンドが運用を行う主たる経済環境における通貨であることによる。

新たな会計基準

ファンドは、2010年1月1日以降に開始する会計期間について効力を有するFRS第25号の修正を採用した。当該修正基準は、金融商品が一定の特徴を有し特定の条件を満たす場合には、清算時にのみ事業体の純資産を比例割合に応じて他の当事者に引き渡す義務を事業体に課す可能な金融商品または金融商品の一部分を、資本として分類することを事業体に要求している。ファンドの受益証券は、かかる特定の条件を満たしていないため、負債から資本への再分類は行われなかった。

投資有価証券

投資ファンドへの投資は、ファンドが保有する投資対象の貸借対照表日付午後5時（ガーンジー時間）における一口当たり最終純資産価格で評価されている。投資有価証券に係る実現損益および未実現損益は、総収益計算書に含まれている。投資有価証券の購入および売却は、取引日プラス1日基準で計上されている。

収益

投資収益および預金利息は、発生基準で計上されている。クラスに固有でないすべての収益は、当期中の発行済買戻可能参加受益証券口数に比例して各受益証券クラスに割り当てられる。クラスに固有のすべての収益は、関連する受益証券クラスに割り当てられる。

費用

費用は、発生基準で計上されている。クラスに固有でないすべての費用は、当期中の発行済買戻可能参加受益証券口数に比例して各受益証券クラスに割り当てられる。クラスに固有のすべての費用は、関連する受益証券クラスに割り当てられる。

見積および判断の使用

英国会計基準の認識および測定原則に従って財務書類を作成するために、経営陣は、方針の適用、資産および負債の報告額、本財務書類の日付現在の偶発資産および負債の開示ならびに当期中の収益および費用の報告額に

影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを要求される。

見積および関連する仮定は、過去の経験および現在の状況下で合理的であると思料される様々なその他の要因に基づいており、これにより、他の情報源からは直ちに明らかではない資産および負債の簿価について判断するための基礎が形成される。実際の結果は、これらの見積と異なることがある。

外貨取引

外貨取引は、取引日現在の実勢為替レートで記帳される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートの終値で米ドルに換算される。ファンドは、総収益計算書上に米ドル以外の通貨建て投資有価証券に係る実現為替差損益および未実現為替評価損益を計上する。米ドル以外の通貨建て未払金および未収金ならびに外貨取引から生じる実現為替差損益および未実現為替評価損益は、総収益計算書に反映される。

先渡為替契約

未決済の先渡為替契約に係る未実現評価損益は、契約レートと契約終了レートの差額に基づき計算される。未実現評価益は資産として、未実現評価損は負債として貸借対照表に報告される。先渡為替契約に係るすべての純利益また純損失は、総収益計算書に計上される。

現金

現金は、銀行に保有する当座預金で構成される。

借入費用

借入費用は、ファンドが有している借入枠から発生する。かかる費用は、総収益計算書に発生基準で認識される。

設立費用

ファンドの英文目論見書に従って、設立費用は、5年を超えない期間またはより短い管理会社が決定する期間にわたり償却される。かかる処理は、英文目論見書に従っているが、英国会計基準に従っていない。この英国会計基準からの逸脱は、財務書類に報告される損益に重大な影響を及ぼさない。

発行済受益証券

買戻可能参加受益証券は、買戻可能参加受益証券保有者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。

金融資産および金融負債の公正価額

ファンドの組入投資有価証券は公正価額で計上される。

売買目的で保有または発行される金融資産および金融負債に係る損益

金融資産および金融負債に係る純損益は、総収益計算書に開示される。有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて決定される。

3 純キャピタルゲイン / (ロス)

	2011年7月31日 終了年度 千米ドル	2010年7月31日 終了年度 千米ドル
デリバティブ以外の投資対象に係る純キャピタルゲイン	1,597	1,156
デリバティブ投資対象に係る純キャピタルゲイン / (ロス)	603	(364)
純キャピタルゲイン合計	2,200	792

4 運用費用

	2011年7月31日 終了年度 千米ドル	2010年7月31日 終了年度 千米ドル
管理会社およびその関連会社への未払金： 管理報酬	(536)	(548)
受託会社およびその関連会社への未払金： 受託報酬	(32)	(33)
その他の費用： 監査報酬	(14)	(12)
その他諸費用	(30)	(29)
運用費用合計	(612)	(622)

5 管理契約、受託契約および投資顧問契約

1999年7月23日付信託証書の条項に基づき、リパブリック・マネジメント（ガーンジー）リミテッドが、管理事務業務を行うファンドの管理会社に任命された。2000年3月31日付で、管理会社は、その名称をHSBCリパブリック・マネジメント（ガーンジー）リミテッドに変更した。2004年1月1日付で、管理会社は、その名称をHSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッドに変更した。管理会社は、純資産価額の年率1.65%の管理報酬を受領する。期末現在未払いの報酬は、36,689米ドル（2010年：52,249米ドル）であった。

1999年7月23日付信託証書の条項に基づき、リパブリック・ナショナル・バンク・オブ・ニューヨーク(ガーンジー)リミテッドが、受託会社に任命された。2000年1月14日付で、受託会社は、その名称をHSBC リパブリック・バンク(ガーンジー)リミテッドに変更した。2004年1月1日付で、受託会社は、その名称をHSBC プライベート・バンク(ガーンジー)リミテッドに変更した。2008年5月31日付で、受託会社は、その名称をHSBC プライベート・バンク(C.I.)リミテッドに変更した。受託会社は、純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する。期末現在未払いの報酬は、2,195米ドル(2010年:3,167米ドル)であった。

2004年4月30日付の契約の条項に従い、管理会社は、HSBCリパブリック・インベストメンツ・リミテッドをファンドの投資顧問会社に任命した。2007年1月1日付で、投資顧問会社は、その名称をHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに変更した。管理会社は、すべての受益証券クラスについて、当該クラスに関するインデックス(詳細は2頁(訳注)を参照のこと。)を超える新規超過額の10%の成功報酬を受領する権利を有する。期末現在未払いの成功報酬はなかった(2010年:0米ドル)。

(訳注)原文2頁によれば、ファンドの各クラスに関するベンチマークは以下のとおりである。

米ドル・クラス - 米ドル3か月物LIBORプラス3.5%(年率)

ユーロ・クラス - ユーロ3か月物LIBORプラス3.5%(年率)

6 債権

	2011年7月31日 現在 千米ドル	2010年7月31日 現在 千米ドル
先渡契約に係る未実現利益(注12)	-	23
前払費用	5	9
	<u>5</u>	<u>32</u>

7 現金および預金残高

	2011年7月31日 現在 千米ドル	2010年7月31日 現在 千米ドル
現金および預金残高	101	4,152

現金残高は、ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド(以下「保管受託銀行」という。)に保有される。保管受託銀行の親会社であるステート・ストリート・コーポレーションの信用格付は、2011年7月31日現在、A+であった(2010年:A+)。

8 債務:一年以内に期限の到来する金額

	2011年7月31日 現在 千米ドル	2010年7月31日 現在 千米ドル
受益証券発行前受金	(426)	(1,039)
借入未払金(注11)	(2,825)	-
先渡契約に係る未実現損失(注12)	(68)	-
未払管理報酬(注5)	(37)	(52)
未払受託報酬(注5)	(2)	(3)
その他の未払費用	(33)	(37)
	<u>(3,391)</u>	<u>(1,131)</u>

9 税制

アンブレラ型ファンドであるHSBC ユニ・フォリオは、1989年ガーンジー所得税(免除機関)令に基づきガー
ンジーの所得税を免除されており、年次免除料として600英ポンド(2010年:600英ポンド)を課せられている。

10 発行済買戻可能参加受益証券口数

	口数 米ドル・クラス	口数 ユーロ・クラス	口数 合計
2010年8月1日現在発行済買戻可能参加 受益証券	194,839.76	58,951.08	253,790.84
発行	18,929.70	20,648.93	39,578.63
買戻し	(80,250.84)	(39,470.06)	(119,720.90)
2011年7月31日現在発行済買戻可能参加 受益証券	133,518.62	40,129.95	173,648.57
	口数 米ドル・クラス	口数 ユーロ・クラス	口数 合計
2009年8月1日現在発行済買戻可能参加 受益証券	132,017.12	44,236.42	176,253.54
発行	92,552.65	35,102.62	127,655.27
買戻し	(29,730.01)	(20,387.96)	(50,117.97)
2010年7月31日現在発行済買戻可能参加 受益証券	194,839.76	58,951.08	253,790.84

11 関係会社取引

HSBCプライベート・バンク(C.I.)リミテッドは、ファンドの受託会社として役務を提供する。

ファンドはまた、期中を通して定期的に受託会社に預託金を置く。受領する金利は、通常の商業預金で受領する金利と一致している。

ファンドは、売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために1か月までの期間、および買戻資金調達のために3か月までの期間、その純資産価額の25%までの借入れを行うことができる。また、投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産価額の最大10%を条件に借入れを行うことができる。

HSBCプライベート・バンク(C.I.)リミテッドは、当期中、ファンドに借入枠を提供した。期末現在、2,825,080米ドル(2010年:0米ドル)が未払いであった。利息は、年率1.07%(2010年:1.10%)の平均変動金利で課された。25,771米ドル(2010年:14,746米ドル)の利息が当期中に課された。

12 先渡為替契約

資産は、各受益証券クラスの機能通貨以外の通貨建てであることがあり、一定の通貨エクスポージャーは関連する受益証券クラスの通貨にヘッジされている。この目的による通貨ヘッジのため、先渡為替契約もしくは当該契約に係るオプション、または利用可能で同等もしくは類似の効果があるその他のデリバティブ商品が利用されることがある。ファンドは、投機目的によるデリバティブ商品への投資を行わない。投資顧問会社は、その絶対的な裁量で通貨ヘッジに関する方針を変更する権利を留保する。かかるヘッジのすべての費用は、関連する受益証券クラスの保有者のみが負担する。

2011年7月31日現在、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド - ユーロ・クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価損 千米ドル
2011年8月31日	295,000ユーロ	425,877米ドル	State Street Bank London	(5)
2011年8月31日	3,718,000ユーロ	5,367,491米ドル	State Street Bank London	(63)
先渡為替契約に係る未実現利益合計(注7)				(68)

2010年7月31日現在、HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド - ユーロ・クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価益 千米ドル
2010年8月31日	5,330,000ユーロ	6,931,505米ドル	State Street Bank London	23

2010年8月31日	492,096ユーロ	642,180米ドル	State Street Bank London	-
先渡為替契約に係る未実現利益合計 (注7)				<u>23</u>

13 金融商品

ファンドの金融商品から生じる主なリスクは、市場価格リスク、外貨リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。

(a) 市場リスク

市場リスクは主に保有する金融商品の将来価格の不安定性から生じる。それは、価格変動に直面する市場持高を保有することによりファンドが被ることがある潜在的損失を表している。投資顧問会社は、ファンドの投資方針に従いつつ、特定の国または産業分野に関連するリスクを最小限にするために組入有価証券の資産配分を検討する。

市場リスクは、損失および利益の両方の可能性を表し、通貨リスク、金利リスクおよび価格リスクを含んでいる。ファンドの投資プログラムの収益性は、かなりの割合で、有価証券、株式およびその他投資対象の将来の価格変動の方向性についての正確な評価にかかっている。管理会社がかかる価格変動を正確に予測することができるという保証はない。証券市場は、近年、非常に不安定で予測ができないという特徴を有している。投資顧問会社がファンドの資産を投資する投資戦略に関しては、常にある程度の、時には重大な市場リスクが存在する。

貸借対照表日付現在のファンドの組入投資有価証券の詳細は、後述の投資有価証券明細表に開示されている。

(b) その他の価格リスク

価格リスクは、個々の投資対象もしくはその発行体に固有の要因によるかまたは市場で取引されるすべての投資有価証券に影響を及ぼす全要因により引き起こされるかどうかにかかわらず、市場価格の変動（金利リスクまたは通貨リスクから生じるものを除く。）の結果として投資有価証券の価額が変動するリスクである。

ファンドは、英文目論見書に定義されている標準投資および借入制限に従うことが要求される。ファンドの投資制限は、ファンドの受託会社により定期的に監視され、管理会社により見直される。違反および持高が制限レベルに近づいた状況の監視および報告のために定められた特別な指針がある。

(c) 外貨リスク

ファンドは、その機能通貨以外の通貨建ての金融商品に投資し、かかる取引を行うことができる。このため、ファンドは、他の外国通貨に対するその通貨の為替レートが、米ドル以外の通貨建てのファンド資産または負債の該当部分の価額に悪影響を及ぼす方向に変動するリスクにさらされる。

ファンドの通貨リスクは、所定の方針および手続に従って投資顧問会社により毎月管理されている。ポートフォリオ・レベルのすべての通貨エクスポージャーは、標準的な月次の先物を使用して毎月関連する受益証券クラスの通貨にヘッジされる。ファンドの全体的な通貨持高およびエクスポージャーは、管理会社の取締役会により監視される。

ファンドはまた、ファンドを外貨リスクにさらすユーロ建ての買戻可能参加受益証券を販売している。当該リスクは、ファンドがこの注記に詳述されている為替予約契約を締結することにより軽減される。

以下の表は、2011年7月31日現在のファンドの外貨リスクに対するエクスポージャー合計および外貨に対するエクスポージャー純額を表している。

	合計	先渡為替合計	純額
通貨	千米ドル	千米ドル	千米ドル
ユーロ	-	5,725	5,725
米ドル	28,020	(5,793)	22,227
	<u>28,020</u>	<u>(68)</u>	<u>27,952</u>

以下の表は、2010年7月31日現在のファンドの外貨リスクに対するエクスポージャー合計および外貨に対するエクスポージャー純額を表している。

	合計	先渡為替合計	純額
通貨	千米ドル	千米ドル	千米ドル
ユーロ	-	7,597	7,597
米ドル	38,877	(7,574)	31,303
	<u>38,877</u>	<u>23</u>	<u>38,900</u>

(d) 金利リスク

ファンドの金融資産の大部分は、利息支払も満期日もない投資である。ファンドが投資する投資対象ファンドは、金利リスクにさらされる。しかし、ファンドはその投資を分散することにより当該リスクを軽減する。ファンドは期末現在、年率1.03%（2010年：0.00%）で利息が発生する2,825,080米ドル（2010年：0米ドル）を借り入れていた。金利リスクを最少化するため、ファンドは変動金利ローン契約を締結している。その他の資産および負債は、利率が変動する可能性がある現金および預金残高を除き、金利リスクを負っていない。

(e) 流動性リスク

ファンドの主な負債は、投資者が売却することを希望する受益証券の買戻しである。リスクは、受益者が要求する金額を払い戻すためにファンドが投資持高を換金できないかもしれないことである。

ファンドの流動性リスクは、所定の方針および手続に従って投資顧問会社により継続的に管理される。投資信託、リミテッド・パートナーシップまたはその他の流動性のないピークルに直接投資することは、ファンドの通常の方針ではない。ファンドの全体的な流動性リスクは、管理会社の取締役会により四半期ベースで監視される。

英文目論見書に定義されているファンドの投資制限（そのうちのいくつかは流動性リスクおよびその集中に関するものである。）は、ファンドの受託会社により月次ベースで監視される。違反および持高が制限レベルに近づいた状況の監視および報告のために定められた特別な指針がある。

管理会社は、取引日に買い戻せるファンドの受益証券口数を制限することができる。

期末現在、以下の投資先ファンドが、ファンドによる投資持高の買戻しを限定する制限を設定していた。

	2011年7月31日 現在の時価 千米ドル
GLG Emerging Markets Growth Fund - Class A	453
Marathon Overseas Liquidating Fund - Series 30 June 2009 Class A	165
Marathon Overseas Liquidating Fund - Series 31 March 2009 Class B	118
Thames River Hillside Apex II Fund Ltd. (SPV)	687
	<u>1,423</u>

2010年7月31日現在、以下の投資先ファンドが、ファンドによる投資持高の買戻しを限定する制限を設定していた。

	2010年7月31日 現在の時価 千米ドル
GLG Emerging Markets (Special Assets) Fund - Class A	720
Marathon Overseas Fund Ltd. - Liquidating Fund Series 30 June 2009 Class A	226
Marathon Overseas Fund Ltd. - Liquidating Fund Series 31 March 2009 Class B	158
Thames River Hillside Apex II Limited - Class A	984
	<u>2,088</u>

金融負債の契約上の満期日までの残存期間

以下の表は、2011年7月31日現在のファンドの金融負債を満期毎に要約したものである。

	1年未満 千米ドル	1-5年 千米ドル	5年超 千米ドル	合計 千米ドル
負債				
受益証券発行前受金	(426)	-	-	(426)
借入未払金	(2,825)	-	-	(2,825)
先渡契約に係る未実現損失	(68)	-	-	(68)
未払費用	(72)	-	-	(72)
合計	(3,391)	-	-	(3,391)

以下の表は、2010年7月31日現在のファンドの金融負債を満期毎に要約したものである。

	1年未満 千米ドル	1-5年 千米ドル	5年超 千米ドル	合計 千米ドル
負債				
受益証券発行前受金	(1,039)	-	-	(1,039)
未払費用	(92)	-	-	(92)
合計	(1,131)	-	-	(1,131)

(f) 信用リスク

信用リスクは、金融商品の取引相手方が債務またはファンドとの間で締結した契約を履行できないリスクである。

ファンドは取引を行う相手方との信用リスクにさらされ、決済不履行のリスクも負う。ファンドは、異なる取引相手方と取引を行うことにより信用リスクの集中を最小化する。

実質的に、ファンドのすべての資産および現金は、保管受託銀行に保有されている。保管受託銀行の破産または支払不能により、保管受託銀行に保有される有価証券に関するファンドの権利行使が遅延するかまたは制限されることがある。投資対象保有会社は、ファンドの保管受託銀行の信用度を監視することによりそのリスクを監視する。保管受託銀行の親会社であるステート・ストリート・コーポレーションの信用格付は、2011年7月31日現在、A+であった（2010年：A+）。

14 債務純額の変動分析

	2011年7月31日現在 千米ドル	キャッシュ・ フロー 千米ドル	2010年7月31日現在 千米ドル
現金および預金残高	101	(4,051)	4,152
借入未払金（注11）	(2,825)	(2,825)	-
資金 / (債務) 純額	(2,724)	(6,876)	4,152

15 分配方針

管理会社は、分配金の支払を推奨していない。すべての収益は「再投資」され、したがって、収益は分配されずにファンドに留保され、受益証券一口当たり純資産価格に反映される。

16 期中の重要な事象

期中に重大な事象はなかった。

17 後発事象

期末以降に、本財務書類に修正または開示を要するような、ファンドに影響を及ぼす重要な事象はなかった。

(3)【投資有価証券明細表等】

HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド
投資有価証券明細表
2011年7月31日現在(未監査)

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率
ミューチュアル・ファンド			
米ドル(2010年:92.15%)			
Adelphi Emerging Europe Fund USD A Class	13,478	1,988	7.11%
Artha Emerging Markets Fund, Ltd.	1,780	3,185	11.39%
Brevan Howard Emerging Markets Strategies Fund Ltd.	24,354	3,292	11.78%
Chilton China Opportunities Fund BVI Ltd. - Class D Series 01/11	216	2,119	7.58%
Discovery Global Opportunity Fund Ltd. - Class B Sub-Class 2	23,333	2,610	9.34%
EMSO Ltd. - Class A Restricted Series 2	321	3,714	13.29%
GLG Emerging Markets Growth Fund - Class A	4,530	453	1.62%
Marathon Overseas Liquidating Fund - Series 30 June 2009 Class A	472	165	0.59%
Marathon Overseas Liquidating Fund - Series 31 March 2009 Class B	539	118	0.42%
Moneda Absolute Return Fund Ltd. - Class B Sub May 2011	350	336	1.20%
Moneda Absolute Return Fund Ltd. - Class B SC 1	1,000	969	3.47%
Moore Emerging Fixed Income & Currency Fund Ltd. - Class A	1,506	1,789	6.40%
Pinpoint China Fund - Class A Shares Series 1(a)	43	31	0.11%
Pinpoint China Fund - Class A Shares Series 1(b)	3,122	2,211	7.91%
Pinpoint China Fund - Class A Shares Series 5	352	255	0.91%
Pollux Brazilian Equities Fund - Class A Series Apr 2010	1,132	1,107	3.96%
SR Global Emerging Markets Fund - Class G USD Series 1	3,202	4,220	15.10%
Thames River Hillside Apex II Fund Ltd. (SPV)	308	687	2.46%
Tree Line Asia Fund Ltd.	14,366	1,988	7.11%
組入投資有価証券		31,237	111.75%
純流動負債		(3,285)	(11.75%)
純資産総額		27,952	100.00%
	2011年7月31日	2010年7月31日	
発行済買戻可能参加受益証券口数			
米ドル・クラス	133,518.62口	194,839.76口	
ユーロ・クラス	40,129.95口	58,951.08口	
一口当たり純資産価格			
米ドル・クラス	169.08米ドル	163.74米ドル	
ユーロ・クラス	93.87ユーロ	90.97ユーロ	
米ドル・クラス(千米ドル)	22,575	31,903	
ユーロ・クラス(千ユーロ)	3,767	5,362	
ポートフォリオの分類		ポートフォリオ における比率	
公認の証券取引所に上場されている有価証券		15.71%	
未上場有価証券		84.29%	
		100.00%	

HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド
投資有価証券明細表
2011年7月31日現在(未監査)

購入

銘柄	額面保有高	取得原価 千円ドル
Artha Emerging Markets Fund, Ltd.	1,780	3,250
Discovery Global Opportunity Fund Ltd. - Class B Sub-Class 2	23,333	2,500
Chilton China Opportunities Fund BVI Ltd. - Class D Series 01/11	216	2,156
Pinpoint China Fund - Class A Shares Dec 10	3,122	2,000
EMSO Ltd. - Class A Restricted Series 2	178	1,967
Pinpoint China Fund - Class A Shares Series 1(b)	3,122	1,950
SR Global Emerging Markets Fund - Class G USD Series 1	820	1,074
Moneda Absolute Return Fund Ltd. - Class B SC 1	1,000	1,000
GLG Emerging Markets Growth Fund - Class A	4,530	453
Tree Line Asia Fund Ltd.	2,774	350
Moneda Absolute Return Fund Ltd. - Class B Sub May 2011	350	350
Pinpoint China Fund - Class A Shares Series 5	352	250
Pinpoint China Fund - Class A Shares Series 1(a)	43	27
購入合計		17,327

売却

銘柄	額面保有高	手取額 千円ドル
SR Global Emerging Markets Fund - Class G USD Series 1	2,375	3,000
Pollux Brazilian Equities Fund - Class A Series Apr 2010	2,868	2,747
Chilton China Opportunities Fund BVI Ltd.	200	2,156
Tree Line Asia Fund Ltd.	17,567	2,250
Artha Emerging Markets Fund, Ltd.	2,000	2,077
Moore Emerging Fixed Income & Currency Fund Ltd. - Class A	1,733	2,000
EMSO Ltd. - Sub Oct 09	190	1,967
Brevan Howard Emerging Markets Strategies Fund Ltd.	15,279	1,965
Pinpoint China Fund - Class A Shares Dec 10	3,122	1,950
Artha Emerging Markets Fund, Ltd.	1,160	1,173
SR Global Emerging Markets Fund - Class G USD Series 1	826	1,074
GLG Emerging Markets Special Assets Fund	9,553	453
Tree Line Asia Fund Ltd.	3,000	351
Thames River Hillside Apex II Fund Ltd. (SPV)	146	317
Pinpoint China Fund - Equalisation	1	27
Marathon Overseas Liquidating Fund - Series 30 June 2009 Class A	49	17
Marathon Overseas Liquidating Fund - Series 31 March 2009 Class B	49	10
売却合計		23,534

* 重要なポートフォリオの変動は、期首現在のファンド純資産額の2%を超える有価証券の購入額または売却額と定義されている。いかなる場合も、少なくとも購入および売却の上位20銘柄が表示されなければならない。

HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド

運用成績情報

2011年7月31日終了年度 (未監査)

運用成績の概要

終了年度	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年
HSBCエマージング・アドバンテージ - 米ドル・クラス	3.26%	1.74%	-12.03%	-5.44%	25.91%
米ドル3か月物LIBORプラス3.5%	3.94%	3.95%	5.89%	8.14%	9.31%
HSBCエマージング・アドバンテージ - ユーロ・クラス	3.19%	1.45%	-15.93%	-6.10%	該当なし
ユーロ3か月物LIBORプラス3.5%	4.61%	4.34%	7.11%	8.56%	7.43%

[次へ](#)

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

BALANCE SHEET AS AT 31 JULY 2011

	Notes	As at 31 July 2011		As at 31 July 2010	
		US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Portfolio of investments			31,237		35,847
Current assets:					
Debtors	6		5		32
Cash and bank balances	7		<u>101</u>		<u>4,152</u>
			<u>106</u>		<u>4,184</u>
Less:					
Creditors: amounts falling due within one year	8		<u>(3,391)</u>		<u>(1,131)</u>
Net current (liabilities)/assets			<u>(3,285)</u>		<u>3,053</u>
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares			<u>27,952</u>		<u>38,900</u>

The financial statements on pages 7 to 18 were approved by the Manager, HSBC Management (Guernsey) Limited, on 8 November 2011 and were signed on its behalf by:

Director

Director

The notes on pages 10 to 18 form an integral part of these financial statements.

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

STATEMENT OF TOTAL RETURN FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2011

	Notes	Year ended 31 July 2011		Year ended 31 July 2010	
		US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Net capital gains	3		2,200		792
Finance costs: interest	11	(26)		(15)	
Operating expenses	4	<u>(612)</u>		<u>(622)</u>	
Net expenses			<u>(638)</u>		<u>(637)</u>
Net increase in net assets attributable to the holders of redeemable participating shares from investment activities			<u>1,562</u>		<u>155</u>

STATEMENT OF MOVEMENT IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO THE HOLDERS OF REDEEMABLE PARTICIPATING SHARES FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2011

	Year ended 31 July 2011		Year ended 31 July 2010	
	US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares at the start of the year		38,900		26,834
Movement due to issue and redemption of redeemable participating shares:				
Amounts received/receivable on issues	5,780		19,455	
Less: amounts paid/payable on redemptions	<u>(18,290)</u>		<u>(7,544)</u>	
		(12,510)		11,911
Net increase in net assets attributable to the holders of redeemable participating shares from investment activities		<u>1,562</u>		<u>155</u>
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares at the end of the year		<u>27,952</u>		<u>38,900</u>

The Fund has no other recognised gains and losses other than those noted above.

The notes on page 10 to 18 form an integral part of these financial statements.

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

CASH FLOW STATEMENT FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2011

	Note	Year ended 31 July 2011 US\$'000	Year ended 31 July 2010 US\$'000
Operating activities			
Changes in net assets attributable to the holders of redeemable participating shares		1,562	155
Adjustment for:			
Net capital gains on non-derivative investments	3	(1,597)	(1,156)
Changes in operating assets and liabilities:			
Decrease in prepaid expenses		4	6
(Decrease)/increase in accrued expenses		(20)	1
Unrealised loss/(gain) on forward foreign exchange contracts		91	(1)
Cash flow from operating activities		40	(995)
Investing activities			
Purchase of investments		(17,327)	(22,518)
Sale of investments		23,534	17,111
Cash flow from investing activities		6,207	(5,407)
Financing activities			
Receipt/(repayment) of loan		2,825	(280)
Proceeds from issue of redeemable shares		5,167	18,260
Payments on redemptions of redeemable shares		(18,290)	(7,544)
Cash flow from financing activities		(10,298)	10,436
(Decrease)/increase in cash for the year		(4,051)	4,034
Cash at the beginning of the year		4,152	118
Cash at the end of the year		101	4,152
Reconciliation of net cashflow to movement in net funds/(debt)			
(Decrease)/increase in cash for the year		(4,051)	4,034
Cash flow from changes in funds		(2,825)	280
Movement in net funds in the year		(6,876)	4,314
Net funds/(debt) at start of the year		4,152	(162)
Net (debt)/funds at end of the year	14	(2,724)	4,152

The notes on pages 10 to 18 form an integral part of these financial statements.

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1 STRUCTURE OF THE FUND

HSBC Emerging AdvantEdge Fund (the "Fund") is a sub-fund of HSBC Uni-Folio, a Guernsey unit trust which is authorised as a Class B Scheme under the Collective Investment Schemes (Class B) Rules, 1990.

The Fund owns 100% of the shares in HSBC Republic Emerging Markets Hedge Investments Limited (the "Company"), a BVI registered company. The Fund also loaned monies to the Company to fund its investing activities.

The Company owns the investments listed in the Portfolio Statement. The purpose of a Company holding the investments is to ensure that any withholding tax on distributions from such investments may be reclaimed.

These financial statements include all the assets and liabilities of the Fund and the Company.

2 PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The following accounting policies have been applied consistently in dealing with items which are considered material in relation to the Fund's financial statements:

Basis of accounting

The financial statements have been prepared under the historical cost convention as adjusted by the revaluation of investments and foreign exchange forward contracts and in accordance with applicable UK Accounting Standards and the Statement of Recommended Practice for Authorised Funds (the "SORP") issued by Investment Management Association in October 2010. The revised SORP is effective for accounting periods beginning on or after 1 January 2010. The main impact of the change in the SORP is the amendment of FRS 25 "Financial Instruments: Disclosure and Presentation". However, this did not impact this Fund.

Functional and Presentation Currency

The functional and presentation currency is US Dollar, because that is the currency of the primary economic environment in which the Fund operates.

New Accounting Standards

The Fund has adopted the amendment to FRS 25, effective for accounting periods beginning on or after 1 January 2010. The amended standard requires entities to classify puttable financial instruments, or components of instruments that impose on the entity an obligation to deliver to another party a pro rata share of the net assets of the entity only on liquidation, as equity, provided the financial instruments have particular features and meet specific conditions. As the Shares of the Fund do not meet these specific conditions they have not been reclassified from liabilities to equity.

Investments

Investments in investment funds are valued at the closing net asset value per share for the underlying investments that the Fund holds, as at 5 pm (Guernsey time) on the Balance Sheet date. Realised and unrealised surpluses and deficits on investments are included in the Statement of Total Return. Purchases and sales of the investments are accounted for on a trade date plus one basis.

Revenue

Investment income and deposit interest are included on an accruals basis. All non-class specific income is allocated to each share class in proportion to the number of redeemable participating shares in issue during the year. All class specific income is allocated to the share class to which it relates.

Expenses

Expenses are included on an accruals basis. All non-class specific expenses are allocated to each share class in proportion to the number of redeemable participating shares in issue during the year. All class specific expenses are allocated to the share class to which they relate.

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

2 PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Use of estimates and judgements

The preparation of financial statements in accordance with the recognition and measurement principles of UK Accounting Standards requires Management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expenses during the year.

The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis for making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results could differ from those estimates.

Foreign currency transactions

Foreign currency transactions are recorded at the rate of exchange ruling at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to US Dollars at the foreign currency closing exchange rate ruling at the Balance Sheet date. The Fund reports the realised exchange gain or loss as well as the unrealised exchange appreciation or depreciation on non-US Dollar denominated investments in the Statement of Total Return. Any realised exchange gains or losses as well as unrealised appreciation or depreciation arising from non-US Dollar denominated payables and receivables and on foreign currency transactions are reflected in the Statement of Total Return.

Forward foreign exchange contracts

The unrealised appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated by reference to the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. Unrealised appreciation is reported as an asset and unrealised depreciation is reported as a liability in the Balance Sheet. All net gains or losses on forward foreign exchange contracts are recorded in the Statement of Total Return.

Cash

Cash comprises current deposits with banks.

Borrowing costs

Borrowing costs arise from credit facilities held by the Fund. These costs are recognised in the Statement of Total Return on an accruals basis.

Formation expense

In accordance with the Fund's Prospectus the formation costs will be amortised over a period not exceeding five years or such shorter period as the Manager may determine. This treatment is in line with the Prospectus but not in line with UK Accounting Standards. This departure from UK Accounting Standards does not have a material impact on the results reported in the financial statements.

Shares in issue

Redeemable Participating shares are redeemable at the option of the holder of Redeemable Participating shares and will be classified as financial liabilities.

Fair values of financial assets and financial liabilities

The Fund's investment portfolio is carried at fair value.

Gains and losses on financial assets and financial liabilities held or issued for trading

The net gain/loss on financial assets and liabilities are disclosed in the Statement of Total Return. Realised gains and losses on the sale of securities are determined using the average cost method.

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

3 NET CAPITAL GAINS/(LOSSES)	Year ended 31 July 2011 US\$'000	Year ended 31 July 2010 US\$'000
Net capital gains on non-derivative investments	1,597	1,156
Net capital gains/(losses) on derivative investments	603	(364)
Total net capital gains	<u>2,200</u>	<u>792</u>
4 OPERATING EXPENSES	Year ended 31 July 2011 US\$'000	Year ended 31 July 2010 US\$'000
Payable to the Manager and its associates: Management fee	<u>(536)</u>	<u>(548)</u>
Payable to the Trustee and its associates: Trustee fees	<u>(32)</u>	<u>(33)</u>
Other expenses:		
Audit fees	(14)	(12)
Other sundry expenses	<u>(30)</u>	<u>(29)</u>
	<u>(44)</u>	<u>(41)</u>
Total operating expenses	<u>(612)</u>	<u>(622)</u>

5 MANAGEMENT, TRUSTEE AND INVESTMENT ADVISOR AGREEMENTS

Under the terms of a Trust Deed dated 23 July 1999, Republic Management (Guernsey) Limited was appointed the Manager of the Fund, dealing with its administrative affairs. With effect from 31 March 2000, the Manager changed its name to HSBC Republic Management (Guernsey) Limited. With effect from 1 January 2004, the Manager changed its name to HSBC Management (Guernsey) Limited. The Manager receives a management fee of 1.65% of the net asset value per annum. The fee outstanding at the year end was US\$36,689 (2010: US\$52,249).

Under the terms of a Trust Deed dated 23 July 1999, Republic National Bank of New York (Guernsey) Limited was appointed the Trustee. With effect from 14 January 2000, the Trustee changed its name to HSBC Republic Bank (Guernsey) Limited. With effect from 1 January 2004, the Trustee changed its name to HSBC Private Bank (Guernsey) Limited. With effect 31 May 2008, the Trustee changed its name to HSBC Private Bank (C.I.) Limited. The Trustee receives a fee of 0.10% of the net asset value per annum. The fee outstanding at the year end was US\$2,195 (2010: US\$3,167).

Under the terms of an agreement dated 30 April 2004, the Manager appointed HSBC Republic Investments Limited as the Investment Advisors of the Fund. With effect 1 January 2007, the Investment Advisor changed its name to HSBC Alternative Investments Limited. The Manager is entitled to a performance incentive fee of 10% of new "excess" value over the Index of the applicable share class, see page 2 for details, for all share classes. The performance fee outstanding at the year end was US\$Nil (2010: US\$Nil).

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

6 DEBTORS	As at 31 July 2011 US\$'000	As at 31 July 2010 US\$'000
Unrealised gain on forward contracts (note 12)	-	23
Prepaid expenses	5	9
	<u>5</u>	<u>32</u>

7 CASH AND BANK BALANCES	As at 31 July 2011 US\$'000	As at 31 July 2010 US\$'000
Cash and bank balances	<u>101</u>	<u>4,152</u>

Cash balances are held by State Street Custodial Services (Ireland) Limited (the "Custodian"). The credit rating of State Street Corporation, the parent company of the Custodian at 31 July 2011 was A+ (2010: A+).

8 CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITH IN ONE YEAR	As at 31 July 2011 US\$'000	As at 31 July 2010 US\$'000
Amounts received in advance of issuing shares	(426)	(1,039)
Loans Payable (note 11)	(2,825)	-
Unrealised loss on forward contracts (note 12)	(68)	-
Accrued management expenses (note 5)	(37)	(52)
Accrued trustee fees (note 5)	(2)	(3)
Other accrued expenses	(33)	(37)
	<u>(3,391)</u>	<u>(1,131)</u>

9 TAXATION STATUS

The umbrella fund, HSBC Uni-Folio Fund, is exempt from Guernsey income tax under the Income Tax (Exempt Bodies) (Guernsey) Ordinance 1989 and is charged an annual exemption fee of GBP 600 (2010: GBP 600).

10 REDEEMABLE PARTICIPATING SHARES IN ISSUE

	Number US Dollar Class	Number Euro Class	Number Total
Redeemable participating shares in issue at 1 August 2010	194,839.76	58,951.08	253,790.84
Issued on subscriptions	18,929.70	20,648.93	39,578.63
Redemptions	(80,250.84)	(39,470.06)	(119,720.90)
Redeemable participating shares in issue at 31 July 2011	<u>133,518.62</u>	<u>40,129.95</u>	<u>173,648.57</u>

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

10 REDEEMABLE PARTICIPATING SHARES IN ISSUE (CONTINUED)

	Number US Dollar Class	Number Euro Class	Number Total
Redeemable participating shares in issue at 1 August 2009	132,017.12	44,236.42	176,253.54
Issued on subscriptions	92,552.65	35,102.62	127,655.27
Redemptions	(29,730.01)	(20,387.96)	(50,117.97)
Redeemable participating shares in issue at 31 July 2010	<u>194,839.76</u>	<u>58,951.08</u>	<u>253,790.84</u>

11 RELATED PARTY TRANSACTIONS

HSBC Private Bank (C.I.) Limited acts as Trustee to the Fund.

The Fund also places money on deposit with the Trustee on a regular basis throughout the year. The interest rate received is consistent with that received on normal commercial deposits.

The Fund may borrow up to 25% of its Net Asset Value for a period of up to one month to cover a cash shortfall caused by mismatched settlement dates on purchase and sale transactions and, for a period of up to three months to finance redemptions; and for investment purposes, subject to a maximum of 10% of the Fund's Net Asset Value, to facilitate additional investment in Investment Funds.

HSBC Private Bank (C.I.) provided credit facilities to the Fund during the year. At the year end US\$2,825,080 (2010: US\$Nil) was outstanding. Interest was charged at an average floating rate of 1.07% (2010: 1.10%) per annum. US\$25,771 (2010: US\$14,746) interest was charged for the period.

12 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Assets may be denominated in currencies other than the functional currency of each share class and certain currency exposure will be hedged back to the relevant share class currency. Hedging for this purpose may be by means of forward foreign exchange contracts or options on such contracts or by using such other derivative instruments as may be available and having the same or similar effect. The Fund shall not invest in derivative instruments for speculative purposes. The Investment Advisor retains the right to vary the policy on currency hedging at its absolute discretion. All costs of such hedging will be met by the Holders of the relevant share class only.

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2011 in respect of the hedging of the HSBC Emerging AdvantEdge Fund – Euro Class:

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Loss US\$'000
31-Aug-11	EUR295,000	USD425,877	State Street Bank London	(5)
31-Aug-11	EUR3,718,000	USD5,367,491	State Street Bank London	(63)
				<u>(68)</u>

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2010 in respect of the hedging of the HSBC Emerging AdvantEdge Fund – Euro Class:

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Gain US\$'000
31-Aug-10	EUR5,330,000	US\$6,931,505	State Street Bank London	23
	EUR492,096	US\$642,180	State Street Bank London	-
				<u>23</u>

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

13 FINANCIAL INSTRUMENTS

The main risks arising from the Fund's financial instruments are market price, foreign currency, liquidity and credit risks.

(a) Market risk

Market risk arises mainly from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. The Investment Advisor considers the asset allocation of the portfolio in order to minimise the risk associated with particular countries or industry sectors whilst continuing to follow the Fund's investment objective.

Market risk embodies the potential for both losses and gains and includes currency risk, interest rate risk and price risk. The profitability of the Fund's investment programme depends to a great extent on correct assessments of the future course of price movements of securities and equities and other investments. There can be no assurance that the Manager will be able to accurately predict these price movements. The securities markets have in recent years been characterised by great volatility and unpredictability. With respect to the investment strategy into which the Investment Advisor has invested the Fund's assets, there is always some, and from time to time a significant, degree of market risk.

Details of the Fund's investment portfolio at the Balance Sheet date are disclosed in the Portfolio Statement included on page 19.

(b) Other price risk

Price risk is the risk that the value of the investments will fluctuate as a result of changes in market prices (other than those arising from interest rate risk or currency risk), whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or all factors affecting all investments traded in the market.

The Fund is required to comply with the standard investment and borrowing restrictions as defined in the prospectus. The Fund's investment restrictions are monitored on a regular basis by the Trustee of the Fund and reviewed by the Manager. There are specific guidelines in place for monitoring and reporting breaches, and situations where holdings come close to restriction levels.

(c) Foreign currency risk

The Fund may invest in financial instruments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently the Fund is exposed to risks that the exchange rate of its currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse affect on the value of that portion of the Funds assets or liabilities denominated in currencies other than US Dollars.

The Fund's currency risk is managed on a monthly basis by the Investment Advisor in accordance with policies and procedures in place. All currency exposure at the portfolio level is hedged into the currency of the relevant share class on a monthly basis, using standard monthly forwards. The Fund's overall currency positions and exposures are monitored by the Board of Directors of the Manager.

The Fund also offers redeemable participating shares denominated in Euro exposing the Fund to foreign currency risk. This risk is mitigated by the Fund entering into foreign exchange contracts as described further in this note.

The following table sets out the Fund's total exposure to foreign currency risk and the net exposure to the foreign currencies at 31 July 2011.

Currency	Total US\$'000	Total Forward FX US\$'000	Net US\$'000
Euro	-	5,725	5,725
US Dollar	28,020	(5,793)	22,227
	<u>28,020</u>	<u>(68)</u>	<u>27,952</u>

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

13 FINANCIAL INSTRUMENTS (CONTINUED)

(c) Foreign currency risk (continued)

The following table sets out the Fund's total exposure to foreign currency risk and the net exposure to the foreign currencies at 31 July 2010.

Currency	Total US\$'000	Total Forward FX US\$'000	Net US\$'000
Euro	-	7,597	7,597
US Dollar	38,877	(7,574)	31,303
	<u>38,877</u>	<u>23</u>	<u>38,900</u>

(d) Interest rate risk

The majority of the Fund's financial assets are in investments which neither pay interest nor have a maturity date. The underlying funds the Fund invests in are exposed to interest rate risk, however the Fund mitigates this risk by diversifying its investments.

The fund has borrowed US\$2,825,080 (2010: US\$ Nil) at the year end which bears interest at 1.03% (2010: 0.00%) per annum. To minimise interest rate risk the Fund enters into floating rate loan agreements.

Other assets and liabilities bear no interest rate risk except for cash and bank balances which are subject to the variable interest rate.

(e) Liquidity risk

The main liability of the Fund is the redemption of any shares that investors wish to sell. The risk is that the Fund might not be able to liquidate investment positions in order to repay amounts demanded by its shareholders.

The Fund's liquidity risk is managed on an ongoing basis by the Investment Advisor in accordance with policies and procedures in place. It is not the normal policy of the Fund to invest directly in funds, limited partnerships or other vehicles that have no liquidity. The Fund's overall liquidity risks are monitored on a quarterly basis by the Board of Directors of the Manager.

The Fund's investment restrictions, as defined in the Prospectus, some of which pertain to the management of liquidity risk and concentrations thereof are monitored on a monthly basis by the Trustee of the Fund. There are specific guidelines in place for monitoring and reporting breaches, and situations where holdings come close to restriction levels.

The Manager may limit the number of shares in the Fund which may be redeemed on any dealing day.

At year end the following investee funds had put in place restrictions which limit the Fund's ability to redeem its investment holdings:

	Market Value at 31 July 2011 US\$'000
GLG Emerging Markets Growth Fund - Class A	453
Marathon Overseas Liquidating Fund - Series 30 June 2009 Class A	165
Marathon Overseas Liquidating Fund - Series 31 March 2009 Class B	118
Thames River Hillside Apex II Fund Ltd. (SPV)	687
	<u>1,423</u>

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

13 FINANCIAL INSTRUMENTS (CONTINUED)

(e) Liquidity risk (continued)

At 31 July 2010 the following investee funds had put in place restrictions which limit the Fund's ability to redeem its investment holdings:

	Market Value at 31 July 2010 US\$'000
GLG Emerging Markets (Special Assets) Fund - Class A	720
Marathon Overseas Fund Ltd. - Liquidating Fund Series 30 June 2009 Class A	226
Marathon Overseas Fund Ltd. - Liquidating Fund Series 31 March 2009 Class B	158
Thames River Hillside Apex II Limited - Class A	984
	<u>2,088</u>

Residual Contractual maturities of financial liabilities

The table below summaries the maturity profile of the Fund's financial liabilities at 31 July 2011:

	Less than 1 year	1 to 5 years	Greater than 5 years	Total
	US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Liabilities				
Amounts received in advance of issuing shares	(426)	-	-	(426)
Loans payable	(2,825)	-	-	(2,825)
Unrealised loss on forward contracts	(68)	-	-	(68)
Accrued expenses	(72)	-	-	(72)
Total	<u>(3,391)</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(3,391)</u>

The table below summaries the maturity profile of the Fund's financial liabilities at 31 July 2010:

	Less than 1 year	1 to 5 years	Greater than 5 years	Total
	US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Liabilities				
Amount received in advance of issuing shares	(1,039)	-	-	(1,039)
Accrued expenses	(92)	-	-	(92)
Total	<u>(1,131)</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(1,131)</u>

(f) Credit risk

Credit risk is the risk that a Counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Fund.

The Fund will be exposed to a credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Fund minimises concentrations of credit risk by undertaking transactions with different counterparties.

Substantially all of the assets and cash of the Fund are held by the Custodian. Bankruptcy or insolvency of the Custodian may cause the Fund's rights with respect to securities held by the Custodian to be delayed or limited. The Company monitors its risk by monitoring the credit quality of the Custodian of the Fund. The credit rating of State Street Corporation, the parent company of the Custodian at 31 July 2011 was A+ (2010: A1+).

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

14 ANALYSIS OF CHANGE IN NET DEBT

	At 31 July 2011 US\$ '000	Cash flow At 31 July 2010 US\$ '000	At 31 July 2010 US\$ '000
Cash and bank balances	101	(4,051)	4,152
Loans payable (note 11)	(2,825)	(2,825)	-
Net funds/(debt)	<u>(2,724)</u>	<u>(6,876)</u>	<u>4,152</u>

15 DISTRIBUTION POLICY

The Manager does not recommend the payment of a dividend. All income will be “rolled-up”, whereby income will not be distributed but will be retained in the Fund and reflected in the net asset value per share.

16 SIGNIFICANT EVENTS DURING THE YEAR

There were no significant events during the year.

17 SUBSEQUENT EVENTS

There have been no significant events affecting the Fund since year end that require amendment to or disclosure in the financial statements.

[次へ](#)

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

PORTFOLIO STATEMENT AS AT 31 JULY 2011 (UNAUDITED)

Security Description	Holding	Market value US\$'000	% of total net assets
Mutual Funds			
U.S. Dollar (2010: 92.15%)			
Adelphi Emerging Europe Fund USD A Class	13,478	1,988	7.11%
Artha Emerging Markets Fund, Ltd.	1,780	3,185	11.39%
Brevan Howard Emerging Markets Strategies Fund Ltd.	24,354	3,292	11.78%
Chilton China Opportunities Fund BVI Ltd. - Class D Series 01/11	216	2,119	7.58%
Discovery Global Opportunity Fund Ltd. - Class B Sub-Class 2	23,333	2,610	9.34%
EMSO Ltd. - Class A Restricted Series 2	321	3,714	13.29%
GLG Emerging Markets Growth Fund - Class A	4,530	453	1.62%
Marathon Overseas Liquidating Fund - Series 30 June 2009 Class A	472	165	0.59%
Marathon Overseas Liquidating Fund - Series 31 March 2009 Class B	539	118	0.42%
Moneda Absolute Return Fund Ltd. - Class B Sub May 2011	350	336	1.20%
Moneda Absolute Return Fund Ltd. - Class B SC 1	1,000	969	3.47%
Moore Emerging Fixed Income & Currency Fund Ltd. - Class A	1,506	1,789	6.40%
Pinpoint China Fund - Class A Shares Series 1(a)	43	31	0.11%
Pinpoint China Fund - Class A Shares Series 1(b)	3,122	2,211	7.91%
Pinpoint China Fund - Class A Shares Series 5	352	255	0.91%
Pollux Brazilian Equities Fund - Class A Series Apr 2010	1,132	1,107	3.96%
SR Global Emerging Markets Fund - Class G USD Series 1	3,202	4,220	15.10%
Thames River Hillside Apex II Fund Ltd. (SPV)	308	687	2.46%
Tree Line Asia Fund Ltd.	14,366	1,988	7.11%
Portfolio of Investments		31,237	111.75%
Net current liabilities		(3,285)	(11.75%)
Total net assets		27,952	100.00%
		31 July 2011	31 July 2010
Redeemable participating shares in issue			
US Dollar Class		133,518.62	194,839.76
Euro Class		40,129.95	58,951.08
Net asset value per share			
US Dollar Class		US\$169.08	US\$163.74
Euro Class		EUR93.87	EUR90.97
US Dollar Class (US\$'000)		22,575	31,903
Euro Class (EUR'000)		3,767	5,362
Portfolio Classification			% of Portfolio
Securities with an official stock exchange listing			15.71%
Unlisted securities			84.29%
			<u>100.00%</u>

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

SUMMARY OF SIGNIFICANT PORTFOLIO CHANGES FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2011* (UNAUDITED)

Purchases

Description	Nominal	Cost US\$'000
Artha Emerging Markets Fund, Ltd.	1,780	3,250
Discovery Global Opportunity Fund Ltd. - Class B Sub-Class 2	23,333	2,500
Chilton China Opportunities Fund BVI Ltd. - Class D Series 01/11	216	2,156
Pinpoint China Fund - Class A Shares Dec 10	3,122	2,000
EMSO Ltd. - Class A Restricted Series 2	178	1,967
Pinpoint China Fund - Class A Shares Series 1(b)	3,122	1,950
SR Global Emerging Markets Fund - Class G USD Series 1	820	1,074
Moneda Absolute Return Fund Ltd. - Class B SC 1	1,000	1,000
GLG Emerging Markets Growth Fund - Class A	4,530	453
Tree Line Asia Fund Ltd.	2,774	350
Moneda Absolute Return Fund Ltd. - Class B Sub May 2011	350	350
Pinpoint China Fund - Class A Shares Series 5	352	250
Pinpoint China Fund - Class A Shares Series 1(a)	43	27
Total Purchases		17,327

Sales

Description	Nominal	Proceeds US\$'000
SR Global Emerging Markets Fund - Class G USD Series 1	2,375	3,000
Pollux Brazilian Equities Fund - Class A Series Apr 2010	2,868	2,747
Chilton China Opportunities Fund BVI Ltd.	200	2,156
Tree Line Asia Fund Ltd.	17,567	2,250
Artha Emerging Markets Fund, Ltd.	2,000	2,077
Moore Emerging Fixed Income & Currency Fund Ltd. - Class A	1,733	2,000
EMSO Ltd. - Sub Oct 09	190	1,967
Brevan Howard Emerging Markets Strategies Fund Ltd.	15,279	1,965
Pinpoint China Fund - Class A Shares Dec 10	3,122	1,950
Artha Emerging Markets Fund, Ltd.	1,160	1,173
SR Global Emerging Markets Fund - Class G USD Series 1	826	1,074
GLG Emerging Markets Special Assets Fund	9,553	453
Tree Line Asia Fund Ltd.	3,000	351
Thames River Hillside Apex II Fund Ltd. (SPV)	146	317
Pinpoint China Fund - Equalisation	1	27
Marathon Overseas Liquidating Fund - Series 30 June 2009 Class A	49	17
Marathon Overseas Liquidating Fund - Series 31 March 2009 Class B	49	10

Total Sales**23,534**

* Significant portfolio changes are defined as the value of purchases or sales of a security exceeding 2% of the net assets of the Fund at the start of the period. In any event, at a minimum, the 20 largest purchases and 20 largest sales must be shown.

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

PERFORMANCE INFORMATION FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2011 (UNAUDITED)

Performance Overview

<u>Year ended</u>	<u>2011</u>	<u>2010</u>	<u>2009</u>	<u>2008</u>	<u>2007</u>
HSBC Emerging AdvantEdge - US Dollar Class	3.26%	1.74%	-12.03%	-5.44%	25.91%
3M USD LIBOR+3.5%	3.94%	3.95%	5.89%	8.14%	9.31%
HSBC Emerging AdvantEdge - Euro Class	3.19%	1.45%	-15.93%	-6.10%	N/A
3M EUR LIBOR+3.5%	4.61%	4.34%	7.11%	8.56%	7.43%

【()HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ガーンジーにおける法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッド(チャネル諸島、ガーンジー GY1 4AN、セント・ピーター・ポート、ニューストリート20番)から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。なお、ケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッドは、受託会社の承認を得て、管理会社により任命され、解任される。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、便宜上、平成23年11月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=78.13円)が使用されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

貸借対照表
2011年7月31日現在

	注	2011年7月31日現在		2010年7月31日現在	
		千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
組入投資有価証券		384,714	30,058	294,645	23,021
流動資産					
債権	7	4,226	330	20,629	1,612
現金および預金残高	8	921	72	102	8
		<u>5,147</u>	<u>402</u>	<u>20,731</u>	<u>1,620</u>
控除：					
債務：一年以内に期限の到来する金額	9	<u>(8,849)</u>	<u>(691)</u>	<u>(40,946)</u>	<u>(3,199)</u>
純流動負債		<u>(3,702)</u>	<u>(289)</u>	<u>(20,215)</u>	<u>(1,579)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産		<u>381,012</u>	<u>29,768</u>	<u>274,430</u>	<u>21,441</u>

本財務書類は、2011年11月8日付で管理会社であるHSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッドにより承認され、代表して以下により署名された。

[署名]

取締役

[署名]

取締役

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

総収益計算書

2011年7月31日終了年度

	注	2011年7月31日終了年度		2010年7月31日終了年度	
		千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
純キャピタルゲイン／（ロス）	3	44,899	3,508	(1,860)	(145)
収益	4	1	0	-	-
財務費用：支払利息	12	(113)	(9)	(197)	(15)
運用費用	5	(5,704)	(446)	(4,779)	(373)
純費用		<u>(5,816)</u>	<u>(454)</u>	<u>(4,976)</u>	<u>(389)</u>
投資活動による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の純増（減）		<u>39,083</u>	<u>3,054</u>	<u>(6,836)</u>	<u>(534)</u>

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2011年7月31日終了年度

	2011年7月31日終了年度		2010年7月31日終了年度	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	274,430	21,441	292,062	22,819
買戻可能参加受益証券の発行および買戻しによる変動：				
発行受領額／未収額	158,461	12,381	86,599	6,766
控除：買戻支払額／未払額	<u>(90,962)</u>	<u>(7,107)</u>	<u>(97,395)</u>	<u>(7,609)</u>
	67,499	5,274	(10,796)	(843)
投資活動による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の純増（減）	<u>39,083</u>	<u>3,054</u>	<u>(6,836)</u>	<u>(534)</u>
期末現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	<u>381,012</u>	<u>29,768</u>	<u>274,430</u>	<u>21,441</u>

ファンドは、上記以外に認識されるその他の損益を保有していない。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

財務書類に対する注記

1 ファンドの構造

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド(以下「ファンド」という。)は、1990年集団投資スキーム(クラスB)規則に基づくクラスB集団投資スキームとして認可されているガーンジーのユニット・トラストであるHSBC ユニ・フォリオのサブ・ファンドである。

ファンドは、英領ヴァージン諸島において登録済の会社であるHSBCトレーディング・アドバンテージ・インベストメンツ・リミテッド(以下「投資対象保有会社」という。)の株式の100%を保有している。ファンドはまた、その投資活動につき資金提供するため投資対象保有会社に資金を貸し付けた。

投資対象保有会社は、投資有価証券明細表に記載された投資有価証券を保有している。投資対象保有会社が投資有価証券を保有する目的は、分配金に係る還付可能な源泉税が還付されることを容易にするためである。

本財務書類は、ファンドおよび投資対象保有会社のすべての資産および負債を含んでいる。

2 主要な会計方針

以下の会計方針が、ファンドの財務書類に関して重要と考えられる項目の取扱いについて継続して適用されている。

会計の基礎

財務書類は、投資有価証券および為替先渡契約の再評価により調整された取得原価主義に基づき、適用される英国会計基準および2010年10月に投資管理協会が発行した認可を受けたファンドに対する会計実務勧告書(以下「SORP」という。)に従い作成されている。改訂されたSORPは、2010年1月1日以降に開始する会計期間について効力を有する。SORPの変更による主な影響は、FRS(財務報告基準書)第25号「金融商品：開示および表示」の修正である。しかし、当該変更は当ファンドに影響を及ぼさなかった。

機能通貨および表示通貨

機能通貨および表示通貨は米ドルであり、これは米ドルがファンドが運用を行う主たる経済環境における通貨であることによる。

新たな会計基準

ファンドは、2010年1月1日以降に開始する会計期間について効力を有するFRS第25号の修正を採用した。当該修正基準は、金融商品が一定の特徴を有し特定の条件を満たす場合には、清算時にのみ事業体の純資産を比例割合に応じて他の当事者に引き渡す義務を事業体に課す可能な金融商品または金融商品の一部分を、資本として分類することを事業体に要求している。ファンドの受益証券は、かかる特定の条件を満たしていないため、負債から資本への再分類は行われなかった。

投資有価証券

投資ファンドへの投資は、ファンドが保有する投資対象の貸借対照表日付午後5時(ガーンジー時間)における一口当たり最終純資産価格で評価されている。投資有価証券に係る実現損益および未実現損益は、総収益計算書に含まれている。投資有価証券の購入および売却は、取引日プラス1日基準で計上されている。

収益

投資収益および預金利息は、発生基準で計上されている。クラスに固有でないすべての収益は、当期中の発行済買戻可能参加受益証券口数に比例して各受益証券クラスに割り当てられる。クラスに固有のすべての収益は、関連する受益証券クラスに割り当てられる。

費用

費用は、発生基準で計上されている。クラスに固有でないすべての費用は、当期中の発行済買戻可能参加受益証券口数に比例して各受益証券クラスに割り当てられる。クラスに固有のすべての費用は、関連する受益証券クラスに割り当てられる。

見積および判断の使用

英国会計基準の認識および測定原則に従って財務書類を作成するために、経営陣は、方針の適用、資産および負債の報告額、本財務書類の日付現在の偶発資産および負債の開示ならびに当期中の収益および費用の報告額に

影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを要求される。

見積および関連する仮定は、過去の経験および現在の状況下で合理的であると思料される様々なその他の要因に基づいており、これにより、他の情報源からは直ちに明らかではない資産および負債の簿価について判断するための基礎が形成される。実際の結果は、これらの見積と異なることがある。

外貨取引

外貨取引は、取引日現在の実勢為替レートで記帳される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートの終値で米ドルに換算される。ファンドは、総収益計算書上に米ドル以外の通貨建て投資有価証券に係る実現為替差損益および未実現為替評価損益を計上する。米ドル以外の通貨建て未払金および未収金ならびに外貨取引から生じる実現為替差損益および未実現為替評価損益は、総収益計算書に反映される。

先渡為替契約

未決済の先渡為替契約に係る未実現評価損益は、契約レートと契約終了レートの差額に基づき計算される。未実現評価益は資産として、未実現評価損は負債として貸借対照表に報告される。先渡為替契約に係るすべての純利益または純損失は、総収益計算書に計上される。

現金

現金は、銀行に保有する当座預金で構成される。

借入費用

借入費用は、ファンドが有している借入枠から発生する。かかる費用は、総収益計算書に発生基準で認識される。

設立費用

ファンドの英文目論見書に従って、設立費用は、5年を超えない期間またはより短い管理会社が決定する期間にわたり償却される。かかる処理は、英文目論見書に従っているが、英国会計基準に従っていない。この英国会計基準からの逸脱は、財務書類に報告される損益に重大な影響を及ぼさない。

キャッシュ・フロー計算書

財務報告基準書第1号に基づき、ファンドは、オープン・エンド型投資ファンドの条件を遵守しているため、キャッシュ・フロー計算書の作成義務を免除されている。

発行済受益証券

買戻可能参加受益証券は、買戻可能参加受益証券保有者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。

金融資産および金融負債の公正価額

ファンドの組入投資有価証券は公正価額で計上される。

売買目的で保有または発行される金融資産および金融負債に係る損益

金融資産および金融負債に係る純損益は、総収益計算書に開示される。有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて決定される。

3 純キャピタルロス

	2011年7月31日 終了年度 千米ドル	2010年7月31日 終了年度 千米ドル
デリバティブ以外の投資対象に係る純キャピタルゲイン	31,500	1,066
デリバティブ投資対象に係る純キャピタルゲイン / (ロス)	13,399	(2,926)
純キャピタルゲイン / (ロス) 合計	44,899	(1,860)

4 収益

	2011年7月31日 終了年度 千米ドル	2010年7月31日 終了年度 千米ドル
預金利息	1	-

5 運用費用

	2011年7月31日 終了年度 千米ドル	2010年7月31日 終了年度 千米ドル
--	----------------------------	----------------------------

管理会社およびその関連会社への未払金：		
管理報酬	(5,128)	(4,331)
成功報酬	(132)	-
	<u>(5,260)</u>	<u>(4,331)</u>
受託会社およびその関連会社への未払金：		
受託報酬	(324)	(272)
その他の費用：		
監査報酬	(17)	(13)
設立費用	(12)	(23)
償却費用	(33)	(50)
その他諸費用	(58)	(90)
	<u>(120)</u>	<u>(176)</u>
運用費用合計	<u>(5,704)</u>	<u>(4,779)</u>

6 管理契約、受託契約および投資顧問契約

1999年7月23日付信託証書の条項に基づき、リパブリック・マネジメント (ガーンジー) リミテッドが、管理事務業務を行うファンドの管理会社に任命された。2000年3月31日付で、管理会社は、その名称をHSBCリパブリック・マネジメント (ガーンジー) リミテッドに変更した。2004年1月1日付で、管理会社は、その名称をHSBCマネジメント (ガーンジー) リミテッドに変更した。管理会社は、インスティテューショナル・クラス以外のすべての受益証券クラスについて、純資産価額の年率1.65%の管理報酬を受領する。管理会社は、インスティテューショナル・クラスについて、純資産価額の年率0.90%の管理報酬を受領する。期末現在未払いの報酬は、468,004米ドル (2010年：360,568米ドル) であった。

1999年7月23日付信託証書の条項に基づき、リパブリック・ナショナル・バンク・オブ・ニューヨーク (ガーンジー) リミテッドが、受託会社に任命された。2000年1月14日付で、受託会社は、その名称をHSBC リパブリック・バンク (ガーンジー) リミテッドに変更した。2004年1月1日付で、受託会社は、その名称をHSBC プライベート・バンク (ガーンジー) リミテッドに変更した。2008年5月31日付で、受託会社は、その名称をHSBC プライベート・バンク (C.I.) リミテッドに変更した。受託会社は、すべての受益証券クラスについて、純資産価額の年率0.10%の報酬を受領する。期末現在未払いの報酬は、29,246米ドル (2010年：22,767米ドル) であった。

2004年4月30日付の契約の条項に従い、管理会社は、HSBCリパブリック・インベストメンツ・リミテッドをファンドの投資顧問会社に任命した。2007年1月1日付で、投資顧問会社は、その名称をHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに変更した。管理会社は、すべての受益証券クラスについて、当該クラスに関するインデックス (詳細は2頁^(訳注)を参照のこと。) を超える新規超過額の10%の成功報酬を受領する権利を有する。期末現在未払いの成功報酬は、46,748米ドル (2010年：0米ドル) であった。

(訳注) 原文2頁によれば、ファンドの各クラスに関するベンチマークは以下のとおりである。

- 米ドル・クラス - 米ドル3か月物LIBORプラス3.5% (年率)
- スターリング・クラス - スターリング3か月物LIBORプラス3.5% (年率)
- ユーロ・クラス - ユーロ3か月物LIBORプラス3.5% (年率)
- インスティテューショナル (円) クラス - 日本円3か月物LIBORプラス3.5% (年率)
- インスティテューショナル (スイスフラン) クラス
- スイスフラン3か月物LIBORプラス3.5% (年率)

7 債 権

	2011年7月31日	2010年7月31日
	現在	現在
	千米ドル	千米ドル
購入有価証券前払金	4,178	20,000
先渡契約に係る未実現利益 (注13)	4	582
前払設立費用	36	47
その他の前払費用	8	-
	<u>4,226</u>	<u>20,629</u>

8 現金および預金残高

	2011年7月31日 現在 千米ドル	2010年7月31日 現在 千米ドル
現金および預金残高	921	102

現金残高は、ステート・ストリート・カストディアル・サービシズ(アイルランド)リミテッド(以下「保管受託銀行」という。)に保有される。保管受託銀行の親会社であるステート・ストリート・コーポレーションの信用格付は、2011年7月31日現在、A+であった(2010年:A+)。

9 債務:一年以内に期限の到来する金額

	2011年7月31日 現在 千米ドル	2010年7月31日 現在 千米ドル
受益証券発行前受金	(4,771)	(7,928)
借入未払金(注12)	(2,660)	(32,551)
先渡契約に係る未実現損失(注13)	(870)	(17)
未払管理報酬(注6)	(468)	(361)
未払受託報酬(注6)	(29)	(23)
設立費用	-	(24)
未払成功報酬	(47)	-
その他の未払費用	(4)	(42)
	<u>(8,849)</u>	<u>(40,946)</u>

10 税制

アンブレラ型ファンドであるHSBC ユニ・フォリオは、1989年ガーンジー所得税(免除機関)令に基づきガーンジーの所得税を免除されており、年次免除料として600英ポンド(2010年:600英ポンド)を課せられている。

11 発行済買戻可能参加受益証券口数

	口数 米ドル・ クラス	口数 ユーロ・スターリング・ クラス	口数 インスティテューショナル・ クラス	口数 インスティテューショナル (円)クラス*(スイスフラン) クラス	口数 インスティテューショナル (円)クラス*(スイスフラン) クラス	口数 合計
2010年8月1日現在発行済 買戻可能参加受益証券	1,093,511.11	142,718.44	300,848.32	70,000.00	243,266.91	1,850,344.78
発行	763,465.87	96,438.10	82,958.82	-	58,246.77	1,001,109.56
買戻し	(321,531.61)	(49,247.79)	(51,621.03)	(70,000.00)	(113,907.63)	(606,308.06)
2011年7月31日現在発行済 買戻可能参加受益証券	<u>1,535,445.37</u>	<u>189,908.75</u>	<u>332,186.11</u>	<u>-</u>	<u>187,606.05</u>	<u>2,245,146.28</u>

*インスティテューショナル(円)クラスは、2010年8月15日に全額償還された。

	口数 米ドル・ クラス	口数 ユーロ・スターリング・ クラス	口数 インスティテューショナル・ クラス	口数 インスティテューショナル (円)クラス*(スイスフラン) クラス*	口数 インスティテューショナル (円)クラス*(スイスフラン) クラス*	口数 合計
2009年8月1日現在発行済 買戻可能参加受益証券	1,283,253.44	246,965.98	236,775.61	70,000.00	-	1,836,995.03
発行	182,438.24	53,942.34	130,224.67	-	243,266.91	609,872.16
買戻し	(372,180.57)	(158,189.88)	(66,151.96)	-	-	(596,522.41)
2010年7月31日現在発行済 買戻可能参加受益証券	<u>1,093,511.11</u>	<u>142,718.44</u>	<u>300,848.32</u>	<u>70,000.00</u>	<u>243,266.91</u>	<u>1,850,344.78</u>

*インスティテューショナル(スイスフラン)クラスは、2009年10月30日に設定された。

12 関係会社取引

HSBCプライベート・バンク(C.I.)リミテッドは、ファンドの受託会社として役務を提供する。

ファンドはまた、期中を通して定期的に受託会社に預託金を置く。受領する金利は、通常の商業預金で受領する金利と一致している。

ファンドは、売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするため1か月までの期間、および買戻資金調達のため3か月までの期間、60,000,000米ドルまたはその純資産価額の25%のいずれか少ない額までの借入れを行うことができる。また、投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産価額の最大15%までを条件に借入れを行うことができる。

HSBCプライベート・バンク(C.I.)リミテッドは、当期中、ファンドに借入枠を提供した。期末現在、利息を含

む2,660,076米ドル(2010年:32,551,040米ドル)が未払いであった。利息は、年率1.05%(2010年:1.11%)の平均変動金利で課された。113,008米ドル(2010年:196,842米ドル)の利息が当期中に課された。

13 先渡為替契約

資産は、各受益証券クラスの機能通貨以外の通貨建てであることがあり、一定の通貨エクスポージャーは関連する受益証券クラスの通貨にヘッジされている。この目的による通貨ヘッジのため、先渡為替契約もしくは当該契約に係るオプション、または利用可能で同等もしくは類似の効果があるその他のデリバティブ商品が利用されることがある。ファンドは、投機目的によるデリバティブ商品への投資を行わない。投資顧問会社は、その絶対的な裁量で通貨ヘッジに関する方針を変更する権利を留保する。かかるヘッジのすべての費用は、関連する受益証券クラスの保有者のみが負担する。

2011年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - ユーロ・クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価損 千米ドル
2011年8月31日	25,636,000ユーロ	37,009,411米ドル	State Street Bank London	(437)
2011年8月31日	258,606ユーロ	368,922米ドル	State Street Bank London	-
				<u>(437)</u>

2011年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - スターリング・クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価損 千米ドル
2011年8月31日	1,908,059英ポンド	3,106,130米ドル	State Street Bank London	-
2011年8月31日	47,722,000英ポンド	78,120,914米ドル	State Street Bank London	(433)
				<u>(433)</u>

2011年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - インスティテューショナル(スイスフラン)クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価益 千米ドル
2011年8月31日	19,566,000スイス フラン	24,420,869米ドル	State Street Bank London	4
				<u>4</u>

2010年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - ユーロ・クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価益 千米ドル
2010年8月31日	18,542,000ユーロ	24,113,315米ドル	State Street Bank London	81
2010年8月31日	289,271ユーロ	377,496米ドル	State Street Bank London	-
				<u>81</u>

2010年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - スターリング・クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価損 千米ドル
2010年8月31日	41,498,000英ポンド	64,846,020米ドル	State Street Bank London	(14)
2010年8月31日	805,589英ポンド	1,258,379米ドル	State Street Bank London	-
				<u>(14)</u>

2010年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - インスティテューショナル(円)ク

ラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価損益 千米ドル
2010年8月31日	663,741,000円	7,574,617米ドル	State Street Bank London	119
2010年8月31日	663,741,000円	7,690,198米ドル	State Street Bank London	2
2010年8月31日	7,728,651米ドル	666,998,000円	State Street Bank London	(3)
				118

2010年7月31日現在、HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - インスティテューショナル (スイスフラン) クラスのヘッジに関して、以下の先渡為替契約が未決済であった。

満期日	購入額	売却額	取引相手方	未実現評価益 千米ドル
2010年8月31日	24,384,000スイス フラン	23,080,855米ドル	State Street Bank London	380
				380

14 金融商品

ファンドの金融商品から生じる主なリスクは、市場価格リスク、外貨リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。

(a) 市場リスク

市場リスクは主に保有する金融商品の将来価格の不安定性から生じる。それは、価格変動に直面する市場持高を保有することによりファンドが被ることがある潜在的損失を表している。投資顧問会社は、ファンドの投資方針に従いつつ、特定の国または産業分野に関連するリスクを最小限にするために組入る有価証券の資産配分を検討する。

市場リスクは、損失および利益の両方の可能性を表し、通貨リスク、金利リスクおよび価格リスクを含んでいる。ファンドの投資プログラムの収益性は、かなりの割合で、有価証券、株式およびその他投資対象の将来の価格変動の方向性についての正確な評価にかかっている。管理会社がかかる価格変動を正確に予測することができるという保証はない。証券市場は、近年、非常に不安定で予測ができないという特徴を有している。投資顧問会社がファンドの資産を投資する投資戦略に関しては、常にある程度の、時には重大な市場リスクが存在する。

貸借対照表日付現在のファンドの組入る投資有価証券の詳細は、後述の投資有価証券明細表に開示されている。

(b) その他の価格リスク

価格リスクは、個々の投資対象もしくはその発行体に固有の要因によるかまたは市場で取引されるすべての投資有価証券に影響を及ぼす全要因により引き起こされるかどうかにかかわらず、市場価格の変動（金利リスクまたは通貨リスクから生じるものを除く。）の結果として投資有価証券の価額が変動するリスクである。

ファンドは、英文目論見書に定義されている標準投資および借入制限に従うことが要求される。ファンドの投資制限は、ファンドの受託会社により定期的に監視され、管理会社により見直される。違反および持高が制限レベルに近づいた状況の監視および報告のために定められた特別な指針がある。

(c) 外貨リスク

ファンドは、その機能通貨以外の通貨建ての金融商品に投資し、かかる取引を行うことができる。このため、ファンドは、他の外国通貨に対するその通貨の為替レートが、米ドル以外の通貨建てのファンド資産または負債の該当部分の価額に悪影響を及ぼす方向に変動するリスクにさらされる。

ファンドの通貨リスクは、所定の方針および手続に従って投資顧問会社により毎月管理されている。ポートフォリオ・レベルのすべての通貨エクスポージャーは、標準的な月次の先物を使用して毎月関連する受益証券クラスの通貨にヘッジされる。ファンドの全体的な通貨持高およびエクスポージャーは、管理会社により監視される。

ファンドはまた、ファンドを外貨リスクにさらすユーロ建て、英ポンド建て、円建ておよびスイスフラン建ての買戻可能参加受益証券を販売している。当該リスクは、ファンドがこの注記に詳述されている為替予約契約を締結することにより軽減される。

以下の表は、2011年7月31日現在のファンドの外貨リスクに対するエクスポージャー合計および外貨に対するエクスポージャー純額を表している。

	合計	先渡為替合計	純額
通貨	千米ドル	千米ドル	千米ドル
英ポンド	-	80,794	80,794
ユーロ	-	36,941	36,941
スイスフラン	-	24,425	24,425
米ドル	381,878	(143,026)	238,852
	<u>381,878</u>	<u>(866)</u>	<u>381,012</u>

以下の表は、2010年7月31日現在のファンドの外貨リスクに対するエクスポージャー合計および外貨に対するエクスポージャー純額を表している。

	合計	先渡為替合計	純額
通貨	千米ドル	千米ドル	千米ドル
英ポンド	-	66,090	66,090
ユーロ	-	24,571	24,571
日本円	-	7,655	7,655
スイスフラン	-	23,461	23,461
米ドル	273,865	(121,212)	152,653
	<u>273,865</u>	<u>565</u>	<u>274,430</u>

(d) 金利リスク

ファンドの金融資産の大部分は、利息支払も満期日もない投資である。ファンドが投資する投資対象ファンドは、金利リスクにさらされる。しかし、ファンドはその投資を分散することにより当該リスクを軽減する。ファンドは、期末現在、1.03% (2010年：1.15%) で金利が発生する2,660,076米ドル (2010年：32,551,040米ドル) を借り入れていた。金利リスクを最少化するため、ファンドは変動金利ローン契約を締結している。

その他の資産および負債は、変動金利の対象である現金および預金残高を除いて、金利リスクがない。

(e) 流動性リスク

ファンドの主な負債は、投資者が売却することを希望する受益証券の買戻しである。リスクは、受益者が要求する金額を払い戻すためにファンドが投資持高を換金できないかもしれないことである。

ファンドの流動性リスクは、所定の方針および手続に従って投資顧問会社により継続的に管理される。投資信託、リミテッド・パートナーシップまたはその他の流動性のないビークルに直接投資することは、ファンドの通常の方針ではない。ファンドの全体的な流動性リスクは、管理会社の取締役会により四半期ベースで監視される。

英文目論見書に定義されているファンドの投資制限 (そのうちのいくつかは流動性リスクおよびその集中に関するものである。) は、ファンドの受託会社により月次ベースで監視される。違反および持高が制限レベルに近づいた状況の監視および報告のために定められた特別な指針がある。

管理会社は、取引日に買い戻せるファンドの受益証券口数を制限することができる。

期末現在、以下の投資先ファンドが、ファンドによる投資持高の買戻しを限定する制限を設定していた。

2011年7月31日
現在の時価

GSA Capital Futures Fund Ltd. - Class L

376

376

金融負債の契約上の満期日までの残存期間

以下の表は、2011年7月31日現在のファンドの金融負債を満期毎に要約したものである。

	1年未満 千米ドル	1-5年 千米ドル	5年超 千米ドル	合計 千米ドル
負債				
受益証券発行前受金	(4,771)	-	-	(4,771)
借入未払金	(2,660)	-	-	(2,660)
先渡契約に係る未実現損失	(870)	-	-	(870)
未払費用	(548)	-	-	(548)
合計	(8,849)	-	-	(8,849)

以下の表は、2010年7月31日現在のファンドの金融負債を満期毎に要約したものである。

	1年未満 千米ドル	1-5年 千米ドル	5年超 千米ドル	合計 千米ドル
負債				
受益証券発行前受金	(7,928)	-	-	(7,928)
借入未払金	(32,551)	-	-	(32,551)
先渡契約に係る未実現損失	(17)	-	-	(17)
未払費用	(450)	-	-	(450)
合計	(40,946)	-	-	(40,946)

(f) 信用リスク

信用リスクは、金融商品の取引相手方が債務またはファンドとの間で締結した契約を履行できないリスクである。

ファンドは取引を行う相手方との信用リスクにさらされ、決済不履行のリスクも負う。ファンドは、異なる取引相手と取引を行うことにより信用リスクの集中を最少化する。

実質的に、ファンドのすべての資産および現金は、保管受託銀行に保有されている。保管受託銀行の破産または支払不能により、保管受託銀行に保有される有価証券に関するファンドの権利行使が遅れるかまたは制限されることがある。投資対象保有会社は、ファンドの保管受託銀行の信用度を監視することによりそのリスクを監視する。保管受託銀行の親会社であるステート・ストリート・コーポレーションの信用格付は、2011年7月31日現在、A+であった（2010年：A+）。

15 分配方針

管理会社は、分配金の支払を推奨していない。すべての収益は「再投資」され、したがって、収益は分配されずにファンドに留保され、受益証券一口当たり純資産価格に反映される。

16 期中の重要な事象

インスティテューショナル（円）クラスは、2010年8月15日に全額償還された。

当期中に、本財務書類に開示を要するような、ファンドに影響を及ぼすその他の重要な事象はなかった。

17 後発事象

期末以降に、本財務書類に修正または開示を要するような、ファンドに影響を及ぼす重要な事象はなかった。

(3) 【投資有価証券明細表等】

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド
投資有価証券明細表
2011年7月31日現在 (未監査)

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率
ミューチュアル・ファンド			
米ドル (2010年:107.37%)			
Blue Trend Fund Ltd. - Class A Gsy	18,374	5,975	1.57%
Blue Trend Fund Ltd. - Class B Gsy	14,935	4,584	1.20%
Blue Trend Fund Ltd. - Class B	180,466	55,392	14.54%
Boronia Diversified Fund Ltd. - Equalisation	1	-	-
Boronia Diversified Fund Ltd.	26,504	48,013	12.60%
Discus Feeder Fund Ltd. - B USD Standard Leverage	53,105	64,920	17.04%
Discus Non US Side Holdings Ltd. - Class S	11,076	-	-
Edgestream Nias Fund Ltd. - Class A Series 6 (June 2011)	10,000	10,065	2.64%
Edgestream Nias Fund Ltd. - Class A Series 7 (July 2011)	5,000	5,033	1.32%
GSA Capital Futures Fund Ltd. - Class L	5,472	376	0.10%
Keynes Leveraged Quantitative Strategies Fund Ltd. - Class USD B	192,401	20,701	5.43%
Ortus Fund (Cayman) Ltd. - Series 71	86,266	24,959	6.55%
Tewksbury Investments Fund	2,429	36,877	9.68%
Transtrend Fund Alliance - Omnitrend Plus (USD) - Equalisation	1	-	-
Transtrend Fund Alliance - Omnitrend Plus (USD)	14,978	42,750	11.22%
Winton Futures Fund Ltd. - Class B	77,674	65,069	17.08%
組入投資有価証券		384,714	100.97%
純流動負債		(3,702)	(0.97%)
純資産総額		381,012	100.00%
	2011年7月31日	2010年7月31日	
発行済買戻可能参加受益証券口数			
米ドル・クラス	1,535,445.37□	1,093,511.11□	
ユーロ・クラス	189,908.75□	142,718.44□	
スターリング・クラス	332,186.11□	300,848.32□	
インスティテューショナル (円) クラス	-	70,000.00□	
インスティテューショナル (スイスフラン) クラス	187,606.05□	243,266.91□	

一口当たり純資産価格

米ドル・クラス	154.66米ドル	142.06米ドル
ユーロ・クラス	139.75ユーロ	128.70ユーロ
スターリング・クラス	148.61英ポンド	136.65英ポンド
インスティテューショナル (円) クラス	-	9,414.60円
インスティテューショナル (スイスフラン) クラス	107.95スイスフラン	99.37スイスフラン

純資産総額

米ドル・クラス (千米ドル)	237,465	155,344
ユーロ・クラス (千ユーロ)	26,539	18,367
スターリング・クラス (千英ポンド)	49,363	41,110
インスティテューショナル (円) クラス (千円)	-	659,022
インスティテューショナル (スイスフラン) クラス (千スイスフラン)	20,251	24,172

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド
投資有価証券明細表
2011年7月31日現在 (未監査) (つづき)

ポートフォリオの分類

公認の証券取引所に上場されている有価証券
未上場有価証券

ポートフォリオ
における比率

33.79%

66.21%

100.00%

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド
 重要なポートフォリオの変動の概要
 2011年7月31日現在 (未監査)

購入

銘柄	額面保有高	取得原価 千米ドル
Transtrend Fund Alliance - Omnitrend Plus (USD)	14,978	45,000
Ortus Fund (Cayman) Ltd. - Series 71	86,266	25,000
Keynes Leveraged Quantitative Strategies Fund Ltd. - Class USD B	192,401	20,000
Discus Feeder Fund Ltd. - B USD Standard Leverage	16,261	19,421
Winton Futures Fund Ltd. - Class B	16,182	13,008
Tudor Tensor Fund Ltd. - Class I S 2009	5,943	10,063
Tudor Tensor Fund Ltd. - Class I	10,000	10,000
Edgestream Nias Fund Ltd. - Class A Series 6 (June 2011)	10,000	10,000
Blue Trend Fund Ltd. - Class B	18,379	5,000
Edgestream Nias Fund Ltd. - Class A Series 7 (July 2011)	5,000	5,000
Winton Futures Fund Ltd. - Class B	30,000	3,000
Tewksbury Investments Fund	212	2,942
Boronia Diversified Fund Ltd.	1,111	2,000
Tulip Trend Fund Ltd. - Class C (USD)	505	2,000
購入合計		172,434

売却

銘柄	額面保有高	手取額 千米ドル
Tulip Trend Fund Ltd. - Class C (USD)	12,257	43,177
Tudor Tensor Fund Ltd. - Class USD	8,892	13,993
Tudor Tensor Fund Ltd. - Class I	10,000	10,063
Tudor Tensor Fund Ltd. - Class I S 2009	5,943	9,316
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 74	10,000	9,268
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 46	6,107	8,403
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 69	5,000	4,866
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 70	5,000	4,712
Winton Futures Fund Ltd. - Class B	30,000	3,008
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 71	2,500	2,376
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 49	1,250	1,654
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 1	306	1,344

Crabel Fund Ltd. - Class A Series 52	750	1,027
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 37	442	658
売却合計		<u>113,865</u>

* 重要なポートフォリオの変動は、期首現在のファンド純資産額の2%を超える有価証券の購入額または売却額と定義されている。いかなる場合も、少なくとも購入および売却の上位20銘柄が表示されなければならない。

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド
運用成績情報
2011年7月31日終了年度(未監査)

運用成績の概要

終了年度	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年
HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラス 米ドル3か月物LIBORプラス3.5%	8.87% 3.94%	-1.58% 3.95%	-0.59% 5.89%	18.73% 8.14%	19.48% 9.31%
HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - ユーロ・クラス ユーロ3か月物LIBORプラス3.5%	8.59% 4.61%	-1.98% 4.34%	-0.30% 7.11%	17.45% 8.56%	17.44% 7.43%
HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - スターリング・クラス スターリング3か月物LIBORプラス3.5%	8.75% 4.38%	-1.27% 4.32%	0.41% 7.57%	20.18% 10.09%	19.29% 9.23%
HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - インスティテューショナル(円)クラス 日本円3か月物LIBORプラス3.5%	該当なし 3.80%	-0.96% 3.91%	該当なし 4.44%	該当なし 4.56%	該当なし 4.16%
HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド - インスティテューショナル(スイスフラン)クラス スイスフラン3か月物LIBORプラス3.5%	8.63% 3.76%	該当なし 3.87%	該当なし 5.17%	該当なし 6.55%	該当なし 5.73%

[次へ](#)

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

BALANCE SHEET AS AT 31 JULY 2011

		As at 31 July 2011		As at 31 July 2010	
	Notes	US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Portfolio of investments			384,714		294,645
Current assets					
Debtors	7	4,226		20,629	
Cash and bank balances	8	<u>921</u>		<u>102</u>	
			<u>5,147</u>		<u>20,731</u>
Less:					
Creditors: amounts falling due within one year	9	<u>(8,849)</u>		<u>(40,946)</u>	
Net current liabilities			<u>(3,702)</u>		<u>(20,215)</u>
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares			<u>381,012</u>		<u>274,430</u>

The financial statements on pages 7 to 18 were approved by the Manager, HSBC Management (Guernsey) Limited, on 8 November 2011 and were signed on its behalf by:

Director

Director

The notes on pages 9 to 18 form an integral part of these financial statements.

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

STATEMENT OF TOTAL RETURN FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2011

	Notes	Year ended 31 July 2011		Year ended 31 July 2010	
		US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Net capital gains/(losses)	3		44,899		(1,860)
Revenue	4	1		-	
Finance costs: interest	12	(113)		(197)	
Operating expenses	5	<u>(5,704)</u>		<u>(4,779)</u>	
Net expenses			<u>(5,816)</u>		<u>(4,976)</u>
Net increase/(decrease) in net assets attributable to the holders of redeemable participating shares from investment activities			<u>39,083</u>		<u>(6,836)</u>

STATEMENT OF MOVEMENT IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO THE HOLDERS OF REDEEMABLE PARTICIPATING SHARES FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2011

	Year ended 31 July 2011		Year ended 31 July 2010	
	US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares at the start of the year		274,430		292,062
Movement due to issue and redemption of redeemable participating shares:				
Amounts received/receivable on issues	158,461		86,599	
Less: amounts paid/payable on redemptions	<u>(90,962)</u>		<u>(97,395)</u>	
		67,499		(10,796)
Net increase/(decrease) in net assets attributable to the holders of redeemable participating shares from investment activities		<u>39,083</u>		<u>(6,836)</u>
Net assets attributable to the holders of redeemable participating shares at the end of the year		<u>381,012</u>		<u>274,430</u>

The Fund has no other recognised gains and losses other than those noted above.

The notes on page 9 to 18 form an integral part of these financial statements.

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1 STRUCTURE OF THE FUND

HSBC Trading AdvantEdge Fund (the "Fund") is a sub-fund of HSBC Uni-Folio, a Guernsey unit trust which is authorised as a Class B Scheme under the Collective Investment Schemes (Class B) Rules, 1990.

The Fund owns 100% of the shares in HSBC Trading AdvantEdge Investments Limited (the "Company"), a BVI registered company. The Fund also loaned monies to the Company to fund its investing activities.

The Company owns the investments listed in the Portfolio Statement. The purpose of a Company holding the investments is to facilitate recoverable withholding tax on distributions being reclaimed.

These financial statements include all the assets and liabilities of the Fund and the Company.

2 PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The following accounting policies have been applied consistently in dealing with items which are considered material in relation to the Fund's financial statements:

Basis of accounting

The financial statements have been prepared under the historical cost convention as adjusted by the revaluation of investments and foreign exchange forward contracts and in accordance with applicable UK Accounting Standards and the Statement of Recommended Practice for Authorised Funds (the "SORP") issued by the Investment Management Association in October 2010. The revised SORP is effective for accounting periods beginning on or after 1 January 2010. The main impact of the change in the SORP is the amendment of FRS 25 "Financial Instruments: Disclosure and Presentation". However, this did not impact this Fund.

Functional and Presentation Currency

The functional and presentation currency is US Dollar, because that is the currency of the primary economic environment in which the Fund operates.

New Accounting Standards

The Fund has adopted the amendment to FRS 25, effective for accounting periods beginning on or after 1 January 2010. The amended standard requires entities to classify puttable financial instruments, or components of instruments that impose on the entity an obligation to deliver to another party a pro rata share of the net assets of the entity only on liquidation, as equity, provided the financial instruments have particular features and meet specific conditions. As the Shares of the Fund do not meet these specific conditions they have not been reclassified from liabilities to equity.

Investments

Investments in investment funds are valued at the closing net asset value per share for the underlying investments that the Fund holds, as at 5 pm (Guernsey time) on the Balance Sheet date. Realised and unrealised surpluses and deficits on investments are included in the Statement of Total Return. Purchases and sales of the investments are accounted for on a trade date plus one basis.

Revenue

Investment income and deposit interest are included on an accruals basis. All non-class specific income is allocated to each share class in proportion to the number of redeemable participating shares in issue during the year. All class specific income is allocated to the share class to which it relates.

Expenses

Expenses are included on an accruals basis. All non-class specific expenses are allocated to each share class in proportion to the number of redeemable participating shares in issue during the year. All class specific expenses are allocated to the share class to which they relate.

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

2 PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Use of estimates and judgements

The preparation of financial statements in accordance with the recognition and measurement principles of UK Accounting Standards requires Management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expenses during the year.

The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis for making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results could differ from those estimates.

Foreign currency transactions

Foreign currency transactions are recorded at the rate of exchange ruling at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to US Dollars at the foreign currency closing exchange rate ruling at the Balance Sheet date. The Fund reports the realised exchange gain or loss as well as the unrealised exchange appreciation or depreciation on non-US Dollar denominated investments in the Statement of Total Return. Any realised exchange gains or losses as well as unrealised appreciation or depreciation arising from non-US Dollar denominated payables and receivables and on foreign currency transactions are reflected in the Statement of Total Return.

Forward foreign exchange contracts

The unrealised appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated by reference to the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. Unrealised appreciation is reported as an asset and unrealised depreciation is reported as a liability in the Balance Sheet. All net gains or losses on forward foreign exchange contracts are recorded in the Statement of Total Return.

Cash

Cash comprises current deposits with banks.

Borrowing costs

Borrowing costs arise from credit facilities held by the Fund. These costs are recognised in the Statement of Total Return on an accruals basis.

Formation expense

In accordance with the Fund's Prospectus the formation costs will be amortised over a period not exceeding five years or such shorter period as the Manager may determine. This treatment is in line with the Prospectus but not in line with UK Accounting Standards. This departure from UK Accounting Standards does not have a material impact on the results reported in the financial statements.

Cash Flow Statement

Under Financial Reporting Standard No.1 the Fund is exempt from the requirement to prepare a cash flow statement as it complies with the conditions for open ended investment funds.

Shares in issue

Redeemable Participating shares are redeemable at the option of the holder of Redeemable Participating shares and will be classified as financial liabilities.

Fair values of financial assets and financial liabilities

The Fund's investment portfolio is carried at fair value.

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

2 PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Gains and losses on financial assets and financial liabilities held or issued for trading

The net gains/(losses) on financial assets and liabilities are disclosed in the Statement of Total Return. Realised gains and losses on the sale of securities are determined using the average cost method.

3 NET CAPITAL LOSSES	Year ended 31 July 2011 US\$'000	Year ended 31 July 2010 US\$'000
Net capital gains on non-derivative investments	31,500	1,066
Net capital gains/(losses) on derivative investments	<u>13,399</u>	<u>(2,926)</u>
Total net capital gains/(losses)	<u>44,899</u>	<u>(1,860)</u>
4 REVENUE	Year ended 31 July 2011 US\$'000	Year ended 31 July 2010 US\$'000
Bank interest	<u>1</u>	<u>-</u>
5 OPERATING EXPENSES	Year ended 31 July 2011 US\$'000	Year ended 31 July 2010 US\$'000
Payable to the Manager and its associates:		
Management fee	(5,128)	(4,331)
Performance fee	<u>(132)</u>	<u>-</u>
	<u>(5,260)</u>	<u>(4,331)</u>
Payable to the Trustee and its associates:		
Trustee fees	<u>(324)</u>	<u>(272)</u>
Other expenses:		
Audit fees	(17)	(13)
Formation expenses	(12)	(23)
Recoupment fee	(33)	(50)
Other sundry expenses	<u>(58)</u>	<u>(90)</u>
	<u>(120)</u>	<u>(176)</u>
Total operating expenses	<u>(5,704)</u>	<u>(4,779)</u>

6 MANAGEMENT, TRUSTEE AND INVESTMENT ADVISOR AGREEMENTS

Under the terms of a Trust Deed dated 23 July 1999, Republic Management (Guernsey) Limited was appointed the Manager of the Fund, dealing with its administrative affairs. With effect from 31 March 2000, the Manager changed its name to HSBC Republic Management (Guernsey) Limited. With effect from 1 January 2004, the Manager changed its name to HSBC Management (Guernsey) Limited. The Manager receives a management fee of 1.65% of the net asset value per annum for all share classes except the Institutional Classes. The Manager receives a management fee of 0.90% of the net asset value per annum for the Institutional Classes. The fee outstanding at the year end was US\$468,004 (2010: US\$360,568).

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

6 MANAGEMENT, TRUSTEE AND INVESTMENT ADVISOR AGREEMENTS (CONTINUED)

Under the terms of a Trust Deed dated 23 July 1999, Republic National Bank of New York (Guernsey) Limited was appointed the Trustee. With effect from 14 January 2000, the Trustee changed its name to HSBC Republic Bank (Guernsey) Limited. With effect from 1 January 2004, the Trustee changed its name to HSBC Private Bank (Guernsey) Limited. With effect from 31 May 2008, the Trustee changed its name to HSBC Private Bank (C.I.) Limited. The Trustee receives a fee of 0.10% of the net asset value per annum for all share classes. The fee outstanding at the year end was US\$29,246 (2010: US\$22,767).

Under the terms of an agreement dated 30 April 2004, the Manager appointed HSBC Republic Investments Limited as the Investment Advisors of the Fund. With the effect 1 January 2007 the Investment Advisor changed its name to HSBC Alternative Investments Limited. The Manager is entitled to a performance incentive fee of 10% of new "excess" value over the Index of the applicable share class, see page 2 for details, for all share classes. The performance fee outstanding at the period end was US\$46,748 (2010: US\$Nil).

7 DEBTORS	As at 31 July 2011 US\$'000	As at 31 July 2010 US\$'000
Amounts paid in advance on securities purchased	4,178	20,000
Unrealised gains on forward contracts (note 13)	4	582
Prepaid formation expense	36	47
Other prepaid expenses	8	-
	<u>4,226</u>	<u>20,629</u>
8 CASH AND BANK BALANCES	As at 31 July 2011 US\$'000	As at 31 July 2010 US\$'000
Cash and bank balances	<u>921</u>	<u>102</u>

Cash balances are held by State Street Custodial Services (Ireland) Limited (the "Custodian"). The credit rating of State Street Corporation, the parent company of the Custodian at 31 July 2011 was A+ (2010: A+).

9 CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR	As at 31 July 2011 US\$'000	As at 31 July 2010 US\$'000
Amounts received in advance of issuing shares	(4,771)	(7,928)
Loans payable (note 12)	(2,660)	(32,551)
Unrealised losses on forward contracts (note 13)	(870)	(17)
Accrued management expenses (note 6)	(468)	(361)
Accrued trustee fees (note 6)	(29)	(23)
Formation expenses	-	(24)
Accrued performance fee	(47)	-
Other accrued expenses	(4)	(42)
	<u>(8,849)</u>	<u>(40,946)</u>

10 TAXATION STATUS

The umbrella fund, HSBC Uni-Folio Fund, is exempt from Guernsey income tax under the Income Tax (Exempt Bodies) (Guernsey) Ordinance 1989 and is charged an annual exemption fee of GBP 600 (2010: GBP 600).

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

11 REDEEMABLE PARTICIPATING SHARES IN ISSUE

	Number US Dollar Class	Number Euro Class	Number Sterling Class	Number Institutional Class (Yen)*	Number Institutional Class (Swiss Franc)	Number Total
Redeemable participating shares in issue at 1 August 2010	1,093,511.11	142,718.44	300,848.32	70,000.00	243,266.91	1,850,344.78
Issued on subscriptions	763,465.87	96,438.10	82,958.82	-	58,246.77	1,001,109.56
Redemptions	(321,531.61)	(49,247.79)	(51,621.03)	(70,000.00)	(113,907.63)	(606,308.06)
Redeemable participating shares in issue at 31 July 2011	<u>1,535,445.37</u>	<u>189,908.75</u>	<u>332,186.11</u>	<u>-</u>	<u>187,606.05</u>	<u>2,245,146.28</u>

*The Institutional Class (Yen) was fully redeemed on 15 August 2010.

	Number US Dollar Class	Number Euro Class	Number Sterling Class	Number Institutional Class (Yen)	Number Institutional Class (Swiss Franc)*	Number Total
Redeemable participating shares in issue at 1 August 2009	1,283,253.44	246,965.98	236,775.61	70,000.00	-	1,836,995.03
Issued on subscriptions	182,438.24	53,942.34	130,224.67	-	243,266.91	609,872.16
Redemptions	(372,180.57)	(158,189.88)	(66,151.96)	-	-	(596,522.41)
Redeemable participating shares in issue at 31 July 2010	<u>1,093,511.11</u>	<u>142,718.44</u>	<u>300,848.32</u>	<u>70,000.00</u>	<u>243,266.91</u>	<u>1,850,344.78</u>

* The Institutional Class (Swiss Franc) share class was launched on 30 October 2009.

12 RELATED PARTY TRANSACTIONS

HSBC Private Bank (C.I.) Limited acts as Trustee to the Fund.

The Fund also places money on deposit with the Trustee on a regular basis throughout the year. The interest rate received is consistent with that received on normal commercial deposits.

The Fund may borrow up to the lesser of US\$60,000,000 or 25% of its Net Asset Value for a period of up to one month to cover a cash shortfall caused by mismatched settlement dates on purchase and sale transactions and for a period of up to three months to finance redemptions; and for investment purposes subject to a maximum of 15% of the Fund's Net Asset Value, to facilitate additional investment in Investment Funds.

HSBC Private Bank (C.I.) provided credit facilities to the Fund during the year. At the year end US\$2,660,076 (2010: US\$32,551,040) inclusive of interest was outstanding. Interest was charged at an average floating rate of 1.05% (2010: 1.11 %) per annum. US\$113,008 (2010: US\$196,842) interest was charged for the year.

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

13 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Assets may be denominated in currencies other than the functional currency of each share class and certain currency exposure will be hedged back to the relevant share class currency. Hedging for this purpose may be by means of forward foreign exchange contracts or options on such contracts or by using such other derivative instruments as may be available and having the same or similar effect. The Fund shall not invest in derivative instruments for speculative purposes. The Investment Advisor retains the right to vary the policy on currency hedging at its absolute discretion. All costs of such hedging will be met by the Holders of the relevant share class only.

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2011 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund - Euro Class.

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Loss US\$'000
31-Aug-11	EUR25,636,000	US\$37,009,411	State Street Bank London	(437)
31-Aug-11	EUR258,606	US\$368,922	State Street Bank London	-
				<u>(437)</u>

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2011 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund - Sterling Class.

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Loss US\$'000
31-Aug-11	GBP1,908,059	US\$3,106,130	State Street Bank London	-
31-Aug-11	GBP47,722,000	US\$78,120,914	State Street Bank London	(433)
				<u>(433)</u>

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2011 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund - Institutional Class (Swiss Franc).

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Gain US\$'000
31-Aug-11	CHF19,566,000	US\$24,420,869	State Street Bank London	4
				<u>4</u>

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2010 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund - Euro Class.

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Gain US\$'000
31-Aug-10	EUR18,542,000	US\$24,113,315	State Street Bank London	81
31-Aug-10	EUR289,271	US\$377,496	State Street Bank London	-
				<u>81</u>

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2010 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund - Sterling Class.

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Loss US\$'000
31-Aug-10	GBP41,498,000	US\$64,846,020	State Street Bank London	(14)

31-Aug-10

GBP805,589

US\$1,258,379

State Street Bank
London-(14)

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

13 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (CONTINUED)

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2010 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund - Institutional Class (Yen).

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Gain/(Loss) US\$'000
31-Aug-10	JPY663,741,000	US\$7,574,617	State Street Bank London	119
31-Aug-10	JPY663,741,000	US\$7,690,198	State Street Bank London	2
31-Aug-10	US\$7,728,651	JPY666,998,000	State Street Bank London	(3)
				<u>118</u>

The following forward foreign exchange contracts were outstanding at 31 July 2010 in respect of the hedging of the HSBC Trading AdvantEdge Fund - Institutional Class (Swiss Franc).

Maturity Date	Amount Bought	Amount Sold	Counterparty	Unrealised Gain US\$'000
31-Aug-10	CHF24,384,000	US\$23,080,855	State Street Bank London	380
				<u>380</u>

14 FINANCIAL INSTRUMENTS

The main risks arising from the Fund's financial instruments are market price, foreign currency, liquidity and credit risks.

(a) Market risk

Market risk arises mainly from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. The Investment Advisor considers the asset allocation of the portfolio in order to minimise the risk associated with particular countries or industry sectors whilst continuing to follow the Fund's investment objective.

Market risk embodies the potential for both losses and gains and includes currency risk, interest rate risk and price risk. The profitability of the Fund's investment programme depends to a great extent on correct assessments of the future course of price movements of securities and equities and other investments. There can be no assurance that the Manager will be able to accurately predict these price movements. The securities markets have in recent years been characterised by great volatility and unpredictability. With respect to the investment strategy into which the Investment Advisor has invested the Fund's assets, there is always some, and from time to time a significant, degree of market risk.

Details of the Fund's investment portfolio at the Balance Sheet date are disclosed in the Portfolio Statement included on page 19.

(b) Other price risk

Price risk is the risk that the value of the investments will fluctuate as a result of changes in market prices (other than those arising from interest rate risk or currency risk), whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or all factors affecting all investments traded in the market.

The Fund is required to comply with the standard investment and borrowing restrictions as defined in the Prospectus. The Fund's investment restrictions are monitored on a regular basis by the Trustee of the Fund and reviewed by the Manager. There are specific guidelines in place for monitoring and reporting breaches, and situations where holdings come close to restriction levels.

(c) Foreign currency risk

The Fund may invest in financial instruments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently the Fund is exposed to risks that the exchange rate of its currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse affect on the value of that portion of the Funds assets or liabilities denominated in currencies other than US Dollars.

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

14 FINANCIAL INSTRUMENTS (CONTINUED)

(c) Foreign currency risk (continued)

The Funds currency risk is managed on a monthly basis by the Investment Advisor in accordance with policies and procedures in place. All currency exposure at the portfolio level is hedged into the currency of the relevant share class on a monthly basis, using standard monthly forwards. The Fund's overall currency positions and exposures are monitored by the Manager.

The Fund also offers redeemable participating shares denominated in Euro, British Pound Sterling, Japanese Yen and Swiss Franc exposing the Fund to foreign currency risk. This risk is mitigated by the Fund entering into foreign exchange contracts as described further in this note.

The following table sets out the Fund's total exposure to foreign currency risk and the net exposure to the foreign currencies at 31 July 2011.

Currency	Total US\$'000	Total Forward FX US\$'000	Net US\$'000
British Pound Sterling	-	80,794	80,794
Euro	-	36,941	36,941
Swiss Franc	-	24,425	24,425
US Dollar	381,878	(143,026)	238,852
	<u>381,878</u>	<u>(866)</u>	<u>381,012</u>

The following table sets out the Fund's total exposure to foreign currency risk and the net exposure to the foreign currencies at 31 July 2010.

Currency	Total US\$'000	Total Forward FX US\$'000	Net US\$'000
British Pound Sterling	-	66,090	66,090
Euro	-	24,571	24,571
Japanese Yen	-	7,655	7,655
Swiss Franc	-	23,461	23,461
US Dollar	273,865	(121,212)	152,653
	<u>273,865</u>	<u>565</u>	<u>274,430</u>

(d) Interest rate risk

The majority of the Fund's financial assets are in investments which neither pay interest nor have a maturity date. The underlying funds, the Fund invests in are exposed to interest rate risk; however the Fund mitigates the risk by diversifying its investments.

The Fund has borrowed US\$2,660,076 (2010: US\$32,551,040) at year end which bears interest at 1.03% (2010: 1.15%). To minimise interest rate risk the Fund enters into floating rate loan agreements.

Other Assets and Liabilities bear no interest rate risk except for cash and bank balances which are subject to the variable interest rate.

(e) Liquidity risk

The main liability of the Fund is the redemption of any shares that investors wish to sell. The risk is that the Fund might not be able to liquidate investment positions in order to repay amounts demanded by its shareholders.

The Fund's liquidity risk is managed on an ongoing basis by the Investment Advisor in accordance with policies and procedures in place. It is not the normal policy of the Fund to invest directly in funds, limited partnerships or other vehicles that have no liquidity. The Fund's overall liquidity risks are monitored on a quarterly basis by the Board of Directors of the Manager.

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

14 FINANCIAL INSTRUMENTS (CONTINUED)

(e) Liquidity risk (continued)

The Fund's investment restrictions, as defined in the Prospectus, some of which certain to the management of liquidity risk and concentrations thereof are monitored on a monthly basis by the Trustee of the Fund. There are specific guidelines in place for monitoring and reporting breaches, and situations where holdings come close to restriction levels.

The Manager may limit the number of shares in the Fund which may be redeemed on any dealing day.

At year end the following investee funds had put in place restrictions which limit the Fund's ability to redeem its investment holdings:

	Market Value at 31 July 2011 US\$'000
GSA Capital Futures Fund Ltd. - Class L	376
	<u>376</u>

Residual Contractual maturities of financial liabilities

The table below summaries the maturity profile of the Fund's financial liabilities at 31 July 2011:

	Less than 1 year	1 to 5 years	Greater than 5 years	Total
	US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Liabilities				
Amounts received in advance of issuing shares	(4,771)	-	-	(4,771)
Payable for loans	(2,660)	-	-	(2,660)
Unrealised loss on forward contracts	(870)	-	-	(870)
Accrued expenses	(548)	-	-	(548)
Total	<u>(8,849)</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(8,849)</u>

The table below summaries the maturity profile of the Fund's financial liabilities at 31 July 2010:

	Less than 1 year	1 to 5 years	Greater than 5 years	Total
	US\$'000	US\$'000	US\$'000	US\$'000
Liabilities				
Amounts received in advance of issuing shares	(7,928)	-	-	(7,928)
Payable for loans	(32,551)	-	-	(32,551)
Unrealised loss on forward contracts	(17)	-	-	(17)
Accrued expenses	(450)	-	-	(450)
Total	<u>(40,946)</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(40,946)</u>

(f) Credit risk

Credit risk is the risk that a Counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Fund.

The Fund will be exposed to a credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Fund minimises concentrations of credit risk by undertaking transactions with different counterparties.

Substantially all of the assets and cash of the Fund are held by the Custodian. Bankruptcy or insolvency of the Custodian may cause the Fund's rights with respect to securities held by the Custodian to be delayed or limited. The Company monitors its risk by monitoring the credit quality of the Custodian of the Fund. The credit rating of State Street Corporation, the parent company of the Custodian at 31 July 2011 was A+ (2010: A+)

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (CONTINUED)

15 DISTRIBUTION POLICY

The Manager does not recommend the payment of a dividend. All income will be “rolled-up”, whereby income will not be distributed but will be retained in the Fund and reflected in the net asset value per share.

16 SIGNIFICANT EVENTS DURING THE YEAR

The Institutional Class (Yen) was fully redeemed on 15 August 2010.

There have been no other significant events affecting the Fund during the year that require disclosure in the financial statements.

17 SUBSEQUENT EVENTS

There have been no significant events affecting the Fund since year end that require amendment to or disclosure in the financial statements.

[次へ](#)

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

PORTFOLIO STATEMENT AS AT 31 JULY 2011 (UNAUDITED)

Security Description	Holding	Market value US\$'000	% of total net assets
Mutual Funds			
US Dollar (2010: 107.37%)			
Blue Trend Fund Ltd. - Class A Gsy	18,374	5,975	1.57%
Blue Trend Fund Ltd. - Class B Gsy	14,935	4,584	1.20%
Blue Trend Fund Ltd. - Class B	180,466	55,392	14.54%
Boronia Diversified Fund Ltd. - Equalisation	1	-	-
Boronia Diversified Fund Ltd.	26,504	48,013	12.60%
Discus Feeder Fund Ltd. - B USD Standard Leverage	53,105	64,920	17.04%
Discus Non US Side Holdings Ltd. - Class S	11,076	-	-
Edgestream Nias Fund Ltd. - Class A Series 6 (June 2011)	10,000	10,065	2.64%
Edgestream Nias Fund Ltd. - Class A Series 7 (July 2011)	5,000	5,033	1.32%
GSA Capital Futures Fund Ltd. - Class L	5,472	376	0.10%
Keynes Leveraged Quantitative Strategies Fund Ltd. - Class USD B	192,401	20,701	5.43%
Ortus Fund (Cayman) Ltd. - Series 71	86,266	24,959	6.55%
Tewksbury Investments Fund	2,429	36,877	9.68%
Transtrend Fund Alliance - Omnitrend Plus (USD) - Equalisation	1	-	-
Transtrend Fund Alliance - Omnitrend Plus (USD)	14,978	42,750	11.22%
Winton Futures Fund Ltd. - Class B	77,674	65,069	17.08%
Portfolio of Investments		384,714	100.97%
Net current liabilities		(3,702)	(0.97%)
Total net assets		381,012	100.00%
		31 July 2011	31 July 2010
Redeemable participating shares in issue			
US Dollar Class		1,535,445.37	1,093,511.11
Euro Class		189,908.75	142,718.44
Sterling Class		332,186.11	300,848.32
Institutional Class (Yen)		-	70,000.00
Institutional Class (Swiss Franc)		187,606.05	243,266.91
Net asset value per share			
US Dollar Class		US\$154.66	US\$142.06
Euro Class		EUR 139.75	EUR128.70
Sterling Class		GBP 148.61	GBP136.65
Institutional Class (Yen)		-	JPY9,414.60
Institutional Class (Swiss Franc)		CHF107.95	CHF99.37
Total Net Asset Value			
US Dollar Class (US\$'000)		237,465	155,344
Euro Class (EUR'000)		26,539	18,367
Sterling Class (GBP'000)		49,363	41,110
Institutional Class (Yen) (JPY'000)		-	659,022
Institutional Class (Swiss Franc) (CHF'000)		20,251	24,172
Portfolio Classification			% of Portfolio
Securities with an official stock exchange listing			33.79%
Unlisted securities			66.21%
			<u>100.00%</u>

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

SUMMARY OF SIGNIFICANT PORTFOLIO CHANGES FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2011* (UNAUDITED)

Purchases

Description	Nominal	Cost US\$'000
Transtrend Fund Alliance - Omnitrend Plus (USD)	14,978	45,000
Ortus Fund (Cayman) Ltd. - Series 71	86,266	25,000
Keynes Leveraged Quantitative Strategies Fund Ltd. - Class USD B	192,401	20,000
Discus Feeder Fund Ltd. - B USD Standard Leverage	16,261	19,421
Winton Futures Fund Ltd. - Class B	16,182	13,008
Tudor Tensor Fund Ltd. - Class I S 2009	5,943	10,063
Tudor Tensor Fund Ltd. - Class I	10,000	10,000
Edgestream Nias Fund Ltd. - Class A Series 6 (June 2011)	10,000	10,000
Blue Trend Fund Ltd. - Class B	18,379	5,000
Edgestream Nias Fund Ltd. - Class A Series 7 (July 2011)	5,000	5,000
Winton Futures Fund Ltd. - Class B	30,000	3,000
Tewksbury Investments Fund	212	2,942
Boronia Diversified Fund Ltd.	1,111	2,000
Tulip Trend Fund Ltd. - Class C (USD)	505	2,000

Total Purchases**172,434****Sales**

Description	Nominal	Proceeds
Tulip Trend Fund Ltd. - Class C (USD)	12,257	43,177
Tudor Tensor Fund Ltd. - Class USD	8,892	13,993
Tudor Tensor Fund Ltd. - Class I	10,000	10,063
Tudor Tensor Fund Ltd. - Class I S 2009	5,943	9,316
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 74	10,000	9,268
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 46	6,107	8,403
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 69	5,000	4,866
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 70	5,000	4,712
Winton Futures Fund Ltd. - Class B	30,000	3,008
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 71	2,500	2,376
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 49	1,250	1,654
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 1	306	1,344
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 52	750	1,027
Crabel Fund Ltd. - Class A Series 37	442	658

Total Sales**113,865**

* Significant portfolio changes are defined as the value of purchases or sales of a security exceeding 2% of the net assets of the Fund at the start of the period. In any event, at a minimum, the 20 largest purchases and 20 largest sales must be shown.

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

PERFORMANCE INFORMATION FOR THE YEAR ENDED 31 JULY 2011 (UNAUDITED)

Performance Overview

Year ended	2011	2010	2009	2008	2007
HSBC Trading AdvantEdge Fund - US Dollar Class 3M USD LIBOR+3.5%	8.87%	-1.58%	-0.59%	18.73%	19.48%
	3.94%	3.95%	5.89%	8.14%	9.31%
HSBC Trading AdvantEdge Fund - Euro Class 3M EUR LIBOR+3.5%	8.59%	-1.98%	-0.30%	17.45%	17.44%
	4.61%	4.34%	7.11%	8.56%	7.43%
HSBC Trading AdvantEdge Fund - Sterling Class 3M GBP LIBOR+3.5%	8.75%	-1.27%	0.41%	20.18%	19.29%
	4.38%	4.32%	7.57%	10.09%	9.23%
HSBC Trading AdvantEdge Fund - Institutional Class (Yen) 3M JPY LIBOR+3.5%	N/A	-0.96%	N/A	N/A	N/A
	3.80%	3.91%	4.44%	4.56%	4.16%
HSBC Trading AdvantEdge Fund - Institutional Class (Swiss Franc) 3M CHF LIBOR+3.5%	8.63%	N/A	N/A	N/A	N/A
	3.76%	3.87%	5.17%	6.55%	5.73%

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

() HSBCアジア・アドバンテージ・ファンド

(平成23年10月末日現在)

	米ドル (d . を除く。)	千円 (d . および e . を除く。)
a. 資産総額	43,094,726.05	3,366,991
b. 負債総額	4,193,641.56	327,649
c. 純資産総額 (a-b)	38,901,084.49	3,039,342
d. 発行済口数	米ドル・クラス 220,022.01	口
e. 一口当たり純資産価格	米ドル・クラス 171.22	米ドル 13,377円

() HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド

(平成23年10月末日現在)

	米ドル (d . を除く。)	千円 (d . および e . を除く。)
a. 資産総額	25,970,703.57	2,029,091
b. 負債総額	1,182,168.31	92,363
c. 純資産総額 (a-b)	24,788,535.26	1,936,728
d. 発行済口数	米ドル・クラス 125,492.65	口
e. 一口当たり純資産価格	米ドル・クラス 157.58	米ドル 12,312円

() HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド

(平成23年10月末日現在)

	米ドル (d . を除く。)	千円 (d . および e . を除く。)
a. 資産総額	387,699,827.11	30,290,987
b. 負債総額	29,964,839.47	2,341,153
c. 純資産総額 (a-b)	357,734,987.64	27,949,835
d. 発行済口数	米ドル・クラス 1,516,929.92 ユーロ・クラス 171,243.34	口 口
e. 一口当たり純資産価格	米ドル・クラス 148.65 ユーロ・クラス 134.64	米ドル 11,614円 ユーロ 14,024円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

ユニ・フォリオの受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド

取扱場所 チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、
セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、同社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、各ファンドの受益者集会、または該当する場合ユニ・フォリオの集会としての全ファンドの全受益者の集会をいつでも招集することができる。受益者集会は、ガーンジーで開催される予定であり、受益者への14日以上前の通知により招集される。受益者集会は連合王国内では開催されない。受託会社は、以下の()から()に記載される事項に関し特別決議による受益者の承認を得るため、または招集請求の管理会社への交付日に発行済とみなされるファンドまたはユニ・フォリオ全体のすべての受益証券に係る全議決権の少なくとも10%以上を合計で有する少なくとも5人の受益者の書面による請求に応じ、信託証書の規定によりその旨義務付けられる場合かかる受益者集会を招集する。かかる受益者集会における定足数は本人または代理人により出席する受益者とする。

適式に招集され、開催される各ファンドまたはユニ・フォリオ(場合による。)の受益者集会は、特別決議により、()信託証書の規定またはファンドの修正、変更または追加を裁可し、()ファンドの解散について受託会社に対し権限を付与しまたは指示を行い、()別の機関または投資スキーム(当該投資スキームが集団投資スキームであるか否かは問わない。)とファンドとの事業再編または統合のための取決めを承認し、()管理会社を解任し、()ファンドの投資目的、投資制限および借入限度の変更を承認する資格を有するものとする。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社および受託会社の容認する書式による譲渡の様式を完成させて事前の管理会社の承認を受ける場合を除いて、受益証券は譲渡されない。受益証券は、管理会社および受託会社の容認する書式を完成させることによるのみ譲渡される。譲受人が既存の所有者ではない場合、当該譲受人は、当該譲渡が行われる前に、可能な限り早く申込書に記入し、管理会社に提出し、または別途書面により同様な情報、表明および約束を管理会社に提供する。受益証券の譲渡は、上記要件が充足された期日直後の取引日によりのみ効力を生じる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額 平成23年11月末日現在、100,000英ポンド(約1,219万円)

発行済株式総数 100,000株、

管理会社は、100,000株の授権株式資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

(2) 会社の機構

定款に基づき、管理会社は、最低2名の取締役により構成される取締役会により運営される。取締役は、管理会社の株主であることを要しない。取締役は、臨時の欠員補充のため、または追加の取締役として、誰でも取締役に任命することができる。ただし、当該取締役の任期は、次の株主総会までとし、再任も可能である。取締役の権利を害することなく、年次株主総会で株主もまた、臨時の欠員または追加の取締役として、誰でも取締役に任命することができる。

取締役会の決議は、過半数の取締役が構成している取締役会に出席または代理出席している取締役の多数決により決定される。

取締役会は、法律、定款またはファンドの信託証書に定める規定に従い、管理会社およびファンドの名のもとに行われ、管理会社およびファンドの目的を達成するための管理または処分に関するすべての行為を実行し、承認する最大の権限および責任を有する。

(3) 役員および従業員の状況

(本書提出日現在)

氏名	役職名	略歴	保有株数
ピーター・ハーウッド (Peter Harwood)	会長 非常勤取締役	弁護士 ムーラント・オザンヌズ法律事務所、顧問	0
ナイジェル・ウェバー (Nigel Webber)	常勤取締役	公認会計士 HSBCグループ・プライベート・バンキング、 主席インベストメント・オフィサー	0
ポール・レンチ (Paul Wrench)	マネージング・ ディレクター	インスティテュート・オブ・チャータード・ アカウンタントのアソシエイト兼フェロー兼 チャータード・インスティテュート・オブ・ バンカースのアソシエイト	1
マイケル・カーリントン (Michael Quarrington)	非常勤取締役	ミーズ・ピアソン・リーズ・グループ会計事 務所、退任パートナー	0

管理会社の従業員は13名である。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるインベスターズ・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの管理事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッドに各ファンドの資産の受託保管を委託している。

管理会社は、平成23年11月末日現在、以下のとおり、10本の投資信託(合計純資産総額5,949.20百万米ドル)の管理・運用を行っている。

ファンド名	国名	基本的性格	純資産総額 (百万米ドル) (平成23年11月末日 現在)
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ ファンド (HSBC Portfolio Selection Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	2,591.6
HSBC ユニ・フォリオ (HSBC Uni - Folio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	422.7
HSBC オルタナティブ・ポートフォリオ (HSBC Alternative Portfolio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	27.0
HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ ファンド (HSBC Alternative Strategy Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	256.8
HSBC UCITS アドバンテージ・ファンド (HSBC UCITS AdvantEdge Fund)	アイルランド	UCITS型投資信託	133.2
HSBC プライベート・バンク・ワールド ・ファンズ・ピーエルシー (HSBC Private Bank World Funds plc)	アイルランド	UCITS型投資信託	418.6
BFC バリュチェーン・ファンド (BFC Value Chain Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	50.7
ザ・エルミタージュ・ファンド (The Hermitage Fund)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・ト ラスト	57.8
プライベート・エクイティ・リパブ リック・シンジケート (Various Private Equity Republic Syndicates)	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・ト ラスト	1,990.5
HSBC オルタナティブ・インベストメン ツ・ポートフォリオ (HSBC Alternative Investments Portfolio)	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	0.3

3 【 管理会社の経理状況 】

- a . 管理会社の最近2事業年度の日本文の財務書類は、ガーンジーにおける法令および国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、便宜上、平成23年11月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 78.13円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【貸借対照表】

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド

貸借対照表
2010年12月31日現在

	注記	2010年		2009年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
非流動資産					
有形固定資産	5	171,413	13,392	198,830	15,535
流動資産					
現金および現金等価物	6	34,596,774	2,703,046	16,077,946	1,256,170
管理運用するファンドからの未収金	3,7	17,510,581	1,368,102	18,671,920	1,458,837
兄弟会社からの未収金		500,000	39,065	500,000	39,065
その他の資産		385,146	30,091	0	0
流動資産		52,992,501	4,140,304	35,249,866	2,754,072
流動負債					
兄弟会社への未払金	9	2,146,206	167,683	1,882,991	147,118
関係会社への未払金	9	5,129,020	400,730	3,837,871	299,853
その他の負債	10	16,700,686	1,304,825	15,691,154	1,225,950
流動負債		23,975,912	1,873,238	21,412,016	1,672,921
純流動資産		29,016,589	2,267,066	13,837,850	1,081,151
純資産		29,188,002	2,280,459	14,036,680	1,096,686
株主持分					
資本金	11	157,762	12,326	157,762	12,326
利益剰余金		29,030,240	2,268,133	13,878,918	1,084,360
株主持分合計		29,188,002	2,280,459	14,036,680	1,096,686

本財務書類は、取締役会により2011年4月21日付で承認され、以下の代表者によって署名された。

(署名)

P. ハーウッド / 取締役

(署名)

P. レンチ / 取締役

後述の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(2) 【損益計算書】

HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッド

包括利益計算書
2010年12月31日終了年度

	注記	2010年		2009年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
管理報酬	3	83,966,457	6,560,299	70,415,404	5,501,556
雑収入		84	7	40,602	3,172
銀行利息	6	0	0	21,958	1,716
		<u>83,966,541</u>	<u>6,560,306</u>	<u>70,477,964</u>	<u>5,506,443</u>
費用					
手数料	3	(38,209,959)	(2,985,344)	(35,233,807)	(2,752,817)
投資顧問報酬	3	(21,296,727)	(1,663,913)	(16,620,743)	(1,298,579)
受託報酬および保管報酬		(5,538,368)	(432,713)	(5,178,026)	(404,559)
給与および給付	12	(2,078,242)	(162,373)	(1,604,172)	(125,334)
その他の費用	4	(721,232)	(56,350)	(881,156)	(68,845)
グループ会社に対する管理報酬		(662,606)	(51,769)	(471,073)	(36,805)
減価償却費	2,5	(116,953)	(9,138)	(131,483)	(10,273)
為替差損	2	(129,132)	(10,089)	(30,936)	(2,417)
非常任取締役に対する報酬		(61,633)	(4,815)	(53,059)	(4,145)
支払銀行利息		(367)	(29)	0	0
		<u>(68,815,219)</u>	<u>(5,376,533)</u>	<u>(60,204,455)</u>	<u>(4,703,774)</u>
税引前利益		15,151,322	1,183,773	10,273,509	802,669
税額	8	-	-	-	-
当期包括利益合計		<u>15,151,322</u>	<u>1,183,773</u>	<u>10,273,509</u>	<u>802,669</u>

後述の注記は、本財務書類と不可分のものである。

HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッド

持分変動計算書

2010年12月31日終了年度

	資本金		利益剰余金		持分合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2010年1月1日現在	157,762	12,326	13,878,918	1,084,360	14,036,680	1,096,686
当期包括利益合計	-	-	15,151,322	1,183,773	15,151,322	1,183,773
2010年12月31日現在	157,762	12,326	29,030,240	2,268,133	29,188,002	2,280,459

	資本金		利益剰余金		持分合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2009年1月1日現在	157,762	12,326	33,605,409	2,625,591	33,763,171	2,637,917
当期包括利益合計	-	-	10,273,509	802,669	10,273,509	802,669
持分に直接計上される 保有者との取引： 支払配当金 (1株当り300米ドル)	-	-	(30,000,000)	(2,343,900)	(30,000,000)	(2,343,900)
2009年12月31日現在	157,762	12,326	13,878,918	1,084,360	14,036,680	1,096,686

後述の注記は、本財務書類と不可分のものである。

HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッド

キャッシュ・フロー計算書

2010年12月31日終了年度

注記	2010年		2009年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動からのキャッシュフロー				
税引前利益	15,151,322	1,183,773	10,273,509	802,669
以下の調整：				
- 減価償却費	5 116,953	9,138	131,483	10,273
営業資本の変動前の営業活動からのキャッシュフロー	15,268,275	1,192,910	10,404,992	812,942
営業資本の変動：				
- その他の資産の増(減)	776,193	60,644	(2,128,518)	(166,301)
- その他の負債の増加	2,563,896	200,317	324,831	25,379
営業活動から生じた現金純額	18,608,364	1,453,871	8,601,305	672,020
投資活動に使用されたキャッシュフロー				
有形固定資産の購入	5 (89,536)	(6,995)	(18,416)	(1,439)
投資活動に使用された現金	(89,536)	(6,995)	(18,416)	(1,439)
財務活動に使用されたキャッシュフロー				
株主に支払われた配当金	-	-	(30,000,000)	(2,343,900)
財務活動に使用された現金	-	-	(30,000,000)	(2,343,900)
現金および現金等価物の増(減)純額	18,518,828	1,446,876	(21,417,111)	(1,673,319)
期首現在現金および現金等価物	16,077,946	1,256,170	37,495,057	2,929,489
2010年12月31日現在現金および現金等価物	34,596,774	2,703,046	16,077,946	1,256,170

後述の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

HSBC マネジメント（ガーンジー）リミテッド 財務書類に対する注記

当社の設立

HSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッド（以下「当社」という。）は、1986年9月25日にガーンジーにおいて登記された。当社はガーンジーに本拠を置いており、ガーンジーにおいて登記されているHSBCインベストメント・ホールディングス（ガーンジー）リミテッドの全額出資子会社である。最終的持株会社は、英国において設立された公開上場会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーである。

当社の主な活動は、各種ファンドを管理運用することである。

1. 作成の基礎

(a) HSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッドは、その財務書類を国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して、また2008年ガーンジー会社法に従って作成する。IFRSは、国際会計基準審議会およびその前身となる組織により発行された会計基準ならびに国際財務報告基準解釈指針委員会およびその前身となる組織により発行された解釈とで構成される。

(b) 当該財務書類の作成にあたり、当社は、会計基準に対する以下の改訂を採用した。

改訂版IAS（国際会計基準）第1号「財務書類の表示」（以下「IAS1」という。）：

改訂された基準は2009年1月1日付で発効したが、HSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッドの財務書類に報告された実績には影響を及ぼさない。しかし、「包括利益計算書」のすべての株主以外の持分変動の表示を含む、当社の財務書類の一部の表示が変更される。

公表済、未発効のIFRS：

IFRS第9号「金融商品」は2009年11月12日に公表され、IAS第39号「金融商品：認識および測定」に代わるものである。IFRS第9号は複雑な測定モデルを維持しつつ単純化し、金融資産に対する2つの主な測定区分（償却原価および公正価値）を設定する。分類の基礎は、企業のビジネスモデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいている。当該基準は、既存のIAS第39号の「満期まで保有、売却可能、貸付金および未収金」の分類を削除する。当該基準は2013年1月1日以降に開始する事業年度に対して発効するが、より早期に適用されることがある。

(c) 財務書類の作成に際しては、将来の状況についての見積および仮定の使用が要求される。入手可能な情報の使用および決定の適用は、見積の形成に欠かせないものである。将来における実際の業績は、これらの報告とは異なることがある。

見積および裏付となる前提は、継続的に見直される。会計見積の修正は、当該見積が修正される期中および影響を及ぼす将来の期間に認識される。

経営陣の意見によれば、当財務書類中の当社の純利益、財務状況およびキャッシュ・フローの適正な表示に必要と思われるすべての通常の、また定期的な修正が行われた。

2. 主要な会計方針

以下の会計方針は、当社の財務書類に関連して重要とみなされる項目を取扱う場合に継続して適用されている。

機能通貨および表示通貨

財務書類に含まれる項目は、当社が事業を行っている主たる経済環境の通貨(以下「機能通貨」という。)を使用して測定される。当該財務書類は、当社の機能通貨である米ドルで表示される。

外国為替

外貨取引は、取引日現在の実勢為替レートで機能通貨により計上される。外貨建の貨幣性資産および負債は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで機能通貨に換算される。結果として生じた為替差損益は、期中の損益勘定に含まれている。外貨建ての取得原価で測定される非貨幣性資産および負債は、当初取引の日の為替レートを用いて機能通貨に換算される。外貨建ての公正価値で測定される非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の為替レートを用いて機能通貨に換算される。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却を控除した原価で表示される。

減価償却費は、定額法を用いて見積耐用年数にわたり有形固定資産の原価を償却するため、以下の年率で計算される。

家具・備品および付属品	10%
コンピュータ・ハードウェアおよび関連ソフトウェア	33 1/3%

コンピュータ・ソフトウェアの原価は、ハードウェアと特別の関係性を有するもの以外は、全額償却され、発生時に費用計上される。

現金および現金等価物

キャッシュフロー計算書上、現金および現金等価物は、一定の金額の現金に容易に換金可能で、価格変動のリスクが大きい流動性の高い投資対象を含む。かかる投資対象は、通常、取得日から支払期日まで3か月未満であり、現金、銀行当座預金、コールドマネー、ローンおよび銀行への前払金を含む。

収益認識

管理報酬および管理事務代行報酬は、発生基準で計上される。業績報酬は、業績報酬を受取る権利が合理的に確定される時点で認識される。

3. 報酬

管理報酬および受託報酬

当社は、それぞれのファンドの基礎となる純資産価額に基づき管理報酬および受託報酬を受領する。管理報酬および受託報酬は、発生基準で認識される。

手数料

当社は、その裁量により、管理するファンドに申込者を紹介するHSBCグループ企業の各支店、兄弟会社、関係会社および関連会社ならびに特定の認可された第三者に対して割戻手数料を支払うことに同意した。割戻手数料は二段階になっており、第一に当初費用の返還、第二に受益証券発行により導入され引き続き投資されている資金の純資産価額に基づく継続的付随手数料である。手数料は発生基準で計上される。

投資顧問報酬

当社は、管理運用するファンドに投資助言を提供する兄弟会社、HSBCグループ企業および第三者に投資顧問報酬を支払う。投資顧問報酬は、発生基準で計上される。

管理会社の業績報酬

HSBCマルチ・アドバイザー・ファンズ、HSBCユニ・フォリオ・ファンズ、HSBCオルタナティブ・ポートフォリオ・ファンズ、HSBCオルタナティブ・インベストメンツ・ポートフォリオ・ファンズおよびザ・エルミタージュ・ファンドとの管理契約に基づき、当社は業績報酬を受領する権利を有する。当社は、受領した当該業績報酬を、関連会社および投資顧問会社に必要に応じて分配することができる。2010年12月31日終了年度に、合計5,150,647米ドルの業績報酬を受領した（2009年：2,558,166米ドル）。

未払業績報酬費用は、業績報酬を回収する権利が確定される時点で認識される。

4 . その他の費用

その他の費用には、当社が借借人である90,000米ドル（2009年：121,063米ドル）の賃借料が含まれる。当社の土地建物は賃借されており、契約は終了している。不動産リースの更新については、現在交渉中である。

5 . 有形固定資産

	備品および付属品 米ドル	コンピュータ・ ハードウェアおよび 関連ソフトウェア 米ドル	合 計 米ドル
原 価			
2010年1月1日現在	122,093	1,204,220	1,326,313
追加購入	40,409	49,127	89,536
売却	-	(253,227)	(253,227)
2010年12月31日現在	<u>162,502</u>	<u>1,000,120</u>	<u>1,162,622</u>
減価償却			
2010年1月1日現在	114,036	1,013,447	1,127,483
当期費用	3,791	113,162	116,953
売却	-	(253,227)	(253,227)
2010年12月31日現在	<u>117,827</u>	<u>873,382</u>	<u>991,209</u>
簿価純額			
2010年12月31日現在	<u>44,675</u>	<u>126,738</u>	<u>171,413</u>
2009年12月31日現在	<u>8,057</u>	<u>190,773</u>	<u>198,830</u>

6 . 現金および現金等価物

2010年12月31日現在の現金および現金等価物には、関係会社であるHSBCプライベート・バンク（C.I.）リミテッドに保有する34,596,774米ドル（2009年：16,077,946米ドル）の残高が含まれている。2010年度中、当社は当該残高について0米ドル（2009年：21,958米ドル）の利息収入があった。

7. 管理するファンドからの未収金

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
管理報酬	16,706,979	16,811,423
その他の報酬	511,595	1,597,651
受託報酬	292,007	262,846
	<u>17,510,581</u>	<u>18,671,920</u>

8. 税金

2008年1月1日より、当社は0%の適用標準税率で課税されている。

9. グループ企業への未払金

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
兄弟会社への未払金	2,146,206	1,882,991
関係会社への未払金	5,129,020	3,837,871
	<u>7,275,226</u>	<u>5,720,862</u>

グループ企業への未払金は、無担保、無利息で、要求に応じて返済される。

10. その他の負債

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
未払手数料	15,440,941	13,939,199
その他の債務	1,259,745	1,533,806
未払投資顧問報酬	0	218,149
	<u>16,700,686</u>	<u>15,691,154</u>

11. 資本金

	2010年 英ポンド	2009年 英ポンド
授權済： 額面1英ポンド 普通株式100,000株	<u>100,000</u>	<u>100,000</u>
割当済および全額払込済： 額面1英ポンド 普通株式100,000株 (取得原価で換算)	<u>157,762</u>	<u>157,762</u>

持分を表章する普通株式には、以下の権利が付与されている。

- ・ 随時取締役により推奨され、当社により宣言される確定配当金を受領する権利。
- ・ 1株につき1個の議決権。
- ・ すべての普通株式の当社の残存資産に関する同等の順位。

12. 関係会社取引

すべての関係会社取引は、独立当事者間取引において一般的な条件と同等の条件で行われ、本財務書類に開示されている。

財務書類の他の部分に開示される取引および残高とは別に、当社は、兄弟会社および関係会社と以下の取引を行った。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
損益計算書		
受取利息	0	21,958
支払利息	(367)	0
手数料	(15,895,502)	(13,302,578)
投資顧問報酬	(19,732,098)	(15,439,737)
受託報酬および保管報酬	(1,133,436)	(870,826)

当社のために役務を提供するすべてのスタッフは、HSBCプライベート・バンク (C.I.) リミテッド (以下「PBCI」という。) に雇用されている。PBCIは、当社の運営のために使用されているスタッフについて、月次ベースで当社に請求を行う。2010年12月31日に終了した年度に、PBCIは、給与および給付について、合計2,078,242米ドル (2009年：1,604,172米ドル) を当社に請求した。

13. 管理運用するファンド

2010年12月31日現在当社が管理運用しているファンドの純資産総額は、6,964,364,129米ドル(2009年：4,484,799,811米ドル)であった。

14. 顧客口座

2010年12月31日現在の顧客口座の残高合計は、686,075米ドル(2009年：5,479,549米ドル)であった。

15. リスク管理

(a) 信用リスク管理

信用リスクは、顧客または取引相手方がファンドの管理事務代行契約に基づく義務を履行できないことから財務上の損失が生じるリスクである。当社は、かかるすべての活動からのリスクを管理監督するために設けられた基準、方針および手続を有している。

現金および現金等価物は、信用リスクが最小であると経営陣が考える場合HSBCグループ会社に保管される。

その他の資産は、短期的な性質のHSBCグループ会社からの未収銀行利息および管理運用するファンドからの未収報酬を表す。

(b) 市場リスク管理

市場リスクは、管理運用するファンドの価額が減少して、結果として収益にも影響するリスクである。

当社は、資産負債管理委員会(ALCO)により承認されたリスク限度により市場リスクを管理する。

(c) 外国為替エクスポージャー

外国通貨リスクは、金融商品の価額が外国為替レートの変化により変動するリスクである。当社の外国為替エクスポージャーは、以下に記載するように、外貨建ての金額の米ドル相当額の変動により生じる。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
資産		
ユーロ	637,649	6,408,957
英ポンド	413,151	690,497
スイス・フラン	185,375	288,176
日本円	1,473	24,850
負債		
英ポンド	57,604	42,633
スイス・フラン	24,697	16,699

感応度分析

12月31日現在、以下の通貨に対して米ドルが5%強くなった場合には、以下に示す利益(損失)が生じる。米ドルが5%弱くなった場合には、以下に示す金額と同等だが逆の影響を及ぼす。かかる分析は、その他すべての変数(特に金利)は不変であると仮定する。当該分析は、2009年度と同じ基準に基づき行われる。

	2010年 米ドル	2009年 米ドル
ユーロ	31,882	320,488
英ポンド	17,777	32,393
スイス・フラン	8,034	10,574
日本円	74	1,243

(d) 流動性管理

流動性リスクは、当社が資産の現金化においてまたは契約を履行するための資金調達において困難に直面するリスクである。

当社は、安定した資金調達を提供するためのさまざまなソースを利用する。これらには、即時利用可能な短期資金勘定に銀行残高を維持すること、グループ内の資金調達および当社の株主持分が含まれる。

(e) 資本管理

当社は、後述の当社の資本要件を規定し監視するガーンジー金融サービス委員会により規制されている。

経営陣は、ガーンジー金融サービス委員会の要件を確実に遵守するために、当社の資本金を定期的に監視する。

(f) 金利リスク管理

当社の金利リスク・エクスポージャーは、現金および現金等価物に限定される(注6)。当社は、金利の発生する短期資金勘定を維持するのみであるため、金利リスクは僅かである。

(g) 業務リスク管理

業務リスクは、詐欺、無許可活動、過誤、不作為、不手際、システム障害または外部事象により生じる損失リスクである。それはすべての事業体につきものであり、幅広い問題を含む。

HSBCグループは、過程を記録し許可を独立させ取引を照合して監視するという規制に基づく環境により当該リスクを管理する。これは、内部監査により行われる定期的な見直しの独立した取り組みおよび外部の業務リスク事由を観察することにより支えられ、HSBCグループが最良の実務に沿っていることおよび金融サービス業界内の公表された経営の失敗から得た教訓を考慮していることを保証する。

HSBCグループは、高度な基準を発表することによりその業務リスク管理プロセスを規則化した。これは、HSBCグループが、リスクの特定、評価、監視、統制および軽減、ならびに業務リスク事由の是正および現地の規制上の要件と一致させるために要求される追加的手続きの実施により、どのように業務リスクを管理しているかを説明している。業務リスクを管理するために行われる対処法は、各HSBCグループの経営規模および特性を参考に決定される。当該HSBCグループの基準は以下を網羅している。

- ・業務リスク管理責任は、事業経営上の上級管理職レベルに帰する。
- ・情報システムは、業務リスクの特定および評価を記録し、ならびに適切な定期的管理報告の作成のために使用される。
- ・業務リスクは、各事業が直面する業務リスクならびに過程、活動および製品に固有のリスクを包むリスク評価により特定される。リスク評価は、重要な変動を監視するために特定されたリスクの定期的な見直しを含む。
- ・業務リスク損失データは、収集され上級管理職に報告される。当該報告書は、業務リスク損失総額および重要性の基準を超える事柄の詳細を網羅している。
- ・保険を含むリスクの軽減は、費用対効果がある場合、検討される。

現地の経営陣は、業務リスクに対してHSBCグループの基準を履行することに責任を負う。

(h) 風評リスク管理

HSBCの信用を守ることは、当社の成功を継続するために最も重要であり、すべてのスタッフの責任である。風評リスクは、社会的、倫理的もしくは環境面の問題から、または業務リスク事由の結果として生じうる。銀行グループとして、HSBCの高い評価は、その事業をどのように行っているかに立脚するが、それはまた金融サービスを提供している顧客がどのように行動するかにも影響される。

風評リスクは、方針の立案およびHSBC基準の確立に際して、取締役会、グループ運営取締役会、リスク管理委員会、子会社の取締役会、取締役委員会および/または上級管理職により検討され評価される。事業のすべての重要な事項に関する基準は、HSBCならびに個々の子会社、事業および部門について設定されている。内部統制システムの不可分な一部である当該方針は、マニュアルおよび方針説明書により伝達され、内部通信および訓練を通じて公表される。当方針は、資金洗浄の抑止、環境面の影響、汚職防止策および従業員関係を含む風評リスクのすべての分野における運用手順を規定している。

グループの内部監査機能が、方針および基準の遵守を監視する。

16. 後発事象

当社は、2011年3月22日に、20,000,000米ドルの配当金の支払を行った。

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド

資本計算書

2010年12月31日現在

	米ドル
資 本	
貸借対照表による総資本	29,188,002
資本要件	
絶対最低要件(100,000英ポンド)	150,000
支出ベース要件	
包括利益計算書による支出 3,537,324米ドル x 25%	884,331
資本の充当	
資 本	29,188,002
資本要件	(884,331)
資本余剰金純額	28,303,671

[次へ](#)

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

BALANCE SHEET AT 31 DECEMBER 2010

	Notes	2010 US\$	2009 US\$
NON-CURRENT ASSETS			
Property, plant and equipment	5	171,413	198,830
CURRENT ASSETS			
Cash and cash equivalents	6	34,596,774	16,077,946
Amounts due from funds under management	3&7	17,510,581	18,671,920
Amounts due from fellow subsidiary companies		500,000	500,000
Other Assets		385,146	0
Current assets		52,992,501	35,249,866
CURRENT LIABILITIES			
Amounts due to fellow subsidiary companies	9	2,146,206	1,882,991
Amounts due to related companies	9	5,129,020	3,837,871
Other liabilities	10	16,700,686	15,691,154
Current liabilities		23,975,912	21,412,016
Net current assets		29,016,589	13,837,850
Net assets		29,188,002	14,036,680
SHAREHOLDERS' EQUITY			
Called up share capital	11	157,762	157,762
Retained earnings		29,030,240	13,878,918
Total shareholders' equity		29,188,002	14,036,680

The financial statements on pages 5 to 17 were approved by the Board of Directors on 21 April 2011 and are signed on its behalf by:

P HARWOOD
DIRECTOR

P WRENCH
DIRECTOR

The notes on pages 9 to 17 form an integral part of these financial statements.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2010

	Notes	2010	2009
		US\$	US\$
INCOME			
Management fees	3	83,966,457	70,415,404
Sundry Income		84	40,602
Bank Interest	6	0	21,958
		<u>83,966,541</u>	<u>70,477,964</u>
EXPENSES			
Commissions	3	38,209,959	35,233,807
Investment advisory fees	3	21,296,727	16,620,743
Trustee and custody fees		5,538,368	5,178,026
Salaries and benefits	12	2,078,242	1,604,172
Other expenses	4	721,232	881,156
Management fees paid to group company		662,606	471,073
Depreciation	2&5	116,953	131,483
Foreign exchange loss	2	129,132	30,936
Fees paid to non-executive directors		61,633	53,059
Bank Interest expense		367	0
		<u>(68,815,219)</u>	<u>(60,204,455)</u>
PROFIT BEFORE TAXATION		<u>15,151,322</u>	<u>10,273,509</u>
TAXATION	8	-	-
TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u><u>15,151,322</u></u>	<u><u>10,273,509</u></u>

The notes on pages 9 to 17 form an integral part of these financial statements.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2010

	Share Capital	Retained Earnings	Total Equity
	US\$	US\$	US\$
AT 1 JANUARY 2010	157,762	13,878,918	14,036,680
Total Comprehensive Income for the year	-	15,151,322	15,151,322
AT 31 DECEMBER 2010	<u>157,762</u>	<u>29,030,240</u>	<u>29,188,002</u>

	Share Capital	Retained Earnings	Total Equity
	US\$	US\$	US\$
AT 1 JANUARY 2009	157,762	33,605,409	33,763,171
Total Comprehensive Income for the year	-	10,273,509	10,273,509
Transactions with owners, recorded directly in equity: Dividend paid (US\$300 per share)	-	(30,000,000)	(30,000,000)
AT 31 DECEMBER 2009	<u>157,762</u>	<u>13,878,918</u>	<u>14,036,680</u>

The notes on pages 9 to 17 form an integral part of these financial statements.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

CASH FLOW STATEMENT FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2010

	Notes	2010 US\$	2009 US\$
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Profit before tax		15,151,322	10,273,509
Adjustments for:			
- Depreciation	5	116,953	131,483
Cash flow from operating activities before changes in working capital		15,268,275	10,404,992
Changes in working capital:			
- Increase/(decrease) in other assets		776,193	(2,128,518)
- Increase in other liabilities		2,563,896	324,831
Net cash generated from operating activities		18,608,364	8,601,305
CASH FLOWS USED IN INVESTING ACTIVITIES			
Purchase of property, plant and equipment	5	(89,536)	(18,416)
Cash used in investing activities		(89,536)	(18,416)
CASH FLOWS USED IN FINANCING ACTIVITIES			
Dividend paid to shareholders		-	(30,000,000)
Cash used in financing activities		-	(30,000,000)
NET INCREASE/(DECREASE) IN CASH AND CASH EQUIVALENTS		18,518,828	(21,417,111)
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT THE BEGINNING OF THE YEAR		16,077,946	37,495,057
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT 31 DECEMBER 2010		34,596,774	16,077,946

The notes on pages 9 to 17 form an integral part of these financial statements.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

COMPANY'S INCORPORATION

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED (the 'Company') was registered in Guernsey on 25 September 1986. The Company is domiciled in Guernsey and a wholly owned subsidiary of HSBC Investment Holdings (Guernsey) Limited which is registered in Guernsey. The ultimate holding company is HSBC Holdings plc, which is a publicly quoted company incorporated in the United Kingdom.

The principal activity of the Company is the management of a variety of funds.

1. BASIS OF PREPARATION

- (a) HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED prepares its financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards ('IFRS') and are in compliance with the Companies (Guernsey) Law, 2008. IFRS comprise accounting standards issued by the International Accounting Standards Board and its predecessor body as well as interpretations issued by the International Financial Reporting Interpretations Committee and its predecessor body.
- (b) In preparing these financial statements, the company has adopted the following amendments to accounting standards:

Revised IAS 1 'Presentation of Financial Statements' ('IAS 1').

The revised standard became effective as of 1 January 2009 and has no effect on the results reported in HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED financial statements. It does, however, result in certain presentational changes in the Company's financial statements, including the presentation of all non-owner changes in equity in the 'statement of comprehensive income'.

IFRS issued but not effective:

IFRS 9 Financial Instruments was published on 12 November 2009 and will replace IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement. IFRS 9 retains but simplifies the mixed measurement model and establishes two primary measurement categories for financial assets: amortised cost and fair value. The basis of classification depends on the entity's business model and the contractual cash flow characteristics of the financial asset. The standard eliminates the existing IAS 39 categories of held to maturity, available for sale and loans and receivables. The standard is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2013 but may be applied earlier.

- (c) The preparation of financial information requires the use of estimates and assumptions about future conditions. Use of available information and application of judgement are inherent in the formation of estimates. Actual results in the future may differ from those reported.

Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognized in the period in which the estimates are revised and in any future periods affected.

In the opinion of management, all normal and recurring adjustments considered necessary for a fair presentation of the Company's net income, financial position and cash flows in these financial statements have been made.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

2 . PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The following accounting policies have been applied consistently in dealing with items which are considered material in relation to the Company's financial statements:

Functional and presentation currency

Items included in the financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which the Company operates ('the functional currency'). These financial statements are presented in US dollars, which is the Company's functional currency.

Foreign exchange

Transactions in foreign currencies are recorded in the functional currency at the rate of exchange prevailing on the date of transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into the functional currency at the rate of exchange ruling at the balance sheet date. Any resulting exchange differences are included in the profit or loss for the period. Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into the functional currency using the rate of exchange at the date of the initial transaction. Non-monetary assets and liabilities measured at fair value in a foreign currency are translated into the functional currency using the rate of exchange at the date the fair value was determined.

Property, plant and equipment

Property, plant and equipment are stated at cost less depreciation.

Depreciation is calculated at the following annual rates so as to write off the cost of property, plant and equipment over their estimated useful lives using the straight line method:

Furniture, fixture and fittings	10%
Computer hardware and related software	33 1/3%

Computer software costs, other than those specifically related to hardware, are fully written off and are expensed as incurred.

Cash and cash equivalents

For the purpose of the cash flow statement, cash and cash equivalents include highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of change in value. Such investments are normally those with less than three months' to maturity from the date of acquisition, and include cash, current accounts with banks, money at call, loans and advances to banks.

Revenue recognition

Management fees and administration fees are accounted for on an accruals basis. Performance fees are recognised when the entitlement to performance fee is reasonably established.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

3 . FEES

Management and trustee fees

The Company receives management fees and trustee fees based on the underlying net asset value of the respective funds. Management and trustee fees are recognized on an accruals basis.

Commissions

The Company, at its discretion, has agreed to pay return commissions to those branches, fellow subsidiaries, affiliates and associates of the HSBC Group entities and certain approved third parties introducing subscribers to funds under management. The return commissions are two fold: firstly a return of the Initial Charge and secondly an ongoing trailer commission based on the net asset value of monies introduced by Units and which remain invested. Commissions are accounted for on an accruals basis.

Investment advisory fees

The Company pays investment advisory fees to fellow subsidiaries, associates of the HSBC Group entities and third parties providing investment advice to the funds under management. Investment advisory fees are accounted for on an accruals basis.

Manager's performance fees

Under the management agreement with the HSBC Multi-Adviser Funds, HSBC Unifolio Funds, HSBC Alternative Portfolio Funds, HSBC Alternative Investments Portfolio Funds and The Hermitage Fund, the Company is entitled to receive a performance fee. The Company has the ability to share any such performance fees received with associates and investment advisers as appropriate. Performance fees totalling US\$5,150,647 have been received in the year ended 31 December 2010 (2009: US\$2,558,166). An expense for performance fees payable is recognized when the right to recover performance fee income is established.

4 . OTHER EXPENSES

Other expense include rental charges of US\$ 90,000 (2009: US\$121,063) where the Company is the lessee. The premises of the Company are rented and this agreement has expired. The renewal of the property lease is currently being negotiated.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

5 . PROPERTY, PLANT AND EQUIPMENT

	Fixtures and fittings	Computer hardware & related software	Total
	US\$	US\$	US\$
COST			
At 1 January 2010	122,093	1,204,220	1,326,313
Additions	40,409	49,127	89,536
Disposal	-	(253,227)	(253,227)
	<u>162,502</u>	<u>1,000,120</u>	<u>1,162,622</u>
	<u>162,502</u>	<u>1,000,120</u>	<u>1,162,622</u>
DEPRECIATION			
At 1 January 2010	114,036	1,013,447	1,127,483
Charge for year	3,791	113,162	116,953
Disposal	-	(253,227)	(253,227)
	<u>117,827</u>	<u>873,382</u>	<u>991,209</u>
	<u>117,827</u>	<u>873,382</u>	<u>991,209</u>
NET BOOK AMOUNT			
At 31 December 2010	<u>44,675</u>	<u>126,738</u>	<u>171,413</u>
	<u>44,675</u>	<u>126,738</u>	<u>171,413</u>
At 31 December 2009	<u>8,057</u>	<u>190,773</u>	<u>198,830</u>
	<u>8,057</u>	<u>190,773</u>	<u>198,830</u>

6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

Included in cash and cash equivalents as at 31 December 2010 are balances with a related party, HSBC Private Bank (C.I.) Limited, of US\$34,596,774 (2009: US\$16,077,946). During 2010 the Company earned US\$ Nil interest on these balances (2009: US\$21,958).

7. AMOUNTS DUE FROM FUNDS UNDER MANAGEMENT

	2010 US\$	2009 US\$
Management fees	16,706,979	16,811,423
Other fees	511,595	1,597,651
Trustee fees	292,007	262,846
	<u>17,510,581</u>	<u>18,671,920</u>
	<u>17,510,581</u>	<u>18,671,920</u>

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

8. TAXATION

With effect from 1 January 2008, the company is taxed at the applicable standard rate of 0%.

9. AMOUNTS DUE TO GROUP COMPANIES

	2010 US\$	2009 US\$
Amounts due to fellow subsidiary companies	2,146,206	1,882,991
Amounts due to related companies	5,129,020	3,837,871
	<u>7,275,226</u>	<u>5,720,862</u>

Amounts due to Group Companies are unsecured, interest free and repayable on demand.

10. OTHER LIABILITIES

	2010 US\$	2009 US\$
Commission payable	15,440,941	13,939,199
Other creditors	1,259,745	1,533,806
Investment advisory fee payable	0	218,149
	<u>16,700,686</u>	<u>15,691,154</u>

11. SHARE CAPITAL

	2010	2009
Authorised:		
100,000 ordinary shares of 1 each	100,000	100,000
	<u>100,000</u>	<u>100,000</u>
Allotted, called up and fully paid:	US\$	US\$
100,000 ordinary shares of 1 each (translated at historic cost)	157,762	157,762
	<u>157,762</u>	<u>157,762</u>

The ordinary shares which represent the equity interests have the following rights attached:

They carry the right to any fixed dividend as may from time to time be recommended by the Directors and declared by the Company;
They have voting rights with each share carrying one vote;
All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

12. RELATED PARTY TRANSACTIONS

All related party transactions were made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions and have been disclosed in these financial statements.

Apart from transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following transactions with its fellow subsidiary companies and related companies:

	2010	2009
	US\$	US\$
INCOME STATEMENT		
Interest income	0	21,958
Interest expense	(367)	0
Commissions	(15,895,502)	(13,302,578)
Investment advisory fees	(19,732,098)	(15,439,737)
Trustee and custody fees	(1,133,436)	(870,826)

All staff acting on behalf of the Company are employed by HSBC Private Bank (C.I.) Limited (PBCI). On a monthly basis, PBCI invoices the Company for staff utilised in the Company's operations. For the year ended 31 December 2010, PBCI billed the Company a total of US\$2,078,242 (2009: US\$1,604,172) for salaries and benefits.

13. FUNDS UNDER MANAGEMENT

The total net asset of funds under the Company's management at 31 December 2010 was US\$6,964,364,129 (2009: US\$4,484,799,811).

14. CLIENT ACCOUNTS

The total balance of client accounts at 31 December 2010 was US\$ 686,075 (2009: US\$5,479,549).

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

15. RISK MANAGEMENT

(a) *Credit risk management*

Credit risk is the risk that financial loss arises from the failure of a customer or counterparty to meet its obligations under a contract of fund administration. The Company has standards, policies and procedures dedicated to controlling and monitoring risks from all such activities.

Cash and cash equivalents are maintained with HSBC Group companies where management considers the credit risk to be minimal.

Other assets represent accrued bank interest receivable from HSBC Group companies and fees due from funds under management which are short term in nature.

(b) *Market risk management*

Market risk is the risk that the value of funds under management decrease with a resultant effect on income.

The Company manages market risk through risk limits approved by the Asset and Liability Management Committee (ALCO).

(c) *Foreign exchange exposure*

Foreign currency risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate because of changes in foreign exchange rates. The Company's foreign exchange exposure arises from changes in the US\$ equivalent value of amounts denominated in foreign currencies as set out below:

	2010 US\$	2009 US\$
ASSETS		
Euro	637,649	6,408,957
British Pound	413,151	690,497
Swiss Franc	185,375	288,176
Japanese Yen	1,473	24,850
LIABILITIES		
British Pound	57,604	42,633
Swiss Franc	24,697	16,699

Sensitivity analysis

A 5 percent strengthening of the US dollar against the following currencies at 31 December would have resulted in the profits (losses) shown below. A 5 percent weakening of the US dollar would have had the equal but opposite effect to the amounts shown below. This analysis assumes

that all other variables, in particular interest rates, remain constant. This analysis is performed on the same basis for 2009.

	2010 US\$	2009 US\$
Euro	31,882	320,488
British Pound	17,777	32,393
Swiss Franc	8,034	10,574
Japanese Yen	74	1,243

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

15. RISK MANAGEMENT (Continued)

(d) Liquidity management

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in realising assets or otherwise raising funds to meet commitments.

The Company uses various sources to provide a stable funding. These include maintaining bank balances in instant access call accounts, inter-group funding and the Company's shareholders' equity.

(e) Capital management

The Company is regulated by the Guernsey Financial Services Commission which sets and monitors capital requirements for the Company as described on page 18. Management regularly monitors the Company's capital to ensure compliance with the requirements of the Guernsey Financial Services Commission.

(f) Interest risk management

The Company's exposure to interest rate risk is limited to its cash and cash equivalents (note 6). The Company only maintains interest bearing call accounts and as such interest rate risk is minimal.

(g) Operational risk management

Operational risk is the risk of loss arising through fraud, unauthorised activities, error, omission, inefficiency, systems failure or from external events. It is inherent to every business organisation and covers a wide spectrum of issues.

The HSBC Group manages this risk through a controls-based environment in which processes are documented, authorisation is independent and transactions are reconciled and monitored. This is supported by an independent programme of periodic reviews undertaken by internal audit, and by monitoring external operational risk events, which ensures that the HSBC Group stays in line with best practice and takes account of lessons learned from publicised operational failures within the financial services industry.

The HSBC Group has codified its operational risk management process by issuing a high level standard. This explains how the HSBC Group manages operational risk by identifying, assessing, monitoring, controlling and mitigating the risk, rectifying operational risk events, and implementing any additional procedures required for compliance with local regulatory requirements. The processes undertaken to manage operational risk are determined by reference to the scale and nature of each HSBC Group operation. The HSBC Group standard covers the following:

Operational risk management responsibility is assigned at a senior management level within the business operation;

Information systems are used to record the identification and assessment of operational risks and generate appropriate, regular management reporting;

Operational risks are identified by risk assessments covering operational risks facing each business and risks inherent in processes, activities and products. Risk assessment incorporates a regular review of risks identified to monitor significant changes;

Operational risk loss data is collected and reported to senior management. This report covers aggregate operational risk losses and details of incidents above a materiality threshold; and

Risk mitigation, including insurance, is considered where this is cost-effective.

Local management is responsible for implementation of the HSBC Group standard on operational risk.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (Continued)

15. RISK MANAGEMENT (Continued)

(h) *Reputational risk management*

The safeguarding of HSBC's reputation is of paramount importance to its continued prosperity and is the responsibility of every member of staff. Reputational risks can arise from social, ethical or environmental issues, or as a consequence of operational risk events. As a banking group, HSBC's good reputation depends upon the way in which it conducts its business, but it can also be affected by the way in which clients, to whom it provides financial services, conduct themselves.

Reputational risks are considered and assessed by the Board, the Group Management Board, the Risk Management Meeting, subsidiary company boards, board committees and/or senior management during the formulation of policy and the establishment of HSBC standards. Standards on all major aspects of business are set for HSBC and for individual subsidiaries, businesses and functions. These policies, which are an integral part of the internal control systems, are communicated through manuals and statements of policy and are promulgated through internal communications and training. The policies set out operational procedures in all areas of reputational risk, including money laundering deterrence, environmental impact, anti-corruption measures and employee relations.

The Group internal audit function monitors compliance with policies and standard.

16. SUBSEQUENT EVENTS

The Company made a dividend payment of \$20,000,000 on 22 March 2011.

HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

STATEMENT OF FINANCIAL RESOURCES AT 31 DECEMBER 2010

US\$

FINANCIAL RESOURCES

Gross capital per Balance Sheet on page 7 29,188,002

FINANCIAL RESOURCES REQUIREMENT

Absolute minimum requirement (100,000) 150,000

EXPENDITURE BASED REQUIREMENT

Expenditure per Statement of Comprehensive Income US\$3,537,324 x 25% 884,331

SATISFACTION OF FINANCIAL RESOURCES

Financial resources 29,188,002

Financial resources required (884,331)

NET SURPLUS FINANCIAL RESOURCES

28,303,671

[次へ](#)

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである (ただし、円換算部分を除く。) 。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等 (公認会計士法 (昭和23年法律第103号) 第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいう。) の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、便宜上、平成23年11月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル = 78.13円) で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

HSBC マネジメント(ガーンジー)リミテッド
貸借対照表
2011年6月30日現在

	2011年6月30日(未監査)	
	米ドル	千円
現金および要求払預金 - グループ会社	20,751,917	1,621,347
現金および要求払預金 - その他の会社	1,119,639	87,477
有形固定資産	130,704	10,212
その他の資産 - グループ会社	500,000	39,065
その他の資産 - その他の会社	16,056,619	1,254,504
未公開株式投資	401,304	31,354
資産合計	38,960,183	3,043,959
その他の債務 - グループ会社	7,226,921	564,639
その他の債務 - その他の会社	16,506,336	1,289,640
負債合計	23,733,257	1,854,279
資本金	157,762	12,326
留保利益剰余金	29,030,239	2,268,133
配当金	(20,000,000)	(1,562,600)
当期純利益	6,038,925	471,821
株主持分合計	15,226,926	1,189,680
負債および株主持分合計	38,960,183	3,043,959

(2) 損益の状況

HSBC マネジメント (ガーンジー) リミテッド
損益計算書
2011年6月30日終了期間

	2011年6月30日 (未監査)	
	米ドル	千 円
収益		
受取利息 - グループ会社	-	-
受取利息	-	-
受取手数料および報酬 - その他の会社	40,133,546	3,135,634
支払手数料および報酬 - グループ会社	(19,757,240)	(1,543,633)
支払手数料および報酬 - その他の会社	(14,970,191)	(1,169,621)
受取報酬純額	5,406,115	422,380
その他の収益	2,325,664	181,704
ポートフォリオ(損)益	11,189	874
その他の収益純額	2,336,853	182,578
費用		
為替差(損)益	31,273	2,443
給与	(844,633)	(65,991)
給付	(270,384)	(21,125)
賃借料	(61,868)	(4,834)
その他の営業費用	(372,856)	(29,131)
内部費用 - グループ会社	(68,911)	(5,384)
	(1,587,379)	(124,022)
当期(損)益 (本社費用を除く。)	6,155,589	480,936
本社費用	(116,664)	(9,115)
当期(損)益 (本社費用を含む。)	6,038,925	471,821
当期純利益	6,038,925	471,821
支払配当金 - グループ会社	(20,000,000)	(1,562,600)
留保利益	(13,961,075)	(1,090,779)

4【利害関係人との取引制限】

信託証書が規定する「利害関係人」は、()受託会社、()管理会社、()投資顧問会社、()管理会社の親会社または関係会社、()投資顧問会社の親会社または関係会社、()受託会社の親会社または関係会社である。

信託証書は、利害関係人は、受託会社および管理会社が信託証書の当事者ではなかった場合に利害関係人が有したであろう同様の権利を有する受益証券を所有し、これを保有し、処分またはその他の方法により処理することができる。同様の投資銘柄が信託証書に基づきスキーム財産の一部として保有されているか否かに関わらず、個人の勘定でいかなる投資銘柄も購入し、保有し、処分することができる。かかる利害関係人は、当該取引により、または関連して生じた収益または利益について、他の利害関係人もしくは受益者またはそのすべてに対して、説明する義務はない。

信託証書および投資顧問契約は、クラスB規則第4.10条に言及している。かかる条項は、管理会社、受託会社、投資顧問会社またはその関連会社が主にスキーム財産に関し以下の取引を行えない場合を規定している。

(a) ファンドの勘定で、受託会社に対し資産を販売、または販売の取扱いを行うか、(ユニット化によるものを除く。)ファンドの受益証券の発行に対し受託会社の資産を提供する場合。

(b) ファンドの勘定で行う受託会社から資産を購入する場合。

第4.10条は、受託会社、管理会社、投資顧問会社、またはそれらの関係会社のいずれも本条に従い行った取引から生じた収益または利益について、他の当事者および/または受益者に対し説明する義務はない旨規定している。

本書は、HSBCグループの開示について上述している。

本書は、また、一ファンドが他の一ファンドまたは複数のファンドに投資する場合、管理会社は、管理報酬の二重請求が発生しないように当該取得権益に関して管理会社に生じるすべての報酬が払い戻されることを明記している。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散に関しては、4分の3以上の多数決による株主総会の決議(特別決議)が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

受託会社の合意、クラスB規則および委員会に対する事前の書面による通知および委員会の正式承認に基づき、管理会社の委員会によって承認された他のガーンジーの関係当事者に対する信託証書に基づく管理会社を退任するか、またはその権利および義務を譲渡することができる。

(3) 出資の状況

該当なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社は、本書提出日現在、その知りかつ信じる限り、いかなる管轄法域における裁判所、仲裁機関および政府機関において、仲裁または行政手続に関与していない。

その他、本書提出日現在、管理会社、ユニ・フォリオおよび各ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) HSBC プライベート・バンク (C.I.) リミテッド (HSBC Private Bank (C.I.) Limited) (「受託会社」)

資本金の額

平成23年11月末日現在、2,496万米ドル(約19億5,012万円)

事業の内容

受託会社は、ガーンジーにおいて昭和60年6月6日、有限責任会社として設立され、ガーンジー、GY1 1EE、セント・ピーター・ポート、パーク・ストリート、パーク・プレイスに登記上の事務所を有する。受託会社は、HSBCグループの一社である。平成20年5月31日付で、HSBC プライベート・バンク(ガーンジー)リミテッドより名称を変更した。

受託会社の主たる事業は、銀行および関連金融サービスを全世界の個人・法人顧客に対して提供することである。

- (2) ステート・ストリート・カストディアル・サービシズ(アイルランド)リミテッド(State Street Custodial Services (Ireland) Limited)(「保管受託銀行」)

資本金の額

平成23年11月末日現在、200,000英ポンド(約2,438万円)

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)の円換算額は、平成23年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値(1英ポンド=121.92円)による。

事業の内容

保管受託銀行は、ユニ・フォリオの保管業務を提供する。

- (3) ステート・ストリート・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッド(State Street Fund Services (Ireland) Limited)(「管理事務代行会社」)

資本金の額

平成23年11月末日現在、350,000英ポンド(約4,267万円)

事業の内容

管理事務代行会社は、ユニ・フォリオについて管理業務を提供する。

- (4) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(HSBC Alternative Investments Limited)(「投資顧問会社」)

資本金の額

平成23年11月末日現在、1,078,543米ドル(約8,427万円)

事業の内容

投資顧問会社は、所定の投資業務の遂行に関して金融サービス委員会により規制されている英国における有限責任会社として設立され、ロンドン SW1A1JB、セント・ジェームズ通り78番を主たる所在地としている。投資顧問会社は、管理会社および受託会社の関連会社により全額出資されている。

- (5) HSBC 証券会社 東京支店(「HSBC証券」)(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

資本金の額

平成23年12月末日現在、22,422,137,143円

事業の内容

日本において第一種金融商品取引業者として業務を行っている。

(6) 香港上海銀行 東京支店(「香港上海銀行」)(「日本における販売会社」)

資本金の額

平成23年12月末日現在、259億1,036万8,235香港ドル(約2,598億8,099万円)および125億3,350万米ドル(約9,792億4,236万円)

(注) 香港ドルの円換算額は、平成23年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=10.03円)による。

事業の内容

日本において銀行業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) HSBC プライベート・バンク(C.I.)リミテッド(HSBC Private Bank (C.I.) Limited)(「受託会社」)

1987年法およびクラスB規則の目的上、受託会社は、セレクション・ファンドの指定受託会社である。信託証書の要項に基づき、受託会社は、管理会社および委員会の事前の承認を得て、ファンドに関し受託会社との共同受託者として連帯して行すべき他の法人を当該ファンドの受託会社に指名する権限を有する。

信託証書の要項に基づきまたクラスB規則に従い、受託会社は、インベスターズ・トラスト・アンド・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッドとの間で包括保管契約を締結した。同契約上の地位はステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッドに譲渡され、同社が保管機能を委託されている。当該契約に基づき受託会社がステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッドに支払うべきすべての報酬は受託報酬から支払われる。

(2) ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド(State Street Custodial Services (Ireland) Limited)(「保管受託銀行」)

インベスターズ・トラスト・アンド・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、受託会社との間で包括保管契約を締結した。同契約上の地位はステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッドに譲渡され、同社が保管機能を委託されている。

(3) ステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド(State Street Fund Services (Ireland) Limited)(「管理事務代行会社」)

インベスターズ・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、管理会社との間で管理事務契約を締結した。同契約上の地位はステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドに譲渡され、同社が管理事務機能を委託されている。

(4) HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド(HSBC Alternative Investments Limited)(「投資顧問会社」)

投資顧問会社は、ファンドの運用に関する専門的サービスの提供のため、またクラスB規則および投資顧問契約中の投資ガイドラインに従った投資運用取引全般を一任ベースで行うため、管理会社により選任された。

(5) HSBC 証券会社 東京支店(「HSBC証券」)(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

日本における代行協会員業務および受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。

(6) 香港上海銀行 東京支店(「香港上海銀行」)(「日本における販売会社」)

日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。

3【資本関係】

管理会社およびHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドは、HSBC インベストメント・ホールディングス(ガーンジー)リミテッドの全額出資会社である。受託会社は、HSBC プライベート・バンキング・ホールディングス(スイス)エス・エイの全額出資会社である。HSBC インベストメント・ホールディングス(ガーンジー)リミテッド、HSBC プライベート・バンキング・ホールディングス(スイス)エス・エイおよびHSBC アセット

- ・ マネジメント・リミテッドは、HSBC ホールディングス・ピーエルシーが最終的保有会社である。

第3【投資信託制度の概要】

- 1 ガーンジーにおける投資信託制度の概要
 - 1 1988年4月1日までは、ガーンジーのあらゆる種類の投資信託は、ユニット・トラストとして設立されたか、1908年ガーンジー会社法(改正後)の下における会社として設立されたかを問わず、ガーンジー州投資顧問・金融委員会によって規制され、1946年ガーンジー借入規制法に従って制定された借入規制に関する政令に規定された相当程度限られた権能のみを有していた。
 - 2 1988年4月1日、1987年ガーンジー投資者保護法(「1987年法」)が全面的に施行され、同日、特に1987年法の実施を目的として、1987年ガーンジー金融サービス委員会法により、ガーンジー州によって設立されたガーンジー金融サービス委員会(「金融サービス委員会」)が活動を開始した。
 - 3 1987年法により、何人であれ、金融サービス委員会が発行する免許なしに、ガーンジー内から規制下にある投資業を営むことまたはかかる業務を行っていることを表示することは違法であり、また、ガーンジーの団体が、ガーンジーの領域外で、規制下にある投資業を営むことおよび営んでいると表示することは、当該団体がガーンジーで当該業務を行う免許を有し、かつ当該業務がガーンジーで適法になしうるものでなければ、違法である。
 - 4 1987年法において、1987年法付則第一部に明示されている種類の「規制投資」に関連して、1987年付則第二部に明示されている「制限活動」のいずれかを業とする者は、規制投資業を営んでいるものとみなされる。集団投資スキームは、付則第一部に明示されている規制投資の一つのカテゴリーを構成するものであるが、一般証券およびデリバティブは規制投資の他のカテゴリーを構成しており、また、ガーンジー州は、政令により、付則第一部に他のカテゴリーを追加する機能を有する。
 - 5 1987年法付則第一部カテゴリー1は、集団投資スキームを、あらゆる種類の資産(現金を含む)に関する一切の仕組みであり、以下の特色を有するものと定義している。
 - (a) 投資者が、当該資産の取得、保有、運用もしくは処分から生じる収益もしくは収入またはかかる収益もしくは収入から支払われる金員の取得、保有、運用もしくは処分から生じる収益もしくは収入にあずかり、またはこれを受け取ることができるようにする目的または効果を有し、
 - (b) 当該活動に関連する資産の運用に対して、投資者が日々の管理を行うことができず(意見を有する権利または指示を与える権利を有するか否かは問わない)、かつ
 - (c) その下において、() 投資者の出資および支払原資となる収益もしくは収入が集められ、または() 当該資産が、その運用に責任を負う者によりもしくはその者のために、合同運用されること。付則第一部カテゴリー1は、集団投資スキームでない投資活動を数多く列挙している。それには、例えば、各投資者が当該スキームの管理会社と同グループ内の法人である取引、フランチャイズの仕組み、銀行による預金受入れ、保険契約および企業年金スキームが含まれる。オープン・エンド型会社型投資信託でない法人およびクローズド・エンド型ユニット・トラスト(法人の場合、オープン・エンド型会社型投資信託ではない仕組みと定義されている。)もまた除外されている。
 - 6 1987年法は、制限活動を構成する活動として、販促活動、購入、登録、売買、運用、管理、助言、保管および投資取引所の運営を挙げている。免許業者は、当該集団投資スキームが1987年法に従って金融サービス委員会により許可されない限り、ガーンジー法に基づいて設立または設定された集団投資スキームに関して制限活動に従事することができない。当該集団投資スキームがガーンジー以外の国または地域の法律により設立または設定され、運用および保管の両方の制限活動が免許業者により行われまたは委託されている場合、当該スキームもまた、1987年法に基づき、金融サービス委員会により認可されることが必要である。運用、保管または管理の制限活動のいずれかが、免許業者により、ガーンジーにおいて、特定の法域において認可された一定のスキームを除く非ガーンジー籍スキームに関して行われる場合、かかる活動を行う免許業者は、金融サービス委員会に対して、かかるスキームのためにかかる活動を行うことを、事前に書面により通知しなければならない。1994年非ガーンジー籍スキームに対する業務運営および通知に関する規則に基づく一定の要件が満たされなければならない。
 - 7 2008年10月29日までは、クローズド・エンド型ユニット・トラストならびに1987年法に基づく集団投資スキームでない会社およびその他の投資ファンドは、1959年 - 1989年ガーンジー借入規制に関する政令(改訂済)(「COBO政令」)に基づくガーンジー州投資顧問・金融委員会同意を要求されていた。かかる同意には、通常、当該ファンドの業務方法の変更につき金融サービス委員会の事前同意が必要という条件が含まれる。さらに、

1987年法が拡張され、付則第一部カテゴリー 2 の「規制投資」の定義にクローズド・エンド型スキームが追加されてからは、1987年法の規定により、当該会社およびファンドについて制限活動を行う者は免許を得なければならない。2007年ガーンジー投資者保護 (改訂) 法 (「POI改正法」) に関連して、COB0政令は改正され、ユニット・トラスト・スキームおよびリミテッド・パートナーシップ・スキームは、COB0同意を必要としない。

- 8 2008年10月29日までは、1987年法第 8 条第 1 項によれば、集団投資スキームは、金融サービス委員会によって、特定の種類の認可されたスキームである旨宣言されることができると定めていた。POI改正法に関連して、金融サービス委員会はまた、現在、集団投資スキームについて特定の種類の登録されたスキーム (「登録ファンド」) である旨宣言することができる。金融サービス委員会は、クラス A、クラス B およびクラス Q という 3 種類の異なるスキームを規定している。

クラス A スキームである旨宣言されたスキームは、その投資および借入権能を決定するために、フィーダー・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、マネー・マーケット・ファンドおよび証券スキームとしてさらに区分される。クラス A スキームは、クラス A 規則の下で設立されたスキームを英国における個人投資家に販売するのに相応しいものと指定する 2002 年集団投資スキーム (クラス A) 規則 (2003 年集団投資スキーム (クラス A) (改訂) 規則により改訂済)、および新規クラス A スキームの設立またはよりリベラルな投資権能を活用しているが、現在のところ英国で販売する予定はない既存クラス A スキームの転換を認めるための HM 財務省による指定に先立ち、2008 年 11 月 24 日に導入された 2008 年認可集団投資スキーム (クラス A) 規則により改訂済 (「クラス A 規則」) により規制される。クラス B スキームは、1990 年集団投資スキーム (クラス B) 規則 (「クラス B 規則」) により、クラス Q スキームは、1998 年集団投資スキーム (適格専門的投資家向けファンド) (クラス Q) 規則 (「クラス Q 規則」) により規制される。

2008 年 10 月 29 日付で、POI 改正法は、COB0 政令のファンド業務に関連する部分および 1987 年法の改正部分と差し替えられた。2008 年 12 月 15 日、金融サービス委員会は多くの規則 (「新規則」) を施行したが、これには、2008 年認可クローズド・エンド型投資スキーム規則 (「ACEIS 規則」)、2008 年登録集団投資スキーム規則 (「RCIS 規則」) および 2008 年目論見書規則が含まれている。2009 年 4 月 30 日までに RCIS 規則に基づき登録されることを選択していなかった既存のクローズド・エンド型集団投資スキーム (2008 年 12 月 15 日以前に承認済) は、COB0 政令に基づき実際に同意を得た日に、ACEIS 規則が当該日に施行されていたものとして、改正済 1987 年法第 8 条および ACEIS 規則 6.02 項に従い認可クローズド・エンド型投資スキーム (「認可ファンド」) として認可を宣言されたものとみなされた。

2008 年目論見書規則は、登録されたオープン・エンド型集団投資スキーム、登録されたクローズド・エンド型集団投資スキームおよびガーンジーのカテゴリー 2 の規制投資の公募のための目論見書に関する情報開示要件の概要を定めている。2008 年目論見書規則は、ACEIS 規則と共に読み込むことを要する。

変更により、投資信託は、現在、「認可される」または「登録される」ことができる。両方のタイプの投資信託とも、金融サービス委員会により「規制対象」商品とみなされるが、異なる届出制度に従わなければならない。すなわち、現在、1987 年法に基づき 6 種類の異なる集団投資スキーム、すなわち、認可クラス A (オープン・エンド型)、認可クラス B (オープン・エンド型)、認可クラス Q (オープン・エンド型)、認可 (クローズド・エンド型)、登録オープン・エンド型および登録クローズド・エンド型集団投資スキームが存在する。

金融サービス委員会の方針では、認可ファンドを登録ファンドより厳しく監督する意向である。既存のクローズド・エンド型スキームについて、二つのカテゴリー間に事実上ほとんど違いはない。実際、認可クローズド・エンド型ファンドに適用される新規則は、COB0 制度の下でクローズド・エンド型ファンドについて求められた最低開示要件の大部分を取り込んでおり、すなわち、既存文書は、概ね新規則で要求される情報を既に記載していることになる。

9 クラス A スキーム

クラス A 規則は、クラス A スキームの設立書類、関連のスキーム説明書の内容、スキームの一般管理および投資パラメーターを規制する。クラス A 規則は、証券ファンド、マネー・マーケット・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、先物およびオプション・ファンド、不動産ファンド、ワラント・ファンド、フィーダー・ファンドおよびアンブレラ・ファンドとして設立されるクラス A スキームを規制する。

- 10 クラス A スキームであると宣言されたスキームは、例外なくクラス A 規則の全てを遵守しなければならず、管理会社は、認可申請に際して、主要文書 (ユニット・トラストの場合は信託証書、会社型スキームの場合は定款、管理契約および保管契約) がその内容に関連してクラス A 規則の全てを遵守していることを言明する承認され

た法律事務所からの証明書を提出しなければならず、また当該証明書の署名済または認証済の写しをスキーム説明書およびその他の重要書類と共に金融サービス委員会に提出しなければならない。

11（１）クラスBスキーム

クラスBスキームは、通常、限定的に、または私募によりまたは機関投資家もしくは専門的投資家に対して販売されるものである。クラスB規則は、主要文書およびスキーム説明書に記載すべき情報の内容を定めているが、投資権能および借入権能に特定の制限を課すものではなく、一般的に、柔軟でありながら、同時に最善の実務慣行を反映するように定められている。金融サービス委員会のクラスBスキームに関する現在の政策および実務慣行は、おおむね以下の様に要約できる。

- （ ）投資目的および投資制限は、危険を分散するように企図されていなければならない。
- （ ）ファンドが、平均的リスクを超えるリスクに曝されているものと金融サービス委員会が判断する場合には、容易に認識され得る警告をしなければならず、受益証券の販売は、専門的投資家および経験ある投資家に対するものに限られることがある。
- （ ）スキームが負担すべき費用は、公正かつ合理的なものでなければならず、受益者に対して説明がなされなければならない。
- （ ）受益証券の価格決定は、購入者、売却者および管理会社の間で合理的な公正さを達成するものでなければならない。
- （ ）すべての重要な事実は、投資を検討する者および既存の投資者に対して、明瞭に開示されなければならない。

（２）クラスQスキーム

クラスQスキームは、純資産200万英ポンド超の信託の受託者、純資産200万スターリング・ポンド超の会社またはリミテッド・パートナーシップおよび最低50万スターリング・ポンド超の純資産を有する個人を含む適格専門的投資家向けである。最低購入制限は存在しない。クラスQ規則は、金融サービス委員会がその適用を拒絶または修正しない限り適用される。クラスQ規則は、目論見書において、スキーム当事者の詳細、適格専門的投資家の定義、受益証券の特徴および潜在的投資家が思慮深い判断をなすために十分なリスク警告が含まれていなければならないと規定している。

クラスQスキームの主要な特徴は以下のとおりである。

- （ ）各スキームは金融サービス委員会により認可され、その恒久的かつ継続的な監督に服さなければならない。
- （ ）クラスQスキームは、法人（プロテクテッド・セル会社を含む）、信託またはリミテッド・パートナーシップとして設立することができる。管理会社は、パートナーシップ持分、株式および受益証券の所有が定義された適格専門的投資家に限定されることを確保しなければならない。
- （ ）クラスQスキームへの投資について最低の個別購入額要件は存在しない。
- （ ）スキームの財産は、リスクの分散が図られていなければならないが、それは管理会社（会社の場合は当該会社）の裁量に委ねられる。リスク分散の基準は、スキームの目論見書に明記されなければならない。
- （ ）書類の要件はより直截である。思慮深い投資判断を可能にするために十分な情報が含まれた目論見書が作成されなければならない。
- （ ）スキームの認可に先立ち、法律専門家の証明書は要求されない。その代わりに、管理会社は目論見書がクラスQ規則を遵守していることを証明する必要がある。

クラスBスキームおよびクラスQスキームへの投資については、クラスAスキームに適用される正式な補償スキームは適用されない。

12 クラスA、クラスBまたはクラスQのいずれかであるかにかかわらず、新規の集団投資スキームの認可または登録の申請を審査する際、金融サービス委員会は、申請の対象となっているスキームが1987年法および適用ある規則のすべての条件を満たしていると思われる場合であっても、認可を与える義務を負わない。金融サービス委員会は、申請を拒否する意図を有する場合、決定を下す前に、申請者に対して、書面で、審査中の決定について通知をしなければならず、申請者が希望すれば、書面で理由を通知する旨を示さなければならない。その時点から28日間、申請者は、口頭または書面により意思を表明することができ、金融サービス委員会が認可拒否の決定を下した場合、申請者は、ガンジー王立裁判所通常座部に、当該決定が同委員会の権限逸脱または権限の不当な

行使によるものであるという理由により不服申立てをすることができる。

- 13 設立者がガーンジーにおける新規参入者である場合、金融サービス委員会は、設立者となろうとする者の地位を重視する。選別の方針というものがあり、それによれば既設の投資信託の設立に関する証明可能な実績を有する者のみが許される。設立者になろうとする者が、他の法域における規制当局から認可を受けたという事実は、それ自体では、一般的には十分ではない。
- 14 1987年に基づき認可または登録が求められるすべての集団投資スキームについて、金融サービス委員会は、当該スキームが1987年法付則第3部の特定要件を充足すると確信した場合のみ、認可または登録を与えることができる。かかる要件とは、以下の通りである。
- (1) 当該スキームは、当該スキームが認可または登録されたスキームとして宣言を受けようとするクラスの集団投資スキームに適用される、1987年法に基づくすべての規則を遵守すること。
 - (2) 当該スキームの名称が望ましくないものまたは誤解を招くおそれがあるものでないこと。
 - (3) 当該スキームの目的が、合理的に見て実現可能であること。
 - (4) P01改正法の施行前において、当該スキームが次のいずれかの権利を投資者に与えること。
 - () 投資者の受益証券を、当該受益証券に関連する資産の純資産価格に関する価格で、償還または買い戻させること。
 - () 投資者の受益証券を、公認の投資取引所において、上記()から著しく乖離しない価格で売却すること。当該スキームの管理会社および資産の保管受託銀行または受託者は、それぞれ法人でなければならない。
 - (5) P01改正法の施行後、オープン・エンド型投資スキームとして販売を促進されるかまたはその他の場合に説明されるスキームは、以下のいずれかの権利を投資者に与えること。
 - () 投資者の受益証券を、当該受益証券に関連する資産の純資産価格に関する価格で、償還または買い戻させること。
 - () 投資者の受益証券を、公認の投資対象取引所において、本項()から著しく乖離しない価格で売却すること。
 - (6) オープン・エンド型投資スキームとして販売を促進されるかまたはその他の場合に説明されるスキームの管理会社および資産の受託者または保管受託銀行は、それぞれ法人でなければならない。
- 15 金融サービス委員会は、新規のスキームの承認および認可について、三段階の手続を踏む。第一段階は、原則として、様式GFAの記入および提出を伴う承認申請であり、同様式には、特に、スキームの特徴および目的、予定される管理会社および保管受託銀行の名称および住所、ならびにスキームが負担すべき手数料を記載する。設立者がガーンジーにおける実績を有しない場合にその地位に関して金融サービス委員会を満足させなければならないのは、この段階においてである。概括的承認が得られた場合、次の段階は、原則として同意および認可の申請である。これは、様式APBに則ってなされ、最終稿にできるだけ近いスキーム説明書の写しを、申請料2,800スターリング・ポンドと共に添付することになっている。すべての文書が最終稿となり、金融サービス委員会が挙げた疑問点について同委員会の納得のいくように処理された場合、最終認可の申請が、原本証明を付したすべての重要な文書の写しおよび当該スキームに関して発行されるスキーム説明書の最終版の写しおよび関係規則を遵守していることを確認する弁護士の証明書を添付した書簡によってなされる。

2 免許業者(業務運営)および資本適性度規則

2009年免許業者(業務運営)規則(以下「業務運営規則」という。)および2010年免許業者(資本適性度)規則(以下「資本適性度規則」という。)はそれぞれ、2010年1月1日および2010年4月16日に施行され、1988年集団投資スキーム(指定業者)規則(以下「指定業者規則」という。)および1998年免許業者(財源、通知、業務運営およびコンプライアンス)規則(以下「FNCC規則」という。)と差し替えられた。

A 指定業者

- 1 1987年法に基づく認可または登録によれば、(とりわけ)指定管理者の名称および指定受託者または指定保管銀行の名称を記載する必要がある。多くの場合、当該スキームがユニット・トラストである場合には信託証書中で指名された管理会社が、当該スキームが会社型である場合には管理契約に基づいて投資信託会社により任命された管理代行会社が、他の会社と、すべてでないにしろほとんどの義務の履行についてかかる他の会

社（「代行会社」）に対して委任する契約を締結する。かかる場合、金融サービス委員会は、代行会社を1987年法第8条にいう指定管理者として指定するものとし、管理会社は、主要管理者として位置づけられる。

2 クラスA規則およびクラスB規則はともに、次のように定めている。

(a) 認可されたスキームの指定管理者および指定受託者は、

- () 別々の者であり、相互に独立して行為し、
- () 各々、ガーンジーにおいて設立、運営され、営業所を有し、
- () 一方の会社の子会社でなく、かつ
- () 共通の業務執行取締役またはその他の役員を有しないこと。

(b) 会社型スキームの場合、指定保管銀行は、当該会社型スキームと、業務執行取締役またはその他の役員を共有しないこと。

さらに、クラスB規則は、指定管理者および指定受託者または指定保管銀行のそれぞれが1987年法に基づく免許を有していなければならないと規定している（これは、いかなる場合においても、1987年法に基づくクラスAスキームについての要件でもある）。また、金融サービス委員会は、本規則に適合することを保証するために同委員会の決定する約定書、捺印証書、保証および保険を要求することができる。クラスQ規則の場合、上記(a)()、()および()ならびに(b)が適用される。加えて、指定管理者および指定受託者または指定保管銀行のそれぞれが、1987年法に基づく免許を得ていなければならない。また、ガーンジーにおいて管理されかつ営業所を有していなければならない。

3 指定業者規則（廃止済）

2010年1月1日以前、指定業者規則には、指定管理者および指定受託者/指定保管銀行（指定業者）が遵守しなければならない数多くの重要な規則が含まれていた。指定業者規則は、クラスAスキームに関して、金融サービス委員会が必要または望ましいと判断した場合（例外なくかように判断される）、クラスBスキームに関して、制限活動を行う指定管理者および指定受託者/指定保管銀行にも適用された。指定業者規則は、財務記録の維持、財務諸表の作成、プロダクトバイアス、スキームの管理者、管理者が行為する認可スキーム、当該スキームへ投資していないその他の顧客および管理者自身の間の取引の割当てならびに苦情処理についての詳細な規則を含んでいた。特に、

- (a) 指定業者規則4.01により、指定業者は、いつでも、適切な財源要件に適合していなければならなかった。認可スキームの指定受託者/指定保管銀行の場合、これは、400万スターリング・ポンドの総資本を有することを意味していた。指定管理者は、10万スターリング・ポンドまたは認可スキームの指定管理者の直近の年次会計に示された監査済年次経費（「経費基準要件」）の25%相当額のいずれか高い方の額の総資本を有しなければならなかった。「総資本」とは、指定業者の調整後の資産合計から負債合計を控除したものを意味し、金融サービス委員会の承認を得た指定業者が選択した場合、承認された法律事務所による、当該債務の法的執行可能性を確認する証明書が金融サービス委員会に提出されている約定書、補償、捺印証書、信用状、保証書および保険の価額をも意味していた。
- (b) 指定業者規則8は、次の様な取決めについてスキーム説明書に記載する義務を指定管理者に対して課していた。すなわち、指定管理者が他の者との間に有する取決めで、それにより直接の利益が支払われないものの、管理者によりその者に業務を提供するという約定がなされ、かかる利益およびサービスが管理者の業績向上に繋がるまたは繋がる事が企図されている場合であった。かかる取決めがない場合は、指定管理者は、適切なかかる取決めがない旨の記載がスキーム説明書の中に記載されるよう確保しなければならなかった。
- (c) 指定業者規則16は、指定業者が、指定業者規則およびその他の1987年法下の規則を遵守することを保証するための効果的な取決めを設け、維持することを要求する規則を含んでいた。かかる取決めの書面による詳細は、金融サービス委員会に提出されなければならない。その遵守について責任を負う役員が指名されなければならなかった。

4 業務運営規則

2010年1月1日付で、業務運営規則は、指定業者規則と差し替えられ、免許業者（指定管理者および指定受託者/指定保管銀行）の取締役会、免許業者およびコンプライアンス・オフィサーが遵守しなければならない数多くの重要な規則を制定した。

業務運営規則は、業務運営規則に基づき金融サービス委員会により特段の合意がなされない限り、すべての免許業者に適用される。業務運営規則には、コーポレート・ガバナンスおよび上級管理職の責任、コンプライアンス協定、会計記録および財務書類、事業運営、記録保管、顧客分類、苦情、顧客資産、契約報告書、利益相反、即時の通知および年次通知についての詳細な規則が含まれている。

B FNCC規則 (廃止済)

2010年4月16日以前、1998年免許業者 (財源、通知、業務運営およびコンプライアンス) 規則 (「 FNCC規則 」) は、金融サービス委員会により特段の合意がなされない限り、1987年法により免許された全ての者に対して適用されていた。FNCC規則は、FNCC規則により生ずべき義務が既に指定業者規則において指定業者により果たされている限りにおいて、指定業者には適用されなかった。FNCC規則は、特に、1987年法に基づいて免許を受けた者に対する財源要件、特定の金融上の事項について免許業者が金融サービス委員会に通知すべき事情、多様な通知要件、免許業者による業務運営に関する規則およびコンプライアンス体制について規定していた。

C 資本適性度規則

2010年4月16日付で、資本適性度規則は、FNCC規則と差し替えられた。資本適性度規則は、資本適性度規則に基づき金融サービス委員会により特段の合意がなされない限り、すべての免許業者に適用される。資本適性度規則は、すべての免許業者がいつでも () 適切な財源要件を遵守し、かつ () 流動性要件を維持することを規定している。さらに、資本適性度規則は、免許業者が一定の即時の財務通知を金融サービス委員会に対して届け出ることおよび財源要件の算定に関する枠組みを規定している。

免許業者は、いつでも、以下を含む適切な財源要件以上の財源を維持しなければならない。

- (a) 同規則第2.2.1条に基づき、オープン・エンド型の集合投資スキームの指定受託会社または指定保管受託会社について、400万スターリング・ポンドの純資産額
- (b) 同規則第2.2.2条に基づき、集合投資スキームの指定管理会社につき、10万スターリング・ポンドまたは金融サービス委員会に提出された直近の年次財務諸表に記載された経費ベース要件に相当する純資産額のうちいずれか高い金額
- (c) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条が最低専門職業賠償責任保険範囲の30万スターリング・ポンドまたは総収入の3倍のうちいずれか高い金額を適用する免許業者に関して、その超過分は総保険金額の20%を超えてはならない。
- (d) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条に該当せず、ガーンジーに物理的な所在 (社員および敷地) がいない免許業者の場合、10,000スターリング・ポンド、または純資産額および取締役の判断で約定額を充足するため、かつ、事業がさらされるリスクに耐えるために十分であると判断される専門職業賠償責任保険範囲のうちいずれか高い金額

免許業者が資本適性度規則第2.2.1条および第2.2.1条に該当せず、1994年ガーンジー銀行監督法 (改正済) 、2002年ガーンジー保険会社および保険仲介者法 (改正済) もしくは2002年ガーンジー保険業法 (改正済) または2000年ガーンジー受託者、企業経営および会社取締役規則法 (改正済) に基づく免許を有している場合に資本適性度規則第2.2.3条が適用される場合を除き、免許業者は、いつでも10,000スターリング・ポンドまたは監査済年次経費 (資本適性度規則に定義される。) の10%のうちいずれか高い金額の流動性要件を維持する。

免許業者は、以下に該当すると判断される事由を有する場合、直ちに金融サービス委員会に届け出るものとする。

- (a) 財源要件または流動性要件に違反するかまたは1か月以内に財源要件に違反することが予想される場合。通知には、違反の治癒のため免許業者がとる予定のまたはとった措置を明記し、書面により確認されなければならない。
- (b) 免許業者の監査人が会計報告に限定意見を付す意図がある場合
- (c) 免許業者の子会社の負債が子会社の資産を超える場合
- (d) 免許業者の親会社の負債が親会社の資産を超える場合

3 集団投資スキームの運用に関するガーンジー法に基づいて採用された2種類の仕組の概要

ガーンジー籍の認可集団投資スキームは、全て、ユニット・トラストまたはオープン・エンド型投資会社として設立される。

1 ユニット・トラスト

ユニット・トラストは、独立の法人格を有せず、管理者を一方当事者とし、受託者を他方当事者とする、一般に「信託証書」として知られる書面による合意によって設立される。この概念は、ガーンジーにおいて、少なくとも100年間は認知されており、信託は、現在、一般に、2007年ガーンジー信託法(改正済)の規定により規律されている。ガーンジー法により最初に規律されたユニット・トラストは、30年以上前に創設されたものとされている。

ユニット・トラストの投資者の持分は、受益証券によって証明され、各受益証券は、信託財産の分割されていない持分一口を表章する。投資者が保有する受益証券によって表章される権利は、信託における受益権の性質を有する。受益証券を購入することにより、投資者は、信託証書の当事者であるのと同様にその条項に拘束される。

受益証券は、記名式または無記名式で発行され(規制当局の承認を得て、かつマネーロンダリング防止およびテロ資金調達防止に関する法令および規制を遵守する。)、記名式で発行された場合、券面が発行される場合もされない場合もある。受益者名簿は、受益者の閲覧に供されるが、管理者および受託者は、受益者名簿を公衆縦覧に供する義務はない。

2 オープン・エンド型投資会社

会社(いかなる場合も、ガーンジー法において株主とは別個の法人格を有するものとして扱われる。)は、2008年ガーンジー会社法に基づいて組織される。オープン・エンド型投資会社は、1987年法において、以下の特徴を有する集団投資スキームと定義されている。

- (a) 当該投資信託の下において、資産が、投資リスクを分散し、株主に資金運用の結果として得られる利益を享受されることを狙いとして、資金の投資を目的とする法人に実質的に帰属し、かつ、かかる法人によりまたはそのために管理されること、かつ、
- (b) 投資者がスキームの条件に基づいて、
 - () 保有する受益証券を、当該法人によりもしくは当該法人が提供する資金をもって、償還もしくは買い戻させる権利を有すること、または
 - () 受益証券を、投資取引所において、当該受益証券に関する資産の価額に当たる価格で売却する権利を有すること。

2008年6月30日以前

投資者がその株式を買い戻すことを可能にするために、オープン・エンド型投資会社を、記名割当株式または参加型償還可能優先株式のいずれかとして発行される極めて額面の小さい多数の種類分けされていない株式をもって設立するのが通常の実務慣行であった。2008年7月1日までにガーンジー法の下で株式が償還可能であるためには、当該株式がそれに対して優先的地位を有する別種の株式が存在する必要がある。したがって、オープン・エンド型投資会社の株式資本は、通常管理株式または設立者株式と言われた比較的少数の株式をも含んでいた。この株式には、配当請求権はなく、清算に際しては当該株式について払込済みの額面額の払戻しを受ける権利のみがあった。かかるモデルに基づき、投資者に対して、種類分けされていない株式が参加型償還可能優先株式として発行される場合、その価格は、会社の現存純資産の価額を反映する総額であり、当該株式の額面額にプレミアムを加算した額となる。プレミアムの額は、会社の会計帳簿の株式プレミアム勘定と呼ばれる特別勘定に計上される。投資者が株式の償還を希望する場合、会社は、自分自身で当該株式を買い戻すか、償還される。いずれの場合においても、償還価格は、会社の現存純資産価格を参照して計算される。会社が株式を償還する場合、当該株式の額面金額分は、管理者に対する記名割当株式発行の収益(または配当可能利益)から償還され、残余部分は、株式プレミアム勘定(または、十分な残高がある場合には、損益勘定)から支出される。

2008年7月1日以降

2008年ガーンジー会社法の施行後、株式の買い戻しが可能となる前であっても2008年6月30日以前のモデルも依然として運用でき、会社の取締役は、買い戻し後に会社が支払能力テストに合格することを保証しなければならない。合格しない場合、取締役会は買い戻しを認めない。

オープン・エンド型投資会社に関する2008年ガーンジー会社法の改正は、償還可能株式が償還可能となるためにそれに対して優先的地位を有する別種の株式が存在する必要はないとしている。したがって、今後は上記の管

理株式または設立者株式の要件はなくなる。ガーンジー会社が授権株式資本を有していなければならないとの要件もなくなるため、多くのガーンジー会社は無制限の株式資本を有することになる。これは、特にオープン・エンド型投資会社の場合、額面金額のない無制限の株式をもって会社を設立することにより有効となる。会社が株式の償還を希望する場合、額面株式の発行またはその他の措置を講じることなく、純資産価格に基づき償還することができる。

償還する場合、会社の定款に従い、会社のあらゆる勘定から株式を償還することができる。ただし、会社は常に最低1名の株主を有さなければならないため、すべての株式を償還することはできない。

従前どおり、償還価格は会社の純資産価額を参照して計算される。

ガーンジー籍の会社の株式は、記名式でのみ発行されるが、券面が発行される場合もされない場合もある。会社の株主名簿は、株主の閲覧に供されるだけでなく、誰でも適切な手数料を支払って閲覧することができる。会社は、毎年、特に会社の授権株式資本、発行済株式資本および取締役の詳細を記載した年次確認書をガーンジー会社登記官に届け出なければならない。会社の記録は、ガーンジー会社登記官において維持され、適切な手数料を支払えば誰でも閲覧することができる。

すべての会社は、その運営および投資方針の立案について最終的に責任を負う取締役会を有していなければならないが、1987年法は、各会社が指定管理者および指定保管銀行を有することを要求している。

ユニット・トラストおよびオープン・エンド型投資会社の双方について、クラスB規則の下では、スキームを運用し、主要な文書、クラスB規則および直前に公表されたスキーム説明書（および、会社型スキームの場合には、取締役が随時下す決定）に従って、随時、スキーム財産の構成に関する決定を下すことが管理者の義務である。

次のことは受益者 / 保管銀行の義務である。

(a) スキームが管理者により適切に運用されることを保証するために、合理的な注意をすること。

(b) 主要文書およびクラスB規則に基づいて義務を果たすこと。

4 クラスB 集団投資スキームすべてに適用ある投資制限および借入制限の概要

クラスB規則に従い、クラスBスキームの財産は、リスクを分散する目的で投資され、主要書類およびスキーム説明書に基づき認められた資産のみで構成され、スキーム説明書に定められた性質または種類を構成する。

クラスBスキームの財産は、主要書類またはスキーム説明書に基づいて課された制限に違反して投資することはできない。スキーム説明書が主要書類より制限的である場合には、スキーム説明書に従うが、修正の発効前に受益者が受益証券の取引を行うことができるような十分な受益者に対する通知を書面で行うことを条件として、スキーム説明書は修正される。スキームの管理者、受託者 / 保管銀行は、スキーム財産がその制限に違反して投資されないことを確保するためにあらゆる相当な措置を講じ、あらゆる精査を行わなければならない。かかる制限の違反がある場合、管理者、受託者 / 保管銀行は、その状況を修正するために必要な措置を講じなければならない（一定の例外はある）、1ヶ月以内にその状況が修正されない場合、金融サービス委員会に通知しなければならない。

1987年法付則第3部第4条（上記1の第14項参照）に規定された性質を有し、管理者または管理者と同じグループの者または管理者と関係のある特定の者によって運用される集団投資スキームの受益証券に関して、かかる受益証券は、受益証券の発行に際し支払うべき当初手数料（または受益証券の買戻しに関する手数料）がこれを取得しようとするスキームまたはその投資家によって負担させられないよう管理者がしない限り、クラスBスキームによって取得されてはならない。

クラスBスキームのスキーム説明書には、主要書類またはスキーム説明書に基づいて許容されたヘッジ取引または借入れを開示しなければならない。ヘッジ取引および借入れは、主要書類またはスキーム説明書に基づいて課される制限に違反してはならない。スキーム説明書が主要書類より制限的である場合は、スキーム説明書に従うが、修正の発効前に受益者が受益証券の取引を行うことができるような十分な受益者に対する通知を書面で行うことを条件として、スキーム説明書は修正される。スキームの管理者、受託者 / 保管銀行は、ヘッジ取引および借入れがかかる制限に違反してなされないことを確保するためにあらゆる相当な措置を講じ、あらゆる精査を行わなければならない。かかる制限の違反がある場合、管理者、受託者 / 保管銀行は、その状況を修正するために必要な措置を講じなければならない（一定の例外はある）、3ヶ月以内にその状況が修正されない場合、金融サービス委員会に通知しなければならない。

クラスB規則は、クラスBスキームによって採択された投資方針に関する以下の事項を明確にするスキーム説明

書を要求している。

- (a) 投資方針の対象が、元本成長型、収益成長型またはその他所定の方針かどうか。
- (b) 投資が限定されまたは投資を決定する際に指向されやすい経済部門または地理的地域
- (c) スキーム財産に含まれる投資対象の種類による制限
- (d) 投資の上限
- () リスク、評価および換金の困難性による特定種類の資産および証券
- () 単独の発行会社の証券または証券のクラス
- (e) 主要書類が他の集団投資スキームへの投資を規定している場合、その旨および管理者またはその関係者によって運営されるスキームに対してスキーム財産が投資される範囲についての報告
- (f) スキームがヘッジ取引を行うことができるか否か、できる場合、ヘッジのために行われることの多い取引の種類、かかる取引が行われる際の状況およびかかる取引のプレミアムまたはマージンとして支払われるべき額の制限
- (g) スキームに関して行使しうる借入能力

クラスBスキームであるアンブレラ・ファンドに関し、クラスB規則は、アンブレラ・ファンドの一つのサブ・ファンドの受益証券を、そのアンブレラ・ファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する際の手数料（手数料の上限額および手数料なくして許容される転換の最小数を含む）に関する主要書類に記載された取決めをスキーム説明書中に記載することを要求している。

また、アンブレラ・ファンドに関して、クラスB規則によってそのスキーム説明書に記載することが要求されている情報が別のサブ・ファンドと異なる場合、その情報は各サブ・ファンドについて記載されなければならない。

クラスB規則は、スキーム説明書が、金融サービス委員会によって要求されているリスク警告を含むことを要求している。スキーム説明書には、また、以下の重要な情報を記載しなければならない。

- (a) スキームへの投資のメリットおよび許容しうるリスクについて十分な情報に基づく判断をするために、投資家およびその専門的アドバイザーが合理的に要求し、合理的に探せるような情報。
- (b) 管理者（会社型スキームの場合その取締役の知識）またはそれらの者が合理的な調査により取得できたであろう情報

5 クラスB集団投資スキームに適用される広告および販売に関する規則の概要

クラスB規則には、広告および販売に関する多くの条項がある。

- (a) 規則6.03は、管理者は、未だ受益者となっていない者に対してクラスBスキームの受益証券の販売を実行してはならないと定めている。ただし、かかる者が直近の年次報告書および会計情報ならびに（それ以後に年次報告書が作成された場合は別として）直近の半期報告書を無料で提供されている場合はこの限りでない。
- (b) 規則10.01は、クラスB規則の付則の条項に沿ったスキーム説明書が、認可されたクラスBスキームについて管理者により（会社型スキームの場合には取締役により）作成されることを要求している。規則10.02によれば、認可されたクラスBスキームの管理者（会社型スキームの場合には会社）は、スキーム説明書が規則10.01に従って英語で作成され、写しが受託者／保管銀行および金融サービス委員会に提出され、管理者（会社型スキームの場合には会社）が規則10.02（b）の要件を満たすのに十分な数と合理的に信じるだけのかかる説明書を含む印刷物が入手できるように手配されていない限り、かかるスキームの受益証券を販売することができない。規則10.02（b）は、管理者（会社型スキームの場合には会社）は、いかなる者に対しても、（かかる者が既に受益者である場合は別として）スキーム説明書を無料で提供するまでは、当該スキームの受益証券の販売を実行してはならないと定めている。スキーム説明書の写しは、通常の営業時間内はいつでも、管理者（会社型スキームの場合には会社）のガーンジーにおける主たる営業所において、公衆縦覧に供されなければならない。
- (c) 規則10はまた、スキーム説明書を毎年定期的に更新すべきことおよびその内容に重大な変更が発生した場合はスキーム説明書を即時に改訂することを定めている。さらに、スキームの受益証券を購入しもしくは購入することに同意し、目論見書の一部もしくは全部を構成するスキーム説明書に含まれる誤った情報もしくは誤解を招く情報、クラスB規則に従い記載が必要な情報の欠落、またはスキーム説明書の改訂

を怠ったことから生じる虚偽、誤導表示もしくは欠落の結果として損失を被った者への補償についての規定を有する。これらの規則に基づく義務には一定の例外が定められている。「目論見書」という用語は、1987年法において、公衆に対する規制投資の応募、購入または交換の申込みに関する詳細な情報を記述した目論見書、通知、ちりまたはその他の文書であると定義されている。

- (d) 規則4.03は、管理者および受託者 / 保管銀行に対して、主要な文書および直近に公表されたスキーム説明書の写しを、英語で、そのガーンジーにおける主たる営業所において、その通常の営業時間内はいつでも、無料で、公衆縦覧に供することを要求している。管理者がクラスBスキームの受益証券を他の国または地域で販売している場合、当該国または地域において、当該地域において適用される法律により要求される書類または情報を入手可能にしなければならない。管理者および受託者 / 保管銀行は、いかなる者に対しても、相当な手数料の支払を条件に、スキームの主要書類およびスキーム説明書の謄写を許さなければならない。

6 スキームおよび管理会社の状況についてのガーンジーにおける継続的開示義務

(a) ファンド

認可されたクラスBスキームの管理会社は、クラスB規則6.02(1)により、各会計年度の終了後6ヶ月以内に同規則6.02の(2)項および第(3)項に従いそれぞれ作成された年次報告書を公表することを要求される。報告書の写しは収益を受益者へ分配する基準日において(無記名式受益証券の場合は要求に応じて)受益者名簿に登録済の各受益者および金融サービス委員会に対し送付されなければならない。そのほか、管理会社および受託会社 / 保管受託銀行、同規則6.02第(3)項により、直近に公表されたスキーム説明書に特定された各場所において通常の営業時間内における公衆縦覧のために英語による最新の年次報告書を提供することを要求される。半期報告書および財務書類は、年次報告書および財務書類に関する規則に準じて、各受益者に送付され、閲覧に供されなければならない。

同規則4.06(2)は、投資借入れおよびヘッジ権限の変更を含む提案されている変更またはスキームの受託会社の変更の提案について、金融サービス委員会に対する事前の通知を要求している。金融サービス委員会がその認可を与えない限り、かかる提案の効力は生じない。業務運営規則に基づき、とりわけ、免許業者の名称、商号および住所(本店、主要な営業所、登記上の事務所の住所および送達住所を含む。)の変更、主要な従業員(管理者、免許業者の秘書およびコンプライアンス・オフィサー等(以下「主要従業員」という。))についての変更、主要従業員に関して、(a)氏名の変更、(b)金融業に関連する法律に基づく免許、認可もしくは登録の申込みの拒絶、撤回または停止、(c)規制当局(自主規制機関を含む。)または主要従業員の専門活動または事業活動に関連する専門団体による懲戒措置または処分、および(d)主要従業員から会社の取締役を務めるかまたは会社の運営に関与する資格を剥奪する裁判所による命令については、金融サービス委員会に対する通知が要求されている。

同規則の下では、同規則4.06(2)に記載されるもの以外の変更の提案に関しては、金融サービス委員会の事前の認可を得るべき厳格な要求はないが、金融サービス委員会は、審査を経て異議がない旨の確認をするために、その提案が実行される前に、主要書類またはスキーム説明書の重大な変更の提案の詳細を受領することを期待している。これには受益者の承認を得る必要のない変更も含まれる。

(b) 管理会社

クラスBスキームに適用される業務運営規則の規定に基づき、管理会社は、その取引内容を十分に明示および証明する英語による更新された、その時点の免許業者の財政状態をいつでも合理的な正確性をもって開示する会計記録を維持し、管理会社にとってクラスB規則、業務運営規則および資本適性度規則の遵守をいつでも証明できることを要求される。管理会社はまた、(a)指定管理会社の場合には、少なくとも一般に公正妥当と認められた会計原則に従う計算書が含まれている年次財務諸表を作成しなければならない、(b)すべての顧客勘定の残高総額の詳細を提供し、また、(c)クラスA規則に従う各スキームに関して計算された関連する会計基準日現在の運用しているすべてのスキーム財産の総価額および資本適性度規則に定める適切な財源要件が充足されていることを確認する監査人による証明付の財源明細書を含む監査人の報告書を示さなければならない。監査済年次財務諸表の写しは、会計基準日後4か月以内に金融サービス委員会に提供されなければならない。免許業者は、業務運営規則に基づき、有資格の監査人を任命し、有資格の監査人が権能を与えられたことを金融サービス委員会に知らせなければならない。免許業者は、有資格の監査人を変更した場合、そ

の旨を変更の理由とともに、金融サービス委員会に対して直ちに書面により届け出なければならない。業務運営規則の規定に基づき、金融サービス委員会は、特定の文書の検査権を有する。金融サービス委員会は、1987年法第27条により、管理会社に対し、質疑に回答し、情報を提供するために金融サービス委員会に出頭することを要求し、また金融サービス委員会が合理的に指定する帳簿または書類の写しを金融サービス委員会に提出しかつ金融サービス委員会がこれらを謄写することを要求する権限を有する。

業務運営規則および資本適性度規則は、金融サービス委員会により特段の合意がなされない限り、1987年法により免許されたすべての者に対して適用される。

7 会社型集団投資スキームの（任意および強制）清算

（a）会社型スキーム

会社型スキームの清算は、2008年（ガーンジー）会社法（「会社法」）およびクラスB規則の両方に準拠する。当該会社の定款に定める特別規定に従い、会社型スキームは、会社法に基づき、以下の場合任意に解散され得る。

（a）会社の存続期間として定める期間が終了した場合または会社を解散すると定款に定める事由（もしあれば）が発生し、会社の任意解散を要求する決議を会社が株主総会において可決した場合、

（b）会社の任意解散を要求する特別決議を会社が可決した場合。

普通決議とは、記録投票数の単純多数決で可決される決議であり、特別決議とは、（ ）記録投票数の4分の3以上の多数決で可決され、（ ）ガーンジー登記所の会社登記官（「登記官」）に30日以内に登録される決議である。

会社法に基づき、上述の任意解散を要求する普通決議はまた、ガーンジー登記所の登記官に30日以内に登録されなければならない。

会社法に基づき、以下の場合、会社は裁判所の命令により強制的に解散される。

（1）会社が裁判所による解散を要求する特別決議を可決した場合。

（2）会社が登録後1年以内にその業務を開始しない場合または1年間完全にその業務を停止した場合。

（3）会社の株主数が不在となる場合（会社自体が金庫株を保有する場合における会社を除く。）。

（4）会社がその債務の支払を行うことができず、会社がその債務につき支払不能とみなされる場合、即ち、

（a）当該会社が弁済期の到来した750スターリング・ポンドを上回る金額の債務を債権者に対し負い、当該債権者が（政府の弁護士を通じて）当該債務の支払を要求する正式の書面による請求書を当該会社の登記上の事務所宛に送達し、かつ当該会社が当該請求書の送達後21日以内に当該債務の支払を怠りまたは当該債権者が合理的に満足する担保付支払の提供を怠った場合。

（b）当該当社が支払能力検査に適合しない旨の裁判所の納得する証明がある場合。

（5）会社が会社法第3部によるその名称の変更を要求する登記官の命令に従わなかった場合。

（6）会社が計算書または報告書を株主に送付しなかった場合または会社法の定める期間内に年次株主総会を開催しなかった場合。

（7）裁判所が解散を正当かつ公正であると判断する場合。

会社の強制解散申請書は、当該会社自体、当該会社の役員、株主、当該会社の一名以上の債権者またはその他の利害関係人によって裁判所に提出され、またかかる申請書に関し裁判所が行う命令は、当該申請書が当該会社の債権者全員によって提出されたものとして当該債権者全員について適用される。

クラスB規則8.05に定める事由のうち、（b）項に記載する事由が発生した場合、会社型スキームは、スキームの参加受益証券の設定および消却の停止を要求され、管理会社は、参加受益証券の販売および買戻しの停止義務を負い、またスキームの認可が取り消された場合、当該会社の取締役は、当該会社の解散決議を審議するため当該事由の発生後1ヶ月以内に当該会社の臨時総会を招集しなければならない。同規則8.05に定めるその他の状況においては、スキームは、その主要書類および適用法に従って解散されなければならない。

会社型スキームの受益者が当該会社の解散決議を可決した場合または裁判所が当該会社の解散命令を行った場合、清算人が任命され、当該会社は営業を停止しなけりばならず、当該会社の取締役は、当該会社のために行為する権限を有さず、当該会社を何ら拘束しない。当該会社の資産を換金し、債権者に支払を行いかつ受益者に対しその各々の権利に従って純資産を分配するのは清算人の義務である。

（b）ユニット・トラスト型スキーム

ユニット・トラスト型クラスBスキームの清算は、クラスB規則第8部にのみ準拠し、ユニット・トラスト型スキームは下記の通り同規則8.05に定める事由が発生した場合に解散される。

- （a）スキームの認可が撤回された場合（本委員会が特例として別途指示する場合を除く）。
- （b）スキームが解散される旨の特別決議が受益者によって可決された場合。
- （c）スキームの満期を延期するとの特別決議の受益者による可決がない場合に当該満期日が到来した場合には解散する旨主要書類に規定がある場合。
- （d）スキーム財産の評価額が所定の期間（もしあれば）にわたって主要書類およびスキーム説明書に定める価額以下となり、管理会社が当該スキームの解散を選択する場合には解散する旨主要書類に規定がある場合。

かかる事由が発生した場合、受託会社は、受益証券の設定および消却の停止を要求され、管理会社は、受益証券の発行および償還の停止を要求され、さらに受託会社は、受託会社がスキーム資産の換金を可及的速に行う旨定める規定8.02に従い、当該認可スキームの解散を開始した支払義務を負う一切の債務を適切に支払いかつ解散費用引当金を留保した後、当該換金受取金を受益者に対しそのスキームに対する持分に応じ分配する義務を負う。スキームが再編または合併の一環として解散された場合、受託会社は決議または認可された再編もしくは合併の条件に従って、スキームを解散しなければならない。

8 ガーンジーにおけるスキーム、管理会社および受益者に対する課税

（1）ファンド

会社型スキームかユニット・トラスト型スキームかを問わず、クラスBスキームは、ガーンジーの居住者とみなされ、1975年ガーンジー所得税法（改正済）および1989年ガーンジー所得税（免税機関）令（「政令」）（改訂済）に基づく所得税免除資格を有しかつ免税権を取得していない限り、ガーンジーの資産に投資を行わず、会社が税率0%の範囲外の規制された活動に従事しないことを前提として、利益に対して税率0%の所得税の納税義務を負う。ガーンジーに源泉を有する収入以外の収入についてガーンジーでの課税を免除されるファンドは、現在600英ポンドと定められているガーンジー州税務当局への年間納入金の支払に限定される。

政令の規定により納税免除資格を有する機関とは下記の通りである。

- （a）（ ）ガーンジーに設立された投資信託に基づく受益者として公衆が資産の取得、保有、運用もしくは処分による利益または収益に参加する手段を提供する目的で作られた仕組み、またはかかる手段を提供する効果のある仕組みであるユニット・トラスト型投資信託、および、（ ）かかるユニット・トラスト型投資信託の受益権を有する会社。
- （b）（ ）ガーンジーにおいて登録された会社型投資信託で、その業務が専らまたは主として資産の取得、保有、運用または処分であり、またその目的がこれらによる利益または収益への公衆による参加の手段を提供することである会社型投資信託、および、（ ）かかる会社型投資信託の完全子会社である会社。
- （c）（ ）ガーンジー以外の場所に登録された会社型投資信託で、その業務が専らまたは主として資産の取得、保有、運用または処分でありその設立書類にこれらによる利益または収益への公衆による参加の手段についての定めがあるもの、および、（ ）かかる会社の完全子会社である会社。

上記の（a）項、（b）項および（c）項に該当する機関の納税免除資格は、概して、当該機関がその業務に関わる経営上および事務上の業務サービスの提供についてガーンジーの居住者と契約を結んでいなければならないこと、また銀行預金または他の租税免除機関への投資を除き、ガーンジー内にある投資物件またはその他の資産を取得または保有してはならないことである。

所得税法についての税務当局からの一定の承認は、カテゴリー（b）および（c）に該当する会社型投資信託からの免除の条件に適用される。

ガーンジーでは、印紙税またはこれに類似する租税は、ユニット・トラスト型スキームについては課せられないが、会社型スキームには、当該会社の授權株式資本の額面額に対して0.5%の文書税が、最大100万スターリング・ポンドの授權株式資本の額まで課せられる。

(2) 管理会社

認可スキームの管理会社として行為する免許を受けるためには、管理会社は所得税法上ガーンジーに居住していなければならない。したがって、ガーンジーの資産に投資を行わず、会社が税率 0 % の範囲外の規制された活動に従事しないことを前提として、純利益に対して税率 0 % の所得税の納税義務を負う。

(3) 受益者

ガーンジーに居住していない受益者は、分配金または配当金についてはガーンジーにおける所得税の納税義務を負わない。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住する受益者は、(上記 (a) 項、(b) 項および (c) 項に該当する場合) 非課税団体が支払う分配金について非課税団体による税金控除の適用を受けないが、かかる非課税団体の管理事務代行会社は、居住者である受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる管理事務代行会社に提出する。受益証券の発行、換金、譲渡または移転に関し、キャピタル・ゲイン税、富裕税、資本移転税、遺産税 (検認手数料は除く) または相続税はガーンジーにおいては課せられない。

受益者は、ファンドの受益証券の取得、保有および処分に関して生じる税金およびその他の問題については、各自で専門家の助言を得るべきである。

第 4 【 外国投資信託受益証券の様式 】

受益証券の券面は発行されない。

第 5 【その他】

(1) 交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社または日本における販売会社のロゴ・マークまたは各種デザインを使用することがあり、また、ロゴについての説明も記載することがある。

(2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。

- ・購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨

(3) 交付目論見書の投資リスク中にその他の留意点として以下の事項を記載する。

- ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨

(4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。

(5) 交付目論見書の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「各ファンドは、投資先ファンドを通じて、有価証券等に投資を行います。各ファンドの受益証券一口当たり純資産価格は、投資先ファンドおよび投資先ファンドに組み入れられた有価証券等の値動き、為替相場の変動、金利や通貨価値の変動等の影響により上下し、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、投資先ファンドの価格は、投資先ファンドに組み入れられた有価証券の発行者または取引契約の相手方の経営・財務状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等により値動きしますので、これにより各ファンドの受益証券一口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。各ファンドに生じた損益は投資者の皆様に帰属します。各ファンドは元本が保証されている商品ではありません。投資信託は預貯金と異なります。」

【別紙A】

ファンド概要

HSBC アジア・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラス

1 投資目的

主としてアジア市場におけるロング/ショート株式戦略を利用する多くのヘッジ・ファンドへの選り抜かれた投資により総合的な収益の提供を目指す。ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。

2 投資方針

インデックスに基づいて測定される、主としてアジア市場におけるロング/ショート株式戦略を利用するヘッジ・ファンドへの投資に伴うリスクと同程度の利回り水準の提供を目指す。

ファンドが投資するヘッジ・ファンドはまた、マクロ、アービトラージおよびイベント・ドリブン戦略を含むがこれらに限定されない各種戦略を利用する。アジアおよび極東市場におけるこれらの投資は、オーストラリア、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、中華人民共和国、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾およびタイを含むがこれらに限定されない。

いつでも、連結ベースでファンドの資産総額(銀行融資残高および最長12か月満期の一覧払いまたは要求払いレボ契約に起因する請求からなる流動資産を除く。)の最低3分の2は、直接的または間接的にアジアに本拠地を有する発行体、経済活動を主にアジアで行っている発行体または持株会社としてアジアに本拠地を有する企業の株式を保有している発行体の募集に投資される。

3 ハードルレート

米ドル3か月物LIBORプラス3.5%(年率)(「インデックス」)

4 ファンド概要

- () 当初発行価格 : 100.00米ドル(平成14年6月28日に再設定)
- () 基準通貨 : 米ドル
- () クラス証券の通貨 : クラス証券の名称中の通貨
- () 受益証券の形態 : 累積型
- () 分配方針 : すべての収益は、「ファンド内で再投資」される。
- () 取引日 : 受益証券の申込みの場合、毎暦月最終営業日の5営業日前までに申込みの指図が受領されなければならない(評価時点は、当該暦月の最終営業日午後5時(ガーンジー時間))。
受益証券の買戻しの場合、前暦月最終営業日の5営業日前までに買戻しの指図が受領されなければならない(評価時点は、買戻しが行われる当該暦月最終営業日午後5時(ガーンジー時間))
- () 最低保有金額および取引単位 : 25,000米ドルまたは管理会社はその裁量で決定する金額
- () 決算日 : 毎年7月の最終営業日
- () 設立費用は、25,000米ドルを超えない。
- () 申込手数料 : 申込金額の最大3%の当初申込手数料を管理会社の裁量により課することができる。
年間手数料 : 管理報酬料率1.65%、受託報酬0.10%、呼値スプレッド0%、成功報酬は、インデックスの新規超過額の10%である。
投資先ファンドについての追加報酬は、当該投資先ファンドのレベルで課される。

5 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社は、英国において設立された有限責任会社であり、投資委託業務の遂行につき英国金融庁による認可および規制を受け、ロンドンSW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番に本店を有するHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドである。

投資顧問会社は、管理会社および受託会社と関係を有する団体の全額出資子会社である。

投資顧問会社は、ファンドの運用において専門的サービスを提供するために管理会社により選任され、クラスB規則、(管理会社と投資顧問会社との間で締結される)投資顧問契約中の投資ガイドライン、および後記の投資制限に従った全投資運用取引を一任ベースで行う権限を管理会社により授与されている。

6 投資制限

- () ファンドは、選抜されたポートフォリオ・マネジャーが運用する確固たるミューチュアル・ファンドまたは会社(以下、各々を「投資先ファンド」という。)の持分または株式を直接取得するが、その場合、各投資先ファンドは、通貨、確定日払証券、エクイティ、先物、オプション、ワラントその他適切と思料される商品を含むが、これらに限定されない全種類の資産について相当の持分を保有する。
- () ファンドはまた、現金、現金等価物およびその他の短期金融商品を保有することができる。
- () 各評価時点において、ファンドの純資産総額の最低40%は、一月以内に買戻資金として利用可能であり、さらにファンドの純資産総額の40%は、三月以内に買戻資金として利用可能である。
- () 米ドルに対する通貨ヘッジ・バックを発効させることもさせないこともできる。
スイスにおいてファンドが認可されたため、以下の投資制限がまた適用される。
- () ファンドは、単一の投資先ファンドが発行する証券の20%を超えて購入または保有してはならない。
- () 一投資先ファンドに対する投資は、ファンドの純資産総額の20%を超えてはならない。
- () ファンドは、主として他の投資先ファンドに投資する投資目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。
- () ファンドは、同一の運用者により運用される投資ファンドに対して、ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。

()ファンドは、(a)管理会社および/もしくは管理会社の関連会社により直接的もしくは間接的に運用される投資先ファンドまたは(b)管理会社と関係を有する投資先ファンドに、ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。(b)項において、投資先ファンドがファンドおよび/または管理会社と次のような関連を有する会社により運用される場合、管理会社と関係を有することになる。すなわち、()共通の経営もしくは支配を通じて関連する場合、または()資本もしくは議決権の10%を超えて保有することにより関連する場合である。さらに、ファンドの純資産総額の30%を上限とする管理会社もしくはその関連会社により運用される投資先ファンドまたは関係を有する投資先ファンドに対する投資は、以下の条件に従って行われる。

ファンドにより当該投資先ファンドに対して申込手数料または買戻手数料は支払われない。

ユニ・フォリオ、管理会社または投資顧問会社が関係を有する当該投資先ファンドから「キック・バック」を受け取ることができない。

管理会社に対する管理報酬からは、関係を有する当該投資先ファンドがその資産運用または投資について受領する管理報酬相当分が減額され、いかなる場合も0.25%を超えることはない。

()ファンドは、ファンドの純資産総額の20%を超えて、受益証券または投資証券が証券取引所に上場されておらず、公開の規制ある市場において取引されていないクローズド・エンド型投資先ファンドに投資してはならない。

(x)ファンドは、無限責任を負うこととなる投資を行ってはならない。

(x)ファンドは、ワラントその他のファンド受益証券の引受権を発行してはならない。

(x)ファンドは、不動産を取得してはならない。

(x)ファンドは、第三者(他のファンドを含む。)のために貸付けまたは保証を行ってはならない。

(x)ファンドは、商品、骨董品または美術品に投資してはならず、またこれらに投資する目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。ただし、投資先ファンドは、例外的な状況で限られた期間において、物理的な商品のポジションを取得せざるをえないことがある。

(x)ファンドは、マネージド・アカウントに投資してはならない。ただし、「マネージド・アカウントを通じた投資」の項目に定める方法による場合はこの限りでない。

(x)ファンドは、空売りを行ってはならない。ただし、ファンドが投資する投資先ファンドは空売りを実行することができる。

日本におけるHSBCアジア・アドバンテージ・ファンドの認可の結果、以下の追加の投資制限が適用される。

(x)管理会社により運用されているすべてのファンドのために、いずれか一投資ターゲットの発行済株式総数の50%またはいずれか一発行会社の議決権の総数の50%を超えて取得することはできない。この料率は、買付時点で計算することもまたは市場価格で計算することもできる。

(x)各ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式または非上場株式などの流動性のない資産に投資することはできない。

(xx)管理会社が、管理会社自身または各ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、各ファンドの受益者の利益の保護に欠け、またはユニ・フォリオの資産の運用の適正を害する取引は禁止されている。

7 ヘッジおよびデリバティブ取引に関する制限

ファンドは、通貨リスクに対するヘッジのみの目的でデリバティブ取引を利用することができる。ファンドは、投機目的でデリバティブ商品に投資してはならない。ファンドがデリバティブを利用する場合、これらの取引を実効化するための証拠金またはプレミアムの利用可能額は、ファンドの純資産総額の15%を超えてはならない。

8 借入制限

ファンドは、下記の場合、その純資産総額の合計25%までの借入れを行うことができる。

- () 売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために1か月間、および買戻し資金調達のために3か月間
- () 投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産総額の最大10%

9 買戻し制限

管理会社は、いかなる取引日においても買戻されるファンドの受益証券の口数を、当該日の直前の発行済受益証券総口数の20%以下となるよう制限することができる。管理会社によるこの裁量権の行使により買戻されなかったいかなる受益証券も、続いて買戻し通知が受領されたその他の受益証券に先行して、比例按分して買戻される。

10 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、 リスク要因」の項に記載される下記のリスク要因は、本ファンドに適用される。

- () 市場リスク(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)
- () 信用リスク(1)、(2)、(3)
- () 流動性リスク(1)、(2)、(3)
- () 集中リスク(1)、(2)
- () レバレッジ・リスク
- () HSBCグループ開示
- () 投資顧問会社および投資制限
- () スイスで登録されたファンドに適用されるリスク警告

上記リスク要因とその開示に加えて、ファンドは、一般により大きな投資リスクを伴うものであり、投資経験を有する投資家向けのものであることに留意すべきである。ファンドへの投資が、投資家の資産の大部分を形成するべきではない。

11 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資先ファンドは以下の通りである。

投資先ファンドの名称	SR Global Fund Asia Portfolio-Class B Series 1 2010
運用の基本方針	SR Global Fund Asia Portfolioの主な投資目的は、全体的な外国為替のエクスポージャーを管理しつつ、証券および(適切な場合)デリバティブ商品に主として投資を行うという方針により、平均を上回る長期の実現キャピタル・リターンの獲得および確保を目指すことである。SR Global Fund Asia Portfolioは、上昇している市場に投資しつつ、価格の下降局面において元本確保のためにより適切な投資戦略に従うことにより、その達成に努める。
投資対象	クラスBは、アジア(日本、オーストラリア、中国および独立国家共同体(CIS))を含む、最も広義のアジア)の資産へ投資する。
投資運用会社	Sloane Robinson LLP

投資先ファンドの名称	OZ Asia Overseas Fund, Ltd.
運用の基本方針	OZ Asia Overseas Fund, Ltd.の投資方針は、主にアジア企業の株式および債務証券における価格の非効率性を追求することにより、ボラティリティを低く抑えつつ、持続的な絶対リターンを獲得することである。OZ Asia Overseas Fund, Ltd.は、()ファンダメンタルなバリュース・ドリブン投資、()資本構成または企業運営の再構築または変更を促し兼ねない状況下でのイベント・ドリブン投資、ならびに()株式、債務、インフラおよびプロジェクト・ファイナンス投資を含む特殊状況に特に重点を置いた、分散投資戦略を実行する。投資戦略には、リスクまたは合併アービトラージ、ロング・ショート株式、転換アービトラージ、資本構成アービトラージならびにクレジットおよびストラクチャー・クレジットの投資機会が含まれるが、これらに限られない。
投資対象	OZ Asia Overseas Fund, Ltd.は、株式および債務証券ならびにその他の資産の組入銘柄の投資および取引を行う。投資取引対象は、普通株式、優先株式、転換証券、支払現物有価証券、新株引受権、債務商品、債務担保証券、ローン担保証券または類似の商品、不動産およびその他の有形資産、事業会社、外国為替、現金および現金等価物、オプション、差金決済取引、排出枠、上場投資信託、先物、スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよびその他デリバティブが含まれる。
投資運用会社	Oz Management LP

投資先ファンドの名称	Nezu Cyclical Fund, Ltd.
運用の基本方針	Nezu Cyclical Fund, Ltd.の投資方針は、主として景気循環株式の売買を通じて元本の値上がりを達成することである。
投資対象	Nezu Cyclical Fund, Ltd.は、大型株、中型株、または小型株に投資することができる。主として日本の有価証券に投資するが、Nezu Cyclical Fund, Ltd.の日本株への投資と類似する方法を利用して、また、多くの場合日本市場から得るリサーチ内容やテーマに依拠して、日本以外の国の有価証券のポジションを取得することができる。
管理会社	Nezu Capital Ltd.

投資先ファンドの名称	Pinpoint China Fund
運用の基本方針	Pinpoint China Fundの主たる投資方針は、中華圏(グレーター・チャイナ)地域において主として事業を行っているか、もしくは収益の大半を中華圏(グレーター・チャイナ)地域から獲得しているか、または急成長を遂げる中国経済と密接に関連する上場企業への投資を通じて、絶対リターンを獲得することである。Pinpoint China Fundは、ロング・ショート戦略を遂行して、ロングとショートの双方のポジションによるキャピタルゲインの獲得を目指している。また、絶対リターンを獲得するために、オプション、先物およびワラント等のデリバティブ商品を利用することも意図している。
投資対象	Pinpoint China Fundは、債券および株式、先物、オプション、先渡契約、通貨、転換証券、商品、バンク・ローン、ハイイールド債券、モーゲージ担保証券、スワップ、私募証券ならびにデリバティブ商品を含む、すべての資産クラスに投資することができる。Pinpoint China Fundは、投資またはヘッジ目的のために、レバレッジ、空売りおよびオプションを含む、幅広い投資手法を利用することができる。 投資は、中国から適格外国機関投資家(「QFII」)としての資格を取得している機関を通じて、深?および上海のそれぞれに上場している「A」株に対して直接的に行われる。Pinpoint China Fundは、随時、上場予定の有価証券またはその他の流動性のない有価証券に投資することができる。 また、投資運用会社が当該戦略が適切であると判断する場合、その資産の100%を上限として、現金または現金等価物を保有することができる。
投資運用会社	Pinpoint Asset Management Limited

【別紙B】

ファンド概要

HSBC エマージング・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラス

1 投資目的

主として新興市場におけるロング/ショート株式、債券およびマクロ戦略を利用する多くのヘッジ・ファンドへの選り抜かれた投資により総合的な収益の提供を目指す。ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。

2 投資方針

インデックスに基づいて測定される、主として新興市場におけるロング/ショート株式、債券およびマクロ戦略を利用するヘッジ・ファンドへの投資に伴うリスクと同程度の利回り水準の提供を目指す。新興市場におけるこれらの投資はアジアおよび極東地域、中央および東ヨーロッパ、ラテン・アメリカおよび中東ならびにアフリカを含む。

アジアおよび極東市場は、オーストラリア、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、中華人民共和国、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾およびタイを含むがこれらに限定されない。

中央および東ヨーロッパ市場は、キプロス、チェコ共和国、ギリシャ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ロシアおよびトルコを含むがこれらに限定されない。中央および東ヨーロッパはまた、ベラルーシ、エストニア、カザフスタン、ロシアおよびウクライナなど旧ソ連から新たに独立した国を含むがこれらに限定されない。

ラテン・アメリカ地域は、アルゼンチン、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、仏領ギニア、グアテマラ、ギニア、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイおよびベネズエラを含むがこれらに限定されない。

中東およびアフリカ地域は、イスラエル、ヨルダン、エジプト、モロッコおよび南アフリカを含むがこれらに限定されない。

いつでも、連結ベースでファンドの資産総額(銀行融資残高および最長12か月満期の一覧払いまたは要求払いレボ契約に起因する請求からなる流動資産を除く。)の最低3分の2は、直接的または間接的に新興市場に本拠地を有する発行体、経済活動を主に新興市場で行っている発行体または持株会社として新興市場に本拠地を有する企業の株式を保有している発行体の募集に投資される。

3 ハードルレート

米ドル3か月物LIBORプラス3.5%(年率)(「インデックス」)

4 ファンド概要

- () 当初発行価格 : 100.00米ドル
- () 基準通貨 : 米ドル
- () クラス証券の通貨 : クラス証券の名称中の通貨
- () 受益証券の形態 : 累積型
- () 分配方針 : すべての収益は、「ファンド内で再投資」される。
- () 取引日 : 受益証券の申込みの場合、毎暦月最終営業日の5営業日前までに申込みの指図が受領されなければならない(評価時点は、当該暦月の最終営業日午後5時(ガーンジー時間))。
受益証券の買戻しの場合、前暦月最終営業日の5営業日前までに買戻しの指図が受領されなければならない(評価時点は、買戻しが行われる当該暦月最終営業日午後5時(ガーンジー時間))
- () 最低保有金額および取引単位 : 25,000米ドルまたは管理会社はその裁量で決定する金額
- () 決算日 : 毎年7月の最終営業日
- () 設立費用は、25,000米ドルを超えない。
- () 申込手数料 : 申込金額の3%までの当初申込手数料を管理会社の裁量により課することができる。
年間手数料 : 管理報酬率1.65%、受託報酬0.10%、呼値スプレッド0%、成功報酬は、インデックスの新規超過額の10%である。
投資先ファンドについての追加報酬は、当該投資先ファンドのレベルで課される。

5 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社は、英国において設立された有限責任会社であり、投資委託業務の遂行につき英国金融庁による認可および規制を受け、ロンドンSW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番に本店を有するHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドである。

投資顧問会社は、管理会社および受託会社と関係を有する団体の全額出資子会社である。

投資顧問会社は、ファンドの運用において専門的サービスを提供するために管理会社により選任され、クラスB規則、(管理会社と投資顧問会社との間で締結される)投資顧問契約中の投資ガイドライン、および後記の投資制限に従った全投資運用取引を一任ベースで行う権限を管理会社により授与されている。

6 投資制限

- () ファンドは、選び抜かれたポートフォリオ・マネジャーが運用する確固たるミューチュアル・ファンドまたは会社(以下、各々を「投資先ファンド」という。)の持分または株式を直接取得するが、その場合、各投資先ファンドは、通貨、固定利付証券、エクイティ、先物、オプション、ワラントその他適切と思料される商品を含むが、これらに限定されない全種類の資産について相当の持分を保有する。
- () ファンドはまた、現金、現金等価物およびその他の短期金融商品を保有する。
- () 各評価時点において、ファンドの純資産総額の20%は、一月以内に買戻資金として利用可能であり、さらにファンドの純資産総額の60%は、三月以内に買戻資金として利用可能である。3か月を超える場合ならびにクローズド・エンド型ファンドおよび受益証券もしくは持分の売却のための確固たる市場が存在しない受益証券または投資証券に対する投資を行う場合、ファンドの純資産総額の20%を超えてはならない。
- () 米ドルに対する通貨ヘッジ・バックを発効させることもさせないこともできる。
スイスにおいてファンドが認可されたため、以下の投資制限がまた適用される。
- () ファンドは、単一の投資先ファンドが発行する証券の20%を超えて購入または保有してはならない。
- () 一投資先ファンドに対する投資は、ファンドの純資産総額の20%を超えてはならない。
- () ファンドは、主として他の投資先ファンドに投資する投資目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。
- () ファンドは、同一の運用者により運用される投資ファンドに対して、ファンドの純資産総額の30%を超えて投

資してはならない。

- () ファンドは、(a) 管理会社および / もしくは管理会社の関連会社により直接的もしくは間接的に運用される投資先ファンドまたは(b) 管理会社と関係を有する投資先ファンドに、ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。(b) 項において、投資先ファンドがファンドおよび / または管理会社と次のような関連を有する会社により運用される場合、管理会社と関係を有することになる。すなわち、() 共通の経営もしくは支配を通じて関連する場合、または() 資本もしくは議決権の10%を超えて保有することにより関連する場合である。さらに、ファンドの純資産総額の30%を上限とする管理会社もしくはその関連会社により運用される投資先ファンドまたは関係を有する投資先ファンドに対する投資は、以下の条件に従って行われる。

ファンドにより当該投資先ファンドに対して申込手数料または買戻手数料は支払われない。

ユニ・フォリオ、管理会社または投資顧問会社が関係を有する当該投資先ファンドから「キック・バック」を受け取ることができない。

管理会社に対する管理報酬からは、関係を有する当該投資先ファンドがその資産運用または投資について受領する管理報酬相当分が減額され、いかなる場合も0.25%を超えることはない。

- () ファンドは、ファンドの純資産総額の20%を超えて、受益証券または投資証券が証券取引所に上場されておらず、公開の規制ある市場において取引されていないクローズド・エンド型投資先ファンドに投資してはならない。

(x) ファンドは、無限責任を負うこととなる投資を行ってはならない。

(x) ファンドは、ワラントその他のファンド受益証券の引受権を発行してはならない。

(x) ファンドは、不動産を取得してはならない。

(x) ファンドは、第三者(他のファンドを含む。)のために貸付けまたは保証を行ってはならない。

(x) ファンドは、商品、骨董品または美術品に投資してはならず、またこれらに投資する目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。ただし、投資先ファンドは、例外的な状況で限られた期間において、物理的な商品のポジションを取得せざるをえないことがある。

(x) ファンドは、マネージド・アカウントに投資してはならない。ただし、「マネージド・アカウントを通じた投資」の項目に定める方法による場合はこの限りでない。

(x) ファンドは、空売りを行ってはならない。ただし、ファンドが投資する投資先ファンドは空売りを実行することができる。

日本におけるHSBCエマージング・アドバンテージファンドの認可の結果、以下の追加の投資制限が適用される。

(x) 管理会社により運用されているすべてのファンドのために、いずれか一投資ターゲットの発行済株式総数の50%またはいずれか一発行会社の議決権の総数の50%を超えて取得することはできない。この料率は、買付時点で計算することもまたは市場価格で計算することもできる。

(x) 各ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式または非上場株式などの流動性の低い資産に投資することはできない。

(xx) 管理会社が、管理会社自身または各ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、各ファンドの受益者の利益の保護に欠け、またはユニ・フォリオの資産の運用の適正を害する取引は禁止されている。

7 ヘッジおよびデリバティブ取引に関する制限

ファンドは、通貨リスクに対するヘッジのみの目的でデリバティブ取引を利用することができる。ファンドは、投機目的でデリバティブ商品に投資してはならない。ファンドがデリバティブを利用する場合、これらの取引を実効化するための証拠金またはプレミアムの利用可能額は、ファンドの純資産総額の15%を超えてはならない。

8 借入制限

ファンドは、下記の場合、その純資産総額の合計25%までの借入れを行うことができる。

() 売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために1か月間、および買戻し資金調達のために3か月間

() 投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産総額の最大10%

9 買戻し制限

管理会社は、いかなる取引日においても買い戻されるファンドの受益証券の口数を、当該日の直前の発行済受益証券総口数の20%以下となるよう制限することができる。管理会社によるこの裁量権の行使により買い戻されなかったいかなる受益証券も、続いて買戻し通知が受領されたその他の受益証券に先行して、比例按分して買い戻される。

10 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、リスク要因」の項に記載される下記のリスク要因は、本ファンドに適用される。

- ()市場リスク(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)
- ()信用リスク(1)、(2)、(3)
- ()流動性リスク(1)、(2)、(4)
- ()集中リスク(1)、(2)
- ()レバレッジ・リスク
- ()HSBCグループ開示
- ()投資顧問会社および投資制限
- ()スイスで登録されたファンドに適用されるリスク警告

上記リスク要因とその開示に加えて、ファンドは、一般により大きな投資リスクを伴うものであり、投資経験を有する投資家向けのものであることに留意すべきである。ファンドへの投資が、投資家の資産の大部分を形成するべきではない。

11 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資先ファンドは以下の通りである。

投資先ファンドの名称	SR Global Fund Emerging Markets Portfolio - Class G USD Series 1
運用の基本方針	SR Global Fund Emerging Markets Portfolioの主な投資目的は、全体的な外国為替のエクスポージャーを管理しつつ、証券および(適切な場合)デリバティブ商品に主として投資を行うという方針により、平均を上回る長期の実現キャピタル・リターンの獲得および確保を目指すことである。SR Global Fund Emerging Markets Portfolioは、上昇している市場に投資しつつ、価格の下降局面において元本確保のためにより適切な投資戦略に従うことにより、その達成に努める。
投資対象	クラスGは、投資運用会社が新興市場としての性質を備えていると判断する資産に、主に投資する。アジア、南米、東欧、ロシアおよび旧ソビエト連邦に属する国々、アフリカならびに中東が含まれるが、かかる国々のエクスポージャー、持続的な成長および/または収益の一部が上記地域内で生じるその他の市場に位置する資産が含まれることもある。
投資運用会社	Sloane Robinson LLP
投資先ファンドの名称	EMSO Ltd.
運用の基本方針	EMSO, Ltd.の投資方針は、原則として新興市場の政府または企業の発行する債務および株式を中心とする、ロングおよびショート双方のエクスポージャーを通じて、元本の成長を目指すことである。新興市場として、一般的に、中欧および東欧、中米および南米、アジア、中東ならびにアフリカを考えており、当該市場の発行体の無担保債は、従来、国際的に公認の信用格付機関により信用格付を付与されていないか、または非投資適格の格付となっている。
投資対象	EMSO, Ltd.は、Emerging Markets Special Opportunities Ltd. (以下「マスター・ファンド」という。)を通じ投資方針を追求する。マスター・ファンドの投資戦略は、原則として新興市場の政府または企業の発行する債務および株式、ローン、債権および通貨、ならびにこれらに関連するデリバティブに対し、バリュエーションを重視した投資を行うことである。
投資運用会社	EMSO Partners Limited

投資先ファンドの名称	Artha Emerging Markets Fund, Ltd.
運用の基本方針	Artha Emerging Markets Fund, Ltd.の投資方針は、新興市場国のロングおよびショート株式投資を通じて、市場全般との相関を低く抑えつつ、年換算ベースでプラスの絶対リターンを獲得することである。投資顧問会社の投資手法は、ファンダメンタルズによるリサーチに依拠し、価格の歪み、トレンドおよびイベントを利用することを目指している。
投資対象	Artha Emerging Markets Fund, Ltd.は、全世界に投資することを認められているが、新興市場の発行体が発行する有価証券に重点的に投資を行う予定である。Artha Emerging Markets Fund, Ltd.は、割安であると判断されるエクイティ証券のロング・ポジションや、割高であると判断される有価証券のショート・ポジションに加え、有価証券または有価証券グループによる相対価値のポジションを構築することができる。
投資顧問会社	Artha Capital Management Inc.

投資先ファンドの名称	Discovery Global Opportunity Fund, Ltd.
運用の基本方針	Discovery Global Opportunity Fund, Ltd.は、新興市場の投資商品に重点を置きつつ、グローバルな金融市場全般を対象に、主として株式、債券（主にソブリン債）、各国の金利、為替および商品の投資ポジションを通じて、ロングとショートによるディレクショナルまたは相対価値の投資を通じて、リスク調整ベースで高いトータル・リターンを上げることを目指す。
投資対象	Discovery Global Opportunity Fund, Ltd.は、新興市場の投資商品に重点を置きつつ、グローバルな金融市場全般を対象に、主として株式、債券（主にソブリン債）、各国の金利、為替および商品の投資ポジションに投資するが、広範かつ柔軟な投資権限を有している。柔軟性を維持および投資機会の到来に伴う投資のため、いずれかの種類の投資証券および地域に対するポートフォリオの投資配分が定められておらず、いずれかの種類の投資対象への投資、ロングもしくはショート、または国もしくは業種セクターへの投資配分は、投資妙味の高い市場の投資機会の大きさに基づき、随時、変更される。したがって、投資対象には、その他の証券もしくは金融商品が含まれる。
投資運用会社	Discovery Capital Management, LLC

投資先ファンドの名称	Brevan Howard Emerging Markets Strategies Fund Limited
運用の基本方針	Brevan Howard Emerging Markets Strategies Fund Limitedは、(現金で保有する範囲を除いて)その資産のすべてを、Brevan Howard Emerging Markets Strategies Master Fund Limited (以下「マスター・ファンド」という。)の普通株式に投資する。マスター・ファンドの主な投資目的は、グローバル・ベースでの積極的なレバレッジ取引および投資を通じて、主として債券、クレジットおよび株式ならびにかかる商品に関連するデリバティブ商品のポートフォリオにおける、持続的な長期の資産価値の上昇を達成することである。
投資対象	マスター・ファンドは、幅広い範囲の商品に投資を行うための最大限の柔軟性を備えている。これらの商品は、上場および非上場の株式、株式関連商品、債券および債務、通貨、商品、先物、オプション、ワラント、スワップならびにその他デリバティブ商品を含むが、これらに限られない。 マスター・ファンドは、エマージング市場地域を中心に投資し、主としてアジア、ラテン・アメリカおよび東欧地域に焦点を当て、金利、クレジットおよび株式のロングおよびショート双方のポジションを保有する。
投資運用会社	Brevan Howard Asset Management LLP

【別紙C】

ファンド概要

HSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンド - 米ドル・クラスおよびユーロ・クラス

1 投資目的

主として商品取引アドバイザーおよびマネージド・フューチャーズ戦略を利用する多くのヘッジ・ファンドへの選り抜かれた投資により総合的な収益の提供を目指す。ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。

2 投資方針

インデックスに基づいて測定される、主として商品取引アドバイザーおよびマネージド・フューチャーズ戦略を利用するヘッジ・ファンドへの投資に伴うリスクと同程度の利回り水準の提供を目指す。

いつでも、連結ベースでファンドの総資産額(銀行預金残高ならびに12か月満期を上限とする一覽払いまたは要求払いのレボ取引から生じる請求により構成される流動資産控除後)の最低3分の2は、直接的または間接的に商品取引アドバイザーおよびマネージド・フューチャーズ戦略に投資される。

3 ハードルレート

米ドル・クラス 米ドル3か月物LIBORプラス3.5%(年率)(「インデックス」)

ユーロ・クラス ユーロ3か月物LIBORプラス3.5%(年率)(「インデックス」)

4 ファンド概要

()当初発行価格 : 米ドル・クラス 100.00米ドル
ユーロ・クラス 100.00ユーロ

()基準通貨 : 米ドル

()クラス証券の通貨 : クラス証券の名称中の通貨

()受益証券の形態 : 累積型

()分配方針 : すべての収益は、「ファンド内で再投資」される。

()取引日 : 受益証券の申込みの場合、毎暦月最終営業日の5営業日前までに申込みの指図が受領されなければならない(評価時点は、当該暦月の最終営業日午後5時(ガーンジー時間))。
受益証券の買戻しの場合、前暦月最終営業日の5営業日までに買戻しの指図が受領されなければならない(評価時点は、買戻しが行われる当該暦月最終営業日午後5時(ガーンジー時間))

()最低保有金額および取引単位 :

米ドル・クラス 25,000米ドルまたは管理会社はその裁量で決定する金額

ユーロ・クラス 25,000ユーロまたは管理会社はその裁量で決定する金額

()決算日 : 毎年7月の最終営業日

()設立費用は、25,000米ドルまたはクラス証券の通貨で相当額を超えない。

()申込手数料 : 申込金額の最大3%の当初申込手数料を管理会社の裁量により課すことができる。

年間手数料 : 管理報酬率1.65%、受託報酬0.10%、呼値スプレッド0%、成功報酬は、インデックスの新規超過額の10%である。

5 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社は、英国において設立された有限責任会社であり、投資委託業務の遂行につき英国金融庁による認可および規制を受け、ロンドンSW1A 1JB、セント・ジェームズ通り78番に本店を有するHSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドである。

投資顧問会社は、管理会社および受託会社と関係を有する団体の全額出資子会社である。

投資顧問会社は、ファンドの運用において専門的サービスを提供するために管理会社により選任され、クラスB規則、(管理会社と投資顧問会社との間で締結される)投資顧問契約中の投資ガイドライン、および後記の投資制限に従った全投資運用取引を一任ベースで行う権限を管理会社により授与されている。

6 投資制限

- () ファンドは、選び抜かれたポートフォリオ・マネジャーが運用する確固たるミューチュアル・ファンドまたは会社(以下、各々を「投資先ファンド」という。)の持分または株式を直接取得するが、その場合、各投資先ファンドは、通貨、確定日払証券、エクイティ、先物、オプション、ワラントその他適切と思料される商品を含むが、これらに限定されない全種類の資産について相当の持分を保有する。
- () ファンドはまた、現金、現金等価物およびその他の短期金融商品を保有することができる。
- () 各評価時点において、ファンドの純資産総額の最低40%は、一月以内に買戻資金として利用可能であり、さらにファンドの純資産総額の40%は、三月以内に買戻資金として利用可能である。
- () 米ドルに対する通貨ヘッジ・バックを発効させることもさせないこともできる。
スイスにおいてファンドが認可されたため、以下の投資制限がまた適用される。
- () ファンドは、単一の投資先ファンドが発行する証券の20%を超えて購入または保有してはならない。
- () 一投資先ファンドに対する投資は、ファンドの純資産総額の20%を超えてはならない。
- () ファンドは、主として他の投資先ファンドに投資する投資目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。
- () ファンドは、同一の運用者により運用される投資ファンドに対して、ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。
- () ファンドは、(a)管理会社および/もしくは管理会社の関連会社により直接的もしくは間接的に運用される投資先ファンドまたは(b)管理会社と関係を有する投資先ファンドに、ファンドの純資産総額の30%を超えて投資してはならない。(b)項において、投資先ファンドがファンドおよび/または管理会社と次のような関係を有する会社により運用される場合、管理会社と関係を有することになる。すなわち、()共通の経営もしくは支配を通じて関連する場合、または()資本もしくは議決権の10%を超えて保有することにより関連する場合である。さらに、ファンドの純資産総額の30%を上限とする管理会社もしくはその関連会社により運用される投資先ファンドまたは関係を有する投資先ファンドに対する投資は、以下の条件に従って行われる。
 - ファンドにより当該投資先ファンドに対して申込手数料または買戻手数料は支払われることがない。
 - ユニ・フォリオ、管理会社または投資顧問会社が関係を有する当該投資先ファンドから「キック・バック」を受け取ることができない。
 - 管理会社に対する管理報酬からは、関係を有する当該投資先ファンドがその資産運用または投資について受領する管理報酬相当分が減額され、いかなる場合も0.25%を超えることはない。
- () ファンドは、ファンドの純資産総額の20%を超えて、受益証券または投資証券が証券取引所に上場されておらず、公開の規制ある市場において取引されていないクローズド・エンド型投資先ファンドに投資してはならない。
- (x) ファンドは、無限責任を負うこととなる投資を行ってはならない。
- (x) ファンドは、ワラントその他のファンド受益証券の引受権を発行してはならない。
- (x) ファンドは、不動産を取得してはならない。
- (x) ファンドは、第三者(他のファンドを含む。)のために貸付けまたは保証を行ってはならない。
- (x) ファンドは、商品、骨董品または美術品に投資してはならず、またこれらに投資する目的を有する投資先ファンドに投資してはならない。ただし、投資先ファンドは、例外的な状況で限られた期間において、物理的な商品のポジションを取得せざるをえないことがある。
- (x) ファンドは、マネージド・アカウントに投資してはならない。ただし、「マネージド・アカウントを通じた投資」の項目に定める方法による場合はこの限りでない。
- (x) ファンドは、空売りを行ってはならない。ただし、ファンドが投資する投資先ファンドは空売りを実行することができる。

日本におけるHSBC トレーディング・アドバンテージ・ファンドの認可の結果、以下の追加の投資制限が適用される。

- (x) 管理会社により運用されているすべてのファンドのために、いずれか一投資ターゲットの発行済株式総数の50%および議決権総数の50%を超えて取得することはできない。この料率は、買付時点で計算することもまたは市場価格で計算することもできる。
- (x) 各ファンドの純資産総額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式または非上場株式などの流動性のない資産に投資することはできない。
- (xx) 管理会社が、管理会社自身または各ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、各ファンドの受益者の利益の保護に欠け、またはユニ・フォリオの資産の運用の適正を害する取引は禁止されている。アイルランドにおけるHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド スターリング・クラスの認可の結果、以下の追加の投資制限がHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドに適用される。
- (xx) ファンドの純資産総額の20%を超えて、単一の発行体が発行する証券に貸し出しを行わず、または投資を行わない。ただし、かかる投資が、EUもしくはOECD加盟国の政府機関、または一もしくは複数のEUもしくはOECD加盟国が加盟する国際機関、およびアイルランド証券取引所によりかかる目的で承認されているその他の国が発行または保証する証券に対して行われる場合を除く。
- (xx) 投資時点での計算において、ファンドの純資産総額の20%を超えて、単一の取引相手方の信用度または支払能力に曝されることはできない。
- (xx) ファンドは、投資先投資対象の発行体の法的支配または経営支配を掌握せず、または掌握しようとしてはならない。

7 ヘッジおよびデリバティブ取引に関する制限

ファンドは、通貨リスクに対するヘッジのみの目的でデリバティブ取引を利用することができる。ファンドは、投機目的でデリバティブ商品に投資してはならない。ファンドがデリバティブを利用する場合、これらの取引を実効化するための証拠金またはプレミアムの利用可能額は、ファンドの純資産総額の15%を超えてはならない。

8 借入制限

ファンドは、下記の場合、その純資産総額の合計25%までの借入れを行うことができる。

- () 売買取引時の決済日不一致のため生じる現金不足をカバーするために1か月間、および買戻し資金調達のために3か月間
- () 投資先ファンドへの追加投資を行う投資目的で、ファンドの純資産総額の最大10%

9 買戻し制限

管理会社は、いかなる取引日においても買い戻されるファンドの受益証券の口数を、当該日の直前の発行済受益証券総口数の20%以下となるよう制限することができる。管理会社によるこの裁量権の行使により買い戻されなかったいかなる受益証券も、続いて買戻し通知が受領されたその他の受益証券に先行して、比例按分して買い戻される。

10 リスク要因とその開示

本書「第二部 ファンド情報、第1ファンドの状況、3 投資リスク、 リスク要因」の項に記載される下記のリスク要因は、本ファンドに適用される。

- () 市場リスク(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)
- () 信用リスク(1)、(2)、(3)
- () 流動性リスク(1)、(2)、(3)
- () 集中リスク(1)、(2)
- () レバレッジ・リスク
- () HSBCグループ開示
- () 投資顧問会社および投資制限
- () スイスで登録されたファンドに適用されるリスク警告

上記リスク要因とその開示に加えて、ファンドは、一般により大きな投資リスクを伴うものであり、投資経験を有する投資家向けのものであることに留意すべきである。ファンドへの投資が、投資家の資産の大部分を形成する

べきではない。

11 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資先ファンドは以下の通りである。

投資先ファンドの名称	Discus Feeder Limited
運用の基本方針	Discus Feeder Limitedの投資目的および投資方針は、Discus Holdings Limited(以下「マスター・ファンド」という。)への投資を通じて大きな元本成長を達成することである。マスター・ファンドは、投資運用会社独自の取引プログラムに従い、各種先物、通貨、証券およびデリバティブ市場に投資する。
投資対象	中長期債券、短期金利、株価指数、通貨および商品に係る上場先物契約、確定利付債および株式ならびに為替に係るスポット、ならびにそれらすべてに係るデリバティブ取引である。
投資運用会社	Capital Fund Management S.A.

投資先ファンドの名称	Winton Futures Fund Ltd.
運用の基本方針	Winton Futures Fund Ltd.は、複合的な成長を通じた長期的な元本増加の達成を目指し、いずれかの特定市場における有利な市況に依存することなく、また、資産価値の全般的な上昇に頼ることなく、分散化された取引手法を追求する。
投資対象	分散プログラムは、約120の分散された流動性のある先物、オプションおよび先渡契約を追跡する。また、主に、株価指数、債券、短期金利、通貨、貴金属または卑金属、穀物、家畜、エネルギーおよび農作物等の先物市場のポジションにより構成される。さらに、外国為替ならびに債券および類似の商品等の政府証券の先渡契約等の店頭取引(OTC)商品にも投資する。
投資顧問会社	Winton Capital Management Limited

投資先ファンドの名称	BlueTrend Fund Limited
運用の基本方針	BlueTrend Fund Limitedは、その資産のすべてを(現金で保有される場合を除き)Blue Trend Master Fund Limited(以下「マスター・ファンド」という。)の普通株式に投資する。マスター・ファンドは、資産価額の長期的な上昇の達成を目指す。
投資対象	上場または非上場株式、債券(投資適格債を下回る債券も含まれる。)、その他の集団投資スキーム(オープン・エンド型またはクローズ・エンド型、上場または非上場、レバレッジを利用することもできる。)、通貨、先物、オプション、ワラント、スワップおよびその他デリバティブ商品を含む。
投資運用会社	BlueCrest Capital Management LLP

投資先ファンドの名称	Boronia Diversified Fund Limited
運用の基本方針	Boronia Diversified Fund Limitedの投資目的は、デリバティブおよび外国為替予約に分散投資することにより、平均以上の着実で中期的な投資元本の上昇を達成することである。
投資対象	デリバティブは、当初預託証拠金またはプレミアムが契約価額の少しの割合に相当することを踏まえて取引されるため、Boronia Diversified Fund Limitedの資産の大部分またはすべてを投資することができる。Boronia Diversified Fund Limitedは、流動性および引当資産を確保することを意図しており、流動性の高い一定の固定利付き商品および預金に投資する。また、投資制限の範囲内で、引当資産を運用する業務を専門とするキャッシュ・マネジャーに委託することができる。
投資運用会社	Boronia Capital Pty Ltd

投資先ファンドの名称	Transtrend Fund Alliance
運用の基本方針	Transtrend Fund Allianceの投資方針は、主に世界的に組織される金融商品市場での取引を通じて、リスク管理を図りつつ、受益者のために長期的な元本上昇を達成することである。リターンの向上という目的のために、各月の取引水準は、Transtrend Fund Allianceの純資産価額のほぼ1.5倍に決められる予定であるが、これが高水準のリスクを招くことがある。
投資対象	Transtrend Fund Allianceの分散トレンドプログラムは、価格動向のクオンツ分析に全体的に依拠しており、為替、金利、金利商品、商品、株式の個別銘柄、株価指数およびその他の指数を無制限に含む、広範囲の多様な金融商品市場に関連するものである。
トレーディング・アドバイザー	Transtrend B.V.

投資先ファンドの名称	Tewksbury Investment Fund Ltd.
運用の基本方針	Tewksbury Investment Fund Ltd.は、広くかつ実質的に制限なく各種の金融商品の取引および投資を行い、広範な種々の市場環境および景気循環を通じ、優れたリスク調整済リターンを獲得することを目的とする。
投資対象	ポートフォリオ・マネジャーは、定量分析に加えてファンダメンタルズなリサーチに基づき、広い範囲の有価証券、デリバティブおよびその他の資産のロングおよびショートポジションを構築し、独自の投資戦略を実行する。投資対象、取引することのできる市場もしくは戦略またはそれらを実行するために利用される仕組みおよび投資ビークルに、実質的な制限は課されていない。
投資運用会社	Stevens Capital Management LP

【別紙D】

定義

別途定義されていない本書中の用語は、文脈上必要な場合、信託証書において当該用語に付された意味を有するものとし、またこれを条件として、以下の用語および語句は下記の通りの意味を有する。

「投資対象保有会社」	ファンドに関して、当該ファンドの投資資産の保有という特定目的のために設立された完全所有子会社をいう。
「デュー・デリジェンス」	様々なヘッジ・ファンドのマネジャーの運用体制、リソース、リスク要因、顧客サービス等を分析するため投資顧問会社により用いられる評価方法をいう。
「適格投資家」	「適格投資家」の見出しのスキームの詳細を記載した項に記載された意味をもつ。
「ユーロ」	単一の欧州通貨単位をいう。
「ファンド」	ユニ・フォリオのサブ・ファンドをいい、信託証書に別段の記載がない限り、ユニ・フォリオのサブ・ファンドのすべてのクラスを含む。
「ファンド概要」	各ファンドに関する特定情報を記載した各ファンド情報中の文節を指す。
「ファンド証書」	各ファンドの設定に関する管理会社と受託会社間の信託証書の補遺をいう。
「ヘッジ・ファンド」	ファンド・マネジャーが選択できる商品および戦略に関する高度な柔軟性を主な特徴とするオルタナティブ投資をいう。ヘッジ・ファンドはデリバティブ商品、空売りおよびレバレッジを頻繁に利用する。
「ハイ・ウォーターマーク」	従前の損失が全額回収された後の利益のみにつき成功報酬が支払われることを確保することが企図された費用計算方法をいう。
「HSBCグループ」	連合王国において設立された会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーの子会社または関連会社をいう。
「インデックス」	各ファンド・セクションの「ハードルレート」の見出しの下に記載されているインデックスをいう。
「投資先ファンド」	アドバンテージ・ファンズの投資顧問会社が、アドバンテージ・ファンズの資産を配分したファンドをいう。
「投資適格」	スタンダード・アンド・プアーズによりBBB以上またはいずれかの公認の信用格付機関により同等の格付を付与された銘柄をいう。
「投資戦略」	ヘッジ・ファンドにより用いられる資産運用方法をいう。

「レバレッジ効果」	マーケット・エクスポージャーの引上げを目的とする金融商品資産の担保差入れを含む投資戦略をいう。先物およびオプション等のデリバティブの活用も、同様の効果を有する。
「ロング」	値上がりから利益を得る目的で金融資産を保有する投資家のポジションをいう。
「ショート」	より低い価格で買い戻し、これにより値下がりから利益を得る目的で借入資産を売却する投資家のポジションをいう。
「空売り」	より低い価格で買い戻し、これにより値下がりから利益を得ることを目的とする借入資産の売却をいう。
「信託証書」	「リパブリック・ユニ・フォリオ」(現在は「HSBC ユニ・フォリオ」)の名称でアンブレラ型ユニット・トラストを設立するための平成11年7月23日付信託証書をいう。
「ユニ・フォリオ」	HSBC ユニ・フォリオをいう。
「米国人」	1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義されている「米国人」をいい、以下のものを含む。()米国の居住者である一切の自然人、()米国の法律に基づいて設立されたすべてのパートナーシップまたは会社、()遺言執行者または財産管理人が米国人である一切の遺産、()受託会社が米国人である一切の信託、()米国に所在している外国の法主体の代理機関または支店、()ディーラーまたは他の受託会社が、米国人のためまたは米国人の口座で保有している一切の非一任勘定または類似の勘定(遺産または信託を除く。)、()米国で組織、設立されたか、または米国の居住者(個人の場合)であるディーラーまたは他の受託会社が保有している一切の一任勘定または類似の勘定(遺産または信託を除く。)、()以下に該当する一切のパートナーシップまたは会社で(A)米国以外の法域の法律に基づいて設立されたもので、かつ(B)証券法に基づいて登録されていない有価証券に投資することを主な目的として米国人によって設立されたもの。ただし、自然人、遺産、信託ではない適格投資家(証券法の規則501(a)に定義されている通り)が設立し、所有しているものを除く。

独立監査人報告書

HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドの受益者各位

我々は、総収益計算書、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書および関連する注記で構成される、2010年7月31日終了年度のHSBCアジア・アドバンテージ・ファンド(以下「ファンド」という。)の財務書類を監査した。当該財務書類は、それらに記載される会計方針に基づいて作成されている。

本報告書は、1990年集団投資スキーム(クラスB)規則の規則4.02(3)に準拠して、一体としてのファンドの受益者だけのために作成される。我々の監査業務は、我々がファンドの受益者に対し、監査報告書への記載が要求されている事項について述べるためにのみ実施される。法律により認められる限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書および我々が形成する意見について、ファンドおよび一体としてのファンドの受益者以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

管理会社および監査人のそれぞれの責任範囲

管理会社は、管理会社の責任についての報告書に記載されているように、適用されるガーンジーの法律および英国会計基準に準拠した管理会社報告書および財務書類の作成について責任を負っている。

我々の責任は、関連する法律および規制上の要件ならびに国際監査基準(英国およびアイルランド)に準拠して財務書類を監査することである。

我々は、財務書類が真実かつ公正に表示されているかならびに1990年集団投資スキーム(クラスB)規則および主要書類に準拠して適正に作成されているかについて、貴殿に我々の意見を報告する。我々はまた、我々の意見により、ファンドが適切に帳簿を記帳していないとき、または我々が監査に必要な情報および説明のすべてを入手できなかったとき、貴殿に報告する。

我々は、財務書類に付随するその他の情報を理解し、財務書類と矛盾がないかについて検討する。我々は、明白な虚偽記載または財務書類との重大な不一致に気付いた場合、我々の報告書に対する影響を検討する。

監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準(英国およびアイルランド)に準拠して監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠の試査による精査を含んでいる。監査はまた、財務書類の作成にあたり管理会社が行った重要な見積りおよび決定の査定ならびに会計方針はファンドの状況に適合し、継続して適用されたまた十分に開示されているかどうかの査定を含んでいる。

我々は、本財務書類に詐欺またはその他の不正行為もしくは間違いによる重要な虚偽記載のないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し、実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は、財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性についても評価した。

意見

我々は、本財務書類は、2010年7月31日現在のファンドの状態および同日をもって終了した年度の実績を、英国会計基準に準拠して真実かつ公正に表示しており、また1990年集団投資スキーム(クラスB)規則および主要書類に準拠して適正に作成されているものと認める。

[署名]

ケーピーエムジー チャンネル アイランズ リミテッド

ガーンジー

日付：2010年11月17日

[次へ](#)

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE SHAREHOLDERS OF HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

We have audited the financial statements of HSBC Asian AdvantEdge Fund (the "Fund") for the year ended 31 July 2010 which comprise of the Statement of Total Return, the Statement of Movement in Net Assets Attributable to the Holders of Redeemable Participating Shares, the Balance Sheet, the Cash Flow Statement and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

This report is made solely to the Fund's shareholders, as a body, in accordance with Rule 4.02(3) of the Collective Investment Scheme (Class B) Rules 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Fund's shareholders those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Fund's shareholders as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of Manager and Auditors

The Manager is responsible for preparing the Manager's report and the financial statements in accordance with applicable Guernsey law and UK Accounting Standards, as set out in the Statement of Manager's Responsibilities on page 5.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and are properly prepared in accordance with the Collective Investment Schemes (Class B) Rules 1990 and the principal documents. We also report to you if, in our opinion, the Fund has not kept proper accounting records, or if we have not received all the information and explanations we require for our audit.

We read the other information accompanying the financial statements and consider whether it is consistent with those statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Fund's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with UK Accounting Standards, of the state of the Fund ' s affairs as at 31 July 2010 and of its result for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the Collective Investment Schemes (Class B) Rules 1990 and the principal documents.

KPMG Channel Islands Limited

Guernsey

Date: 17 November 2010

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人報告書

HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドの受益者各位

我々は、総収益計算書、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書および関連する注記で構成される、2010年7月31日終了年度のHSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド(以下「ファンド」という。)の財務書類を監査した。当該財務書類は、それらに記載される会計方針に基づいて作成されている。

本報告書は、1990年集団投資スキーム(クラスB)規則の規則4.02(3)に準拠して、一体としてのファンドの受益者だけのために作成される。我々の監査業務は、我々がファンドの受益者に対し、監査報告書への記載が要求されている事項について述べるためにのみ実施される。法律により認められる限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書および我々が形成する意見について、ファンドおよび一体としてのファンドの受益者以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

管理会社および監査人のそれぞれの責任範囲

管理会社は、管理会社の責任についての報告書に記載されているように、適用されるガーンジーの法律および英国会計基準に準拠した管理会社報告書および財務書類の作成について責任を負っている。

我々の責任は、関連する法律および規制上の要件ならびに国際監査基準(英国およびアイルランド)に準拠して財務書類を監査することである。

我々は、財務書類が真実かつ公正に表示されているかならびに1990年集団投資スキーム(クラスB)規則および主要書類に準拠して適正に作成されているかについて、貴殿に我々の意見を報告する。我々はまた、我々の意見により、ファンドが適切に帳簿を記帳していないとき、または我々が監査に必要な情報および説明のすべてを入手できなかったとき、貴殿に報告する。

我々は、財務書類に付随するその他の情報を理解し、財務書類と矛盾がないかについて検討する。我々は、明白な虚偽記載または財務書類との重大な不一致に気付いた場合、我々の報告書に対する影響を検討する。

監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準(英国およびアイルランド)に準拠して監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠の試査による精査を含んでいる。監査はまた、財務書類の作成にあたり管理会社が行った重要な見積りおよび決定の査定ならびに会計方針はファンドの状況に適合し、継続して適用されまた十分に開示されているかどうかの査定を含んでいる。

我々は、本財務書類に詐欺またはその他の不正行為もしくは間違いによる重要な虚偽記載のないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し、実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は、財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性についても評価した。

意見

我々は、本財務書類は、2010年7月31日現在のファンドの状態および同日をもって終了した年度の実績を、英国会計基準に準拠して真実かつ公正に表示しており、また1990年集団投資スキーム(クラスB)規則および主要書類に準拠して適正に作成されているものと認める。

[署名]

ケーピーエムジー チャンネル アイランズ リミテッド

ガーンジー

日付：2010年11月17日

[次へ](#)

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND
INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE SHAREHOLDERS OF HSBC EMERGING ADVANTEDGE
FUND

We have audited the financial statements of HSBC Emerging AdvantEdge Fund (the "Fund") for the year ended 31 July 2010 which comprise of the Statement of Total Return, the Statement of Movement in Net Assets Attributable to the Holders of Redeemable Participating Shares, the Balance Sheet, the Cash Flow Statement and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

This report is made solely to the Fund's shareholders, as a body, in accordance with Rule 4.02(3) of the Collective Investment Scheme (Class B) Rules 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Fund's shareholders those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Fund's shareholders as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of Manager and Auditors

The Manager is responsible for preparing the Manager's report and the financial statements in accordance with applicable Guernsey law and UK Accounting Standards, as set out in the Statement of Manager's Responsibilities on page 5.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and are properly prepared in accordance with the Collective Investment Schemes (Class B) Rules 1990 and the principal documents. We also report to you if, in our opinion, the Fund has not kept proper accounting records, or if we have not received all the information and explanations we require for our audit.

We read the other information accompanying the financial statements and consider whether it is consistent with those statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Fund's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with UK Accounting Standards, of the state of the Fund ' s affairs as at 31 July 2010 and of its result for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the Collective Investment Schemes (Class B) Rules 1990 and the principal documents.

KPMG Channel Islands Limited

Guernsey

Date: 17 November 2010

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人報告書

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの受益者各位

我々は、総収益計算書、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書、貸借対照表および関連する注記で構成される、2010年7月31日終了年度のHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド（以下「ファンド」という。）の財務書類を監査した。当該財務書類は、それらに記載される会計方針に基づいて作成されている。

本報告書は、1990年集団投資スキーム（クラスB）規則の規則4.02(3)に準拠して、一体としてのファンドの受益者だけのために作成される。我々の監査業務は、我々がファンドの受益者に対し、監査報告書への記載が要求されている事項について述べるためにのみ実施される。法律により認められる限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書および我々が形成する意見について、ファンドおよび一体としてのファンドの受益者以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

管理会社および監査人のそれぞれの責任範囲

管理会社は、管理会社の責任についての報告書に記載されているように、適用されるガーンジーの法律および英国会計基準に準拠した管理会社報告書および財務書類の作成について責任を負っている。

我々の責任は、関連する法律および規制上の要件ならびに国際監査基準（英国およびアイルランド）に準拠して財務書類を監査することである。

我々は、財務書類が真実かつ公正に表示されているかならびに1990年集団投資スキーム（クラスB）規則および主要書類に準拠して適正に作成されているかについて、貴殿に我々の意見を報告する。我々はまた、我々の意見により、ファンドが適切に帳簿を記帳していないとき、または我々が監査に必要な情報および説明のすべてを入手できなかったとき、貴殿に報告する。

我々は、財務書類に付随するその他の情報を理解し、財務書類と矛盾がないかについて検討する。我々は、明白な虚偽記載または財務書類との重大な不一致に気付いた場合、我々の報告書に対する影響を検討する。

監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（英国およびアイルランド）に準拠して監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠の試査による精査を含んでいる。監査はまた、財務書類の作成にあたり管理会社が行った重要な見積りおよび決定の査定ならびに会計方針はファンドの状況に適合し、継続して適用されまた十分に開示されているかどうかの査定を含んでいる。

我々は、本財務書類に詐欺またはその他の不正行為もしくは間違いによる重要な虚偽記載のないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し、実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は、財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性についても評価した。

意見

我々は、本財務書類は、2010年7月31日現在のファンドの状態および同日をもって終了した年度の実績を、英国会計基準に準拠して真実かつ公正に表示しており、また1990年集団投資スキーム（クラスB）規則および主要書類に準拠して適正に作成されているものと認める。

[署名]

ケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッド
ガーンジー

日付：2010年11月17日

[次へ](#)

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE SHAREHOLDERS OF HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

We have audited the financial statements of HSBC Trading AdvantEdge Fund (the "Fund") for the year ended 31 July 2010 which comprise of the Statement of Total Return, the Statement of Movement in Net Assets Attributable to the Holders of Redeemable Participating Shares, the Balance Sheet, and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

This report is made solely to the Fund's shareholders, as a body, in accordance with Rule 4.02(3) of the Collective Investment Scheme (Class B) Rules 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Fund's shareholders those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Fund's shareholders as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of Manager and Auditors

The Manager is responsible for preparing the Manager's report and the financial statements in accordance with applicable Guernsey law and UK Accounting Standards, as set out in the Statement of Managers Responsibilities on page 6.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and are properly prepared in accordance with the Collective Investment Schemes (Class B) Rules 1990 and the principal documents. We also report to you if, in our opinion, the Fund has not kept proper accounting records, or if we have not received all the information and explanations we require for our audit.

We read the other information accompanying the financial statements and consider whether it is consistent with those statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Fund's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with UK Accounting Standards, of the state of the Fund ' s affairs as at 31 July 2010 and of its result for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the Collective Investment Schemes (Class B) Rules 1990 and the principal documents.

KPMG Channel Islands Limited

Guernsey

Date: 17 November 2010

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人報告書

HSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッドの株主各位

我々は、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および関連する注記で構成される2009年12月31日終了年度のHSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッド（以下「当会社」という。）の財務書類について監査を行った。これらの財務書類は、当該財務書類に記載される会計方針に基づき作成されている。

本報告書は、2008年ガーンジー会社法第262条に準拠して、一体としての当会社の株主のためだけに作成される。我々の監査業務は、監査報告書において株主に対し述べることを要求されている事柄を当会社の株主に報告するために行われ、それ以外の目的では行われぬ。法律により許容される限りにおいて、我々は、本監査業務、本報告書または表明する意見について、当会社および一体としての当会社の株主以外の誰に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

真正かつ公正な概観を示し、国際財務報告基準に従い、かつ適用あるガーンジー法に適合した財務書類を作成することに関する取締役の責任は、3頁（訳注：原文）の取締役の責任についての報告書に述べられている。

我々の責務は、関連する法令上の要件および国際監査基準（英国およびアイルランド）に準拠して財務書類を監査することである。

財務書類が、真正かつ公正な概観を示しているか、国際財務報告基準に従っているか、また2008年ガーンジー会社法に適合しているかについて、我々は、貴殿に我々の意見を報告する。我々は、我々の意見により、当会社が適正な会計記録を保持していないか、または我々の監査に必要と考える情報および説明をすべて入手していないと判断する場合にも、貴殿に報告する。

我々は、財務書類に添付されているその他の情報を確認し、財務書類と矛盾がないか検討する。我々は、明らかな虚偽記載または財務書類との重大な不一致に気付いた場合には、我々の報告書に対する影響を検討する。

我々はまた、後述の資本計算書を検証し、我々の意見により1988年集団投資スキーム（指定業者）規則第4.02条に詳述されている資本要件が満たされているか否かを検証することを要求されている。

監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（英国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠の試査に基づく検証を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり取締役によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針は当会社の状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた十分に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々は財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

我々の意見では、

- 財務書類は、2009年12月31日現在の当会社の財務状況ならびに同日をもって終了した年度の利益について、真正かつ公正な概観を示しており、
- 国際財務報告基準に従っており、また
- 2008年ガーンジー会社法に適合している。

さらに、我々は後述の資本計算書を検証した。我々の意見では、1988年集団投資スキーム（指定業者）規則第4.02条に詳述されている資本要件は、2009年12月31日現在充足されていた。

〔署名〕

ケーピーエムジー チャネル アイランズ リミテッド

勅許会計士

2010年3月31日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR REPORT TO THE MEMBERS OF HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

We have audited the financial statements of HSBC Management (Guernsey) Limited (the "Company") for the year ended 31 December 2009 which comprise the Statement of Comprehensive Income, the Balance Sheet, the Statement of Changes in Equity, the Cash Flow Statement and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

This report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with section 262 of The Companies (Guernsey) Law, 2008. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of directors and auditors

The Directors' responsibilities for preparing the financial statements which give a true and fair view and are in accordance with International Financial Reporting Standards and are in compliance with applicable Guernsey law are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 3.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view, are in accordance with International Financial Reporting Standards and comply with The Companies (Guernsey) Law, 2008. We also report to you if, in our opinion, the Company has not kept proper accounting records, or if we have not received all the information and explanations we require for our audit.

We read the other information accompanying the financial statements and consider whether it is consistent with those statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements.

We are also required to examine the Statement of Financial Resources set out on page 20 and confirm whether, in our opinion, the financial resources requirement specified in Rule 4.02 of The Collective Investment Schemes (Designated Persons) Rules, 1988 is satisfied.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF
HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED (CONTINUED)

Opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Company's affairs as at 31 December 2009 and of its profit for the year then ended;
- are in accordance with International Financial Reporting Standards; and
- comply with The Companies (Guernsey) Law, 2008.

Furthermore, we have examined the Statement of Financial Resources set out on page 20 and in our opinion the financial resources requirement specified in Rule 4.02 of The Collective Investment Schemes (Designated Persons) Rules, 1988 was satisfied at 31 December 2009.

KPMG Channel Islands Limited

Chartered Accountants

31 March 2010

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人報告書

HSBCアジア・アドバンテージ・ファンドの受益者各位

我々は、総収益計算書、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書および関連する注記で構成される、2011年7月31日終了年度のHSBCアジア・アドバンテージ・ファンド（以下「ファンド」という。）の財務書類を監査した。その作成に当たり適用された財務報告の枠組みは、適用される法律および英国会計基準である。

本報告書は、1990年集団投資スキーム（クラスB）規則の規則4.02(3)に従い、一体としてのファンドの受益者だけのために作成される。我々の監査業務は、我々がファンドの受益者に対し、監査報告書への記載が要求されている事項について述べるためにのみ実施される。法律により認められる限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書および我々が形成する意見について、ファンドおよび一体としてのファンドの受益者以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

管理会社および監査人のそれぞれの責任範囲

5頁（訳注：原文）に記載されている管理会社の責任に関する記述により詳しく説明されるとおり、管理会社は、財務書類の作成および財務書類が真正かつ公正な概観を提供していると確認することについて責任を負っている。我々の責務は、適用される法律および国際監査基準（英国およびアイルランド）に従い、財務書類を監査し、意見を表明することである。我々は、これらの基準により、監査実務審議会（APB）の監査人倫理基準を遵守することを義務付けられている。

財務書類の監査の範囲

監査には、財務書類中の金額および開示について、不正によるか誤謬によるかにかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るために十分な証拠を入手することが含まれる。これには、会計方針がファンドの状況に見合ったものであり、継続して適用されまた十分に開示されているか否かの査定、管理会社によって行われた重要な会計見積りの合理性の査定、および全体的な財務書類の表示に関する査定が含まれる。さらに、我々は、監査済財務書類との重大な不一致を洗い出すために年次報告書のすべての財務情報および財務以外の情報を確認する。我々は、明白で重大な虚偽記載または不一致に気付いた場合には、我々の報告書に対する影響を検討する。

財務書類に関する意見

我々の意見では、本財務書類は、

- 2011年7月31日現在のファンドの財務状況および同日付で終了した年度の実績について、真正かつ公正な概観を提供しており、
- 英国会計基準に準拠しており、また
- 1990年集団投資スキーム（クラスB）規則および主要書類に従って適正に作成されている。

例外的に報告が要求される事項

該当すると我々が認めた場合に契約条項により報告を要求される以下の事項に関して、我々が報告すべき事項はない。

- ファンドが適正な会計記録を保持していない。
- 財務書類が会計記録と整合していない。
- 我々の知りうるかつ、信じる限りにおいて、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を受けていない。

[署名]

ケーピーエムジー チャンネル アイランズ リミテッド
ガーンジー

日付：2011年11月11日

[次へ](#)

HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE SHAREHOLDERS OF HSBC ASIAN ADVANTEDGE FUND

We have audited the financial statements of the HSBC Asian AdvantEdge Fund (the "Fund") for the year ended 31 July 2011 which comprise the Statement of Total Return, the Statement of Movement in Net Assets Attributable to the Holders of Redeemable Participating Shares, the Balance Sheet, the Cash Flow Statement and the related notes. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and United Kingdom Accounting Standards.

This report is made solely to the Fund's shareholders, as a body, in accordance with section rule 4.02(3) of the Collective Investment Schemes (Class B) Rules, 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Fund's shareholders those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Fund's shareholders as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of Manager and Auditor

As explained more fully in the Statement of Manager's Responsibilities set out on page 5, the Manager is responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with applicable law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's (APB's) Ethical Standards for Auditors.

Scope of the audit of the financial statements

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Fund's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the Manager; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the annual report to identify material inconsistencies with the audited financial statements. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Opinion on financial statements

In our opinion the financial statements:

give a true and fair view of the state of the Fund's affairs as at 31 July 2011 and of its result for the year then ended;
are in accordance with United Kingdom Accounting Standards; and
have been properly prepared in accordance with the Collective Investment Schemes (Class B) Rules, 1990 and the principal documents.

Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the following matters where the terms of our engagement require us to report to you if, in our opinion:

the Fund has not kept proper accounting records; or
the financial statements are not in agreement with the accounting records; or
we have not received all the information and explanations, which to the best of our knowledge and belief are necessary for the purpose of our audit.

KPMG Channel Islands Limited
Guernsey

Date: 11 November 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人報告書

HSBCエマージング・アドバンテージ・ファンドの受益者各位

我々は、総収益計算書、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書および関連する注記で構成される、2011年7月31日終了年度のHSBCエマージング・アドバンテージ・ファンド（以下「ファンド」という。）の財務書類を監査した。その作成に当たり適用された財務報告の枠組みは、適用される法律および英国会計基準である。

本報告書は、1990年集団投資スキーム（クラスB）規則の規則4.02(3)に従い、一体としてのファンドの受益者だけのために作成される。我々の監査業務は、我々がファンドの受益者に対し、監査報告書への記載が要求されている事項について述べるためにのみ実施される。法律により認められる限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書および我々が形成する意見について、ファンドおよび一体としてのファンドの受益者以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

管理会社および監査人のそれぞれの責任範囲

5頁（訳注：原文）に記載されている管理会社の責任に関する記述により詳しく説明されるとおり、管理会社は、財務書類の作成および財務書類が真正かつ公正な概観を提供していると確認することについて責任を負っている。我々の責務は、適用される法律および国際監査基準（英国およびアイルランド）に従い、財務書類を監査し、意見を表明することである。我々は、これらの基準により、監査実務審議会（APB）の監査人倫理基準を遵守することを義務付けられている。

財務書類の監査の範囲

監査には、財務書類中の金額および開示について、不正によるか誤謬によるかにかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るために十分な証拠を入手することが含まれる。これには、会計方針がファンドの状況に見合ったものであり、継続して適用されまた十分に開示されているか否かの査定、管理会社によって行われた重要な会計見積の合理性の査定、および全体的な財務書類の表示に関する査定が含まれる。さらに、我々は、監査済財務書類との重大な不一致を洗い出すために年次報告書のすべての財務情報および財務以外の情報を確認する。我々は、明白で重大な虚偽記載または不一致に気付いた場合には、我々の報告書に対する影響を検討する。

財務書類に関する意見

我々の意見では、本財務書類は、

- 2011年7月31日現在のファンドの財務状況および同日付で終了した年度の実績について、真正かつ公正な概観を提供しており、
- 英国会計基準に準拠しており、また
- 1990年集団投資スキーム（クラスB）規則および主要書類に従って適正に作成されている。

例外的に報告が要求される事項

該当すると我々が認めた場合に契約条項により報告を要求される以下の事項に関して、我々が報告すべき事項はない。

- ファンドが適正な会計記録を保持していない。
- 財務書類が会計記録と整合していない。
- 我々の知りうるかつ、信じる限りにおいて、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を受けていない。

[署名]

ケーピーエムジー チャンネル アイランズ リミテッド
ガーンジー

日付：2011年11月11日

[次へ](#)

HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE SHAREHOLDERS OF HSBC EMERGING ADVANTEDGE FUND

We have audited the financial statements of the HSBC Emerging AdvantEdge Fund (the "Fund") for the year ended 31 July 2011 which comprise the Statement of Total Return, the Statement of Movement in Net Assets Attributable to the Holders of Redeemable Participating Shares, the Balance Sheet, the Cash Flow Statement and the related notes. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and United Kingdom Accounting Standards.

This report is made solely to the Fund's shareholders, as a body, in accordance with section rule 4.02(3) of the Collective Investment Schemes (Class B) Rules, 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Fund's shareholders those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Fund's shareholders as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of Manager and Auditor

As explained more fully in the Statement of Manager's Responsibilities set out on page 5, the Manager is responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with applicable law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's (APB's) Ethical Standards for Auditors.

Scope of the audit of the financial statements

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Fund's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the Manager; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the annual report to identify material inconsistencies with the audited financial statements. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Opinion on financial statements

In our opinion the financial statements:

give a true and fair view of the state of the Fund's affairs as at 31 July 2011 and of its result for the year then ended;
are in accordance with United Kingdom Accounting Standards; and
have been properly prepared in accordance with the Collective Investment Schemes (Class B) Rules, 1990 and the principal documents.

Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the following matters where the terms of our engagement require us to report to you if, in our opinion:

the Fund has not kept proper accounting records; or
the financial statements are not in agreement with the accounting records; or
we have not received all the information and explanations, which to the best of our knowledge and belief are necessary for the purpose of our audit.

KPMG Channel Islands Limited
Guernsey

Date: 11 November 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人報告書

HSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンドの受益者各位

我々は、総収益計算書、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書、貸借対照表および関連する注記で構成される、2011年7月31日終了年度のHSBCトレーディング・アドバンテージ・ファンド（以下「ファンド」という。）の財務書類を監査した。その作成に当たり適用された財務報告の枠組みは、適用される法律および英国会計基準である。

本報告書は、1990年集団投資スキーム（クラスB）規則の規則4.02(3)に従い、一体としてのファンドの受益者だけのために作成される。我々の監査業務は、我々がファンドの受益者に対し、監査報告書への記載が要求されている事項について述べるためにのみ実施される。法律により認められる限りにおいて、我々は、我々の監査業務、本報告書および我々が形成する意見について、ファンドおよび一体としてのファンドの受益者以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

管理会社および監査人のそれぞれの責任範囲

5頁（訳注：原文）に記載されている管理会社の責任に関する記述により詳しく説明されるとおり、管理会社は、財務書類の作成および財務書類が真正かつ公正な概観を提供していると確認することについて責任を負っている。我々の責務は、適用される法律および国際監査基準（英国およびアイルランド）に従い、財務書類を監査し、意見を表明することである。我々は、これらの基準により、監査実務審議会（APB）の監査人倫理基準を遵守することを義務付けられている。

財務書類の監査の範囲

監査には、財務書類中の金額および開示について、不正によるか誤謬によるかにかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るために十分な証拠を入手することが含まれる。これには、会計方針がファンドの状況に見合ったものであり、継続して適用されまた十分に開示されているか否かの査定、管理会社によって行われた重要な会計見積の合理性の査定、および全体的な財務書類の表示に関する査定が含まれる。さらに、我々は、監査済財務書類との重大な不一致を洗い出すために年次報告書のすべての財務情報および財務以外の情報を確認する。我々は、明白で重大な虚偽記載または不一致に気付いた場合には、我々の報告書に対する影響を検討する。

財務書類に関する意見

我々の意見では、本財務書類は、

- 2011年7月31日現在のファンドの財務状況および同日付で終了した年度の実績について、真正かつ公正な概観を提供しており、
- 英国会計基準に準拠しており、また
- 1990年集団投資スキーム（クラスB）規則および主要書類に従って適正に作成されている。

例外的に報告が要求される事項

該当すると我々が認めた場合に契約条項により報告を要求される以下の事項に関して、我々が報告すべき事項はない。

- ファンドが適正な会計記録を保持していない。
- 財務書類が会計記録と整合していない。
- 我々の知りうるかつ、信じる限りにおいて、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を受けていない。

[署名]

ケーピーエムジー チャンネル アイランズ リミテッド
ガーンジー

日付：2011年11月11日

[次へ](#)

HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE SHAREHOLDERS OF HSBC TRADING ADVANTEDGE FUND

We have audited the financial statements of the HSBC Trading AdvantEdge Fund (the "Fund") for the year ended 31 July 2011 which comprise the Statement of Total Return, the Statement of Movement in Net Assets Attributable to the Holders of Redeemable Participating Shares, the Balance Sheet, and the related notes. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and United Kingdom Accounting Standards.

This report is made solely to the Fund's shareholders, as a body, in accordance with section rule 4.02(3) of the Collective Investment Schemes (Class B) Rules, 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Fund's shareholders those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Fund and the Fund's shareholders as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of Manager and Auditor

As explained more fully in the Statement of Manager's Responsibilities set out on page 5, the Manager is responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with applicable law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's (APB's) Ethical Standards for Auditors.

Scope of the audit of the financial statements

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Fund's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the Manager; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the annual report to identify material inconsistencies with the audited financial statements. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Opinion on financial statements

In our opinion the financial statements:

give a true and fair view of the state of the Fund's affairs as at 31 July 2011 and of its result for the year then ended;
are in accordance with United Kingdom Accounting Standards; and
have been properly prepared in accordance with the Collective Investment Schemes (Class B) Rules, 1990 and the principal documents.

Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the following matters where the terms of our engagement require us to report to you if, in our opinion:

the Fund has not kept proper accounting records; or
the financial statements are not in agreement with the accounting records; or
we have not received all the information and explanations, which to the best of our knowledge and belief are necessary for the purpose of our audit.

KPMG Channel Islands Limited
Guernsey

Date: 11 November 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人報告書

HSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッドの株主各位

我々は、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および関連する注記で構成される2010年12月31日終了年度のHSBCマネジメント（ガーンジー）リミテッド（以下「当会社」という。）の財務書類について監査を行った。当該財務書類を作成するに当たり適用された財務報告の枠組みは、適用される法律および国際会計基準審議会が発行した国際財務報告基準である。

本報告書は、2008年ガーンジー会社法第262条に準拠して、一体としての当会社の株主のためだけに作成される。我々の監査業務は、監査報告書において株主に対し述べることを要求されている事柄を当会社の株主に報告するために行われ、それ以外の目的では行われず、法律により許容される限りにおいて、我々は、本監査業務、本報告書または表明する意見について、当会社および一体としての当会社の株主以外の誰に対しても責任を負うまたは引受けるものではない。

取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

3頁（訳注：原文）に記載されている取締役の責任に関する記述により詳しく説明されるとおり、取締役は、財務書類の作成および財務書類が真正かつ公正な概観を提供していることについて責任を負っている。我々の責務は、適用される法律および国際監査基準（英国およびアイルランド）に従い、財務書類を監査し、意見を表明することである。我々は、これらの基準により、監査実務審議会（APB）の監査人倫理基準を遵守することを義務付けられている。

財務書類の監査の範囲

監査には、財務書類中の金額および開示について、不正によるか誤謬によるかにかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るために十分な証拠を入手することが含まれる。これには、会計方針が当会社の状況に見合ったものであり、継続して適用されまた十分に開示されているか否かの査定、取締役会によって行われた重要な会計見積りの合理性の査定、および全体的な財務書類の表示に関する査定が含まれる。さらに、我々は、監査済財務書類との重大な不一致を洗い出すために取締役の報告書のすべての財務情報および財務以外の情報を確認する。我々は、明白で重大な虚偽記載または不一致に気付いた場合には、我々の報告書に対する影響を検討する。

財務書類に関する意見

我々の意見では、財務書類は、

- 2010年12月31日現在の当会社の財務状況ならびに同日をもって終了した年度の利益について、真正かつ公正な概観を提供しており、
- IASBが発行した国際財務報告基準に従っており、また
- 2008年ガーンジー会社法に適合している。

その他の事項に関する意見

さらに、我々は18頁（訳注：原文）の資本計算書を検証した。我々の意見では、2010年免許業者（資本適性度）規則第2条に定められている資本要件は、2010年12月31日現在充足されていた。

例外的に報告が要求される事項

該当すると我々が認めた場合に2008年ガーンジー会社法により報告を要求される以下の事項に関して、我々が報告すべき事項はない。

- 当会社が適正な会計記録を保持していない。
- 財務書類が会計記録と整合していない。
- 我々の知りうるかつ、信じる限りにおいて、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を受けていない。

[署名]

ケーピーエムジー チャンネル アイランズ リミテッド

勅許会計士

2011年4月21日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF
HSBC MANAGEMENT (GUERNSEY) LIMITED

We have audited the financial statements of HSBC Management (Guernsey) Limited (the "Company") for the year ended 31 December 2010 which comprise the statement of comprehensive income, balance sheet, statement of changes in equity, cash flow statement and the related notes. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is applicable law and International Financial Reporting Standards as issued by the IASB.

This report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with section 262 of the Companies (Guernsey) Law, 2008. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of directors and auditor

As explained more fully in the Statement of Directors' Responsibilities set out on page 3, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with applicable law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's (APB's) Ethical Standards for Auditors.

Scope of the audit of the financial statements

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the Board of Directors; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the report of the Directors to identify material inconsistencies with the audited financial statements. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Opinion on financial statements

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Company's affairs as at 31 December 2010 and of its profit for the year then ended;
- are in accordance with International Financial Reporting Standards as issued by the IASB;
- and
- comply with the Companies (Guernsey) Law, 2008

Opinion on other matters

We have examined the statement of financial resources set out on page 18 and in our opinion the financial resources requirement specified in Rule 2 of the Licensees (Capital Adequacy) Rules 2010 was satisfied at 31 December 2010.

Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the following matters where the Companies (Guernsey) Law 2008 requires us to report to you if, in our opinion:

- the Company has not kept proper accounting records, or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records and
- we have not received all the information and explanations, which to the best of our knowledge and belief are necessary for the purpose of our audit.

KPMG Channel Islands Limited
Chartered Accountants

21 April 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。